

日本獣医師会小動物臨床部会
小動物臨床委員会報告

小動物獣医療提供体制の発展に向けて

(チーム獣医療提供体制推進と家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化)

平成 29 年 6 月

公益社団法人 日本獣医師会

目 次

1 はじめに	2
2 チーム獣医療提供体制推進における獣医師と認定動物看護師の役割	2
(1) チーム獣医療の普及と本会におけるこれまでの検討の経過	2
(2) 国における対応	3
(3) 事業別ロードマップに基づく対応	6
(4) 認定動物看護師の認知向上と資格取得機会多様化の必要性	8
(5) 関係職域団体、認定団体及び本会が今後取り組むべき事項	8
3 家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化に向けた取り組み	10
(1) 家庭飼育動物の頭数減少と獣医師及び獣医師会に期待される役割	10
(2) 今後対応すべき課題	11
(3) 獣医師及び獣医師会による取り組みの例	11
4 おわりに	12

参考資料 (別冊)

小動物獣医療提供体制の発展に向けて

(チーム獣医療提供体制推進と家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化)

1 はじめに

犬・猫の飼育頭数減少によりペット関連産業における市場環境が変化する中、小動物臨床分野を巡る課題は多岐に渡っている。前期の小動物臨床委員会においては、①卒後臨床研修制度の在り方、新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応、②家庭飼育動物の飼い主の意識調査、診療料金等の検証、③認定動物看護師の公的資格化に向けた対応、④小動物獣医療開業ガイドラインの策定、の4つをテーマとして検討を行い、報告書を取りまとめた。特に重要課題とされた認定動物看護師の公的資格化については、本会は平成27年に活動計画としてのロードマップを策定し、将来の国家資格化を目指すこととされた。

これらの小動物獣医療を巡る諸課題の中で、今期の小動物臨床委員会では、以下の2つのテーマについて、委員会を3回（平成27年10月20日、平成28年11月22日、平成29年5月12日）開催し、検討した。

[小動物臨床委員会の検討テーマ]

- ① チーム獣医療提供体制推進における獣医師と認定動物看護師の役割
- ② 家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化への取組み

このうち、①については、これまでの経緯を踏まえつつ、将来の国家資格化に向けて関係者が努力すべき事柄を整理した。②については、今後取り組むべき対応と具体的な取組みの例を示した。ここにそれぞれのテーマに対する検討結果を報告する。

2 チーム獣医療提供体制推進における獣医師と認定動物看護師の役割

(1) チーム獣医療の普及と本会におけるこれまでの検討の経過

小動物診療の分野においては、全国の小動物診療施設の82%が動物看護師を雇用しているように、獣医師と獣医療補助者が連携して動物診療にあたるチーム獣医療が不可欠となっている。

日本獣医師会においては、昭和62年にAHT制度検討委員会を設置して以降、平成18年の動物診療補助専門職検討委員会の設置、平成21年の動

動物看護職制度在り方検討委員会の設置等、動物診療補助専門職としての動物看護師の在り方に関する検討を続けてきた。

平成 23 年には、動物看護職制度在り方検討委員会において、民間の動物看護師認定主要 5 団体、動物看護師養成機関、日本動物看護職協会及び地方獣医師会関係者等による以下の基本合意が行われた。

ア 現状の動物看護師の知識・技術の高位平準化対策として、動物看護師の養成のための教育課程の斉一化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一の実施による「認定動物看護師制」への移行を図ること。

イ アの結果を踏まえ、専門職としての獣医療従事者に係る新たな公的資格制度の創設に向けての法整備（①動物看護専門職としての業務の範囲の明確化、②業務の範囲に見合う人材養成条件の整備、③国家試験による免許の付与など）を働きかけること。

ウ 以上を推進することにより、チーム獣医療提供のための獣医師と獣医療従事者との役割分担と連携による獣医療の質保証と獣医療専門職としての処遇の確保・就業環境の整備に資すること。

一方、本会は、動物看護職の職域団体、認定団体の設立支援も行い、平成 21 年には一般社団法人日本動物看護職協会が、平成 23 年には動物看護師統一認定機構（平成 28 年に「一般財団法人動物看護師統一認定機構」に名称変更）が設立された。

全国動物保健看護系大学協会、（一社）全国動物教育協会、（一社）日本動物看護職協会、（一財）動物看護師統一認定機構等の動物看護師養成・認定機関による動物診療補助専門職の知識・技術等の高位平準化に向けた取組みが進められた結果、平成 24 年 2 月に、初の動物看護師統一認定試験が実施され、合格者に動物看護師統一認定機構から「認定動物看護師」資格が付与された。その後、平成 29 年 2 月までに合計 6 回の動物看護師統一認定試験が実施され、平成 29 年 4 月 7 日現在の認定動物看護師登録者数は 17,489 名となっている。

以上のとおり、上記のアの取組については、本会を含めた関係団体の尽力により、相当程度の進展が見られている。

（2）国における対応

農林水産省、環境省等においては、動物看護師に関する以下の取りまとめ等が行われており、動物看護師の国家資格化につながる内容が示されている。

ア 農林水産省「小動物獣医療に関する検討会」において「獣医療補助者について」検討・取りまとめが行われた（平成 17 年）。

イ 平成 32 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護師などの獣医療に携る他分野専門職との連携の必要性と、動物看護師の地位や身分の確立、動物看護師に必要な知識・技能の高位平準化の必要性」が明記された（平成 22 年）。（資料 1：獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針）

ウ 口蹄疫対策検証委員会報告に「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること」が明示された（平成 22 年）。

エ 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成 23 年公布）の付帯決議において「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること」が盛り込まれた。（資料 2：家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

オ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年公布）の附帯決議において「動物看護師については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと」が盛り込まれた。（資料 3：動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

一方、これらについて、取りまとめや法改正等が行われた後にどのような検討及び対応がなされたかについては検証されていない。今後、各事項について進展・成果を確認し、必要に応じ関係機関等への働きかけを強化する必要がある。

[資料 1]
獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（抜粋）
（平成 22 年 8 月 農林水産省）
第 1 獣医療の提供に関する基本的な方向
1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について
（中略）
（2）高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり
犬、猫等の家庭で飼育する小動物に対する獣医療については、国民

の動物愛護思想の普及等に伴い、小動物の飼育世帯数が依然として増加傾向にあり、国民生活における小動物の位置付けは、更に向上している。このような中で、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化する一方、人獣共通感染症対策の観点から飼育者の飼育責任についてもその更なる強化の必要性が高まっている。

このような飼育者のニーズに応じる形で、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や、小動物分野を中心に、核医学等の最先端医療技術や高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められている。

高度な獣医療の提供については、畜産業の現場からも、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、最新の診断技術や治療方法の積極的な導入について要請が高まっている。

小動物分野、産業動物分野等の獣医療の現場において、獣医師による高度かつ多様な診療技術の提供が求められており、このためには、獣医師と、動物看護職、検査技師、家畜人工授精師、削蹄師、装蹄師等の獣医療に携わる他分野専門職との連携の必要性が高まってきている。このような中で、動物看護職については、専門教育のレベルが必ずしも一定の水準以上ではなく、また、地位や身分、処遇についても不安定であるといった課題が指摘されている。

(後略)

2 基本方針の重要事項

(中略)

(2) 良質かつ適切な獣医療の提供に向けた獣医師と他の関係者との連携・協力の推進

獣医師、動物看護職等の獣医療に携わる他分野専門職及び飼育者との連携・協力のあり方について、獣医師が組織する団体等において検討する等により、飼育者のニーズに対応した、より質の高い獣医療の提供に向けた取組を推進する。

(後略)

4 小動物分野における獣医療の確保

(中略)

(2) 小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の整備を図っていくためには、動物看護職の地位や身分の確立が必要である。このため、まず、将来的な統一資格化に向け、獣医師が組織する団体、関係団体等が中心となって、動物看護職に必要な技能・知識を高位平準化するための検討の促進を図る。

(後略)

[資料 2]

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

（平成 23 年 3 月 22 日衆議院農林水産委員会）

（平成 23 年 3 月 25 日参議院農林水産委員会）

（前略）

十二 国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を実効あるものとするため、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研修の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。

（後略）

[資料 3]

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

（平成 24 年 8 月 28 日衆議院環境委員会）

（平成 24 年 8 月 28 日参議院環境委員会）

（前略）

四、動物看護師（仮称）については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。

（後略）

（3）事業別ロードマップに基づく対応

日本獣医師会は平成 27 年、認定動物看護師の公的資格化に向けたロードマップを策定した。この中で、動物看護師の国家資格化に向けて、まずは獣医師法施行 70 周年、(一社)日本動物看護職協会設立 10 周年となる平成 31 年を目標に、認定動物看護師による一部獣医療行為の役割分担の容認を掲げている。具体的には、農林水産省による通知等による見解の提示、平成 42 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」への明示を求めていくことが示された。

この通知等による見解の提示については、「獣医学生の臨床実習における獣医師法第 17 条の適用について」（平成 22 年 6 月 30 日付け畜水産安全管理課長通知）で示された一定条件を満たせば無免許獣医業罪は適用されないとする法令解釈に準ずるものが想定されていた。しかし、今期の検討過程

において、上記通知の趣旨は「獣医学生が臨床実習において行う診療行為が、獣医学教育の一環として新規獣医師の資質向上に資するものであれば、獣医師法の目的に合致する」というものであり、動物看護師について同様の対応は困難であることが明らかとなった。

このため、当面は平成 31 年度に取りまとめが見込まれる「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」において、動物看護師が担うことができる獣医療行為の内容や条件等の明確な記載をどのように実現していくかが課題となる。その前提として、まずは獣医師と動物看護師の役割分担に関する獣医師法との関係を整理しなければならない。その際には、以下の点に留意する必要がある。

ア 一定の質を保証された動物診療補助専門職としての認定動物看護師が存在していること。

イ 認定動物看護師が担う業務は、動物診療における受診動物の療養上の世話又は診療の補助であること。

ウ 認定動物看護師が行うことができる診療補助行為については、動物看護師養成機関において十分な教育がなされることを前提に、動物に対する侵襲性の低い獣医療行為について獣医師の指導・監督の下で行うものとする。具体的な診療補助行為の内容については、平成 27 年 6 月に本委員会の認定動物看護師制度ワーキンググループが取りまとめた報告書「家庭動物診療における認定動物看護師のあり方」に基づき、次の行為が盛り込まれること。

- (ア) 問診や診療簿の記載補助
- (イ) 一般看護及び特殊看護（ICU 等）
- (ウ) 飼い主に対する病態説明
- (エ) 臨床検査（尿検査、血液検査、血液化学検査など）
- (オ) 外科領域の器具の取扱いと滅菌及び動物の術野の消毒処置
- (カ) 動物医療機器を用いた各種検査（心電図、X 線撮影など）
- (キ) 採血、採尿などの採材
- (ク) 獣医師の処方に基づく投薬
- (ケ) スケーリング等の歯科処置（抜歯は除く。）
- (コ) 麻酔時におけるモニター管理と記録

一方、「動物の愛護及び管理に関する法律」の附則第 15 条においては、政府は平成 30 年度を目途として所要の措置を講ずることと規定されている。平成 24 年の同法改正の際には、(2) のオに記載したとおりの附帯決議がなされている。したがって、同法改正の検討に当たっては、マイクロチップ装着の義務付け等の検討と併せ、認定動物看護師の国家資格化の動き

についても注視しつつ、環境省等の関係機関に適宜要請を行っていく必要がある。そのためにも、獣医師と認定動物看護師等との適切な役割分担と連携によるチーム獣医療体制の確立が急がれる。

(4) 認定動物看護師の認知向上と資格取得機会多様化の必要性

平成28年に獣医療提供体制整備推進協議会が実施した動物看護師の役割と認知度に関する実態調査においては、動物病院で診療の補助を行う人の存在を認知している人が犬猫飼育者で57.5%、非飼育者で10.4%であり、「認定動物看護師」という呼称を認知している人は犬猫飼育者の16.7%、非飼育者の7.6%にとどまっていた。このため、獣医師と動物看護師の役割分担によるチーム獣医療提供体制の整備に向け、小動物診療現場における飼育者への理解醸成及び社会的理解の一層の向上が必要である。

また、動物看護師統一認定試験については、(一財)動物看護師統一認定機構が認定したカリキュラムを履修することが受験の条件となっている。委員会の検討において、その結果として認定動物看護師養成機関の寡占化や地域偏在等の要因となっているのではないかとの懸念が示された。本件については、事実関係を確認するとともに、動物看護師統一認定試験の本来の目的を損なうことがないよう留意しつつ、必要に応じて受験資格の多様化の可能性についても検討する。

(5) 関係職域団体、認定団体及び本会が今後取り組むべき事項

認定動物看護師の国家資格化を目指すためには、関係職域団体である(一社)日本動物看護職協会、認定団体である(一財)動物看護師統一認定機構、動物看護師養成団体・機関及び獣医師が組織する団体である本会が、それぞれの役割に応じ、相互の密接な連携協力のもとに活動を継続することが必要である。委員会において整理した関係者それぞれが取り組むべき事項を以下に示す。

ア (一社) 日本動物看護職協会が主に取り組むべき事項

(ア) 認定動物看護師の国家資格化に向け、動物看護師が組織する職能団体として主体的に活動すること。活動にあたっては、関係省庁とともに以下の各機関・団体との密接な連携を確保すること。

- a 動物看護師を養成する大学や専門学校等の教育機関
- b (一財) 動物看護師統一認定機構
- c (公社) 日本獣医学会
- d (公社) 日本獣医師会

(イ) チーム獣医療において、獣医師の指導監督のもと、認定動物看護師が一部の獣医療行為を担うことについて、(3)のウの内容を念頭に、前述の

関係機関・団体の協力を得て具体的検討を行うこと。

(ウ) 動物診療において診療の補助を行う者としての地位を確立し、国家資格化に向けた国民の合意形成を進めるため、以下について実効性ある具体的取組みを行うこと。

- a 認定動物看護師の社会的認知の向上
- b 認定動物看護師のスキルアップ
- c 認定動物看護師の処遇改善

イ (一財) 動物看護師統一認定機構が主に取り組むべき事項

(ア) 認定動物看護師の質保証を担う機関として、その養成及び認定に係る以下の事項について、対応と結果の公表を進めること。

- a 動物看護師統一認定試験の質保証
- b 動物看護師養成機関の質保証
- c 動物看護師の養成及び認定に係る第三者評価の実施と評価の検証
- d コアカリキュラムの整備・充実

(イ) 現在、認定養成機関のカリキュラム修了者にのみ与えられている動物看護師統一認定試験受験資格について、試験本来の目的を損なうことがないよう留意しつつ、海外で教育を受けた者等に対し、必要に応じて動物看護師統一認定試験受験要件の多様化を検討すること。なお、検討する場合の受験要件の例を以下に示す。

- a 動物診療施設における一定期間以上の実務経験があること
- b 海外の養成機関等において、国内の認定カリキュラムと同等の、十分な教育を受けていること
- c 予備試験等を実施し、一定の成績を修めていること

ウ 公益社団法人日本獣医師会が主に取り組むべき事項

(ア) 認定動物看護師の国家資格化の推進に向け、獣医師及び国民の理解醸成のため、以下の事項に取り組むこと。

- a 動物診療施設の開設者に向けた認定動物看護師の積極的な雇用の呼びかけ
- b 認定動物看護師資格保持者の差別化と就業モチベーション向上のための取組み
- c 適正なチーム獣医療提供の推進に係る普及啓発活動

(イ) (一社) 日本動物看護職協会及び(一財) 動物看護師統一認定機構と連携し、検討への参画や関係機関等に対する要請活動等、認定動物看護師の国家資格化に向けた活動を行うこと。

(ウ) 産業動物診療分野における動物看護師の公的資格化については、畜産現場の状況を踏まえると、現状では困難と判断される。この分野におけるチーム獣医療の在り方については、今後における我が国畜産の動向及び獣医療に対する社会的ニーズを踏まえつつ関係職域別部会に検討を委ねること。

(エ) 認定動物看護師の国家資格化に際して、法令が制定又は改正されることにより業務独占が規定された場合に、認定動物看護師以外の診療補助職者の業務の在り方、認定動物看護師を含む必要な診療補助職者の確保、認定動物看護師等の労働の形態・条件の整備、動物診療施設における円滑なチーム獣医療への移行方策等についても検討すること。

なお、上記アからウの事項については、平成 29 年 2 月 10 日に（一社）日本動物看護職協会内に「認定動物看護師地位向上推進協議会」が設置され、本会等が構成団体として参画して検討が進められており、同協会と本会における積極的な検討により、迅速かつ有効な成果が得られることが期待される。

参考資料 1：認定動物看護師の公的資格化関係業務についての検討ロードマップ（平成 27~31 年度）

参考資料 2：認定動物看護師のライフステージ別ロールモデル

参考資料 3：「認定動物看護師の役割と業務に関する実態調査」結果

3 家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化に向けた取り組み

(1) 家庭飼育動物の頭数減少と獣医師及び獣医師会に期待される役割

家庭での犬猫の飼育頭数は、平成 20 年の約 2400 万頭をピークに減少傾向にある。平成 28 年は約 1973 万頭(犬 9,878 千頭、猫 9,847 千頭。ペットフード協会調べ)であり、ピーク時と比較して 2 割近く減少している。

この要因としては、飼育者の高齢化、集合住宅におけるペット飼育の禁止、生活様式の多様化等が挙げられている。将来的な人口減少が予測される中、今後ますます家庭動物飼育頭数は減少することが予想される。

一方、高齢者のペット飼育について、動物とともに暮らすことが人の健康寿命の増進に寄与するとの見方もある。また、小学校における動物飼育の効果に示されるように、動物の飼育は子供達の心の成長の一助となると言われている。

獣医師は、動物の健康を守ることを通じ、動物飼育の素晴らしさを広く

伝え、健康で充実した社会生活の維持に大きな役割を果たすことができる。

本会は、定款第3条において、人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献することを目的に掲げている。日本獣医師会は、今後とも積極的に家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化に向けた取組みを推進する必要がある。

(2) 今後対応すべき課題

家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化に向け、以下の事項に対応する必要がある。

- ア 動物とともに暮らすことの効用に関する一般市民への普及推進
- イ 新たに動物を飼育することに対する不安を解消するためのサポート体制の構築
- ウ 高齢や病気等の理由により飼育者が動物の世話が困難になった場合の対策の整備
- エ 高齢の飼育者に対する獣医療に関するインフォームド・コンセント等の在り方

(3) 獣医師及び獣医師会による取組みの例

(2) に示した課題に対し、獣医師及び獣医師会が行う実践的対応として委員会で検討されたものを例示する。直ちに対応可能なものについては早急に実施し、検討を要するものについても実現を目指した対応を直ちに開始することが望まれる。

- ア 動物感謝デー、各地域の動物愛護フェスティバル、インターペットなどの市民向け普及啓発活動を通じたPRの実施
- イ 動物病院における地域の飼育者向け開放日の設置など、一般飼育者が気軽に飼育相談できる環境の整備充実
 - (ア) 飼育相談に関するリーフレットの作成、配布
 - (イ) 獣医師、動物看護師による飼い方やしつけ方に関する相談対応の拡充
 - (ウ) 小規模な地域を単位とした飼育者向けの相談会や交流会の開催
- ウ マンションなどの集合住宅における飼育支援の推進等、住民が組織する管理組合が動物飼育を許容しやすい環境の構築
 - (ア) 動物飼育のためのルール作りの支援
 - (イ) マンションを一つの地域にとらえ、地域の獣医師会が飼育相談や健康相談、予防獣医療の実施等の支援を行うことによる動物飼育の円滑化
- エ 高齢等により飼育が困難になった飼育者の動物の引き取り・譲渡・終生飼養等を行う体制の整備と、その支援業務の実施

オ 治療を行わないこと、安楽死の選択等、やむを得ない事情を含むインフォームド・コンセントについて、書面による様式を活用した丁寧な説明、子どもを含む家族全体の診療への関わり等による診療内容の十分な理解と、引き続き動物を飼育することに対するインセンティブの付与

参考資料 4：獣医師会及び地方自治体における取組み事例等

4 おわりに

今期の委員会においては、①チーム獣医療提供体制推進における獣医師と認定動物看護師の役割、及び②家庭動物飼育による社会生活の充実・健全化への取組みについて、今後の対応をできる限り具体的に示すことを念頭に取りまとめを行った。いずれのテーマも、将来に向けた小動物獣医療の発展に欠かせないものであると同時に、国民の理解が不可欠なものである。ペット関連業界をはじめ関係機関・団体等との密接な連携の下、実効性ある具体的な対応を着実に進めていく必要がある。

本報告書が今後十分に活用されることを期待する。

小動物臨床部会小動物臨床委員会 委員名簿

委員長（小動物臨床部会長）

細井戸 大成 日本獣医師会理事

副委員長

西 間 久 高 北九州市獣医師会会長（西間動物病院院長）

委 員

大 草 潔 仙台市獣医師会会長（大草動物病院院長）

岡 田 俊 夫 石川県獣医師会理事（加賀おかだ動物病院開設者）

川 田 睦 大阪市獣医師会（ネオ・ベッツ代表取締役）

富 永 恵 彦 島根県獣医師会（富永動物病院院長）

中 川 忠 重 徳島県獣医師会理事（中川アニマルクリニック院長）

藤 井 康 一 横浜市獣医師会（藤井動物病院院長）

前 谷 茂 樹 北海道獣医師会理事（まえたに動物病院院長）

安 田 辰 巳 東京都獣医師会理事（安田動物病院院長）

〔 参 考 資 料 〕

参考資料 1: 認定動物看護師の公的資格化関係業務についての検討ロードマップ (平成 27～31 年度)	1
参考資料 2: 認定動物看護師のロールモデル(一般社団法人日本動物看護職協会)	3
参考資料 3: 「認定動物看護師の役割と業務に関する実態調査」結果 (一般社団法人日本動物看護職協会／獣医療提供体制整備推進協議会)	5
参考資料 4: 獣医師会及び地方自治体における取組み事例等	
(1) 伴侶動物飼育数減少とその課題 ～高齢者の動物飼育支援～ (日本獣医師会雑誌第 68 巻 (2015 年) 第 10 号掲載)	103
(2) 大阪市獣医師会「子猫リレー事業」	106
(3) 地方行政における動物の福祉・愛護への取り組み (日本獣医師会雑誌第 63 巻 (2010 年) 第 6 号から同第 64 巻 (2011) 第 9 号まで、全 16 回連載。)	
① 東京都	111
② 長野県	116
③ 青森県	122
④ 広島県	126
⑤ 宮城県	130
⑥ 徳島県	135
⑦ さいたま市	141
⑧ 下関市	145
⑨ 静岡市	151
⑩ 栃木県	158
⑪ 千葉市	165
⑫ 岡山市	170
⑬ 大阪市	175
⑭ 愛媛県	180
⑮ 横浜市	185
⑯ 奈良県	191

【参考資料1】

認定動物看護師の公的資格化関係業務についての検討ロードマップ(平成27～31年度)

これまでの検討状況・成果及び課題	
〔 ● 成果 〕	<ul style="list-style-type: none"> ●動物看護師の公的資格化に向けた日本獣医師会における検討:AHT制度検討委員会の設置(昭和62年)、「AHT養成学校認定システム(骨子案)」のとりまとめ(平成元年)、「AHT養成学校認定システム(骨子案)」に関する地方獣医師会からの意見聴取(平成元年)、小動物委員会において「動物医療における動物看護師の在り方について」の取りまとめ(平成15年)、動物診療補助専門職検討委員会の設置(平成18年)、動物看護職制度在り方検討委員会の設置(平成21年) ●動物看護職制度在り方検討委員会における、民間の動物看護師認定主要5団体、動物看護師養成機関、日本動物看護協会及び地方獣医師会関係者等により以下について基本合意(平成23年1月)。 <ul style="list-style-type: none"> ア 現状の動物看護師の知識・技術の高位平準化対策として、動物看護師の要請のための教育課程の一元化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一的実施による「認定動物看護師制」への移行を図ること。 イ アの結果を踏まえ、専門職としての獣医療従事者に係る新たな公的資格制度の創設に向けての法整備(①動物看護専門職としての業務の範囲の明確化、②業務の範囲に見合う人材養成条件の整備、③国家試験による免許の付与など)を働きかけること。 ウ 以上を推進することにより、チーム獣医療提供のための獣医師と獣医療従事者との役割分担と連携による獣医療の質保証と獣医療専門職としての処遇の確保・就業環境の整備に資すること。 ●職域団体・認定団体の設立支援、設立支援、事務所の貸与(平成27年7月まで)等 ●一般社団法人日本動物看護協会…動物看護職全国協会(仮称)準備会の設立(平成19年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(香川)において開催)、日本動物看護協会設立発起人総会の開催(平成20年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(岩手)において開催)、一般社団法人日本動物看護協会設立(平成21年4月、本会倉庫スペースの一部を提供して事務局設置、後に動物看護師統一認定機構事務局とともに独自事務所設置) ●動物看護師統一認定機構…構成団体として日本獣医師会が参加(平成22年度第3回理事会承認)、声明文「チーム獣医療体制の整備に向けて」の公表(平成22年度第4回理事会承認)、平成23年9月に機構が設立されたことについて同年度の全国獣医師会会長会議において報告、本会から事務所スペースを貸与することを決定(平成24年度第4回理事会承認) ●日本獣医師会獣医学術学会年次大会における関連企画の実施による理解醸成活動 ●農林水産省補助事業によるチーム獣医療に関する調査の実施:「獣医療の提供に係る獣医療補助者との連携・協力の在り方に関する調査」(平成22年度、平成23年度)、「動物看護教育に関する実態調査」(平成25年度) ●関係要請活動等による成果:農林水産省「小動物獣医療に関する検討会」において「獣医療補助者について」検討・取りまとめ(平成17年)、平成32年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護師などの獣医療に携る他分野専門職との連携の必要性と、動物看護師の地位や身分の確立、動物看護師に必要な知識・技能の高位平準化の必要性」が明記(平成22年)、口蹄疫対策検証委員会報告に「獣医師以外の獣医療に従事する者(動物看護師など)の制度化について検討すること」が示され(平成22年)、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成23年公布)の付帯決議において「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格(動物看護師など)の制度化について検討すること」が示された。
〔 ◎ 課題 〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎獣医師と動物看護師の役割分担についての整理(動物看護師が担うことができる獣医療行為の内容や条件等の明確化) ◎認定動物看護師の処遇改善等に関する雇用者側の理解醸成 ◎飼育者等一般市民の理解醸成
〔 ○ 留意事項 〕	<ul style="list-style-type: none"> ○「認定動物看護師」登録者数は13,616名(2015年8月4日現在)。 ○現状においては動物看護師が獣医療行為を行うことは違法とされている(獣医師法第17条、無免許獣医業罪)。 ○人の医療における医師法と保健看護法の関係に準ずる新たな法体系の構築(動物看護師の国家資格化)による診療の補助としての獣医療行為の実施が望ましい。 ○一方、いわゆる「公的資格」に準ずる位置づけとした上で、現行法令の枠組みの中において、解釈の変更、又は省令の一部改正等による対応を考慮することが現実的。 ○獣医師免許を持たない獣医学生による獣医療行為の実施については、大学における参加型臨床実習の実施に際し、一定条件を満たせば無免許獣医業罪は適用されないとする獣医師法第17条の適用に関する法令解釈が示されている。

情勢・制度の 動き等	平成27年度												平成28年度												平成29年度												平成30年度												平成31年度												成果目標・課題等	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
小動物臨床部会における 検討	<p>(検討項目・課題)</p> <p>認定動物看護師の公的資格化</p> <p>認定動物看護師の処遇改善</p> <p>飼育者等一般市民の理解醸成</p> <p>関係調査の実施対応</p>												<p>第2回世界獣医学協会と世界獣医師会によるOne Healthに関する国際会議の日本における開催(予定)</p> <p>・各国のチーム獣医療の在り方とOne Healthへの貢献に関する国際シンポジウム、又は関係各国の関係者を招いてのセッションを実施(案)</p>												<p>公益社団法人日本獣医師会創立70周年</p> <p>(農水省獣医事審議会において、平成42年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の検討を開始)</p>												<p>獣医師法施行70周年</p> <p>一般社団法人日本動物看護協会創立10周年</p> <p>(農水省獣医事審議会において、平成42年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」のとりまとめ→H32公表)</p>												<p>(成果目標)</p> <p>I 認定動物看護師の公的資格化</p> <p>1 認定動物看護師による一部獣医療行為の分担の容認(課長通知等:平成31年度目標)</p> <p>(課題等)</p> <p>(1) 獣医師と動物看護師の役割分担についての整理(動物看護師が担うことができる獣医療行為の内容や条件等の明確化)</p> <p>(2) 認定動物看護師との役割分担に関する雇用者側の理解醸成</p> <p>(3) 飼育者等一般市民の理解醸成</p> <p>(4) 動物看護師統一認定機構による知識・技術に関する質保証への支援</p> <p>2 動物看護師法(仮称)の制定(国家資格化)</p> <p>(課題等)</p> <p>(1) 国民的合意形成(行政・政治等を含む)の進め方</p> <p>(2) 小動物診療以外の分野(産業動物診療等)の取扱い</p>													
	<p>(決定事項・課題)</p> <p>動物看護師に対する飼育者の意識調査</p> <p>動物看護師統一認定試験の受験対象養成機関におけるモデル・コア・カリキュラムの実施状況調査</p> <p>獣医療現場における認定動物看護師のニーズ調査</p> <p>動物看護師統一認定試験の受験対象養成機関における教育環境実態調査</p> <p>チーム獣医療実施状況調査(認定動物看護師の就業実態調査)</p>												<p>動物看護師統一認定試験の受験対象養成機関におけるモデル・コア・カリキュラムの実施状況調査</p> <p>・小動物診療施設における動物看護師の必要性や定着度に関すること</p> <p>・獣医師の補助として動物看護師が獣医療行為を担うことに対する理解やそのための要件等(何らかの形で知識や技術を担保すべきとしている飼育者がどれくらいいるか、等)</p> <p>・その他</p>												<p>獣医療現場における認定動物看護師のニーズ調査</p> <p>・小動物診療を中心としつつ、他分野(産業動物診療、公衆衛生分野等)における検査業務等)についても認定動物看護師の活躍の場としての可能性を調査</p>												<p>動物看護師統一認定試験の受験対象養成機関における教育環境実態調査</p> <p>・教育の質が担保され得る十分な教育環境が整備されているかを調査</p> <p>・教員数</p> <p>・施設、設備</p> <p>・臨床実習の実施状況</p> <p>・卒業要件</p> <p>・その他</p>													<p>チーム獣医療実施状況調査(認定動物看護師の就業実態調査)</p> <p>・事業進捗に応じて具体的内容を検討</p>												<p>II 認定動物看護師の処遇改善</p> <p>(課題等)</p> <p>(1) 雇用者である獣医師の理解醸成</p> <p>(2) 認定動物看護師の動物病院経営に対する貢献の評価</p> <p>(3) 認定を受けていない診療補助職者との業務の区分</p>
	<p>関係要請活動等</p> <p>関係者懇談会の開催</p> <p>日本獣医師会獣医学術学会年次大会における関連企画の実施(市民向け、又は雇用者向け)</p> <p>委員会の開催</p>												<p>獣医師問題議員連盟、ペット関連産業・人材育成議員連盟による活動継続</p> <p>獣医師法第17条の適用について、認定動物看護師についても獣医学生による参加型臨床実習に準ずる運用を行うよう農林水産省に要請</p>												<p>農水省、文科省、学識経験者、関係職域団体、認定動物看護師養成機関関係者及び本会関係者による情報交換及び理解醸成のための懇談会の開催を検討(本会における要請活動等、獣医事審議会計画部会における検討等の状況に合わせて開催)</p>												<p>平成42年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に認定動物看護師による獣医療行為の条件付き実施について記載するよう要請</p>													<p>III 飼育者等一般市民の理解醸成の在り方</p> <p>(課題等)</p> <p>(1) 飼育者及び一般市民への認知向上の方策</p> <p>(2) マスコミ等の活用</p>												
	<p>企画内容の検討・講演要旨の作成</p>												<p>企画内容の検討・講演要旨の作成</p>												<p>企画内容の検討・講演要旨の作成</p>												<p>企画内容の検討・講演要旨の作成</p>														<p>調 整 中 地</p>											
<p>秋田</p>												<p>石川</p>												<p>調 整 中 地</p>												<p>調 整 中 地</p>																										

認定動物看護師の ロールモデル



認定動物看護師のロールモデル

	キャリア面 (能力の向上・発揮をどのように図っているか)	ワーク・ライフ・バランス面 (働きやすい職場環境をどのようにつくっているか)
新人 (1～3年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導のもと積極的にさまざまな仕事にチャレンジしている ・社会人としてのマナーや一般常識を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和をとりながらメリハリをつけて働いている
中堅 (5～10年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的なキャリアビジョンを持ち、スキルアップ、自己研鑽に努めている ・新人の指導に当たりながら、仕事の幅を広げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と出産・育児の両立を、職場の上司・同僚などの周囲の協力や理解を得ながら働いている
管理職 (動物看護師長・マネージャー)	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の中心的存在としてリーダーシップを発揮し、さらなる向上心を持っている ・職場や部門の目標達成のために組織全体をマネジメントできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護等のライフデザインを大きく左右する課題を経験し、周囲の支援を得ながら活躍している
スペシャリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野・得意分野を持ち、スキルを高めながら働いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和をとりながらメリハリをつけて働いている

認定動物看護師のロールモデル

心の声は

- 出産やその後の仕事と育児を両立しながら、キャリアアップしたい。しかし、不安や悩みはいっぱい。家族に介護が必要となったときどうしたらいいのだろう。
- 動物看護の仕事は続けたいが、職場環境や職場の仲間に悩んでいる。転職も視野に入れてライフ・バランスをとりたい。
- 一度、退職したが復帰して社会で働きたい。

多様なロールモデルを提示することにより自分に合った目標・手本が見つけれられる



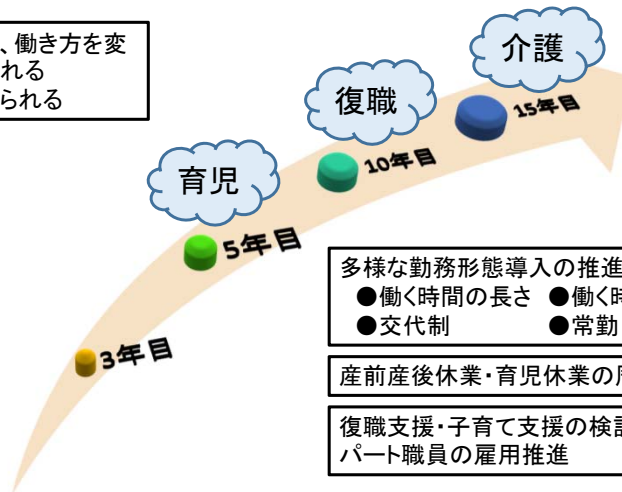
- ◆子育てしながら働く動物看護師
- ◆動物看護師長としてキャリアアップ
- ◆実務経験を積み教員になった動物看護師
- ◆保護施設で働く動物看護師
- ◆企業で働く動物看護師
- ◆家庭と両立、パートで働く動物看護師
- ◆動物介護施設で働く動物看護師 etc

日本動物看護職協会では、このような実例ロールモデルを公表していきます

ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

働きやすい職場環境をつくっていこう!

生活の変化に伴い、働き方を変えられ、働き続けられる環境が職場に求められる



多様な勤務形態導入の推進

- 働く時間の長さ
- 働く時間帯・曜日
- 交代制
- 常勤・非常勤

産前産後休業・育児休業の周知

復職支援・子育て支援の検討
パート職員の雇用推進

平成28年度農林水産省補助事業
獣医療提供体制整備推進総合対策事業
「チーム獣医療に関する調査」

認定動物看護師の役割と業務に関する実態調査

平成29年3月

獣医療提供体制整備推進協議会

◆調査背景・概要-----	3
◆調査対象者について-----	4
◆全体のまとめ-----	6
◆個別の質問内容及び全体集計結果-----	16
◆動物診療施設における動物看護業務の位置づけに関する事項-----	29
・ 認定動物看護師と動物看護師の間で任せる業務内容の相違の有無-----	30
・ 認定動物看護師と動物看護師の間での賃金の違い-----	32
・ 賃金の違いの内容-----	33
・ 認定動物看護師資格保持者であることがわかるよう飼育者に対する提示の実態-----	36
・ 飼育者に対する表示の仕方-----	38
・ 入院動物の看護に対する認定動物看護師の業務内容-----	41
・ 勤務病院において認定動物看護師は行うことができ、認定資格を 保持していない動物看護師等は行うことができない業務の有無-----	44
・ 飼育者に動物入院時の動物看護の内容について十分な説明の有無-----	46
・ 動物看護科設定の有無-----	48
・ 勤務病院での動物看護に関連した料金-----	50
・ 認定動物看護師の業務が施設の収入に反映されているか-----	52
◆チーム獣医療における認定動物看護師の位置づけに関する項目-----	54
・ 業務を行う上で、動物看護師への情報伝達や共有の有無-----	55
・ スタッフ間の情報共有を行う機会-----	57
・ スタッフ間の情報共有を行う頻度-----	60
・ 勤務時のチーム獣医療の意識-----	62
・ 動物看護師のスキルアップのための環境整備-----	64
・ スキルアップのための実施内容-----	66
◆認定動物看護師の意識・役割に関する事項-----	69
・ 動物看護師が取得した認定動物看護師資格に対する意識-----	70
・ 認定動物看護師資格の取得により変化したこと-----	72
・ 認定動物看護師の役割に対する意識-----	75
◆自由記述のまとめ-----	78
◆資料：調査票-----	88

調査背景及び概要

■調査背景

平成22年に農林水産省が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」では、より質の高い獣医療の提供に向けた取組として、獣医療現場における獣医師と動物看護師などの獣医療に携わる他分野専門職との連携、動物看護職の地位や身分の確立、動物看護師に必要な技能・知識の高位平準化の必要性が示された。

動物看護師に必要な技能・知識の高位平準化を目指し、平成23年に全国統一試験と資格認定の実施を担う機関として、動物看護師統一認定機構が設立され、平成25年春から動物看護師統一認定試験が実施されている。同機構が、動物看護師統一認定試験の合格者に対して認定する「認定動物看護師」資格者は、認定制度開始以来、現在（平成29年3月）までに17,000名を超え、全国の動物診療施設で活躍している。

一方、動物看護師に必要な技能・知識を客観的に保障されている認定動物看護師が、勤務先である動物診療施設において、動物看護等の業務内容や処遇の面で、認定動物看護師資格を保持していない者との間で、差別化されていないとの指摘もある。

将来的に動物看護師の公的資格化を検討するには、まずは現行の民間統一資格である認定動物看護師が、チーム獣医療において、かけがえのない存在として、社会的に認知される必要があり、そのためには動物診療の現場において、獣医師とともに一定の役割を果たしていることが示されなければならない。

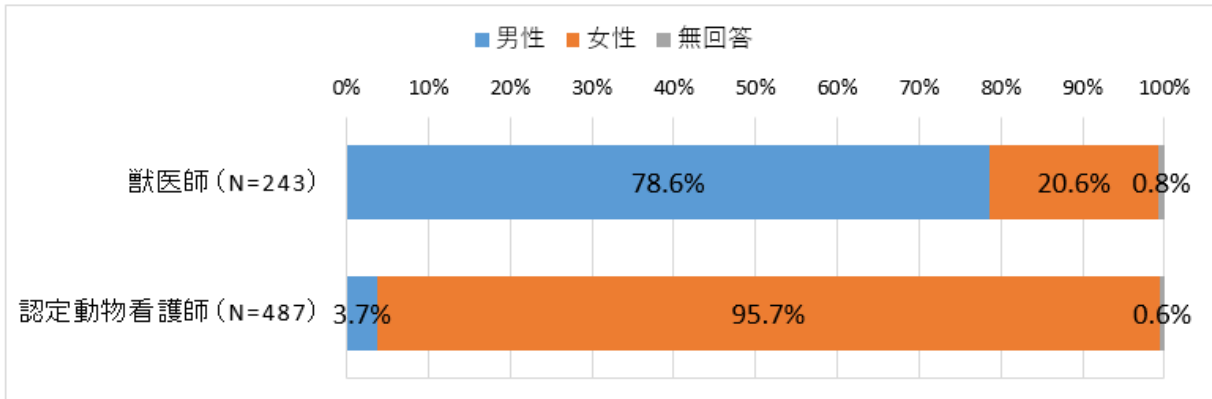
そこで今回は、今後の資格制度検討の基礎資料とすることを目的として、動物診療施設に勤務する獣医師と、認定動物看護師を対象として、動物診療施設における動物看護業務の位置付け（認定動物看護師と動物看護師（認定資格未取得者）間で任せる業務内容の違い、認定動物看護師資格保持者であることの飼育者への提示、動物看護料の設定等）、チーム獣医療における認定動物看護師の位置付け（業務を行う上での認定動物看護師への情報伝達や共有、動物診療施設における認定動物看護師のスキルアップのための環境整備等）及び認定動物看護師の意識・役割（認定動物看護師の役割に関する意識等）を調査した。

■調査概要

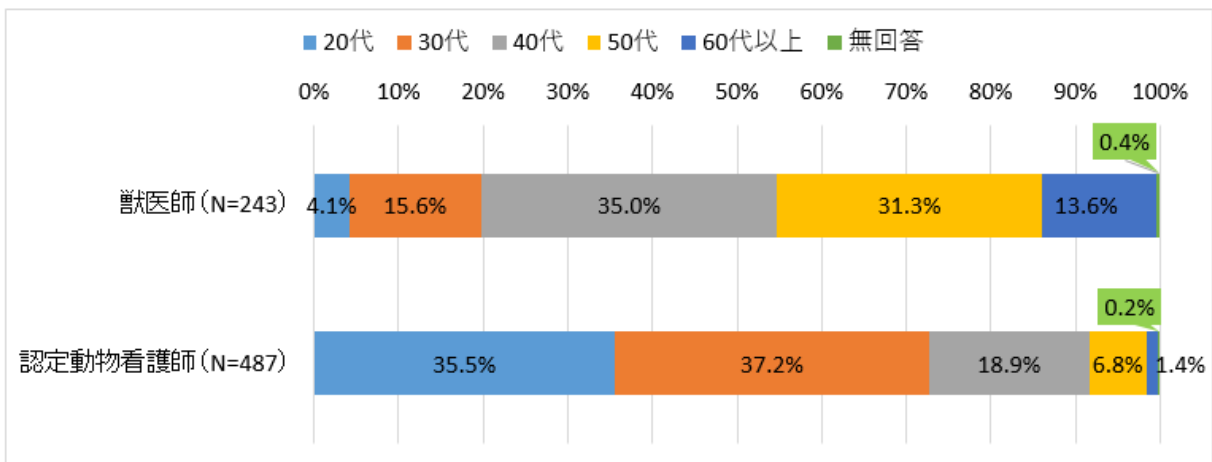
- < 調査期間 > 平成28年12月下旬～平成29年2月6日（月）
- < 調査手法 > 無記名式郵送アンケート調査
- < 調査対象 > 動物診療施設に勤務する獣医師及び認定動物看護師
20-60代男女 獣医師 243
(男性191名、78.6% 女性50名、20.6%不明2名、0.8%)
20-60代男女 認定動物看護師 487
(男性18名、3.7% 女性466名、95.7%不明3名、0.6%)
- < 調査エリア > 全国

調査対象者

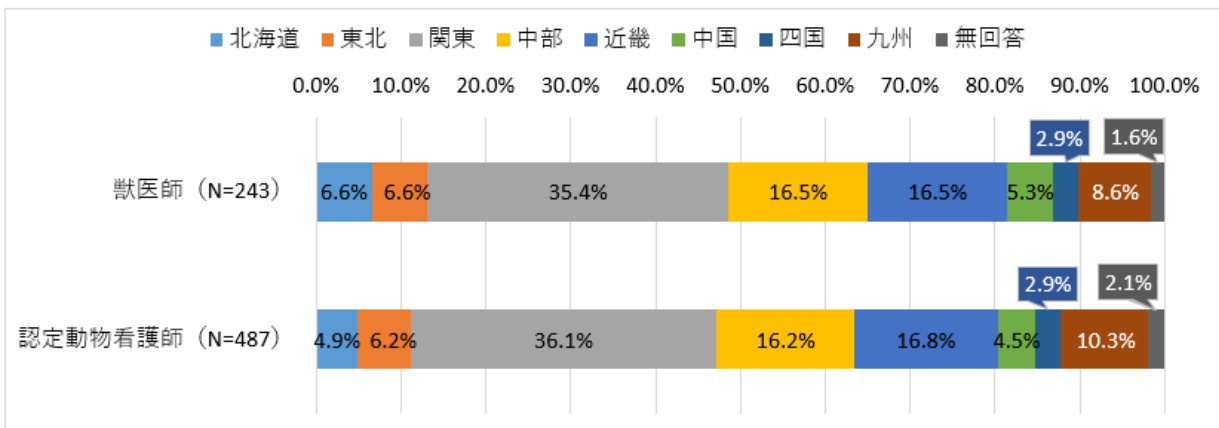
◆性別



◆年代

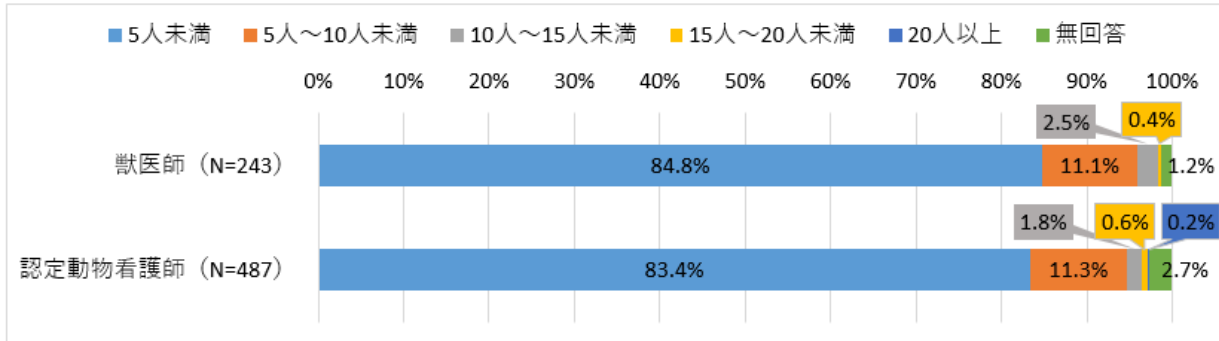


◆地域

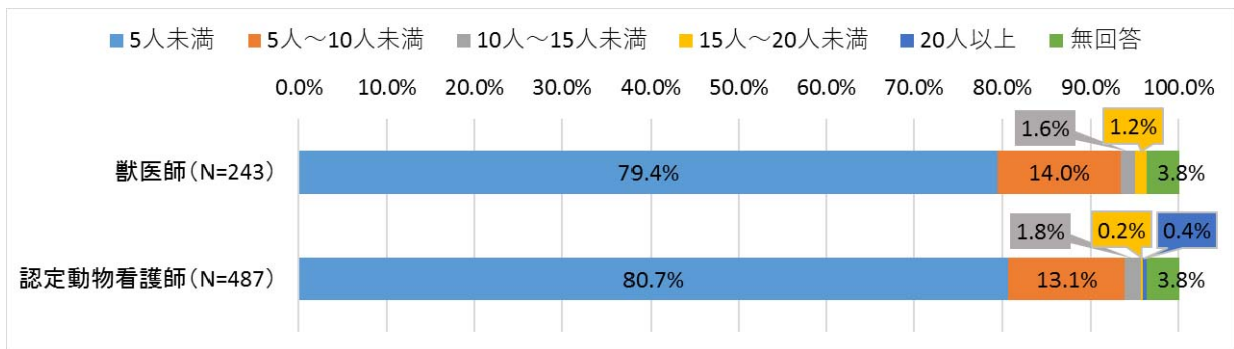


調査対象者

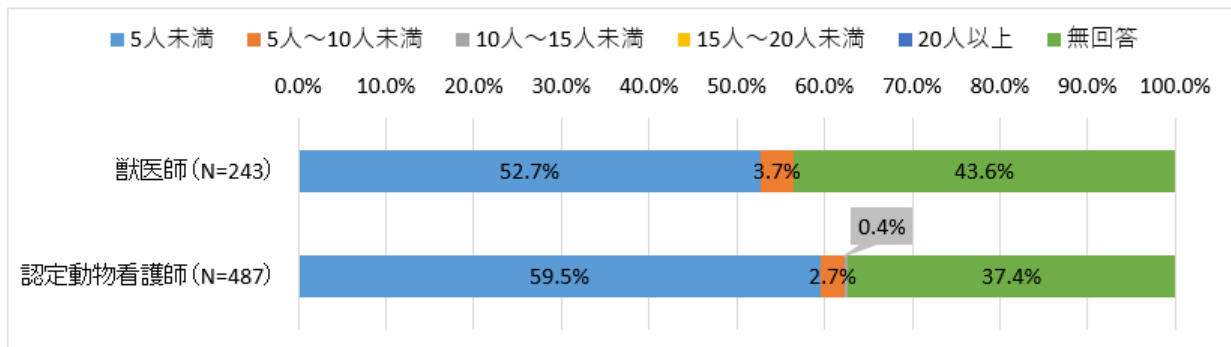
◆ 獣医師の数



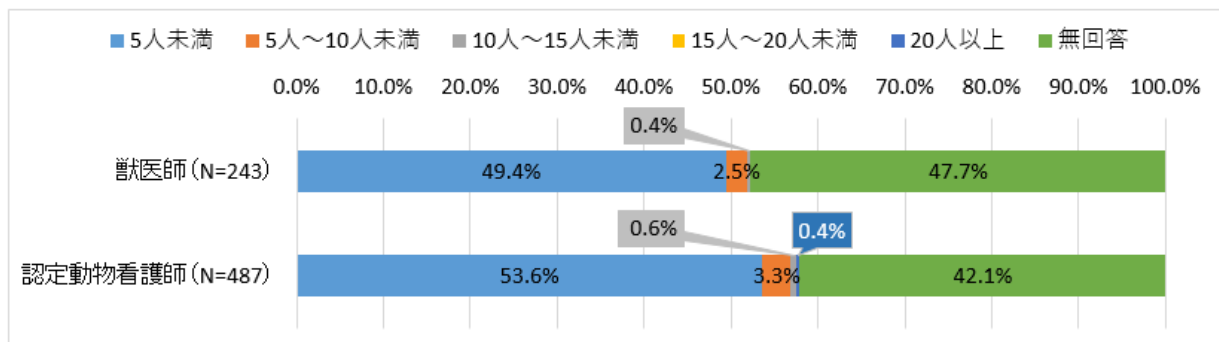
◆ 動物病院のスタッフの数(認定動物看護師)



◆ 動物病院のスタッフの数(その他動物看護師)



◆ 動物病院のスタッフの数(その他スタッフ)





全体のまとめ



全体のまとめ

【動物診療施設における動物看護業務の位置づけに関する事項】

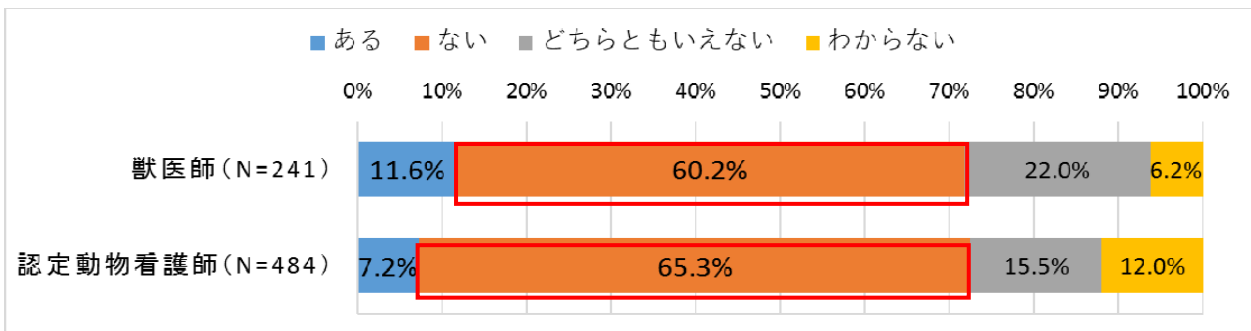
1. 概要

認定資格の有無と動物看護師の業務内容については、獣医師、認定動物看護師ともに、60%以上が関連していないと回答している。(図1)

問1 認定動物看護師と動物看護師(認定資格未取得者)間で任せる業務の内容に違いはありますか

ある ない どちらともいえない わからない
※ある場合、具体的内容をお書きください。()

図1 認定資格の有無によって動物看護師の業務内容に違いがあるか(全体)



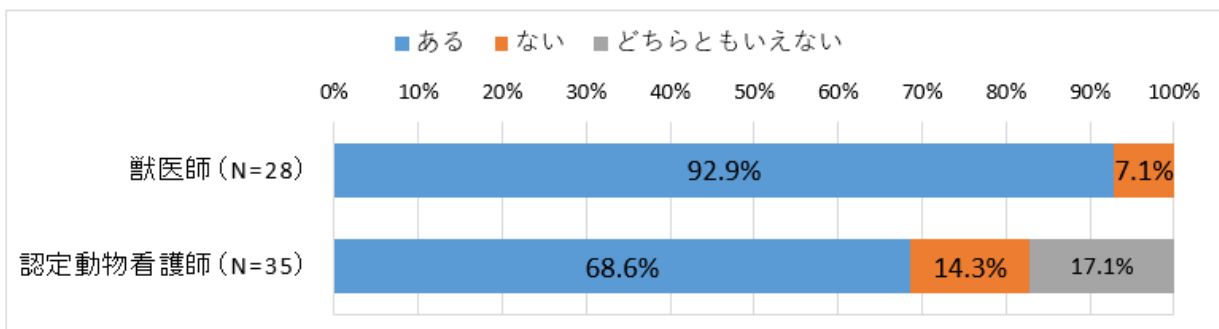
また、下記1)～3)をみると、認定動物看護師に比べ、獣医師では肯定的な回答が多くみられるなど、認定資格に対する両者の考え方に大きな差異がでる結果となった。

- 1) 認定資格の有無で業務内容に違いがある場合、獣医師で90%以上、認定動物看護師で60%以上が賃金に違いがあるが、業務内容に違いがない場合は、半数以上が賃金に違いがないと回答しており、大きく違いがみられた。(図2～3)

問2 認定動物看護師と動物看護師(認定資格未取得者)間で賃金の違いはありますか

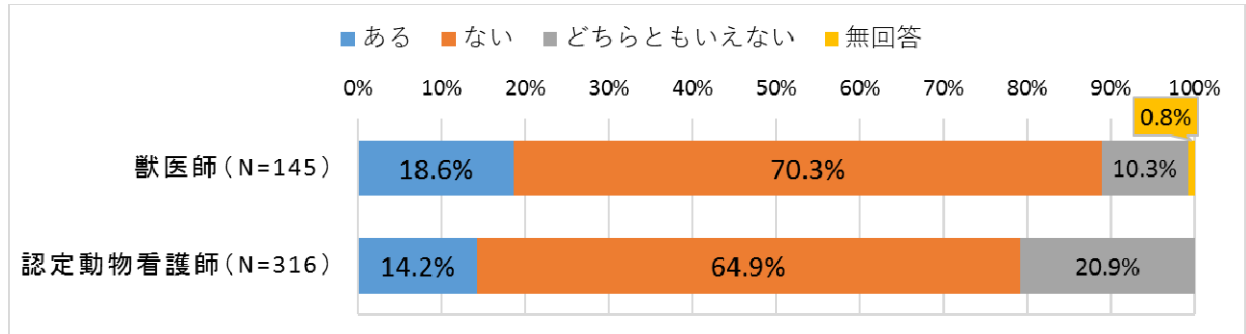
ある(問3へ) なし わからない

図2 認定資格の有無によって業務内容に違いが「ある」場合、その賃金に違いがあるか
(問1で認定資格の有無によって業務内容に違いが「ある」と答えた獣医師28名、認定動物看護師35名が対象、P17参照)



全体のまとめ

図3 認定資格の有無によって業務内容に違いが「ない」場合、その賃金に違いがあるか
(問1で認定資格の有無によって業務内容に違いが「ない」と答えた獣医師145名、認定動物看護師316名が対象、P17参照)



2) 認定資格取得の有無と動物看護師の業務内容の違いによる、資格保持者の提示については、獣医師、認定動物看護師ともに、業務内容が違う方が、より資格保持者がわかるように示していることがわかる。(図4～5)

問4 認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されていますか

はい (問5へ) いいえ わからない

図4 認定資格の有無によって業務内容に違いが「ある」場合、認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されているか
(問1で認定資格の有無によって業務内容に違いが「ある」と答えた獣医師28名、認定動物看護師35名が対象、P17参照)

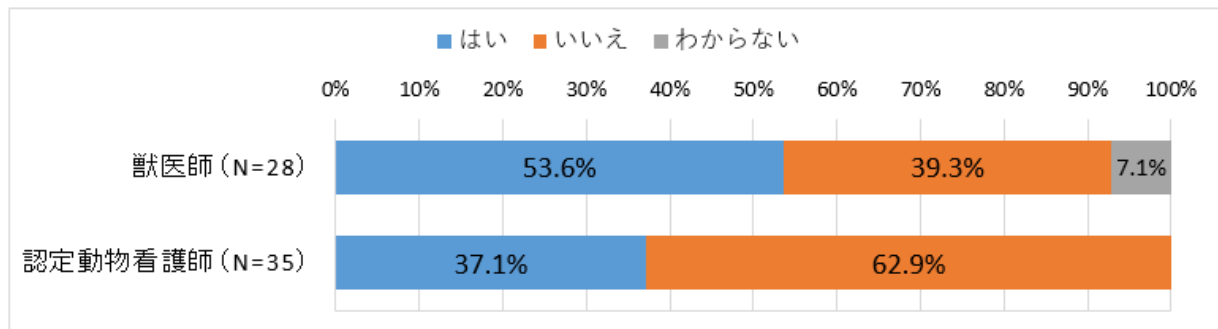
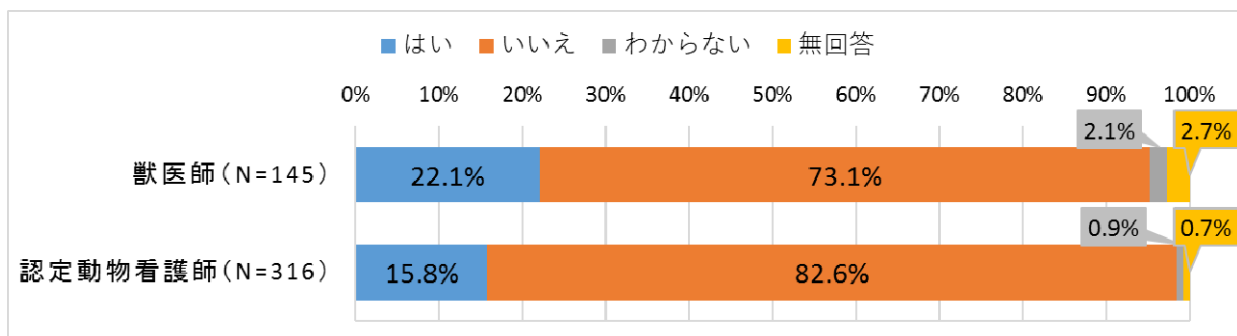


図5 認定資格の有無によって業務内容に違いが「ない」場合、認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されているか
(問1で認定資格の有無によって業務内容に違いが「ない」と答えた獣医師145名、認定動物看護師316名が対象、P17参照)



全体のまとめ

- 3) 認定資格の有無による賃金の違いと、資格保持者の提示について関係性をみた場合、獣医師、認定動物看護師ともに、賃金の違いが「ある」方が、賃金の違いが「ない」場合と比べ、飼育者に対し、資格保持者であることを分るように提示している。(図6~7)

図6 認定資格の有無によって賃金に違いが「ある」場合、認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されているか
(問2で認定資格の有無によって賃金に違いが「ある」と答えた獣医師73名、認定動物看護師98名が対象、P17参照)

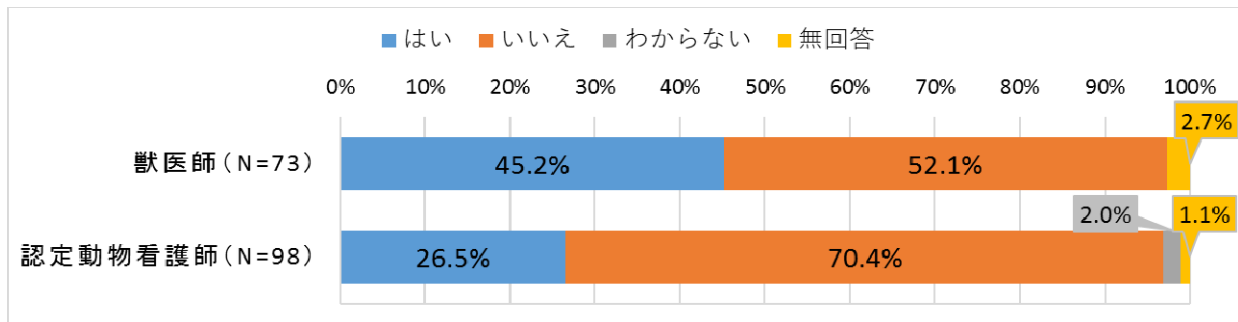
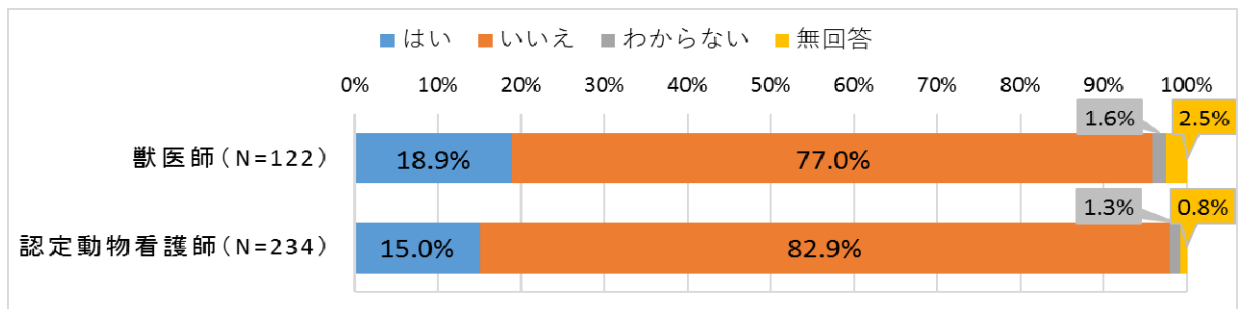


図7 認定資格の有無によって賃金に違いが「ない」場合、認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されているか
(問2で認定資格の有無によって賃金に違いが「ない」と答えた獣医師122名、認定動物看護師234名が対象、P17参照)

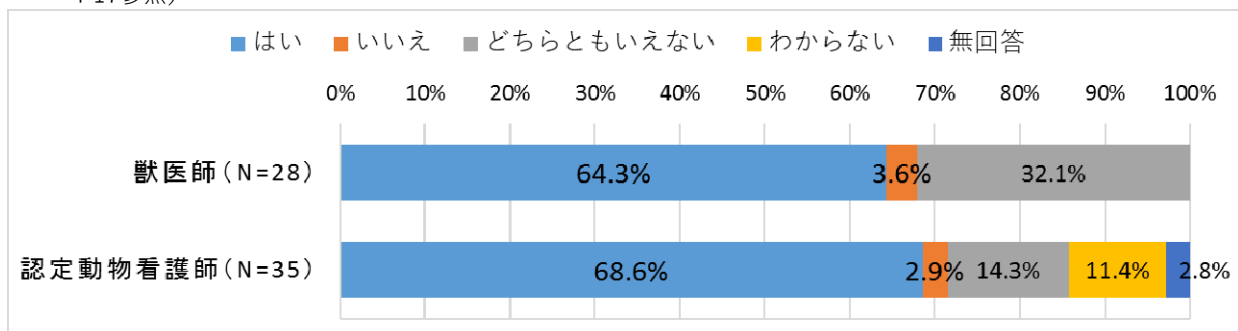


- 4) 認定資格の有無で動物看護師の業務内容に違いが「ある」場合、認定動物看護師の業務が施設の収入に反映しているかについて見ると、違いが「ない」場合と比べ、獣医師、認定動物看護師ともに肯定的な回答が多く、60%以上が「反映している」と回答した。(図8~9)

問12 認定動物看護師の業務が診療施設の収入に反映していると思いますか

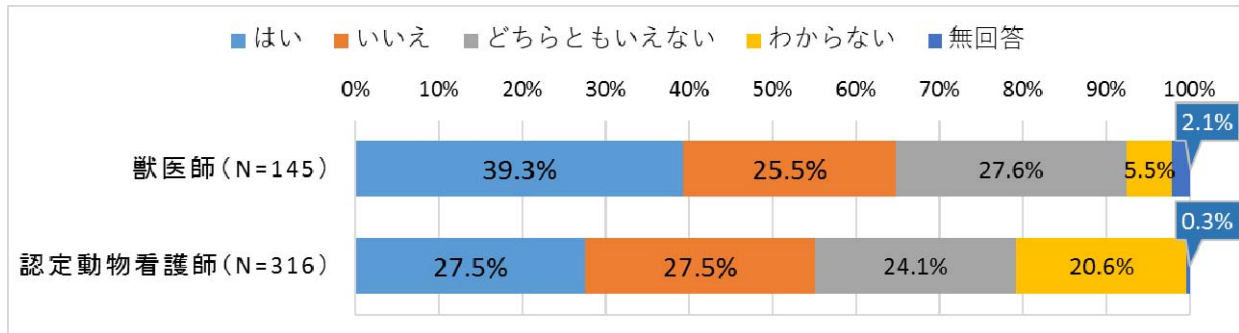
はい いいえ どちらともいえない わからない

図8 認定資格の有無で業務内容に違いが「ある」場合、認定動物看護師の業務が施設の収入に反映していると思うか
(問1で認定資格の有無によって業務内容に違いが「ある」と答えた獣医28名、認定動物看護師35名が対象、P17参照)



全体のまとめ

図9 認定資格の有無で業務内容に違いが「ない」場合、認定動物看護師の業務が施設の収入に反映していると思うか（問1で認定資格の有無によって業務内容に違いが「ない」と答えた獣医師145名、認定動物看護師316名が対象、P17参照）



5) 認定資格の有無で賃金に違いが「ある」場合、認定動物看護師の業務が施設の収入に反映していると思うかについては、獣医師、認定動物看護師ともに、約半数が「反映されていると思う」と回答した。
また、賃金に違いが「ある」場合と「ない」場合で比べると、獣医師に対して認定動物看護師では、「ない」と回答した割合に差が見られた。（図10～11）

図10 認定資格の有無で賃金に違いが「ある」場合、認定動物看護師の業務が施設の収入に反映していると思うか（問2で認定資格の有無によって賃金に違いが「ある」と答えた獣医師73名、認定動物看護師98名が対象、P17参照）

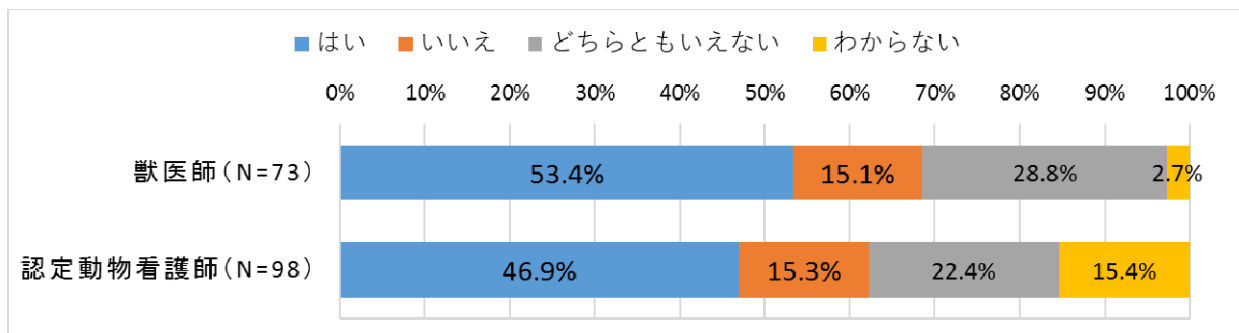
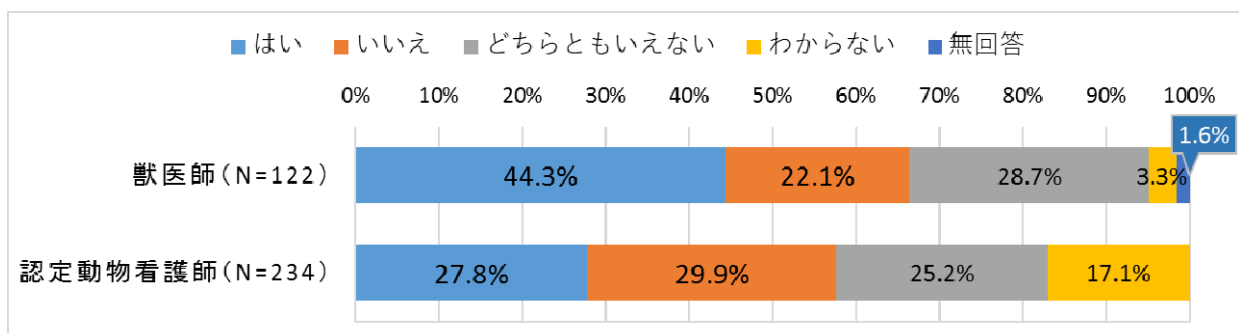


図11 認定資格の有無で賃金に違いが「ない」場合、認定動物看護師の業務が施設の収入に反映していると思うか（問2で認定資格の有無によって賃金に違いが「ない」と答えた獣医師122名、認定動物看護師234名が対象、P17参照）



全体のまとめ

【チーム獣医療における認定動物看護師の位置づけに関する項目】

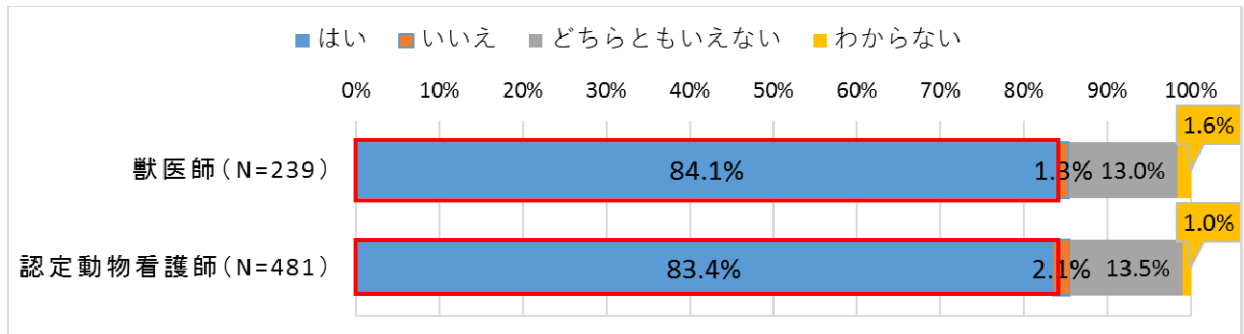
1. 概要

スタッフ間の情報伝達・共有は、獣医師、認定動物看護師ともに80%以上の割合で行われており、その頻度は1日2回～3回が半数以上となっている。(図12～13)

問13 業務を行う上で、動物看護師への情報伝達や共有が行われていますか

はい いいえ どちらともいえない わからない
その他 ()

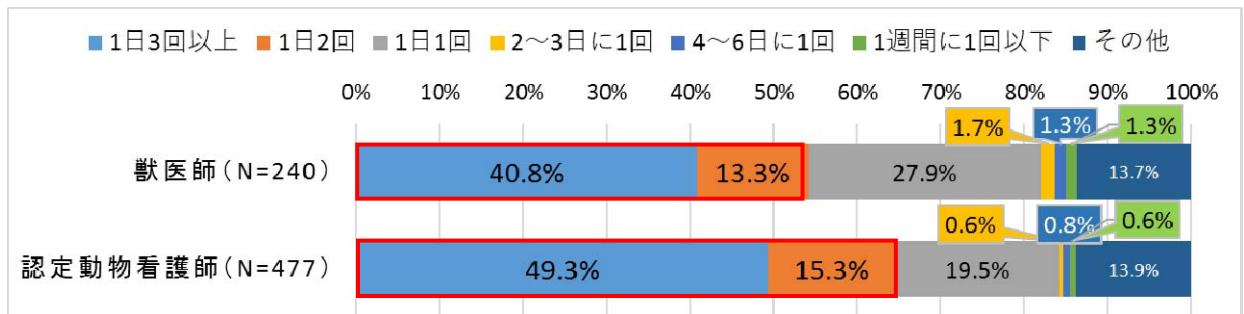
図12 業務を行う上で、動物看護師への情報伝達や共有が行われていますか (全体)



問15 スタッフ間での情報伝達や共有の頻度は以下のどれですか

1日3回以上 1日2回 1日1回 2～3日に1回
 4～6日に1回 1週間に1回以下 その他 ()

図13 スタッフ間での情報伝達や共有の頻度について (全体)



問16 ご自身の勤務時にチーム獣医療を意識して業務を行っていますか？

はい いいえ どちらともいえない わからない

また、下記1)～2)を見ると、スタッフ間での情報伝達・共有の頻度や、チーム獣医療を意識して業務を行っているかによって、動物看護師のスキルアップ環境整備に違いがでる結果となった。

- 1) スタッフ間での情報伝達・共有の頻度が「1日2～3回」の場合、半数以上で動物看護師のスキルアップ環境が整っており、「1日1回以下」の場合と比べ、違いが出る結果となった。(図14～17)

問17 貴院では動物看護師のスキルアップのための環境が整っていますか

はい いいえ どちらともいえない わからない

図14 スタッフ間の情報伝達や共有の頻度が1日3回以上行われている場合、動物看護師のスキルアップのための環境が整っているか
(問15でスタッフ間での情報伝達や共有の頻度が1日3回以上と答えた獣医師98名、認定動物看護師235名が対象、P25参照)

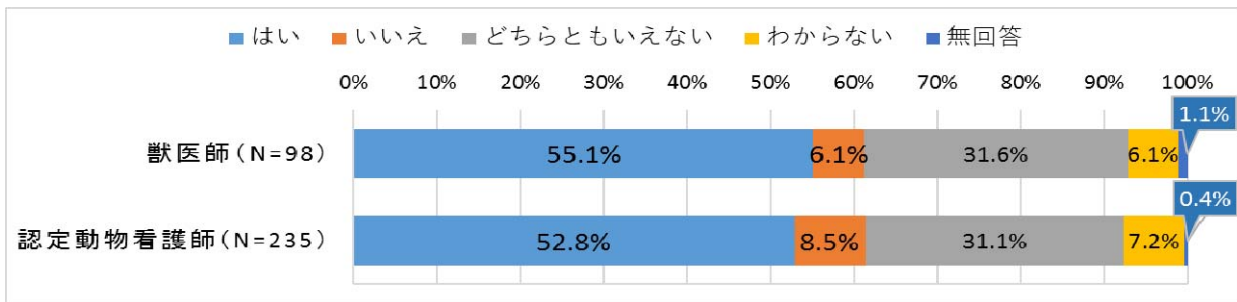


図15 スタッフ間の情報伝達や共有の頻度が1日2回行われている場合、動物看護師のスキルアップのための環境が整っているか
(問15でスタッフ間での情報伝達や共有の頻度が1日2回と答えた獣医師32名、認定動物看護師73名が対象、P25参照)

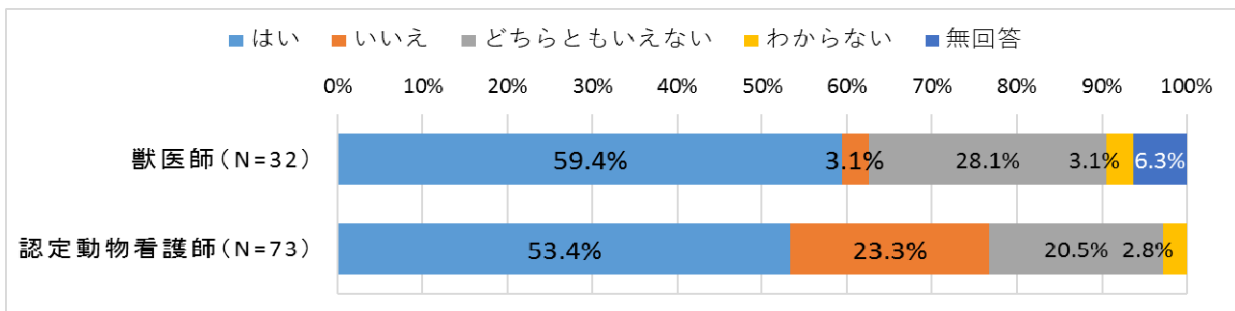
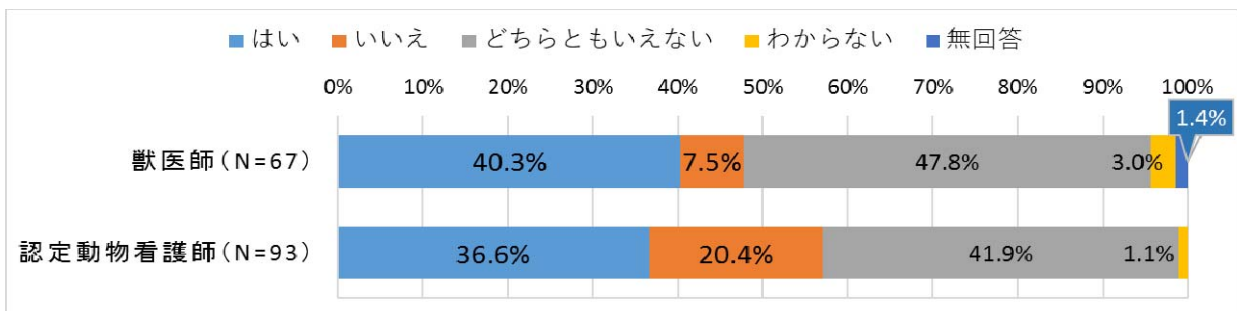
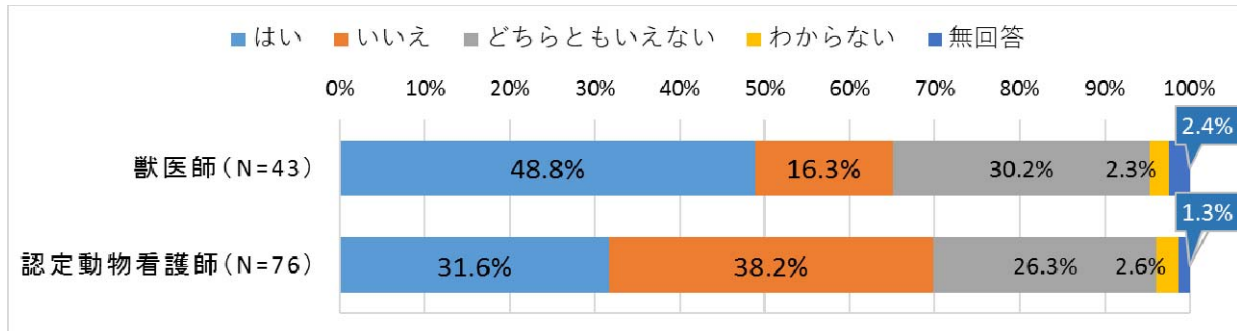


図16 スタッフ間の情報伝達や共有の頻度が1日1回行われている場合、動物看護師のスキルアップのための環境が整っているか
(問15でスタッフ間での情報伝達や共有の頻度が1日1回と答えた獣医師67名、認定動物看護師93名が対象、P25参照)



全体のまとめ

図17 スタッフ間の情報伝達や共有の頻度が1日1回未満の場合、動物看護師のスキルアップのための環境が整っているか
(問15でスタッフ間での情報伝達や共有の頻度が1日1回未満と答えた獣医師43名、認定動物看護師76名が対象、P25参照)



2) チーム獣医療を意識して業務を行っている場合、獣医師、認定動物看護師共に約60%が、動物看護師のスキルアップ環境が整っていると回答しており、意識していない場合と比べ、大きな違いが見られる結果となった。(図18~19)

図18 勤務時にチーム獣医療を意識して業務を行っている場合、動物看護師のスキルアップのための環境が整っているか
(問16で勤務時にチーム獣医療を意識して業務を行って「いる」と答えた獣医師162名、認定動物看護師275名が対象、P25参照)

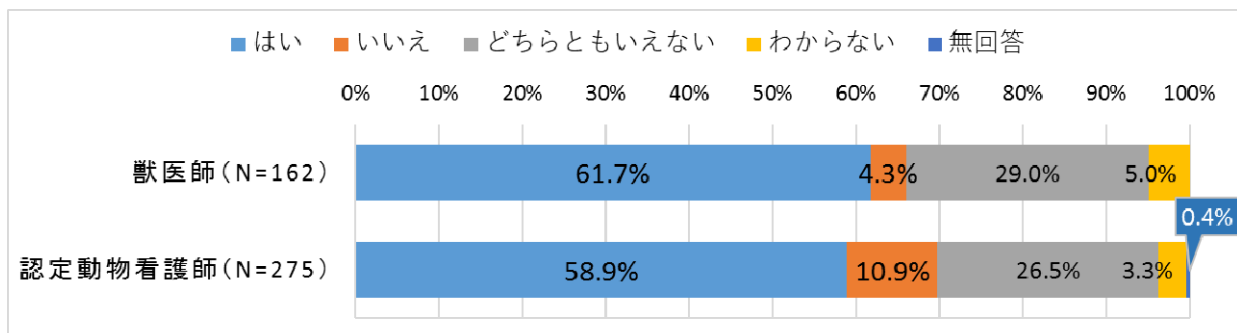
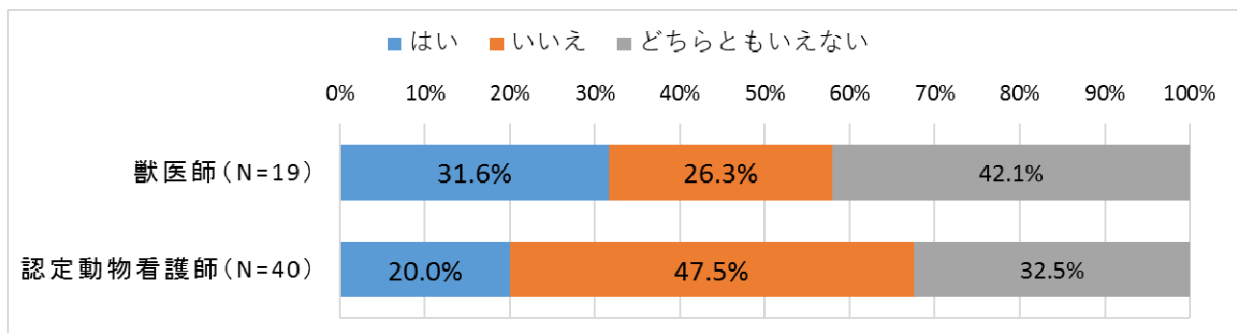


図19 勤務時にチーム獣医療を意識して業務を行っていない場合、動物看護師のスキルアップのための環境が整っているか
(問16で勤務時にチーム獣医療を意識して業務を行って「いない」と答えた獣医師19名、認定動物看護師40名が対象、P25参照)



全体のまとめ

【認定動物看護師の意識・役割に関する事項】

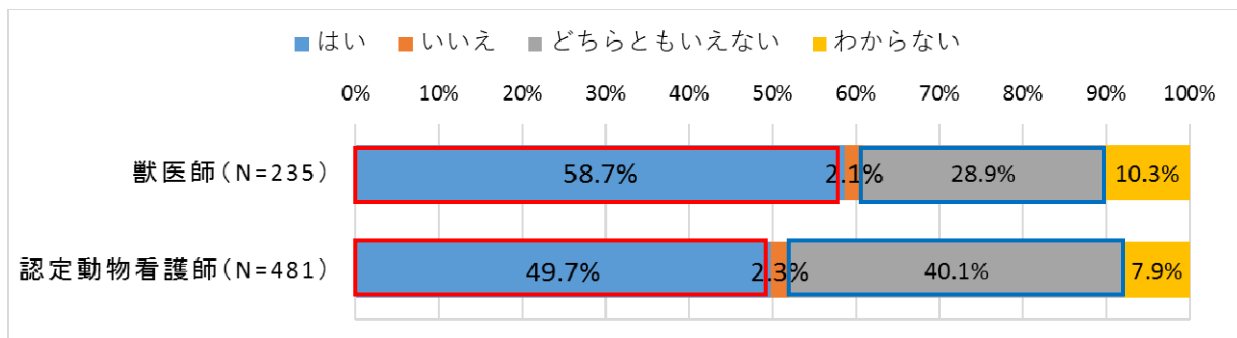
1. 概要

認定資格を取得してよかったかについて、獣医師では58.7%、認定動物看護師では49.7%が「はい」と回答している一方、獣医師の28.9%、認定動物看護師の40.1%が「どちらともいえない」と回答しており、資格取得の意義が社会的に十分認識されていない可能性がある。(図20)

問19 (貴院の動物看護師が) 認定動物看護師資格を取得してよかったですか?

はい いいえ どちらともいえない わからない

図20 認定動物看護師資格を取得してよかったですか？(全体)



また、下記1)～2)で、認定看護師資格を取得してよかったと回答した獣医師と認定動物看護師について、認定動物看護師資格の取得によって変化したことや、認定動物看護師の役割について集計したところ、複数の項目で、両者の意識の違いがわかった。

- 1) 認定看護師資格を取得して「よかった」と回答した獣医師と認定動物看護師について、認定動物看護師資格の取得によって変化したことについて集計したところ、「仕事に責任を感じる」では、共通して60%以上の回答を得たが、「任される業務が広がる」「知識・技術が認められる」「獣医師に信頼される」「飼育者に信頼される」「昇給」「賞与の支給」「昇進・昇格」の項目について、両者の意識の違いがでる結果となった。(図21)

問21 認定動物看護師資格の取得により変化したことは以下のどれですか(複数回答可)

任される業務が広がる 知識・技術が認められる 獣医師に信頼される 飼育者に信頼される
仕事に責任を感じる 生涯学習の必要性を感じる 仕事に対するモチベーション上がる
昇給 賞与の支給 昇進・昇格 その他() 特にな

全体のまとめ

図21 認定動物看護師資格を取得して「よかった」とした回答者が、認定資格の取得により変化したこと。(P28参照)

		問19.認定動物看護師資格を取得してよかったですか？			
		獣医師		認定動物看護師	
		はい	%	はい	%
問21.認定動物看護師資格の取得により変化したことは以下のどれですか。(複数回答可)	全体	138	100%	239	100%
任される業務が広がる		56	41%	51	21%
知識・技術が認められる		92	67%	90	38%
獣医師に信頼される		63	46%	61	26%
飼育者に信頼される		62	45%	63	26%
仕事に責任を感じる		98	71%	157	66%
生涯学習の必要性を感じる		62	45%	121	51%
仕事に対するモチベーションが上がる		79	57%	121	51%
昇給		28	20%	31	13%
賞与の支給		16	12%	11	5%
昇進・昇格		14	10%	6	3%
その他		2	1%	4	2%
特になし		5	4%	33	14%

2) また同様に、認定動物看護師資格を取得して「よかった」と回答した獣医師と認定動物看護師について、認定動物看護師の役割について集計したところ、「獣医師を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する」は共通して65%以上の回答を得たが、「資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている」については、獣医師が認定動物看護師より多く認識し、「災害時の動物に対するボランティア活動、地域の動物愛護活動など社会に貢献する」については、認定動物看護師が獣医師より多く認識するなど、両者の意識に違いがでる結果となった。(図22)

問22 認定動物看護師の役割をどのように認識していますか (複数回答可)

- 資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている
 獣医療を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する
 獣医療補助職を代表する資格者として職域の発展に貢献する
 災害時の動物に対するボランティア活動、地域の動物愛護活動など社会に貢献する
 産業動物診療分野で診療の補助を行うことができる その他 ()
 あてはまるものはない

図22 認定動物看護師資格を取得して「よかった」とした回答者が認識している、認定動物看護師の役割。(P28参照)

		問19.認定動物看護師資格を取得してよかったですか？			
		獣医師		認定動物看護師	
		はい	%	はい	いいえ
問22.認定動物看護師の役割をどのように認識していますか。(複数回答可)	全体	138	100%	239	100%
資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている		91	66%	100	42%
獣医療を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する		96	70%	156	65%
獣医療補助職を代表する資格者として職域の発展に貢献する		71	51%	101	42%
災害時の動物に対するボランティア活動、地域の動物愛護活動など社会に貢献する		24	17%	65	27%
産業動物診療分野で診療の補助を行うことができる		4	3%	19	8%
その他		2	1%	5	2%
あてはまるものはない		2	1%	18	8%



個別の質問内容及び全体集計結果

個別の質問内容及び全体集計結果

【動物診療施設における動物看護業務の位置づけに関する事項】

問1 認定動物看護師と動物看護師(認定資格未取得者)間で任せる業務の内容に違いはありますか

ある ない どちらともいえない わからない
 ※ある場合、具体的内容をお書きください。()

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	241	100.0	484	100.0
ある	28	11.6	35	7.2
ない	145	60.2	316	65.3
どちらともいえない	53	22.0	75	15.5
わからない	15	6.2	58	12.0

- ・獣医師の有効回答数241 (全回答数243、うち無回答2)
- ・認定動物看護師の有効回答数484 (全回答数487、うち無回答3)

・獣医師、認定動物看護師ともに、60%以上が「任せる業務の内容に違いはない」と回答した。

問2 認定動物看護師と動物看護師(認定資格未取得者)間で賃金の違いはありますか

ある (問3へ) なし わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	240	100.0	484	100.0
ある	73	30.4	98	20.2
なし	122	50.8	234	48.3
わからない	45	18.8	152	31.5

- ・獣医師の有効回答数240 (全回答数243、うち無回答3)
- ・認定動物看護師の有効回答数484 (全回答数487、うち無回答3)

・獣医師、認定動物看護師ともに、約50%が「賃金の違いはない」と回答した。

個別の質問内容及び全体集計結果

問3 問2で「ある」とお答えの方にお伺いします。違いはどのようなものですか。

基本給が違う 資格手当がある その他()

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	72	100.0	98	100.0
基本給が違う	27	37.5	32	32.7
資格手当がある	44	61.1	63	64.3
その他	1	1.4	3	3.0

・ 獣医師の有効回答数72（問2で「ある」と回答した回答数73、うち無回答1）
 ・ 認定動物看護師の有効回答数98（問2で「ある」と回答した回答数98）

- ・ 獣医師で約38%、認定動物看護師では約33%で「基本給が違う」と回答した。
 また、獣医師で約61%、認定動物看護師で約64%で「資格手当がある」と回答し、概ね同じ傾向の回答が見られた。

問4 認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されていますか

はい（問5へ） いいえ わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	237	100.0	483	100.0
はい	64	27.0	91	18.8
いいえ	168	70.9	385	79.7
わからない	5	2.1	7	1.5

・ 獣医師の有効回答数237（全回答数243、うち無回答6）
 ・ 認定動物看護師の有効回答数483（全回答数487、うち無回答4）

- ・ 獣医師では約70%、認定動物看護師では約80%が「認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように」提示していないと回答した。

個別の質問内容及び全体集計結果

問5 問4で「はい」とお答えの方にお伺いします。表示は以下のどれですか（複数回答可）

- 認定動物看護師資格登録証の掲示
 認定動物看護師が勤務していると紹介文書の掲示
 名札などへの記載
 勤務病院ホームページでの記載
 その他（ ）

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	64	—	91	—
認定動物看護師資格登録証の掲示	29	45.3	40	44.0
認定動物看護師が勤務していると紹介文書の掲示	8	12.5	9	9.9
名札などへの記載	15	23.4	18	19.8
勤務病院ホームページでの記載	32	50.0	48	52.7
その他	1	1.6	3	3.3

・ 獣医師の有効回答数64（問4で「はい」と回答した全回答数64）

・ 認定動物看護師の有効回答数91（問4で「はい」と回答した全回答数91）

- ・ 「認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されている」と答えた獣医師、認定動物看護師ともに、約50%が「勤務病院ホームページでの記載」と回答しており、約40%以上が「認定動物看護師資格登録証の掲示」と回答した。

個別の質問内容及び全体集計結果

問6 入院動物の看護に、動物看護師はどのような業務を行っていますか

- | | | |
|--|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> バイタルチェック | <input type="checkbox"/> 食餌管理(経鼻カテーテルを含む) | <input type="checkbox"/> 環境整備 |
| <input type="checkbox"/> 投薬管理 (モニタリング) | <input type="checkbox"/> 痛みのチェック | <input type="checkbox"/> 散歩 |
| <input type="checkbox"/> 輸液管理 (モニタリング) | <input type="checkbox"/> 尿道カテーテル管理 (モニタリング) | <input type="checkbox"/> 衛生管理 |
| <input type="checkbox"/> 口腔衛生管理 | <input type="checkbox"/> 看護記録 | <input type="checkbox"/> リハビリテーション |
| <input type="checkbox"/> 飼育者への説明や面会対応 | <input type="checkbox"/> その他 () | |

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	240	—	482	—
バイタルチェック	160	66.7	323	67.0
食餌管理 (経鼻カテーテルを含む)	186	77.5	422	87.6
環境整備	221	92.1	463	96.1
投薬管理 (モニタリング)	194	80.8	407	84.4
痛みのチェック	103	42.9	241	50.0
散歩	178	74.2	378	78.4
衛生管理	222	92.5	454	94.2
輸液管理 (モニタリング)	176	73.3	377	78.2
尿道カテーテル管理 (モニタリング)	93	38.8	237	49.2
摘便	50	20.8	121	25.1
口腔衛生管理	59	24.6	123	25.5
看護記録	146	60.8	289	60.0
リハビリテーション	85	35.4	164	34.0
飼育者への説明や面会対応	146	60.8	323	67.0
その他	10	4.2	30	6.2

- ・ 獣医師の有効回答数240 (全回答数243、うち無回答3)
- ・ 認定動物看護師の有効回答数482 (全回答数487、うち無回答5)

- ・ 獣医師、認定動物看護師ともに、項目ごとの回答傾向は似ており、中でも80%以上が「投薬管理 (モニタリング)」、90%以上が「環境整備」「衛生管理」と回答した。

個別の質問内容及び全体集計結果

問7 次の各項目のうち、勤務病院において認定動物看護師は行うことができ、認定資格を保持していない動物看護師等は行うことができない業務がありますか

- | | | |
|--|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> バイタルチェック | <input type="checkbox"/> 食餌管理(経鼻カテーテルを含む) | <input type="checkbox"/> 環境整備 |
| <input type="checkbox"/> 投薬管理 (モニタリング) | <input type="checkbox"/> 痛みのチェック | <input type="checkbox"/> 散歩 |
| <input type="checkbox"/> 輸液管理 (モニタリング) | <input type="checkbox"/> 尿道カテーテル管理 (モニタリング) | <input type="checkbox"/> 衛生管理 |
| <input type="checkbox"/> 口腔衛生管理 | <input type="checkbox"/> 看護記録 | <input type="checkbox"/> 摘便 |
| <input type="checkbox"/> 飼育者への説明や面会対応 | <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> リハビリテーション |

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	68	—	130	—
バイタルチェック	14	20.6	23	17.7
食餌管理 (経鼻カテーテルを含む)	14	20.6	29	22.3
環境整備	5	7.4	8	6.2
投薬管理 (モニタリング)	19	27.9	30	23.1
痛みのチェック	7	10.3	14	10.8
散歩	3	4.4	9	6.9
衛生管理	5	7.4	8	6.2
輸液管理 (モニタリング)	18	26.5	33	25.4
尿道カテーテル管理 (モニタリング)	15	22.1	27	20.8
摘便	6	8.8	18	13.8
口腔衛生管理	6	8.8	18	13.8
看護記録	6	8.8	16	12.3
リハビリテーション	7	10.3	18	13.8
飼育者への説明や面会対応	16	23.5	30	23.1
その他	27	39.7	73	56.2

- ・ 獣医師の有効回答数68 (全回答数243、うち無回答175)
- ・ 認定動物看護師の有効回答数130 (全回答数487、うち無回答357)

- ・ 獣医師、認定動物看護師ともに、回答の上位3項目は「投薬管理 (モニタリング)」「輸液管理 (モニタリング)」「飼育者への説明や面会対応」となっている。

個別の質問内容及び全体集計結果

問8 飼育者へ動物入院時の動物看護の内容について十分な説明をしていますか

はい いいえ どちらともいえない わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	239	100.0	479	100.0
はい	109	45.6	196	40.9
いいえ	28	11.7	56	11.7
どちらともいえない	93	38.9	193	40.3
わからない	9	3.8	34	7.1

- ・ 獣医師の有効回答数239（全回答数243、うち無回答4）
- ・ 認定動物看護師の有効回答数479（全回答数487、うち無回答8）

- ・ 獣医師、認定動物看護師ともに、約40%が「十分な説明をしている」と回答している一方、約40%が「どちらともいえない」と回答しており、動物入院時の動物看護の内容、もしくはその説明方法について、十分に確立されていないことが予想される。

問9 動物看護料が設定されていますか？

はい(問10へ) いいえ(問11へ) わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	241	100.0	481	100.0
はい	15	6.2	26	5.4
いいえ	221	91.7	365	75.9
わからない	5	2.1	90	18.7

- ・ 獣医師の有効回答数241（全回答数243、うち無回答2）
- ・ 認定動物看護師の有効回答数481（全回答数487、うち無回答6）

- ・ 獣医師では約92%、認定動物看護師では約76%が「動物看護料を設定していない」と回答しており、料金の面からも動物看護業務が十分に確立されていないことが予想される。

個別の質問内容及び全体集計結果

問10 問9で「はい」とお答えの方にお伺いします。1日の動物看護料の金額とその動物種をご記入ください（自由記述）

※回答結果は80Pに記載

問11 問9で「いいえ」とお答えの方にお伺いします。

勤務病院での動物看護に関連した料金はどの料金に含まれていますか

診察料 入院料 処置料 その他の科目（ ） わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	220	100.0	364	100.0
診察料	20	9.1	25	6.9
入院料	156	70.9	160	44.0
処置料	22	10.0	42	11.5
その他の科目	5	2.3	3	0.8
わからない	17	7.7	134	36.8

・獣医師の有効回答数220（問9で「いいえ」と回答した回答数221、うち無回答1）

・認定動物看護師の有効回答数364（問9で「いいえ」と回答した回答数365、うち無回答1）

- ・獣医師では70%以上、認定動物看護師では40%以上が「入院料」と回答しており、多くの動物病院では、動物看護料は入院料に含まれているという結果となった。

問12 認定動物看護師の業務が診療施設の収入に反映していると思いますか

はい いいえ どちらともいえない わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	240	100.0	482	100.0
はい	117	48.8	156	32.4
いいえ	45	18.8	107	22.2
どちらともいえない	65	27.1	119	24.7
わからない	13	5.3	100	20.7

・獣医師の有効回答数240（全回答数243、うち無回答3）

・認定動物看護師の有効回答数482（全回答数487、うち無回答5）

- ・獣医師で約50%、認定動物看護師では約30%が「認定動物看護師の業務が診療施設の収入に反映している」と回答した。

個別の質問内容及び全体集計結果

【チーム獣医療における認定動物看護師の位置づけに関する項目】

問13 業務を行う上で、動物看護師への情報伝達や共有が行われていますか

はい いいえ どちらともいえない わからない
 その他 ()

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	239	100.0	481	100.0
はい	201	84.1	401	83.4
いいえ	3	1.3	10	2.1
どちらともいえない	31	13.0	65	13.5
わからない	4	1.6	5	1.0

・ 獣医師の有効回答数239（全回答数243、うち無回答4）
 ・ 認定動物看護師の有効回答数481（全回答数487、うち無回答6）

- ・ 獣医師、認定動物看護師ともに80%以上が「業務を行う上で、動物看護師への情報伝達や共有が行われている」と回答した。

問14 スタッフ間の情報共有を行う機会は以下のどれですか(複数回答可)

朝の朝礼 カンファレンス 昼休み 文章による伝達
動物看護記録閲覧 紙カルテ閲覧 電子カルテ閲覧
診察終了後のミーティング その他()
情報共有は行っていない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	238	—	482	—
朝の朝礼	84	35.3	150	31.1
カンファレンス	54	22.7	66	13.7
昼休み	65	27.3	156	32.4
文章による伝達	69	29.0	234	48.5
動物看護記録閲覧	60	25.2	158	32.8
絵カルテ閲覧	116	48.7	311	64.5
電子カルテ閲覧	22	9.2	59	12.2
診察終了後のミーティング	56	23.5	104	21.6
その他	59	24.8	154	32.0
情報共有は行っていない	2	0.8	11	2.3

・ 獣医師の有効回答数238（全回答数243、うち無回答5）
 ・ 認定動物看護師の有効回答数482（全回答数487、うち無回答5）

- ・ 獣医師では「朝の朝礼」、「絵カルテ閲覧」が、情報共有の機会として活用され、認定動物看護師では、「文章による伝達」、「絵カルテ閲覧」が活用されている結果となった。

個別の質問内容及び全体集計結果

問15 スタッフ間での情報伝達や共有の頻度は以下のどれですか

1日3回以上 1日2回 1日1回 2～3日に1回
4～6日に1回 1週間に1回以下 その他（ ）

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	240	100.0	477	100.0
1日3回以上	98	40.8	235	49.3
1日2回	32	13.3	73	15.3
1日1回	67	27.9	93	19.5
2～3日に1回	4	1.7	3	0.6
4～6日に1回	3	1.3	4	0.8
1週間に1回以下	3	1.3	3	0.6
その他	33	13.7	66	13.9

・獣医師の有効回答数240（全回答数243、うち無回答3）
 ・認定動物看護師の有効回答数477（全回答数487、うち無回答10）

- ・獣医師、認定動物看護師ともに、40%以上が「1日3回以上」と回答した。

問16 ご自身の勤務時にチーム獣医療を意識して業務を行っていますか？

はい いいえ どちらともいえない わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	237	100.0	475	100.0
はい	162	68.4	275	57.9
いいえ	19	8.0	40	8.4
どちらともいえない	52	21.9	127	26.7
わからない	4	1.7	33	7.0

・獣医師の有効回答数237（全回答数243、うち無回答6）
 ・認定動物看護師の有効回答数475（全回答数487、うち無回答12）

- ・獣医師、認定動物看護師ともに約60%が「チーム獣医療を意識して業務を行っている」と回答した。

個別の質問内容及び全体集計結果

問17 貴院では動物看護師のスキルアップのための環境が整っていますか

はい いいえ どちらともいえない わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	237	100.0	480	100.0
はい	122	51.5	223	46.5
いいえ	19	8.0	87	18.1
どちらともいえない	86	36.3	148	30.8
わからない	10	4.2	22	4.6

- ・ 獣医師の有効回答数237（全回答数243、うち無回答6）
- ・ 認定動物看護師の有効回答数480（全回答数487、うち無回答7）

・ 獣医師、認定動物看護師ともに、約半数が「動物看護師のスキルアップのための環境が整っている」と回答した。

問18 問17で「はい」とお答えの方にお伺いします。その内容で以下に当てはまるものはどれですか（複数回答可）

- 参考書籍、動物看護雑誌などの購入 院内セミナー・勉強会の開催
学会などの外部のセミナーへの参加援助 動物看護研究や発表の指導や援助
職能団体・学術団体への所属会費などの援助 専門分野認定資格取得の援助
その他（ ）

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	122	-	223	-
参考書籍、動物看護雑誌などの購入	111	91.0	176	78.9
院内セミナー・勉強会の開催	78	63.9	139	62.3
学会などの外部のセミナーへの参加援助	102	83.6	183	82.1
動物看護研究や発表の指導や援助	18	14.8	15	6.7
職能団体・学術団体への所属会費などの援助	19	15.6	21	9.4
専門分野認定資格取得の援助	23	18.9	54	24.2
その他	4	3.3	8	3.6

- ・ 獣医師の有効回答数122（全回答数243、うち無回答121）
- ・ 認定動物看護師の有効回答数223（全回答数487、うち無回答264）

・ 獣医師、認定動物看護師ともに、60%以上が「参考書籍、動物看護雑誌などの購入」、「院内セミナー・勉強会の開催」「学会などの外部のセミナーへの参加援助」と回答した。

個別の質問内容及び全体集計結果

【認定動物看護師の意識・役割に関する事項】

問19 貴院の動物看護師が認定動物看護師資格を取得してよかったですか？

はい いいえ どちらともいえない わからない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	235	100.0	481	100.0
はい	138	58.7	239	49.7
いいえ	5	2.1	11	2.3
どちらともいえない	68	28.9	193	40.1
わからない	24	10.3	38	7.9

・獣医師の有効回答数235（全回答数243、うち無回答8）

・認定動物看護師の有効回答数481（全回答数487、うち無回答6）

- ・獣医師、認定動物看護師ともに、約半数が「認定動物看護師資格を取得してよかった」とした一方、獣医師で約30%、認定動物看護師で40%が「どちらともいえない」と回答している。

問20 問19で「はい」とお答えの方にお伺いします、なぜよかったのかお答えください（自由記述）
※回答結果は81Pに記載

問21 認定動物看護師資格の取得により変化したことは以下のどれですか(複数回答可)

任される業務が広がる 知識・技術が認められる 獣医師に信頼される 飼育者に信頼される
仕事に責任を感じる 生涯学習の必要性を感じる 仕事に対するモチベーションが上がる
昇給 賞与の支給 昇進・昇格 その他（ ） 特にない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	231	-	479	-
任される業務が広がる	63	27.3	60	12.5
知識・技術が認められる	115	49.8	113	23.6
獣医師に信頼される	71	30.7	75	15.7
飼育者に信頼される	71	30.7	76	15.9
仕事に責任を感じる	117	50.6	205	42.8
生涯学習の必要性を感じる	75	32.5	175	36.5
仕事に対するモチベーションが上がる	98	42.4	166	34.7
昇給	40	17.3	42	8.8
賞与の支給	21	9.1	15	3.1
昇進・昇格	15	6.5	9	1.9
その他	4	1.7	8	1.7
特にない	45	19.5	170	35.5

・獣医師の有効回答数231（全回答数243、うち無回答12）

・認定動物看護師の有効回答数479（全回答数487、うち無回答8）

個別の質問内容及び全体集計結果

- ・ 獣医師では約50%が「仕事に責任を感じる」「知識・技術が認められる」と回答した。認定動物看護師では、約43%が「仕事に責任を感じる」約36%が「生涯学習の必要性を感じる」と回答した。獣医師の立場としては、認定動物看護師の持つ知識・技術の行為平準化のメリットを感じており、認定動物看護師もまた、知識・技術を常に高めておきたいという意欲が感じられる結果となった。

問22 認定動物看護師の役割をどのように認識していますか（複数回答可）

- 資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている
- 獣医療を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する
- 獣医療補助職を代表する資格者として職域の発展に貢献する
- 災害時の動物に対するボランティア活動、地域の動物愛護活動など社会に貢献する
- 産業動物診療分野で診療の補助を行うことができる その他（ ）
- あてはまるものはない

	獣医師		認定動物看護師	
	n	%	n	%
全体	232	—	458	—
資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている	133	57.3	177	38.6
獣医療を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する	142	61.2	254	55.5
獣医療補助職を代表する資格者として職域の発展に貢献する	99	42.7	165	36.0
災害時の動物に対するボランティア活動、地域の動物愛護活動など社会に貢献する	33	14.2	98	21.4
産業動物診療分野で診療の補助を行うことができる	5	2.2	26	5.7
その他	6	2.6	12	2.6
あてはまるものはない	23	9.9	75	16.4

- ・ 獣医師の有効回答数232（全回答数243、うち無回答11）
- ・ 認定動物看護師の有効回答数458（全回答数487、うち無回答29）


- ・ 獣医師では、認定動物看護師の役割について、半数以上が「資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている」、「獣医療を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する」と回答しており、認定動物看護師では、半数以上が「資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている」と回答している。

問23 認定動物看護師の将来に何を望みますか（自由記述）

※回答結果は82Pに記載

問24 現在、日本では犬猫の飼育頭数が減少しています。将来に向けて犬猫の飼育が拡大するために、何が重要だと思いますか。あなたのお考えをお書きください。（自由記述）

※回答結果は82Pに記載



**動物診療施設における動物看護業務の
位置づけに関する事項**

問1：認定動物看護師と動物看護師間で業務の内容に違いはありますか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、業務内容に「違いはない」が60%程度となっており、違いが「ある」は獣医師が11%、認定動物看護師が7%で、獣医師の方がやや多い。
- ・年代別でみると、獣医師・看護師（*参考程度）ともに60代以上が違いを認識している人が多い。
- ・スタッフ数でみると、獣医師、認定動物看護師が各々5人以上の病院では、違いが「ない」と感じている割合が多い結果となった。

対象：獣医師

		(N)	ある	ない	どちらともいえない	わからない
全体		(241)	11.6	60.2	22.0	6.2
性別	男性	(191)	11.5	59.2	24.1	5.2
	女性	(48)	12.5	62.5	14.6	10.4
年代	20代	(10)		70.0	20.0	10.0
	30代	(38)	10.5	57.9	21.1	10.5
	40代	(85)	11.8	65.9	18.8	3.5
	50代	(75)	9.3	57.3	25.3	8.1
	60代	(32)	21.9	50.0	25.0	3.1
居住地	北海道	(16)	12.5	56.3	18.8	12.4
	東北	(15)	20.0	66.7		13.3
	関東	(87)	10.3	63.2	19.5	7.0
	中部	(40)	5.0	62.5		32.5
	近畿	(40)	10.0	57.5	27.5	5.0
	中国	(13)	7.7	53.8	30.8	7.7
	四国	(7)	14.3	42.9	28.6	14.2
九州	(21)	28.6	52.4	14.3	4.7	
獣医師数	5人未満	(217)	12.4	59.9	21.2	6.5
	5人以上	(21)	4.8	61.9	28.6	4.7
認定動物看護師数	5人未満	(207)	13.0	60.4	19.8	6.8
	5人以上	(25)	4.0	48.0	44.0	4.0
動物看護師数	5人未満	(132)	12.9	62.9	20.5	3.7
	5人以上	(4)	25.0	50.0		25.0

・獣医師の有効回答数241（全回答数243、うち無回答2）

問1：認定動物看護師と動物看護師間で業務の内容に違いはありますか

対象：認定動物看護師

		(N)	ある	ない	どちらともいえない	わからない
全体		(484)	7.2	65.3	15.5	12.0
性別	男性	(18)	5.6	77.8	11.1	5.5
	女性	(463)	7.3	65.0	15.3	12.4
年代	20代	(173)	4.1	70.5	11.0	14.4
	30代	(180)	7.8	67.2	16.1	8.9
	40代	(91)	11.0	56.0	15.4	17.6
	50代	(32)	6.3	56.3	34.4	3.0
	60代	(7)	28.6	57.1	14.3	
居住地	北海道	(24)	12.5	58.3	12.5	16.7
	東北	(30)	6.7	56.7	23.3	13.3
	関東	(175)	6.9	69.7	13.7	9.7
	中部	(79)	2.5	65.8	17.7	14.0
	近畿	(80)	12.5	65.0	7.5	15.0
	中国	(22)	9.1	72.7	4.6	13.6
	四国	(14)		71.4	21.4	7.2
	九州	(50)	8.0	54.0	28.0	10.0
獣医師数	5人未満	(428)	6.8	64.5	16.6	12.1
	5人以上	(44)	9.1	79.6	4.6	6.7
認定動物看護師数	5人未満	(418)	7.2	64.4	16.3	12.1
	5人以上	(49)	6.1	77.6	10.2	6.1
動物看護師数	5人未満	(297)	4.0	73.1	16.2	6.7
	5人以上	(7)	14.3	71.4	14.3	

・認定動物看護師の有効回答数484（全回答数487、うち無回答3）

問2：認定動物看護師と動物看護師間で賃金の違いはありますか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、認定動物看護師と動物看護師との間に「賃金の違いはない」が半数程度で、獣医師の方が「賃金の違い」をより認識している。
- ・獣医師では、性別で見ると、女性で賃金の違いは「ない」が43%と低い。年代別にみると、30代で違いが「ない」と思うが「わからない」と感じており、60代以上では、違いがあると感じている獣医師が多い。地域別にみると、中部で違いがないと感じる獣医師が多く、他地域との差が出ている。
- ・認定動物看護師では、年代で見ると、50代では違いが「ない」と感じられているが、40代では違いが「ある」と感じている看護師が多い。地域別にみると、賃金の違いが「なし」との回答は東高西低の傾向がみられる。また、九州では違いが「ある」、中部では違いが「ない」と多く感じられている。スタッフ数で見ると、認定動物看護師が5人以上の病院では違いが「ある」と多く感じられている。

対象：獣医師

		(N)	ある	なし	わからない
全体		(240)	30.4	50.8	18.8
性別	男性	(189)	30.7	52.9	16.4
	女性	(49)	28.6	42.9	28.5
年代	20代	(9)	11.1	66.7	22.2
	30代	(38)	31.6	39.5	28.9
	40代	(85)	29.4	54.1	16.5
	50代	(76)	28.9	51.3	19.8
	60代	(31)	38.7	51.6	9.7
居住地	北海道	(16)	25.0	68.8	6.2
	東北	(15)	26.7	53.3	20.0
	関東	(85)	27.1	54.1	18.8
	中部	(40)	25.0	60.0	15.0
	近畿	(40)	32.5	42.5	25.0
	中国	(13)	23.1	53.8	23.1
	四国	(7)	28.6	57.1	14.3
九州	(21)	61.9	14.3	23.8	
獣医師数	5人未満	(217)	30.4	51.6	18.0
	5人以上	(21)	28.6	47.6	23.8
認定動物看護師数	5人未満	(206)	30.6	52.4	17.0
	5人以上	(25)	32.0	36.0	32.0
動物看護師数	5人未満	(133)	30.1	53.4	16.5
	5人以上	(4)	50.0	50.0	

・獣医師の有効回答数240（全回答数243、うち無回答3）

問2：認定動物看護師と動物看護師間で賃金の違いはありますか

対象：認定動物看護師

		(N)	ある	なし	わからない
全体		(484)	20.2	48.3	31.5
性別	男性	(18)	16.7	55.6	27.8
	女性	(463)	20.5	47.7	31.7
年代	20代	(173)	20.2	48.6	31.2
	30代	(180)	19.4	51.1	29.4
	40代	(91)	23.1	40.7	36.3
	50代	(32)	12.5	56.3	31.3
	60代	(7)	42.9	28.6	28.6
居住地	北海道	(24)	25.0	45.8	29.2
	東北	(30)	16.7	46.7	36.7
	関東	(175)	20.0	51.4	28.6
	中部	(79)	16.5	57.0	26.6
	近畿	(80)	23.8	46.3	30.0
	中国	(22)	18.2	45.5	36.4
	四国	(14)	14.3	21.4	64.3
	九州	(50)	26.0	36.0	38.0
獣医師数	5人未満	(428)	19.9	47.7	32.5
	5人以上	(44)	25.0	52.3	22.7
認定動物看護師数	5人未満	(418)	18.9	48.6	32.5
	5人以上	(49)	32.7	44.9	22.4
動物看護師数	5人未満	(297)	19.2	54.2	26.6
	5人以上	(7)	28.6	57.1	14.3

・認定動物看護師の有効回答数484（全回答数487、うち無回答3）

問3：賃金の違いの内容

- ・ 獣医師、認定動物看護師ともに賃金の内容の違いは「資格手当」が60%程度、「基本給の違い」が30%程度となっている。
- ・ 獣医師では、性別年代地域別いずれも参考値が多いが、全体と比べ、その他の動物看護師が5人未満の病院で、「基本給が違う」が高く、「資格手当がある」が低くなっている。
- ・ 認定動物看護師では、年代別で30代は「基本給が違う」が低く、「資格手当がある」が高くなっている。また、20代では「基本給が違う」が高くなっている。

対象：獣医師

		(N)	基本給が違う	資格手当がある	その他
全体		(72)	37.5	61.1	1.4
性別	男性	(56)	35.7	64.3	
	女性	(15)	46.7	46.7	6.7
年代	20代	(1)	100.0		
	30代	(12)	25.0	75.0	
	40代	(26)	34.6	61.5	3.8
	50代	(21)	47.6	52.4	
	60代	(11)	45.5	54.5	
居住地	北海道	(4)	25.0	75.0	
	東北	(4)	50.0	50.0	
	関東	(23)	43.5	52.2	4.3
	中部	(10)	20.0	80.0	
	近畿	(13)	38.5	61.5	
	中国	(3)	66.7	33.3	
	四国	(2)	100.0		
	九州	(12)	41.7	58.3	
獣医師数	5人未満	(65)	38.5	60.0	1.5
	5人以上	(6)	33.3	66.7	
認定動物看護師数	5人未満	(62)	37.1	61.3	1.6
	5人以上	(8)	37.5	62.5	
動物看護師数	5人未満	(38)	47.4	50.0	2.6
	5人以上	(2)	100.0		

・ 獣医師の有効回答数72（問2で「ある」と回答した回答数73、うち無回答1）

問3：賃金の違いの内容

対象：認定動物看護師

		(N)	基本給が違う	資格手当がある	その他
全体		(98)	32.7	64.3	3.0
性別	男性	(3)	100.0		
	女性	(95)	33.7	63.2	3.1
年代	20代	(35)	40.0	60.0	
	30代	(34)	20.6	73.5	5.9
	40代	(21)	42.9	52.4	4.7
	50代	(5)	20.0	80.0	
	60代	(3)	33.3	66.7	
居住地	北海道	(6)	16.7	66.7	16.6
	東北	(5)	60.0		40.0
	関東	(35)	37.1	62.9	
	中部	(13)	15.4	84.6	
	近畿	(19)	42.1	52.6	5.3
	中国	(4)	25.0	75.0	
	四国	(2)	50.0		50.0
	九州	(14)	21.4	71.4	7.2
獣医師数	5人未満	(84)	32.1	65.5	2.4
	5人以上	(11)	36.4	63.6	
認定動物看護師数	5人未満	(78)	30.8	66.7	2.5
	5人以上	(16)	43.8	56.2	
動物看護師数	5人未満	(55)	32.7	65.5	1.8
	5人以上	(2)	50.0		50.0

・認定動物看護師の有効回答数98（問2で「ある」と回答した回答数98）

問4：認定動物看護師資格保有者であることが飼育者にわかるように示されていますか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに「いいえ」が圧倒的に多く、飼育者に分かりやすく提示されていない状況にあると言える。
- ・獣医師では、参考値だが、地域別でみると北海道、東北、四国で多く飼育者に分かりやすく提示されている。
- ・認定動物看護師では、年代別にみると、40～50代が、資格保有者であることを飼育者に分かりやすく提示されていることが多い。地域別でみると、東北、中部が飼育者に分かりやすく提示されていないことが多い。

対象：獣医師

		(N)	はい	いいえ	わからない
全体		(237)	27.0	70.9	2.1
性別	男性	(185)	26.5	71.4	2.1
	女性	(50)	30.0	68.0	2.0
年代	20代	(9)	11.1	77.8	11.1
	30代	(38)	23.7	73.7	2.6
	40代	(84)	31.0	67.9	1.1
	50代	(75)	26.7	70.7	2.6
	60代	(30)	26.7	73.3	
居住地	北海道	(16)	43.8	56.2	
	東北	(15)	33.3	66.7	
	関東	(84)	22.6	75.0	2.4
	中部	(40)	22.5	75.0	2.5
	近畿	(40)	27.5	67.5	5.0
	中国	(12)	33.3	66.7	
	四国	(7)	42.9	57.1	
九州		(20)	25.0	75.0	
獣医師数	5人未満	(214)	27.1	72.0	0.9
	5人以上	(21)	28.6	61.9	9.5
認定動物看護師数	5人未満	(203)	26.6	72.9	0.5
	5人以上	(25)	40.0	56.0	4.0
動物看護師数	5人未満	(129)	29.5	69.0	1.5
	5人以上	(4)		75.0	25.0

・獣医師の有効回答数237（全回答数243、うち無回答6）

問4：認定動物看護師資格保有者であることが飼育者にわかるように示されていますか

対象：認定動物看護師

		(N)	はい	いいえ	わからない
全体		(483)	18.8	79.7	1.5
性別	男性	(18)	33.3	66.7	
	女性	(462)	18.2	80.3	1.5
年代	20代	(173)	19.7	78.6	1.7
	30代	(179)	14.0	84.4	1.6
	40代	(91)	24.2	74.7	1.1
	50代	(32)	25.0	75.0	
	60代	(7)	28.6	71.4	
居住地	北海道	(24)	25.0	70.8	4.2
	東北	(30)	13.3	86.7	
	関東	(173)	20.2	78.6	1.2
	中部	(79)	10.1	88.6	1.3
	近畿	(82)	22.0	74.4	3.6
	中国	(22)	22.7	77.3	
	四国	(14)	28.6	71.4	
獣医師数	九州	(50)	18.0	82.0	
	5人未満	(427)	17.8	81.0	1.2
認定動物看護師数	5人以上	(44)	22.7	77.3	
	5人未満	(417)	18.9	80.1	1.0
動物看護師数	5人以上	(49)	16.3	83.7	
	5人未満	(296)	15.2	84.1	0.7
動物看護師数	5人以上	(7)	14.3	85.7	

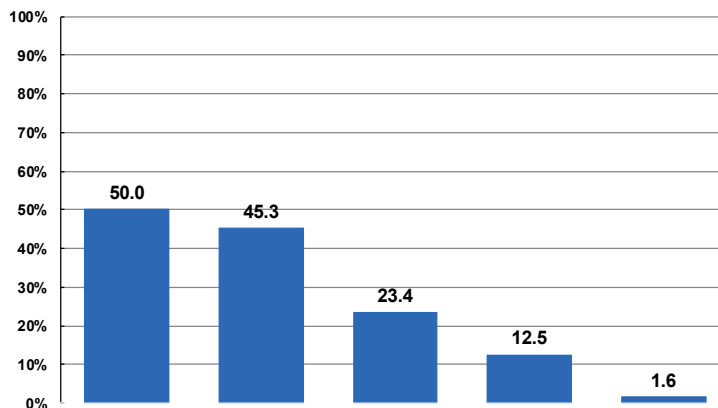
・認定動物看護師の有効回答数483（全回答数487、うち無回答4）

問5：飼育者への表示内容について

- ・全体では、飼育者への表示内容については、獣医師、認定動物看護師ともに「勤務病院HPでの記載」が最も多く、ついで「認定動物看護師資格登録証の掲示」となっている。
- ・獣医師では、性年代、地域別はほぼ参考値であるが、年代別で見ると、40代までは「勤務病院HPでの記載」が多く、50代以上では「認定動物看護師資格登録証の掲示」が多くなっている。
- ・認定動物看護師では、年代別にみると、若い年代ほど、飼育者に対し、資格保持者がわかりやすい表示を心がけている。

問5：飼育者への表示内容について

対象：獣医師

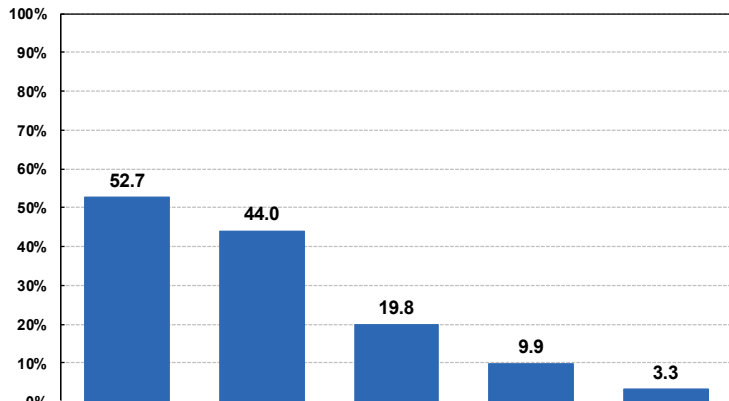


		(N)	勤務で病院記載ホームページ	登録認定動物の掲示	名札などへの記載	事務認定動物の掲示	その他
全体		(64)	50.0	45.3	23.4	12.5	1.6
性別	男性	(49)	55.1	44.9	18.4	8.2	-
	女性	(15)	26.7	33.3	40.0	46.7	6.7
年代	20代	(1)	-	100.0	-	-	-
	30代	(9)	22.2	55.6	-	55.6	-
	40代	(26)	15.4	69.2	26.9	26.9	3.8
	50代	(20)	5.0	35.0	30.0	55.0	-
	60代	(8)	12.5	12.5	25.0	75.0	-
居住地	北海道	(7)	-	42.9	28.6	71.4	-
	東北	(5)	-	20.0	20.0	60.0	-
	関東	(19)	10.5	52.6	26.3	47.4	-
	中部	(9)	22.2	55.6	11.1	44.4	-
	近畿	(11)	9.1	45.5	9.1	36.4	-
	中国	(4)	25.0	75.0	100.0	-	-
	四国	(3)	-	66.7	-	33.3	-
九州	(5)	40.0	80.0	20.0	20.0	20.0	
獣医師数	5人未満	(58)	10.3	48.3	24.1	46.6	-
	5人以上	(6)	66.7	33.3	16.7	33.3	16.7
認定動物看護師数	5人未満	(54)	11.1	50.0	24.1	46.3	-
	5人以上	(10)	50.0	40.0	20.0	20.0	10.0
動物看護師数	5人未満	(39)	15.4	51.3	20.5	46.2	-
	5人以上	(0)	-	-	-	-	-

・獣医師の有効回答数64（問4で「はい」と回答した全回答数64）

問5：飼育者への表示内容について

対象：認定看護師



		(N)	勤務での病院掲載ホームページ	登録認定動物の掲示	名札などへの記載	事務認定動物の掲示	その他
全体		(91)	52.7	44.0	19.8	9.9	3.3
性別	男性	(6)	33.3	50.0	33.3	-	16.7
	女性	(85)	54.1	43.5	17.6	10.6	2.4
年代	20代	(34)	58.8	50.0	23.5	14.7	-
	30代	(25)	60.0	36.0	12.0	4.0	4.0
	40代	(22)	45.5	50.0	18.2	13.6	-
	50代	(8)	25.0	37.5	25.0	-	25.0
	60代	(2)	50.0	-	50.0	-	-
居住地	北海道	(6)	50.0	83.3	-	16.7	-
	東北	(4)	50.0	50.0	50.0	-	-
	関東	(35)	51.4	42.9	22.9	11.4	2.9
	中部	(8)	62.5	50.0	-	12.5	-
	近畿	(18)	66.7	33.3	22.2	11.1	-
	中国	(5)	60.0	40.0	20.0	-	-
	四国	(4)	50.0	25.0	50.0	-	-
九州	(9)	33.3	55.5	-	-	11.1	
獣医師数	5人未満	(76)	55.3	43.4	19.7	9.2	1.3
	5人以上	(10)	50.0	20.0	20.0	10.0	10.0
認定動物看護師数	5人未満	(79)	54.4	41.8	21.5	10.1	3.8
	5人以上	(8)	50.0	37.5	12.5	-	-
動物看護師数	5人未満	(45)	60.0	33.3	15.6	13.3	4.4
	5人以上	(1)	100.0	-	-	-	-

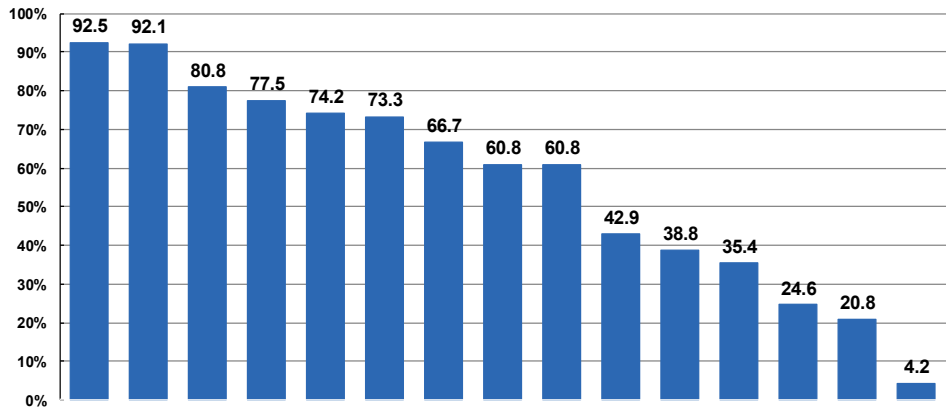
・認定動物看護師の有効回答数91（問4で「はい」と回答した全回答数91）

問6：入院動物の看護に、動物看護師はどのような業務を行っていますか

- ・全体では、獣医師で、「衛生管理」「環境整備」「投薬管理（モニタリング）」が、認定動物看護師では、「衛生管理」「環境整備」「食餌管理（経鼻カテーテルを含む）」が上位3位となっている。
- ・獣医師では、性年代地域別で多く業務が分かれ、多様性がみられる。年代別でみると、特に60代以上で「輸液管理」「摘便」が多い。
- ・認定動物看護師では、動物病院のスタッフ数により業務の偏りが見られ、特に認定動物看護師が5人以上の動物病院では、10項目が全体から10ポイント以上高いなど、認定動物看護師の業務の広さ、必要性の高さが見受けられる。

問6：入院動物の看護に、動物看護師はどのような業務を行っていますか

対象：獣医師

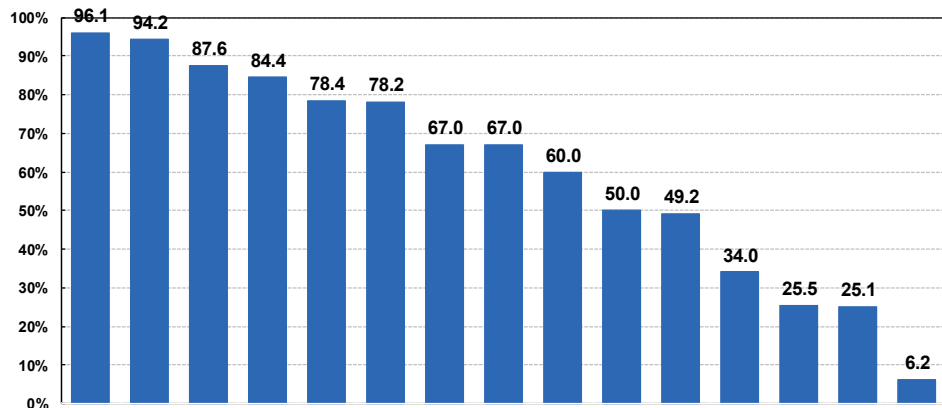


(N)		衛生管理	環境整備	投薬管理 (モニタリング)	テーテル管理 (経鼻カ)	散歩	輸液管理 (モニタリング)	バイタルチェック	看護記録	飼育者への説明や面会対応	痛みのチェック	尿道カテーテル管理 (モニタリング)	リハビリテーション	口腔衛生管理	排便	その他
全体	(240)	92.5	92.1	80.8	77.5	74.2	73.3	66.7	60.8	60.8	42.9	38.8	35.4	24.6	20.8	4.2
性別	男性 (188)	92.6	92.0	83.0	77.7	75.5	76.1	68.6	60.1	60.6	44.7	37.8	38.8	26.6	22.3	2.7
	女性 (50)	92.0	92.0	76.0	78.0	70.0	64.0	62.0	64.0	60.0	38.0	42.0	24.0	16.0	16.0	10.0
年代	20代 (10)	90.0	100.0	90.0	100.0	60.0	50.0	80.0	70.0	60.0	20.0	40.0	30.0	20.0	10.0	-
	30代 (38)	94.7	94.7	78.9	71.1	71.1	65.8	65.8	65.8	44.7	21.1	31.6	26.3	13.2	13.2	5.3
	40代 (84)	95.2	92.9	83.3	82.1	81.0	79.8	60.7	65.5	60.7	48.8	42.9	38.1	33.3	20.2	4.8
	50代 (75)	92.0	90.7	77.3	74.7	73.3	68.0	69.3	56.0	66.7	49.3	33.3	36.0	24.0	21.3	4.0
	60代 (32)	84.4	87.5	84.4	71.9	68.8	84.4	75.0	53.1	65.6	46.9	46.9	40.6	18.8	34.4	3.1
居住地	北海道 (16)	100.0	87.5	81.3	81.3	68.8	81.3	68.8	62.5	43.8	43.8	37.5	31.3	18.8	31.3	6.3
	東北 (16)	87.5	87.5	75.0	75.0	68.8	87.5	75.0	62.5	68.8	37.5	43.8	31.3	12.5	18.8	6.3
	関東 (85)	91.8	91.8	81.2	78.8	81.2	74.1	58.8	58.8	57.6	47.1	42.4	36.5	31.8	27.1	4.7
	中部 (40)	87.5	90.0	85.0	82.5	75.0	80.0	72.5	62.5	60.0	45.0	35.0	37.5	17.5	12.5	2.5
	近畿 (40)	95.0	97.5	85.0	77.5	67.5	65.0	67.5	70.0	65.0	45.0	37.5	37.5	30.0	17.5	5.0
	中国 (13)	92.3	92.3	76.9	53.8	69.2	61.5	76.9	69.2	61.5	38.5	38.5	38.5	23.1	30.8	7.7
	四国 (7)	100.0	100.0	57.1	57.1	71.4	42.9	57.1	42.9	85.7	-	-	14.3	-	-	-
九州 (20)	95.0	95.0	85.0	85.0	70.0	75.0	80.0	55.0	65.0	45.0	45.0	40.0	25.0	15.0	-	
獣医師数	5人未満 (216)	92.1	91.7	81.5	78.2	75.0	74.5	65.7	60.2	58.8	43.5	37.0	33.8	24.5	21.8	4.2
	5人以上 (21)	95.2	95.2	76.2	71.4	66.7	61.9	76.2	66.7	76.2	38.1	52.4	47.6	19.0	9.5	4.8
認定動物看護師数	5人未満 (206)	91.3	90.8	80.1	77.2	73.3	73.8	65.0	59.2	59.2	40.3	35.9	32.0	24.3	21.8	3.9
	5人以上 (25)	100.0	100.0	88.0	80.0	84.0	84.0	84.0	84.0	72.0	68.0	68.0	72.0	32.0	16.0	8.0
動物看護師数	5人未満 (130)	93.1	93.1	80.0	78.5	73.8	72.3	69.2	67.7	62.3	45.4	40.0	34.6	29.2	18.5	3.8
	5人以上 (4)	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	75.0	75.0	100.0	50.0	50.0	25.0	50.0	25.0	-	-

・獣医師の有効回答数240 (全回答数243、うち無回答3)

問6：入院動物の看護に、動物看護師はどのような業務を行っていますか

対象：認定動物看護師



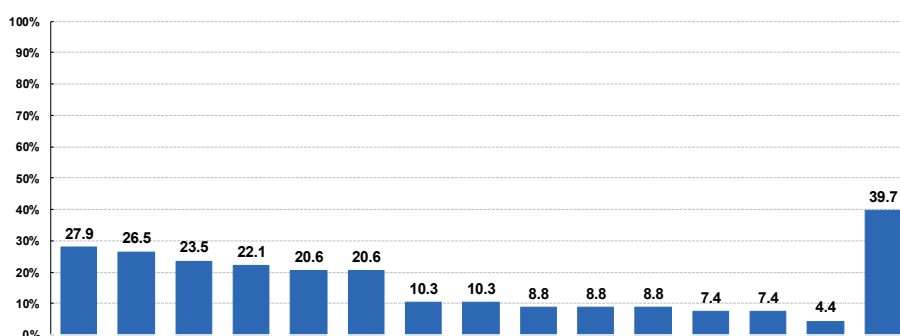
(N)		環境整備	衛生管理	ティール管理 (経鼻カ)	食餌管理 (モニター)	散歩	輸液管理 (モニター)	バイタルチェック	会対応	飼育者への説明や面談	看護記録	痛みのチェック	尿道カテーテル管理 (モニター)	リハビリテーション	口腔衛生管理	摘便	その他
全体	(482)	96.1	94.2	87.6	84.4	78.4	78.2	67.0	67.0	60.0	50.0	49.2	34.0	25.5	25.1	6.2	
性別	男性	(18)	94.4	88.9	83.3	77.8	77.8	61.1	66.7	61.1	61.1	55.6	61.1	38.9	27.8	22.2	
	女性	(461)	96.1	94.4	88.1	84.8	78.5	78.3	67.5	66.8	59.9	49.5	48.8	33.0	25.2	25.2	5.6
年代	20代	(172)	97.7	92.4	91.3	87.2	80.8	76.2	67.4	64.5	60.5	43.6	42.4	32.6	18.0	20.9	5.2
	30代	(179)	95.5	95.5	87.7	83.8	78.2	78.8	69.3	65.4	62.0	53.1	50.8	36.9	28.5	24.0	6.1
	40代	(91)	93.4	94.5	84.6	81.3	70.3	80.2	63.7	72.5	52.7	50.5	58.2	31.9	33.0	30.8	9.9
	50代	(32)	96.9	93.8	81.3	81.3	87.5	78.1	65.6	71.9	56.3	68.8	50.0	28.1	31.3	31.3	3.1
	60代	(7)	100.0	100.0	71.4	100.0	85.7	100.0	57.1	71.4	100.0	42.9	57.1	57.1	14.3	57.1	-
居住地	北海道	(24)	91.7	100.0	95.8	83.3	62.5	66.7	45.8	54.2	54.2	29.2	37.5	25.0	8.3	16.7	4.2
	東北	(29)	86.2	96.6	86.2	79.3	86.2	72.4	65.5	75.9	55.2	51.7	55.2	41.4	27.6	24.1	10.3
	関東	(173)	97.7	94.8	93.6	86.7	83.8	79.2	68.8	69.4	59.5	50.9	46.8	36.4	30.6	25.4	4.0
	中部	(79)	97.5	97.5	91.1	92.4	79.7	82.3	65.8	65.8	67.1	51.9	57.0	29.1	26.6	29.1	7.6
	近畿	(82)	96.3	89.0	78.0	75.6	72.0	73.2	69.5	59.8	53.7	50.0	48.8	31.7	20.7	17.1	7.3
	中国	(22)	95.5	100.0	77.3	81.8	63.6	81.8	72.7	63.6	63.6	68.2	59.1	45.5	13.6	27.3	9.1
	四国	(14)	100.0	92.9	71.4	57.1	85.7	64.3	35.7	64.3	50.0	42.9	21.4	28.6	7.1	35.7	-
	九州	(50)	94.0	90.0	90.0	94.0	76.0	90.0	84.0	76.0	72.0	54.0	48.0	40.0	34.0	32.0	8.0
獣医師数	5人未満	(427)	95.8	93.9	87.4	84.5	77.5	78.9	66.0	65.6	59.7	49.9	48.5	31.9	24.6	25.1	5.4
	5人以上	(44)	97.7	97.7	90.9	81.8	88.6	75.0	70.5	77.3	63.6	47.7	59.1	54.5	27.3	27.3	9.1
認定動物看護師数	5人未満	(417)	95.7	93.3	86.6	83.9	76.5	77.5	64.7	65.7	59.7	48.4	47.2	30.0	24.0	24.5	5.3
	5人以上	(49)	98.0	100.0	98.0	91.8	95.9	89.8	83.7	79.6	69.4	63.3	71.4	67.3	36.7	36.7	12.2
動物看護師	5人未満	(296)	96.3	93.6	89.2	85.8	82.4	79.4	66.2	66.2	60.8	51.0	50.3	33.1	24.0	24.3	6.8
	5人以上	(7)	100.0	100.0	100.0	85.7	85.7	71.4	85.7	100.0	42.9	42.9	28.6	57.1	28.6	28.6	14.3

・認定動物看護師の有効回答数482 (全回答数487、うち無回答5)

問7：認定動物看護師は行うことができ、認定資格を保持していない動物看護師等を行うことができない業務

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師共に「その他」を除き、「投薬管理」「輸液管理」「飼育者への説明や面会対応」が上位3位となっている。
- ・獣医師では、性、年代、地域別はほぼすべて参考値となっており、「その他」が最も多い。
- ・動物認定看護師では、全体で半数以上が「その他」と回答しており、「認定資格を保持していない動物看護師は行うことができない業務」は、選択枝内では少ないと思われる。

対象：獣医師

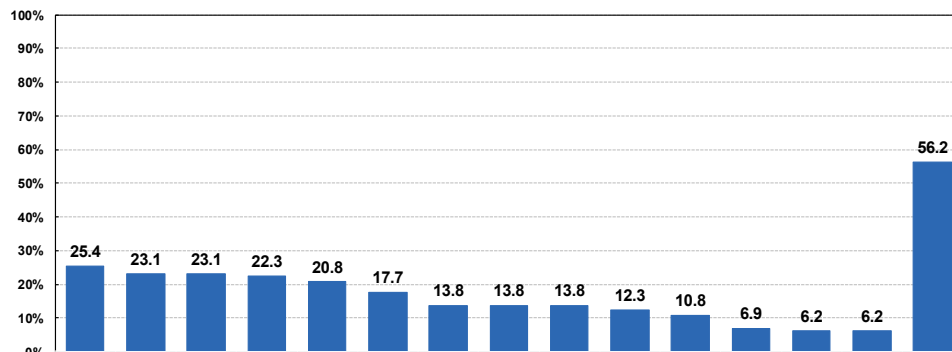


		(N)	投薬管理 (モニタリング)	輸液管理 (モニタリング)	飼育者への説明や面会対応	尿道カテーテル管理 (モニタリング)	バイタルチェック	食餌管理 (経鼻カテーテルを含む)	痛みのチェック	リハビリテーション	摘便	口腔衛生管理	看護記録	環境整備	衛生管理	散歩	その他
全体	(68)	27.9	26.5	23.5	22.1	20.6	20.6	10.3	10.3	8.8	8.8	8.8	7.4	7.4	4.4	39.7	
性別	男性	(50)	32.0	24.0	22.0	22.0	24.0	26.0	10.0	8.0	10.0	8.0	10.0	10.0	10.0	4.0	36.0
	女性	(17)	17.6	35.3	29.4	23.5	11.8	5.9	11.8	17.6	5.9	11.8	5.9	-	-	5.9	47.1
年代	20代	(2)	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0
	30代	(11)	27.3	27.3	18.2	9.1	36.4	45.5	-	9.1	9.1	-	18.2	18.2	18.2	9.1	36.4
	40代	(20)	20.0	15.0	15.0	15.0	10.0	10.0	5.0	20.0	5.0	5.0	5.0	5.0	-	-	55.0
	50代	(22)	27.3	27.3	13.6	22.7	18.2	18.2	18.2	4.5	9.1	18.2	9.1	4.5	4.5	9.1	40.9
	60代	(13)	46.2	46.2	53.8	46.2	30.8	23.1	15.4	7.7	15.4	7.7	7.7	7.7	7.7	-	15.4
居住地	北海道	(3)	-	-	33.3	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-	33.3	33.3	33.3	33.3
	東北	(6)	50.0	66.7	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	-	-	-	16.7	-	-	-	33.3
	関東	(23)	26.1	21.7	17.4	21.7	17.4	21.7	13.0	13.0	8.7	4.3	13.0	4.3	4.3	8.7	39.1
	中部	(8)	-	-	25.0	25.0	-	12.5	12.5	-	-	12.5	-	-	-	-	62.5
	近畿	(14)	42.9	28.6	21.4	21.4	35.7	28.6	7.1	28.6	14.3	14.3	7.1	7.1	7.1	-	28.6
	中国	(6)	16.7	16.7	16.7	16.7	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	-	66.7
	四国	(1)	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-
九州	(5)	60.0	80.0	40.0	40.0	40.0	20.0	20.0	-	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0	-	-	
獣医師数	5人未満	(63)	28.6	27.0	23.8	22.2	20.6	20.6	11.1	11.1	9.5	7.9	7.9	7.9	7.9	4.8	38.1
	5人以上	(5)	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	-	-	-	20.0	20.0	-	-	-	60.0
認定動物看護師数	5人未満	(60)	28.3	25.0	25.0	20.0	21.7	20.0	11.7	10.0	10.0	10.0	8.3	8.3	8.3	5.0	40.0
	5人以上	(6)	16.7	33.3	16.7	33.3	16.7	16.7	-	16.7	-	-	16.7	-	-	-	33.3
動物看護師	5人未満	(38)	26.3	26.3	21.1	18.4	23.7	21.1	7.9	7.9	5.3	7.9	7.9	7.9	7.9	5.3	39.5
	5人以上	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-

・獣医師の有効回答数68 (全回答数243、うち無回答175)

問7：認定動物看護師は行うことができ、認定資格を保持していない動物看護師等を行うことができない業務

対象：認定動物看護師



		(N)	輸液管理 (モニタリング)	投薬管理 (モニタリング)	飼育者への説明や面会対応	飼育管理 (経鼻カテテルを含む)	食餌管理 (モニタリング)	尿道カテテル管理 (モニタリング)	バイタルチェック	摘便	口腔衛生管理	リハビリテーション	看護記録	痛みのチェック	散歩	環境整備	衛生管理	その他
全体		(130)	25.4	23.1	23.1	22.3	20.8	17.7	13.8	13.8	13.8	12.3	10.8	6.9	6.2	6.2	56.2	
性別	男性	(6)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
	女性	(123)	26.8	24.4	23.6	23.6	22.0	18.7	14.6	14.6	14.6	13.0	11.4	7.3	6.5	6.5	54.5	
年代	20代	(46)	23.9	26.1	8.7	17.4	19.6	10.9	10.9	4.3	4.3	8.7	2.2	6.5	8.7	8.7	56.5	
	30代	(46)	19.6	15.2	23.9	26.1	15.2	21.7	10.9	17.4	15.2	8.7	15.2	4.3	2.2	4.3	60.9	
	40代	(22)	36.4	22.7	22.7	18.2	31.8	18.2	18.2	22.7	27.3	22.7	18.2	9.1	9.1	9.1	54.5	
	50代	(13)	23.1	30.8	61.5	23.1	15.4	23.1	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	7.7	-	-	46.2	
	60代	(3)	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	-	33.3	33.3	-	33.3	
居住地	北海道	(8)	37.5	12.5	25.0	12.5	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	12.5	12.5	62.5
	東北	(9)	44.4	33.3	11.1	33.3	44.4	33.3	33.3	11.1	11.1	-	-	11.1	11.1	11.1	44.4	
	関東	(46)	15.2	13.0	28.3	13.0	10.9	13.0	10.9	8.7	13.0	13.0	10.9	6.5	2.2	-	58.7	
	中部	(24)	20.8	25.0	20.8	25.0	20.8	16.7	8.3	25.0	8.3	8.3	8.3	4.2	4.2	4.2	54.2	
	近畿	(21)	33.3	33.3	14.3	33.3	28.6	28.6	19.0	14.3	19.0	14.3	19.0	14.3	14.3	19.0	52.4	
	中国	(6)	16.7	16.7	-	16.7	16.7	-	-	-	16.7	16.7	-	-	-	-	-	83.3
	四国	(2)	50.0	50.0	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0
九州	(11)	36.4	36.4	36.4	36.4	36.4	27.3	36.4	36.4	36.4	36.4	27.3	9.1	9.1	9.1	54.5		
獣医師数	5人未満	(114)	26.3	23.7	21.9	22.8	21.9	18.4	14.0	14.0	12.3	11.4	10.5	7.0	6.1	6.1	57.0	
	5人以上	(13)	15.4	15.4	23.1	15.4	7.7	7.7	7.7	-	15.4	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	61.5	
認定動物看護師数	5人未満	(108)	25.9	24.1	23.1	24.1	21.3	18.5	13.9	13.9	12.0	11.1	10.2	7.4	6.5	6.5	55.6	
	5人以上	(17)	17.6	11.8	11.8	11.8	17.6	11.8	11.8	5.9	17.6	11.8	11.8	5.9	5.9	5.9	70.6	
動物看護師	5人未満	(72)	13.9	13.9	13.9	13.9	9.7	8.3	5.6	4.2	5.6	8.3	5.6	8.3	5.6	4.2	70.8	
	5人以上	(3)	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	66.7	

・認定動物看護師の有効回答数130 (全回答数487、うち無回答357)

問8：飼育者に動物入院時の動物看護の内容について十分な説明をしていますか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに「はい」が最も多く、ついで「どちらともいえない」となっており、「十分できていないかも・・・」と思っている「獣医師」や「看護師」の意識が垣間見える。
- ・獣医師では、年代別で見ると、年が上がるごとに十分な説明をしていると考えている獣医師が多い。地域別では、中部が十分な説明ができていないかもしれないと考えている獣医師が多い。
- ・認定動物看護師でも、年代別で見ると、年代が上がるごとに十分な説明をしていると考えている。地域別みると、中部で十分な説明ができていないとの回答が多く、獣医師と逆の結果になっている。

対象：獣医師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(239)	45.6	11.7	38.9	3.8
性別	男性	(188)	43.6	12.8	39.9	3.7
	女性	(49)	55.1	8.2	32.7	4.0
年代	20代	(10)	40.0	0.0	50.0	10.0
	30代	(38)	31.6	15.8	47.4	5.2
	40代	(84)	50.0	13.1	33.3	3.6
	50代	(75)	42.7	12.0	41.3	4.0
	60代	(31)	61.3	6.5	32.2	
居住地	北海道	(16)	43.8	25.0	25.0	6.2
	東北	(15)	53.3	6.7	40.0	
	関東	(85)	48.2	5.9	41.2	4.7
	中部	(40)	27.5	15.0	52.5	5.0
	近畿	(40)	40.0	20.0	37.5	2.5
	中国	(13)	84.6	7.7	7.7	
	四国	(7)	28.6	14.3	57.1	
九州		(20)	55.0	10.0	30.0	5.0
獣医師数	5人未満	(215)	46.0	12.1	38.1	3.8
	5人以上	(21)	47.6	9.5	38.1	4.8
認定動物看護師数	5人未満	(205)	46.8	12.2	36.6	4.4
	5人以上	(25)	40.0	12.0	48.0	
動物看護師数	5人未満	(130)	45.4	13.8	36.9	3.9
	5人以上	(4)	25.0	25.0	50.0	

・獣医師の有効回答数239（全回答数243、うち無回答4）

問8：飼育者に動物入院時の動物看護の内容について十分な説明をしていますか

対象：認定動物看護師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(479)	40.9	11.7	40.3	7.1
性別	男性	(18)	44.4	11.1	44.5	
	女性	(458)	40.8	11.6	40.2	7.4
年代	20代	(170)	40.6	9.4	39.4	10.6
	30代	(179)	37.4	16.2	40.2	6.2
	40代	(90)	44.4	6.7	44.4	4.5
	50代	(32)	50.0	9.4	37.5	3.1
	60代	(7)	57.1		14.3	28.6
居住地	北海道	(24)	41.7	4.2	37.5	16.6
	東北	(29)	48.3	3.4	41.4	6.9
	関東	(170)	36.5	13.5	46.5	3.5
	中部	(79)	46.8	7.6	38.0	7.6
	近畿	(82)	41.5	14.6	37.8	6.1
	中国	(22)	36.4	22.7	27.3	13.6
	四国	(14)	50.0		14.3	35.7
	九州	(50)	42.0	8.0	36.0	14.0
獣医師数	5人未満	(424)	40.6	10.8	41.3	7.3
	5人以上	(44)	40.9	18.2	34.1	6.8
認定動物看護師数	5人未満	(414)	40.6	11.6	41.1	6.7
	5人以上	(49)	42.9	10.2	36.7	10.2
動物看護師数	5人未満	(295)	38.0	11.5	41.7	8.8
	5人以上	(7)	14.3	42.9	42.8	

・認定動物看護師の有効回答数479（全回答数487、うち無回答8）

問9：動物看護科が設定されていますか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに「いいえ」が圧倒的に多く、「動物看護科」がほぼ設定されていない状況と言える。
- ・獣医師では、地域別で見ると、中部で「はい」と答えた獣医師は0名。逆に近畿では「はい」が高く、「いいえ」が低いなど、違いがみられた。参考値だが、全体と比べると、地域別で九州は「はい」がかなり高い。スタッフ数で見ると、認定動物看護師が5人以上の動物病院では「はい」が特に高いなど、大きな差異がみられた。
- ・認定動物看護師では、地域別で見ると、全体から、九州で「はい」が高く、中部で低いなど、地域で差異がみられる結果となった。

対象：獣医師

		(N)	はい	いいえ	わからない
全体		(241)	6.2	91.7	2.1
性別	男性	(190)	7.4	90.5	2.1
	女性	(49)	2.0	95.9	2.1
年代	20代	(10)	10.0	80.0	10.0
	30代	(38)	7.9	89.5	2.6
	40代	(85)	5.9	92.9	1.2
	50代	(74)	6.8	90.5	2.7
	60代	(33)	3.0	97.0	
居住地	北海道	(16)		100.0	
	東北	(15)		100.0	
	関東	(87)	4.6	92.0	3.4
	中部	(39)		97.4	2.6
	近畿	(40)	12.5	85.0	2.5
	中国	(13)		100.0	
	四国	(7)		100.0	
	九州	(21)	28.6	71.4	

・獣医師の有効回答数241（全回答数243、うち無回答2）

問9：動物看護科が設定されていますか

対象：認定動物看護師

		(N)	はい	いいえ	わからない
全体		(481)	5.4	75.9	18.7
性別	男性	(17)	5.9	82.4	11.7
	女性	(461)	5.4	75.5	19.1
年代	20代	(172)	4.7	69.8	25.5
	30代	(179)	6.7	78.8	14.5
	40代	(90)	4.4	78.9	16.7
	50代	(32)	6.3	81.3	12.4
	60代	(7)		85.7	14.3
居住地	北海道	(24)	4.2	62.5	33.3
	東北	(29)	3.5	72.4	24.1
	関東	(173)	4.6	83.8	11.6
	中部	(77)	3.3	68.8	29.9
	近畿	(82)	8.5	74.4	17.1
	中国	(22)	4.6	72.7	22.7
	四国	(14)		78.6	21.4
	九州	(50)	14.0	70.0	16.0
獣医師数	5人未満	(427)	5.2	76.4	18.4
	5人以上	(44)	9.1	75.0	15.9
認定動物看護師数	5人未満	(416)	5.1	76.9	18.0
	5人以上	(49)	10.2	69.4	20.4
動物看護師数	5人未満	(296)	5.7	78.0	16.3
	5人以上	(7)		85.7	14.3

・認定動物看護師の有効回答数481（全回答数487、うち無回答6）

問11：勤務病院での動物看護に関連した料金はどの料金に含まれていますか。

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「入院料」に料金が含まれていると認識している人が多い。ただし認定動物看護師は「わからない」人も多く、獣医師との認識の差がみられる。
- ・獣医師では、年代別にみると、60代以上で「診察料」に含まれる割合が高い。地域別にみると、中部で「入院料」に含まれる割合が高い。
- ・認定動物看護師では、スタッフ数でみると、認定動物看護師が5人以上の動物病院で「入院料」もしくは「診察料」に含まれているとしており、「わからない」は低くなっている。

対象：獣医師

		(N)	診察料	入院料	処置料	その他の科目	わからない
全体		(220)	9.1	70.9	10.0	2.3	7.7
性別	男性	(172)	8.1	75.0	9.3	2.9	4.7
	女性	(46)	13.0	63.0	13.0		11.0
年代	20代	(8)		75.0			25.0
	30代	(34)	2.9	74.3		11.4	11.4
	40代	(79)	10.1	69.6	7.6	5.1	7.6
	50代	(68)	8.7	72.5		13.0	2.9 2.9
	60代	(31)	16.1	64.5		9.7	9.7
居住地	北海道	(16)	18.8	62.5	6.3	6.3	6.1
	東北	(15)		93.3			6.7
	関東	(79)	8.9	67.1	12.7	1.3	10.0
	中部	(39)	7.7	82.1			5.1 5.1
	近畿	(34)	2.9	67.6		14.7	8.8 6.0
	中国	(13)	30.8	53.8			15.4
	四国	(7)	14.3	71.4			14.3
九州		(17)		70.6		17.6	5.9 5.9
獣医師数	5人未満	(202)	9.9	70.3	10.4	3.0	6.4
	5人以上	(18)		72.2	5.6		22.2
認定動物看護師数	5人未満	(194)	9.8	70.1	10.3	3.1	6.7
	5人以上	(21)	4.8	76.2	9.5		9.5
動物看護師数	5人未満	(123)	7.3	73.2	9.8	3.3	6.4
	5人以上	(4)	25.0	75.0			

・獣医師の有効回答数220（問9で「いいえ」と回答した回答数221、うち無回答1）

問11：勤務病院での動物看護に関連した料金はどの料金に含まれていますか。

対象：認定動物看護師

		(N)	診察料	入院料	処置料	その他の科目	わからない
全体		(364)	6.9	44.0	11.5	0.8	36.8
性別	男性	(14)	28.6		50.0		21.4
	女性	(347)	5.9	43.5	12.1	1.1	37.4
年代	20代	(120)	7.3	44.7	12.2		35.8
	30代	(141)	4.9	44.4	10.4	0.7	39.6
	40代	(70)	8.3	33.3	13.9	4.2	40.3
	50代	(26)	11.5	61.5			3.8 3.8 19.4
	60代	(6)		42.9	28.6		28.5
居住地	北海道	(15)	13.3	40.0	6.7		40.0
	東北	(21)	9.5	47.6		9.5	33.4
	関東	(148)	6.7	43.6	12.8	1.3	35.6
	中部	(53)	3.8	52.8		9.4	34.0
	近畿	(61)	6.6	37.7	19.7	1.6	34.4
	中国	(17)	5.9	35.3			58.8
	四国	(12)		33.3	8.3		58.4
獣医師数	5人未満	(325)	6.9	43.7	11.4	1.2	36.8
	5人以上	(33)	6.1	45.5	12.1	3.0	33.3
認定動物看護師数	5人未満	(319)	6.4	43.3	10.7	1.5	38.1
	5人以上	(34)	11.8	52.9		14.7	20.6
動物看護師数	5人未満	(226)	6.4	45.5	10.2	0.4	37.5
	5人以上	(6)	16.7	50.0			33.3

・認定動物看護師の有効回答数364（問9で「いいえ」と回答した回答数365、うち無回答1）

問12：認定動物看護師の業務が診療施設の収入に反映していると思いますか

- ・全体では、獣医師、看護師ともに、「はい」が最も多い。ただし、「いいえ」「どちらともいえない」なども一定数みられるため、病院により対応が違うと思われる。
- ・獣医師では、年代別にみると、60代で「収入に反映している」が多く、地域別にみると、関東、中部、近畿では、「収入に反映している」が少ない。
- ・認定動物看護師では、年代別で見ると、年代が上がるごとに「収入に反映している」が多くなるが、年代にかかわらず、すべての回答が一定数みられる。また地域別では、九州が高く、中部では低いなど、地域差がみられる。
スタッフ数別では、獣医師もしくは認定動物看護師が5人以上の動物病院では、「収入に反映している」と考えられている。

対象：獣医師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(240)	48.8	18.8	27.1	5.3
性別	男性	(189)	49.7	20.6	25.9	3.8
	女性	(49)	46.9	12.2	30.6	10.3
年代	20代	(10)	50.0	10.0	30.0	10.0
	30代	(38)	44.7	18.4	23.7	13.2
	40代	(83)	39.8	21.7	33.7	4.8
	50代	(75)	53.3	18.7	26.7	1.3
	60代	(33)	66.7	15.2	15.2	2.9
居住地	北海道	(16)	62.5	6.3	31.2	
	東北	(15)	73.3	6.7	20.0	
	関東	(85)	41.2	17.6	34.1	7.1
	中部	(40)	47.5	25.0	22.5	5.0
	近畿	(40)	40.0	30.0	25.0	5.0
	中国	(13)	61.5	7.7	23.1	7.7
	四国	(7)	71.4	14.3	14.3	
	九州	(21)	57.1	19.0	19.0	4.9
獣医師数	5人未満	(217)	48.8	19.8	27.2	4.2
	5人以上	(20)	55.0	10.0	20.0	15.0
認定動物看護師数	5人未満	(206)	48.1	20.9	26.2	4.8
	5人以上	(25)	64.0	4.0	28.0	4.0
動物看護師数	5人未満	(131)	47.3	24.4	22.9	5.4
	5人以上	(4)	50.0		50.0	


- ・獣医師の有効回答数240（全回答数243、うち無回答3）

問12：認定動物看護師の業務が診療施設の収入に反映していると思いますか

対象：認定動物看護師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(482)	32.4	22.2	24.7	20.7
性別	男性	(18)	50.0	22.2	11.1	16.7
	女性	(461)	31.7	21.9	25.4	21.0
年代	20代	(172)	27.3	24.4	26.2	22.1
	30代	(181)	33.7	20.4	22.1	23.8
	40代	(89)	31.5	23.6	29.2	15.7
	50代	(32)	50.0	18.8	15.6	15.6
	60代	(7)	57.1	42.9		
居住地	北海道	(24)	33.3	20.8	29.2	16.7
	東北	(29)	27.6	24.1	27.6	20.7
	関東	(175)	34.3	24.6	25.1	16.0
	中部	(78)	24.4	20.5	30.8	24.3
	近畿	(82)	35.4	20.7	22.0	21.9
	中国	(22)	36.4	13.6	18.2	31.8
	四国	(14)	28.6	14.3	21.4	35.7
	九州	(49)	40.8	18.4	16.3	24.5
獣医師数	5人未満	(428)	31.5	22.2	25.9	20.4
	5人以上	(43)	44.2	25.6	11.6	18.6
認定動物看護師数	5人未満	(417)	31.7	22.5	25.2	20.6
	5人以上	(49)	46.9	18.4	18.4	16.3
動物看護師数	5人未満	(297)	33.3	25.3	22.9	18.5
	5人以上	(7)	28.6	57.1		14.3

・認定動物看護師の有効回答数482（全回答数487、うち無回答5）



**チーム獣医療における認定動物看護師の
位置づけに関する項目**

問13：業務を行う上で、獣医師、動物看護師への情報伝達や共有が行われていますか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「はい」が圧倒的に多く、情報伝達や共有はしっかり行われている病院が多いと言える。
- ・獣医師では、地域別にみると、中部、近畿で低く、他地域との差異がみられる。
- ・認定動物看護師では、地域別にみると、九州で低く、他地域との差異がみられる。
また、スタッフ数では、認定動物看護師が5人以上いる動物病院では、「はい」が高く、情報伝達や共有が行われていると言える。

対象：獣医師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(239)	84.1	1.3	13.0	1.6
性別	男性	(188)	84.0	1.6	12.8	1.6
	女性	(49)	83.7	14.3	2.0	
年代	20代	(10)	80.0	20.0		
	30代	(37)	83.8	16.2		
	40代	(84)	83.3	1.2	13.1	2.4
	50代	(75)	84.0	2.7	12.0	1.3
	60代	(32)	87.5	9.4	3.1	
居住地	北海道	(16)	93.8	6.3		
	東北	(13)	84.6	7.7	7.7	
	関東	(86)	83.7	15.1	1.2	
	中部	(40)	77.5	2.5	17.5	2.5
	近畿	(40)	77.5	5.0	17.5	
	中国	(13)	100.0			
	四国	(7)	85.7	14.3		
	九州	(21)	90.5	9.5		
獣医師数	5人未満	(215)	83.3	1.4	13.5	1.9
	5人以上	(21)	95.2	4.8		
認定動物看護師数	5人未満	(206)	83.5	1.5	13.6	1.5
	5人以上	(24)	95.8	4.2		
動物看護師数	5人未満	(132)	81.1	2.3	15.2	1.5
	5人以上	(4)	50.0	50.0		

・獣医師の有効回答数239（全回答数243、うち無回答4）

問13：業務を行う上で、獣医師、動物看護師への情報伝達や共有が行われていますか

対象：認定動物看護師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(481)	83.4	2.1	13.5	1.0
性別	男性	(18)	88.9	5.6	5.5	
	女性	(460)	83.0	2.0	13.9	1.1
年代	20代	(172)	83.7	2.3	12.8	1.2
	30代	(180)	83.9	1.7	13.9	0.5
	40代	(91)	80.2	2.2	15.4	2.2
	50代	(31)	87.1	3.2	9.7	
	60代	(6)	83.3		16.7	
居住地	北海道	(24)	87.5		12.5	
	東北	(28)	82.1	14.3	3.6	
	関東	(174)	82.2	1.7	16.1	
	中部	(78)	87.2		10.3	2.5
	近畿	(82)	85.4	2.4	9.8	2.4
	中国	(22)	81.8	9.1	9.1	
	四国	(14)	92.9		7.1	
	九州	(50)	74.0	4.0	22.0	
獣医師数	5人未満	(426)	84.3	2.1	12.7	0.9
	5人以上	(44)	84.1		15.9	
認定動物看護師数	5人未満	(416)	83.7	2.2	13.2	0.9
	5人以上	(49)	89.8		10.2	
動物看護師数	5人未満	(295)	82.7	2.7	13.9	0.7
	5人以上	(7)	85.7		14.3	

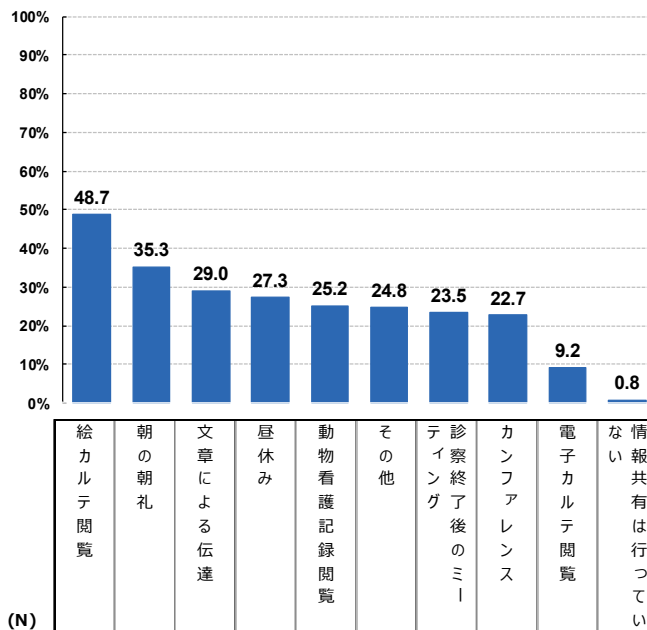
・認定動物看護師の有効回答数481（全回答数487、うち無回答6）

問14：スタッフ間の情報共有を行う機会は以下のどれですか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「絵カルテ閲覧」での情報共有が最も多い。
獣医師では、共有方法として「朝の朝礼」や「カンファレンス」がある一方、看護師は、「文章による「伝達」「動物看護記録閲覧」「昼休み」などで情報を共有している。
- ・獣医師では、性別で見ると、女性で情報共有の意識が高い。年代別で見ると、「絵カルテ閲覧」は年代が下がるほど使用機会が多い。
- ・認定動物看護師では、年代別で見ると、「絵カルテ閲覧」「電子カルテ閲覧」は年代が下がるほど機会が多いが、逆にカンファレンスは、年代が上がるほど機会が多い。
スタッフ数でみると、獣医師または、認定動物看護師が5人以上の動物病院では、より多くの情報共有を行っている。

問14：スタッフ間の情報共有を行う機会は以下のどれですか

対象：獣医師

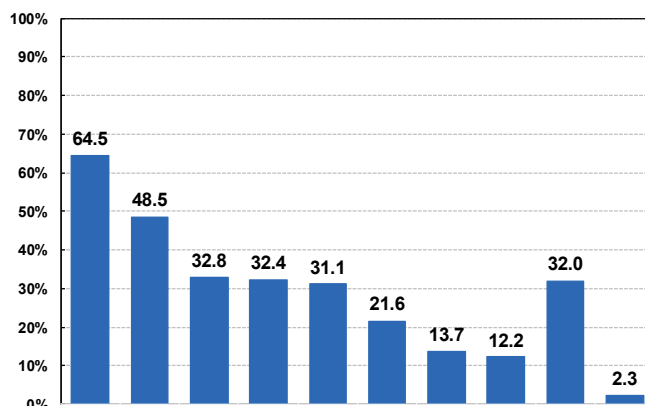


		(N)	絵カルテ閲覧	朝の朝礼	文章による伝達	昼休み	動物看護記録閲覧	その他	ティータイム	診察終了後のミーティング	カンファレンス	電子カルテ閲覧	な情報共有は行っていない
全体		(238)	48.7	35.3	29.0	27.3	25.2	24.8	23.5	22.7	22.7	9.2	0.8
性別	男性	(188)	46.8	33.0	26.1	25.5	25.0	23.4	23.9	26.6	8.5	1.1	
	女性	(48)	54.2	43.8	37.5	35.4	27.1	31.3	22.9	8.3	12.5	-	
年代	20代	(10)	60.0	60.0	30.0	30.0	40.0	20.0	30.0	30.0	60.0	-	
	30代	(38)	55.3	39.5	26.3	31.6	15.8	21.1	21.1	26.3	13.2	-	
	40代	(84)	51.2	34.5	32.1	29.8	29.8	28.6	29.8	19.0	4.8	-	
	50代	(74)	45.9	33.8	28.4	23.0	24.3	25.7	16.2	20.3	6.8	2.7	
	60代	(31)	35.5	25.8	22.6	25.8	22.6	19.4	25.8	32.3	6.5	-	
居住地	北海道	(16)	50.0	43.8	12.5	25.0	25.0	43.8	31.3	31.3	12.5	-	
	東北	(14)	50.0	50.0	28.6	21.4	28.6	-	35.7	14.3	7.1	-	
	関東	(85)	44.7	37.6	31.8	31.8	16.5	25.9	23.5	29.4	11.8	1.2	
	中部	(40)	47.5	30.0	27.5	20.0	32.5	25.0	22.5	12.5	7.5	-	
	近畿	(40)	52.5	25.0	35.0	27.5	27.5	25.0	17.5	15.0	5.0	2.5	
	中国	(12)	33.3	50.0	41.7	41.7	50.0	8.3	41.7	25.0	16.7	-	
	四国	(7)	57.1	42.9	14.3	14.3	14.3	28.6	-	28.6	14.3	-	
九州	(21)	66.7	23.8	19.0	23.8	33.3	33.3	19.0	23.8	4.8	-		
獣医師数	5人未満	(214)	49.1	31.3	26.2	28.0	26.2	26.6	23.4	21.5	9.8	0.9	
	5人以上	(21)	47.6	76.2	57.1	23.8	19.0	9.5	28.6	28.6	4.8	-	
認定獣医師数	5人未満	(204)	47.5	32.4	25.5	27.0	24.5	27.0	24.0	23.0	8.8	1.0	
	5人以上	(25)	64.0	56.0	64.0	32.0	36.0	8.0	28.0	20.0	12.0	-	
動物看護師	5人未満	(133)	50.4	36.1	33.1	31.6	25.6	22.6	25.6	23.3	8.3	0.8	
	5人以上	(4)	75.0	75.0	75.0	25.0	50.0	25.0	-	25.0	25.0	-	

・獣医師の有効回答数238（全回答数243、うち無回答5）

問14：スタッフ間の情報共有を行う機会は以下のどれですか

対象：認定同汚物看護師



		(N)	絵カルテ閲覧	文章による伝達	動物看護記録閲覧	昼休み	朝の朝礼	ティータイム	診察終了後のミーティング	カンファレンス	電子カルテ閲覧	その他	ない情報共有は行っていません
全体		(482)	64.5	48.5	32.8	32.4	31.1	21.6	13.7	12.2	32.0	2.3	
性別	男性	(18)	38.9	50.0	38.9	33.3	50.0	38.9	22.2	16.7	38.9	5.6	
	女性	(461)	65.7	48.6	32.8	32.3	30.4	20.8	13.0	12.1	31.5	2.2	
年代	20代	(172)	74.4	53.5	35.5	39.0	30.8	18.6	11.0	16.9	26.7	0.6	
	30代	(181)	60.8	48.6	32.0	29.3	29.8	23.8	13.3	11.6	33.1	3.9	
	40代	(90)	57.8	47.8	30.0	26.7	33.3	25.6	16.7	7.8	33.3	2.2	
	50代	(31)	48.4	32.3	29.0	32.3	35.5	16.1	19.4	6.5	48.4	3.2	
	60代	(7)	71.4	14.3	42.9	28.6	28.6	14.3	14.3	-	28.6	-	
居住地	北海道	(24)	66.7	33.3	20.8	20.8	37.5	20.8	12.5	8.3	29.2	-	
	東北	(29)	69.0	44.8	51.7	31.0	31.0	20.7	-	13.8	31.0	-	
	関東	(175)	62.3	48.0	29.1	38.9	32.0	25.1	13.1	15.4	32.6	2.3	
	中部	(78)	69.2	56.4	39.7	32.1	32.1	21.8	10.3	9.0	28.2	1.3	
	近畿	(82)	62.2	52.4	30.5	28.0	24.4	20.7	14.6	12.2	28.0	3.7	
	中国	(20)	65.0	55.0	55.0	35.0	30.0	15.0	20.0	25.0	40.0	-	
	四国	(14)	64.3	50.0	21.4	50.0	42.9	7.1	14.3	-	28.6	-	
九州	(50)	68.0	40.0	32.0	18.0	32.0	16.0	20.0	8.0	42.0	2.0		
獣医師数	5人未満	(427)	64.6	48.2	32.3	32.8	28.1	20.6	12.2	10.3	31.4	2.3	
	5人以上	(44)	68.2	61.4	40.9	34.1	59.1	31.8	27.3	29.5	38.6	2.3	
認定看護師数	5人未満	(417)	64.3	48.0	30.5	32.1	27.6	19.4	12.5	10.1	32.9	2.4	
	5人以上	(49)	69.4	63.3	57.1	38.8	61.2	40.8	24.5	28.6	28.6	2.0	
動物看護師	5人未満	(297)	63.3	50.8	31.6	29.6	32.0	20.5	13.1	10.4	35.4	3.4	
	5人以上	(7)	85.7	71.4	42.9	14.3	42.9	14.3	14.3	28.6	28.6	-	

・認定動物看護師の有効回答数482（全回答数487、うち無回答5）

問15：スタッフ間での情報共有の頻度について

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「1日3回以上」が最も多い。特に認定動物看護師は、1日に複数回情報共有する人が65%程度おり、獣医師よりも情報共有頻度は高い。
- ・獣医師では、性別で見ると、女性で情報共有の頻度が多い。年代別で見ると、60代以上のみ1日1回が多く、地域別で見ると、関東では1日3回以上と1日1回がほぼ同数となっている。
- ・認定動物看護師では、年代別で見ると。50代の60%以上が1日3回以上の情報伝達・共有を図っている。
地域別では、九州で約67%が1日3回以上の頻度であり、その他地域との差異がみられる。

対象：獣医師

		(N)	1日3回以上	1日2回	1日1回	2~3日に1回	4~6日に1回	1週間に1回以下	その他
全体		(240)	40.8		13.3		27.9	1.7	1.3
性別	男性	(189)	39.2		13.2		29.6	2.1	1.1
	女性	(49)	46.9		14.3		20.4	2.0	1.4
年代	20代	(10)	60.0				10.0		30.0
	30代	(38)	42.1		15.8		21.1	2.6	5.3
	40代	(85)	37.6		10.6		27.1	1.2	1.2
	50代	(74)	44.6		14.9		28.4	1.4	1.4
	60代	(32)	34.4		15.6		34.4		3.1
居住地	北海道	(16)	62.5				25.0		0.0
	東北	(14)	28.6		28.6		21.4	7.1	14.3
	関東	(87)	34.5		16.1		33.3	1.1	15.0
	中部	(39)	41.0		10.3		25.6	7.7	2.6
	近畿	(40)	40.0		10.0		27.5	2.5	20.0
	中国	(13)	61.5				30.8		7.7
	四国	(7)	14.3	14.3		42.9		14.3	14.2
九州	(21)	57.1		4.8		19.0		9.5	
獣医師数	5人未満	(216)	42.1		12.5		26.9	1.9	1.4
	5人以上	(21)	33.3		23.8		28.6		4.8
認定動物看護師数	5人未満	(206)	43.2		12.1		26.2	1.5	1.5
	5人以上	(25)	32.0		24.0		32.0		4.0
動物看護師数	5人未満	(133)	42.1		12.0		27.8	2.3	1.5
	5人以上	(4)	25.0		25.0		25.0		25.0

・獣医師の有効回答数240（全回答数243、うち無回答3）

問15：スタッフ間での情報共有の頻度について

対象：認定動物看護師

		(N)	1日3回以上	1日2回	1日1回	2~3日に1回	4~6日に1回	1週間に1回以下	その他		
全体		(477)	49.3		15.3	19.5	0.6	0.8	0.6	13.9	
性別	男性	(17)	64.7			5.9	17.6			11.8	
	女性	(457)	48.4		15.8	19.7	0.7	0.9	0.7	13.8	
年代	20代	(171)	58.5			15.8	12.9	1.2	1.2	0.6	9.8
	30代	(179)	40.8		15.6	27.4	0.6	0.6		15.0	
	40代	(88)	44.3		13.6	21.6	2.3	1.1		17.1	
	50代	(31)	61.3			16.1	6.5			16.1	
	60代	(7)	42.9		14.3	14.3				28.5	
居住地	北海道	(24)	58.3			8.3	12.5			20.9	
	東北	(29)	48.3			27.6	10.3			13.8	
	関東	(173)	45.7			13.3	24.3	0.6	1.2	14.9	
	中部	(77)	48.1			18.2	16.9	2.6		14.2	
	近畿	(81)	39.5			21.0	21.0	2.5	1.2	14.8	
	中国	(21)	61.9			19.0				14.3	4.8
	四国	(14)	57.1			14.3	14.3			14.3	
	九州	(48)	66.7			4.2	18.8	2.1	2.1	6.1	
獣医師数	5人未満	(424)	51.2			15.6	18.4	0.5	0.5	0.2	13.6
	5人以上	(44)	36.4		13.6	29.5		4.5	2.3	13.7	
認定動物看護師数	5人未満	(412)	50.2			15.0	18.9	0.5	0.7	0.7	14.0
	5人以上	(49)	46.9			20.4	22.4			10.3	
動物看護師数	5人未満	(295)	48.8			17.6	18.6	0.7	0.7	13.6	
	5人以上	(7)	28.6		42.9	14.3				14.2	

・認定動物看護師の有効回答数477（全回答数487、うち無回答10）

問16：ご自身の勤務時にチーム獣医療を意識して業務を行っていますか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「はい」が圧倒的に多く、チーム獣医療意識をもって業務に当たっている人が多いと言える。
- ・獣医師では、性別で見ると、女性がよりチーム獣医療を意識している。年代別で見ると、30代、50代で意識が低めで、70代の意識が高い。地域別で見ると、中部が低く、近畿が高いなど、地域差がみられる。
- ・認定動物看護師では、近畿の意識が低く、九州が高いなど、地域差がみられる。スタッフ数で見ると、獣医師または認定動物看護師が5人以上の動物病院は、チーム獣医療を高く意識して業務を行っている。

対象：獣医師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(237)	68.4	8.0	21.9	1.7
性別	男性	(186)	66.7	9.1	22.6	1.6
	女性	(49)	75.5	4.1	18.4	2.0
年代	20代	(10)	70.0		30.0	
	30代	(37)	59.5	2.7	37.8	
	40代	(84)	72.6	6.0	19.0	2.4
	50代	(73)	64.4	13.7	19.2	2.7
	60代	(32)	75.0	9.4	15.6	
居住地	北海道	(16)	68.8	12.5	18.7	
	東北	(14)	71.4	7.1	21.5	
	関東	(84)	67.9	9.5	21.4	1.2
	中部	(39)	51.3	7.7	38.5	2.5
	近畿	(40)	77.5	5.0	15.0	2.5
	中国	(13)	100.0			
	四国	(7)	71.4		28.6	
	九州	(21)	57.1	14.3	23.8	4.8
獣医師数	5人未満	(213)	65.7	8.5	23.9	1.9
	5人以上	(21)	90.5	4.8	4.7	
認定動物看護師数	5人未満	(203)	66.5	8.9	22.6	2.0
	5人以上	(25)	84.0	4.0	12.0	
動物看護師数	5人未満	(130)	67.7	7.7	22.3	2.3
	5人以上	(4)	75.0		25.0	

・獣医師の有効回答数237（全回答数243、うち無回答6）

問16：ご自身の勤務時にチーム獣医療を意識して業務を行っていますか

対象：認定動物看護師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(475)	57.9	8.4	26.7	7.0
性別	男性	(18)	77.8		11.1	11.1
	女性	(454)	57.0	8.4	27.3	7.3
年代	20代	(170)	57.6	11.8	21.8	8.8
	30代	(177)	57.1	5.6	29.9	7.4
	40代	(90)	58.9	7.8	30.0	3.3
	50代	(31)	61.3	9.7	22.6	6.4
	60代	(6)	66.7		33.3	
居住地	北海道	(23)	60.9	8.7	30.4	
	東北	(29)	58.6	6.9	27.6	6.9
	関東	(171)	60.8	8.8	25.1	5.3
	中部	(78)	60.3	10.3	19.2	10.2
	近畿	(82)	47.6	3.7	36.6	12.1
	中国	(21)	47.6	23.8	19.0	9.6
	四国	(14)	57.1	14.3	28.6	
	九州	(48)	66.7	2.1	27.1	4.1
獣医師数	5人未満	(422)	56.4	9.2	27.3	7.1
	5人以上	(43)	76.7	0.0	20.9	2.4
認定動物看護師数	5人未満	(410)	56.6	9.0	27.6	6.8
	5人以上	(49)	69.4	4.1	20.4	6.1
動物看護師数	5人未満	(292)	56.5	10.3	26.7	6.5
	5人以上	(7)	85.7		14.3	

・認定動物看護師の有効回答数475（全回答数487、うち無回答12）

問17：貴院では動物看護師のスキルアップのための環境が整っていますか

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「はい」が約50%程度となっている一方、「どちらともいえない」が30%程度あることを鑑みると、もう少しスキルアップ環境を整えたい、充実させてほしいという意識が垣間見える。
- ・獣医師では、性別で見ると、女性が多く「環境が整っている」としており、スキルアップ環境に関する意識が高いと思われる。年代別で見ると、60代以上で「環境が整っている」としている。
- ・認定動物看護師では、年代別で見ると50代で、地域別にみると九州で、「環境が整っている」としており、スタッフ数では、獣医師または認定動物看護師が5人以上の動物病院は、「環境が整っている」としている。

対象：獣医師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(237)	51.5	8.0	36.3	4.2
性別	男性	(186)	48.9	7.5	38.7	4.9
	女性	(49)	63.3	10.2	24.5	2.0
年代	20代	(9)	55.6	11.1	33.3	
	30代	(37)	54.1	8.1	32.4	5.4
	40代	(84)	51.2	10.7	34.5	3.6
	50代	(74)	45.9	5.4	41.9	6.8
	60代	(32)	62.5	6.3	31.2	
居住地	北海道	(16)	43.8	6.3	43.8	6.1
	東北	(15)	60.0	13.3	26.7	
	関東	(83)	55.4	8.4	33.7	2.5
	中部	(39)	53.8	5.1	33.3	7.8
	近畿	(40)	37.5	10.0	45.0	7.5
	中国	(13)	61.5	15.4	23.1	
	四国	(7)	57.1		42.9	
	九州	(21)	47.6	4.8	42.9	4.7
獣医師数	5人未満	(213)	50.2	8.0	37.1	4.7
	5人以上	(21)	66.7	4.8	28.5	
認定動物看護師数	5人未満	(203)	50.7	7.9	36.9	4.5
	5人以上	(25)	68.0	4.0	24.0	4.0
動物看護師数	5人未満	(130)	48.5	10.8	35.4	5.3
	5人以上	(4)	25.0		75.0	

・獣医師の有効回答数237（全回答数243、うち無回答6）

問17：貴院では動物看護師のスキルアップのための環境が整っていますか

対象：認定動物看護師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(480)	46.5	18.1	30.8	4.6
性別	男性	(17)	64.7	11.8	17.6	5.9
	女性	(460)	45.7	18.5	31.3	4.5
年代	20代	(171)	47.4	17.0	29.2	6.4
	30代	(179)	43.0	19.6	33.0	4.4
	40代	(91)	46.2	19.8	33.0	1.0
	50代	(31)	58.1	12.9	25.8	3.2
	60代	(7)	71.4	14.3	14.3	
居住地	北海道	(23)	56.5	17.4	21.7	4.4
	東北	(29)	34.5	20.7	44.8	
	関東	(174)	44.8	20.1	31.6	3.5
	中部	(78)	48.7	14.1	28.2	9.0
	近畿	(82)	47.6	18.3	30.5	3.6
	中国	(22)	40.9	22.7	31.8	4.6
	四国	(14)	57.1	21.4	21.5	
獣医師数	5人未満	(427)	46.4	17.8	31.4	4.4
	5人以上	(44)	52.3	18.2	25.0	4.5
認定動物看護師数	5人未満	(415)	45.8	19.8	30.4	4.0
	5人以上	(49)	61.2	4.1	30.6	4.1
動物看護師数	5人未満	(297)	45.8	19.2	30.6	4.4
	5人以上	(7)	42.9	14.3	28.6	14.2

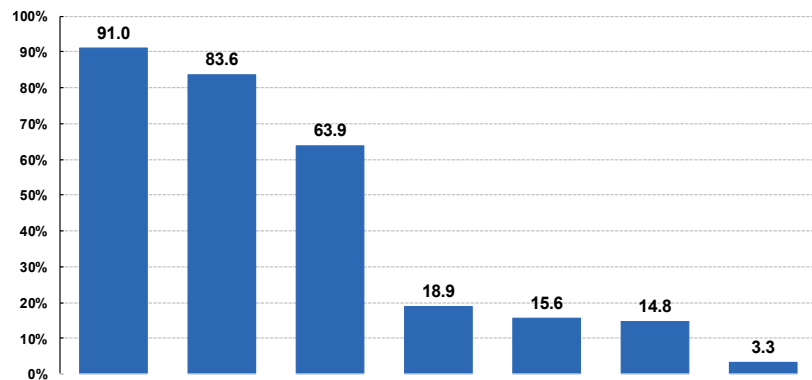
・認定動物看護師の有効回答数480（全回答数487..、うち無回答7）

問18：受けたスキルアップ内容について

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「参考書籍/雑誌などの購入」「外部セミナーへの参加」「院内セミナーへの参加」が高く、知識の向上につながるスキルアップ内容が多い。
- ・獣医師では、性別で見ると、女性で総じてスキルアップ内容の具体性が低い。年代別で見ると、40代で特にスキルアップ環境が充実している。またスタッフ数で見ると、その他の動物看護師が5人未満の動物病院では、院内セミナー・勉強会の開催が多くなっている。
- ・認定動物看護師では、年代別にみると、目立って40代でスキルアップ環境が充実している。スタッフ数で見ると、認定動物看護師が5人以上の動物病院でスキルアップ環境が充実している。

問18：受けたスキルアップ内容について

対象：獣医師

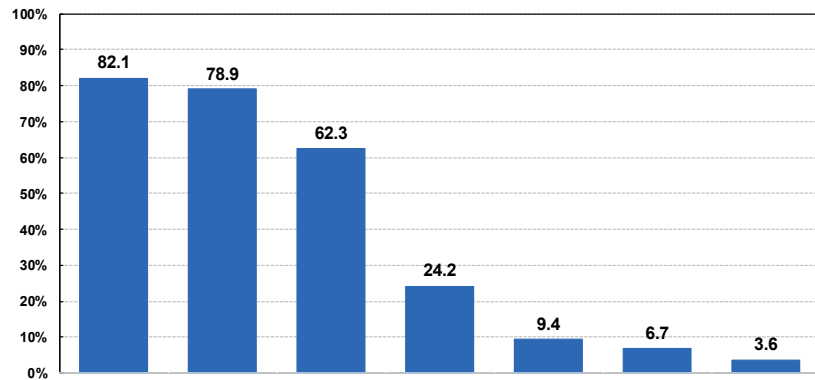


		(N)	雑誌参考書などの購入看護	ミ学会などの外部参加の援助	院内セミナー・勉強会	専門分野認定資格取得	職能団体・学術団体の費用補助	動物看護研究や発表の指導や援助	その他
全体		(122)	91.0	83.6	63.9	18.9	15.6	14.8	3.3
性別	男性	(91)	93.4	86.8	62.6	20.9	17.6	17.6	4.4
	女性	(31)	83.9	74.2	67.7	12.9	9.7	6.5	-
年代	20代	(7)	71.4	57.1	42.9	14.3	-	14.3	-
	30代	(22)	77.3	77.3	59.1	27.3	9.1	13.6	4.5
	40代	(46)	84.8	82.6	71.7	21.7	23.9	17.4	4.3
	50代	(39)	82.1	74.4	51.3	10.3	10.3	10.3	-
	60代	(20)	95.0	70.0	45.0	10.0	10.0	10.0	5.0
居住地	北海道	(8)	87.5	87.5	20.0	-	25.0	12.5	-
	東北	(9)	100.0	33.3	55.6	-	-	11.1	-
	関東	(46)	87.0	87.0	60.9	10.9	10.9	13.0	6.5
	中部	(21)	100.0	90.5	57.1	14.3	14.3	9.5	-
	近畿	(15)	73.3	80.0	80.0	26.7	26.7	26.7	6.7
	中国	(8)	100.0	100.0	62.5	12.5	-	25.0	-
	四国九州	(4)	75.0	100.0	50.0	25.0	-	25.0	-
九州	(10)	100.0	90.0	80.0	40.0	30.0	30.0	-	
獣医師数	5人未満	(109)	91.7	83.5	61.5	18.3	12.8	13.8	3.7
	5人以上	(12)	85.7	85.7	85.7	28.6	21.4	35.7	-
看動物認定動物数	5人未満	(104)	92.3	82.7	58.7	16.3	11.5	14.4	3.8
	5人以上	(16)	88.2	88.2	94.1	29.4	29.4	29.4	-
動物看護師	5人未満	(60)	95.0	83.3	76.7	15.0	6.7	16.7	3.3
	5人以上	(1)	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-

・ 獣医師の有効回答数122 (全回答数243、うち無回答121)

問18：受けたスキルアップ内容について

対象：認定動物看護師



		(N)	学会などの外部への参加の助	参考文献などの購入動物看護	院内セミナー・勉強会	専門分野認定資格取得	職能団体・学術団体の費用など	動物看護研究や発表	その他
全体		(223)	82.1	78.9	62.3	24.2	9.4	6.7	3.6
性別	男性	(11)	54.5	81.8	81.8	27.3	9.1	9.1	18.2
	女性	(212)	62.4	78.4	82.2	23.5	9.4	6.6	2.8
年代	20代	(81)	67.9	64.2	77.8	19.8	3.7	3.7	3.7
	30代	(77)	61.0	88.3	84.4	24.7	11.7	9.1	3.9
	40代	(42)	52.4	88.1	88.1	35.7	21.4	9.5	4.8
	50代	(18)	61.1	77.8	77.8	22.2	-	5.6	-
	60代	(5)	60.0	100.0	80.0	-	-	-	-
居住地	北海道	(12)	41.7	83.3	75.0	33.3	25.0	8.3	-
	東北	(10)	80.0	70.0	70.0	20.0	-	-	10.0
	関東	(77)	61.0	74.0	85.7	22.1	6.5	9.1	5.2
	中部	(37)	67.6	91.9	83.8	21.6	10.8	2.7	2.7
	近畿	(39)	61.5	79.5	89.7	33.3	10.3	12.8	5.1
	中国	(9)	77.8	88.9	77.8	33.3	11.1	-	-
	四国	(8)	62.5	50.0	87.5	25.0	-	-	-
	九州	(26)	57.7	88.5	80.8	19.2	15.4	3.8	-
師数	5人未満	(198)	60.6	78.8	83.3	23.2	9.1	5.1	3.5
	5人以上	(23)	87.0	91.3	78.3	30.4	13.0	21.7	4.3
認定動物看護師数	5人未満	(190)	59.5	80.0	82.1	21.1	8.9	4.2	3.7
	5人以上	(30)	86.7	80.0	86.7	40.0	13.3	20.0	3.3
動物看護師	5人未満	(135)	65.9	80.7	78.5	23.0	6.7	7.4	2.2
	5人以上	(3)	33.3	100.0	66.7	33.3	66.7	-	33.3

・認定動物看護師の有効回答数223（全回答数487、うち無回答264）



認定動物看護師の意識・役割に関する事項

問19：貴院の動物看護師が認定動物看護師資格を取得してよかったですか。

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「はい」が50～60%程度となっている一方、30～40%程度が「どちらともいえない」と答えており、資格の価値が認識できていない可能性がある。
- ・獣医師では、年代別にみると、40代以上で認定資格取得に価値を感じている。地域別でみると、西日本で比較的資格取得に価値を感じている。
- ・認定動物看護師では、年代別で見ると、年代が上がるごとに価値を感じているおり、特に50代以上は高く評価している。地域別にみると、北海道、近畿、九州が価値を感じており、東北、中部、四国はあまり価値を感じていない。

対象：獣医師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(235)	58.7	2.1	28.9	10.3
性別	男性	(183)	59.6	2.7	28.4	9.3
	女性	(50)	58.0		28.0	14.0
年代	20代	(10)	30.0	40.0		30.0
	30代	(37)	45.9	5.4	32.4	16.3
	40代	(84)	64.3	2.4	26.2	7.1
	50代	(72)	56.9	1.4	30.6	11.1
	60代	(31)	74.2		22.6	3.2
居住地	北海道	(16)	56.3		37.5	6.2
	東北	(14)	57.1	7.1	21.4	14.4
	関東	(83)	51.8	2.4	33.7	12.1
	中部	(39)	61.5		33.3	5.2
	近畿	(40)	62.5	2.5	25.0	10.0
	中国	(12)	75.0		8.3	16.7
	四国	(7)	71.4		14.3	14.3
	九州	(21)	66.7		23.8	9.5
獣医師数	5人未満	(212)	59.4	1.9	29.2	9.5
	5人以上	(20)	60.0	5.0	20.0	15.0
認定動物看護師数	5人未満	(203)	59.6	2.0	29.6	8.8
	5人以上	(24)	66.7	4.2	12.5	16.6
動物看護師数	5人未満	(128)	60.2	1.6	30.5	7.7
	5人以上	(4)	75.0			25.0

・獣医師の有効回答数235（全回答数243、うち無回答8）

問19：貴院の動物看護師が認定動物看護師資格を取得してよかったですか。

対象：認定動物看護師

		(N)	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない
全体		(481)	49.7	2.3	40.1	7.9
性別	男性	(18)	44.4		44.4	11.2
	女性	(460)	49.6	2.4	40.2	7.8
年代	20代	(171)	46.8	1.8	41.5	9.9
	30代	(180)	43.9	3.9	43.9	8.3
	40代	(90)	53.3	1.1	41.1	4.5
	50代	(32)	78.1		15.6	6.3
	60代	(7)	85.7			14.3
居住地	北海道	(23)	56.5	4.3	30.4	8.8
	東北	(30)	43.3		46.7	10.0
	関東	(174)	47.7	3.4	40.8	8.1
	中部	(78)	39.7	2.6	43.6	14.1
	近畿	(81)	60.5	1.2	32.1	6.2
	中国	(22)	45.5		45.5	9.0
	四国	(14)	35.7		57.1	7.2
	九州	(50)	64.0		36.0	
獣医師数	5人未満	(425)	48.7	2.6	40.2	8.5
	5人以上	(44)	54.5		43.2	2.3
認定動物看護師数	5人未満	(415)	49.4	2.7	39.8	8.1
	5人以上	(49)	51.0		44.9	4.1
動物看護師数	5人未満	(296)	47.6	3.0	40.9	8.5
	5人以上	(7)	57.1		28.6	14.3

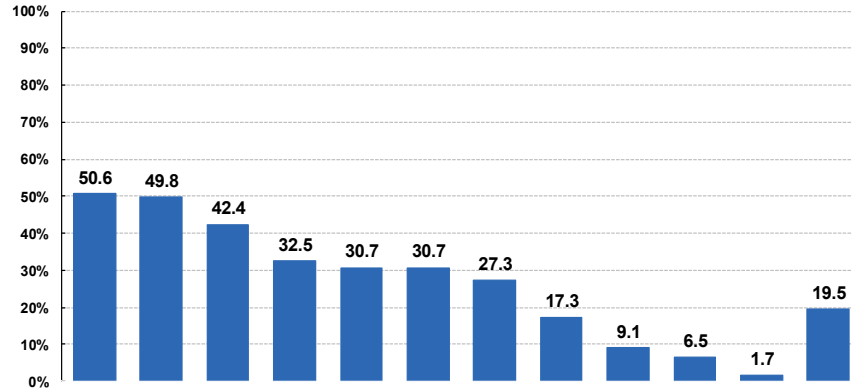
・認定動物看護師の有効回答数481（全回答数487、うち無回答6）

問21：認定動物看護師資格の取得により変化したことは以下のどれですか。

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「仕事への責任」が最も高い。
認定動物看護師よりも、獣医師がより変化を感じており、「知識や技術の評価」「獣医師・飼育者からの信頼」や「モチベーション喚起」といった効果を実感している。
- ・獣医師では、性別で見ると、女性で「知識・技術が認められる」が「仕事に責任を感じる」「仕事に対するモチベーションが上がる」の項目でポイントを落としている。年代で見ると、60代以上で、良い変化を強く感じている。地域別にみると、中部が総じて、良い変化は少ないと感じているが、近畿は獣医師からの信頼向上や生涯学習の必要性を感じている。
- ・認定看護師では、年代で見ると、50代で強く良い変化を感じている。地域別にみると、中部で良い変化が少ないと感じられているが、近畿、九州では責任感の向上など、良い変化を感じている。

問21：認定動物看護師資格の取得により変化したことは以下のどれですか。

対象：獣医師

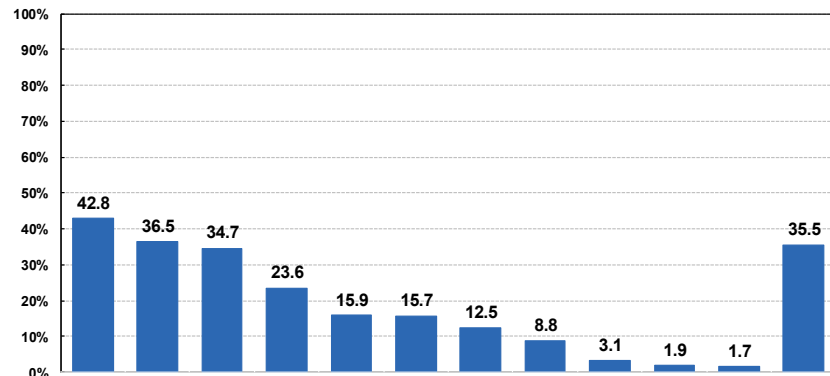


(N)		仕事に責任を感じる	知識・技術が認められる	パーシオンが上がる	感じる	獣医師に信頼される	飼育者に信頼される	任せられる業務が広がる	昇給	賞与の支給	昇進・昇格	その他	特にない	
全体	(231)	50.6	49.8	42.4	32.5	30.7	30.7	27.3	17.3	9.1	6.5	1.7	19.5	
性別	男性	(182)	53.8	48.4	44.5	33.0	31.9	31.3	26.9	18.1	9.3	5.5	1.6	18.7
	女性	(47)	40.4	57.4	36.2	31.9	27.7	29.8	29.8	12.8	6.4	10.6	2.1	21.3
年代	20代	(9)	22.2	33.3	-	-	-	-	22.2	-	-	-	-	55.6
	30代	(35)	48.6	57.1	42.9	28.6	22.9	37.1	22.9	14.3	2.9	5.7	-	14.3
	40代	(83)	47.0	51.8	43.4	32.5	30.1	22.9	19.3	14.5	9.6	9.6	2.4	19.3
	50代	(72)	54.2	47.2	41.7	38.9	27.8	31.9	26.4	23.6	8.3	5.6	2.8	20.8
	60代	(31)	64.5	48.4	54.8	32.3	58.1	51.6	58.1	16.1	16.1	3.2	-	12.9
居住地	北海道	(16)	43.8	56.3	37.5	37.5	12.5	31.3	18.8	12.5	12.5	-	6.3	25.0
	東北	(13)	46.2	53.8	53.8	15.4	53.8	46.2	38.5	23.1	7.7	-	-	15.4
	関東	(81)	55.6	50.6	46.9	28.4	29.6	33.3	28.4	21.0	6.2	8.6	-	19.8
	中部	(38)	44.7	44.7	34.2	34.2	15.8	18.4	15.8	7.9	7.9	5.3	5.3	26.3
	近畿	(39)	51.3	53.8	46.2	46.2	38.5	30.8	33.3	17.9	12.8	10.3	-	15.4
	中国	(13)	61.5	46.2	30.8	38.5	38.5	30.8	38.5	15.4	15.4	7.7	-	15.4
	四国	(7)	57.1	42.9	71.4	14.3	28.6	14.3	14.3	14.3	-	-	-	14.3
九州	(21)	47.6	47.6	33.3	33.3	47.6	42.9	33.3	19.0	9.5	4.8	4.8	14.3	
獣医師数	5人未満	(208)	51.9	49.5	42.3	32.2	31.3	30.8	28.8	17.3	8.2	6.3	1.9	19.7
	5人以上	(20)	45.0	60.0	50.0	40.0	30.0	35.0	15.0	15.0	15.0	10.0	-	10.0
認定動物看護師数	5人未満	(199)	50.8	50.3	41.2	32.7	32.2	31.2	29.1	16.6	8.0	6.0	2.0	20.1
	5人以上	(24)	62.5	58.3	54.2	41.7	29.2	37.5	20.8	25.0	16.7	12.5	-	8.3
動物看護師	5人未満	(125)	48.8	44.8	46.4	33.6	32.0	30.4	26.4	15.2	8.8	8.0	2.4	18.4
	5人以上	(3)	100.0	100.0	66.7	66.7	100.0	33.3	100.0	-	-	-	-	-

・獣医師の有効回答数231（全回答数243、うち無回答12）

問21：認定動物看護師資格の取得により変化したことは以下のどれですか。

対象：認定動物看護師



		(N)	仕事に責任を感じる	感じる学習の必要性を	パーシヨンが上がる	知識・技術が認められる	飼育者に信頼される	獣医師に信頼される	任せられる業務が広がる	昇給	賞与の支給	昇進・昇格	その他	特にない
全体		(479)	42.8	36.5	34.7	23.6	15.9	15.7	12.5	8.8	3.1	1.9	1.7	35.5
性別	男性	(18)	50.0	33.3	33.3	11.1	16.7	5.6	11.1	16.7	5.6	5.6	5.6	22.2
	女性	(458)	42.6	36.9	34.7	24.2	15.9	16.2	12.7	8.5	3.1	1.7	1.5	36.0
年代	20代	(169)	39.6	32.5	29.6	29.0	14.2	16.6	10.7	9.5	4.7	1.2	-	37.9
	30代	(180)	37.8	30.6	34.4	17.8	12.8	13.3	11.1	8.9	3.3	1.7	1.7	40.0
	40代	(90)	43.3	46.7	38.9	22.2	21.1	14.4	15.6	6.7	1.1	4.4	3.3	30.0
	50代	(32)	75.0	59.4	53.1	34.4	28.1	28.1	18.8	9.4	-	-	6.3	18.8
	60代	(7)	85.7	57.1	28.6	14.3	14.3	14.3	28.6	14.3	-	-	-	14.3
居住地	北海道	(23)	52.2	34.8	34.8	34.8	17.4	17.4	17.4	13.0	8.7	8.7	-	30.4
	東北	(29)	41.4	34.5	37.9	20.7	13.8	13.8	10.3	10.3	-	-	6.9	34.5
	関東	(173)	39.3	37.6	37.0	25.4	16.8	16.8	12.7	9.8	4.0	3.5	0.6	34.1
	中部	(78)	33.3	29.5	25.6	20.5	11.5	12.8	10.3	7.7	5.1	1.3	-	46.2
	近畿	(81)	50.6	45.7	33.3	25.9	17.3	18.5	14.8	8.6	1.2	-	4.9	33.3
	中国	(22)	36.4	18.2	27.3	13.6	22.7	9.1	9.1	13.6	-	-	-	40.9
	四国	(14)	50.0	42.9	50.0	28.6	21.4	14.3	21.4	-	-	-	-	21.4
九州	(50)	58.0	40.0	42.0	22.0	16.0	18.0	10.0	6.0	2.0	-	2.0	32.0	
獣医師数	5人未満	(424)	42.7	37.0	33.0	23.1	14.6	15.8	12.3	8.7	3.1	1.9	1.2	36.3
	5人以上	(44)	40.9	25.0	45.5	25.0	22.7	13.6	13.6	11.4	2.3	2.3	6.8	31.8
認定動物看護師数	5人未満	(414)	43.5	37.7	34.3	23.9	15.0	16.2	13.0	8.7	3.1	1.7	1.2	35.7
	5人以上	(49)	36.7	24.5	32.7	22.4	18.4	10.2	10.2	12.2	2.0	4.1	6.1	34.7
動物看護師	5人未満	(296)	42.9	33.1	33.8	21.3	13.9	15.2	10.5	8.1	2.7	1.7	2.4	37.2
	5人以上	(7)	28.6	71.4	28.6	28.6	14.3	14.3	14.3	14.3	-	-	-	28.6

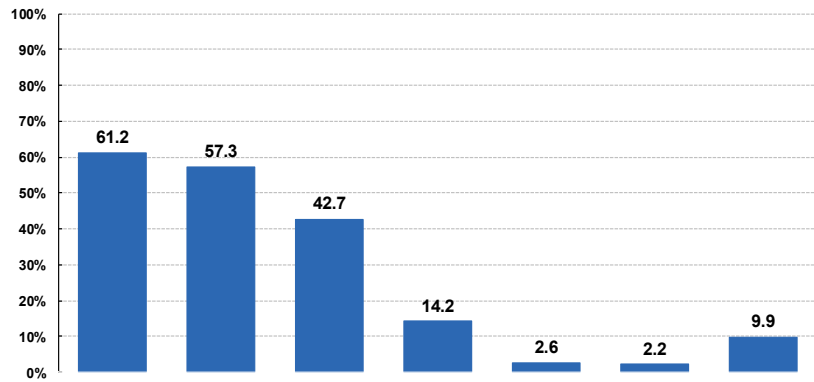
・認定動物看護師の有効回答数479（全回答数487、うち無回答8）

問22：認定動物看護師の役割をどのように認識していますか。

- ・全体では、獣医師、認定動物看護師ともに、「獣医療を補佐するスペシャリスト」「より高度な知識を持った職業」という役割と認識している。また、認定動物看護師は「災害時ボランティア活動等の社会貢献」としての役割とも認識している。
- ・獣医師では、年代別にみると、60代で強く「獣医療を補佐するスペシャリスト」として認識している。地域別にみると、関東で、「より高度な知識を持った職業」としての役割とは認識されておらず、中部では「より高度な知識を持った職業」であるが、「獣医療を補佐するスペシャリスト」「獣医療補助職を代表する資格者」としての認識は低い。逆に近畿では、「より高度な知識を持った職業」であり、「獣医療補助職を代表する資格者」としての役割と認識されている。
- ・認定動物看護師では、年代別にみると、40代を筆頭に、年代が上がるごとに「獣医療を補佐するスペシャリスト」「獣医療補助職を代表する資格者」「災害時ボランティア活動等の社会貢献」としての役割と認識されているが、40代で「より高度な知識を持った職業」としては認識が低い。スタッフ数で見ると、獣医師、または認定動物看護師が5人以上の動物病院では、「より高度な知識を持った職業」「獣医療補助職を代表する資格者」という役割と認識されている。

問22：認定動物看護師の役割をどのように認識していますか。

対象：獣医師

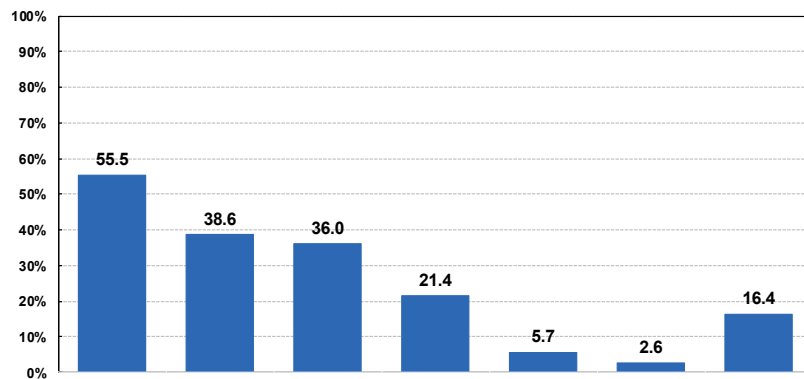


		(N)	1. 動物医療の発展に貢献する	2. 動物医療の補助をする	3. 動物の発症に気づける	4. 動物の発症を予防する	5. その他	6. 診療補助を分ける	7. 産動物の診療を行う	8. 産動物の診療を行う	9. 産動物の診療を行う
全体		(232)	61.2	57.3	42.7	14.2	2.6	2.2	9.9		
性別	男性	(185)	61.1	58.4	44.3	15.7	2.2	2.7	9.7		
	女性	(46)	63.0	54.3	37.0	8.7	2.2	-	10.9		
年代	20代	(9)	55.6	66.7	-	-	-	-	11.1		
	30代	(37)	59.5	67.6	43.2	16.2	-	2.7	5.4		
	40代	(84)	52.4	58.3	45.2	13.1	3.6	3.6	10.7		
	50代	(71)	66.2	49.3	40.8	12.7	2.8	-	12.7		
	60代	(30)	80.0	60.0	53.3	23.3	-	3.3	6.7		
居住地	北海道	(16)	62.5	75.0	31.3	6.3	12.5	-	-		
	東北	(13)	61.5	69.2	38.5	7.7	-	-	7.7		
	関東	(82)	65.9	45.1	41.5	13.4	1.2	2.4	11.0		
	中部	(38)	55.3	60.5	36.8	13.2	2.6	2.6	10.5		
	近畿	(40)	62.5	65.0	52.5	17.5	-	2.5	10.0		
	中国	(12)	58.3	58.3	58.3	41.7	-	-	16.7		
	四国	(7)	57.1	57.1	42.9	-	-	-	-		
九州	(21)	57.1	71.4	47.6	14.3	4.8	4.8	9.5			
獣医師数	5人未満	(208)	61.1	57.2	43.3	13.9	2.4	1.9	10.6		
	5人以上	(21)	61.9	66.7	42.9	19.0	-	4.8	4.8		
認定動物看護師数	5人未満	(199)	59.8	59.3	41.2	14.6	2.5	2.0	11.1		
	5人以上	(25)	84.0	48.0	60.0	16.0	-	4.0	-		
動物看護師数	5人未満	(128)	59.4	59.4	38.3	12.5	2.3	-	11.7		
	5人以上	(4)	75.0	100.0	50.0	25.0	-	-	-		

・ 獣医師の有効回答数232（全回答数243、うち無回答11）


問22：認定動物看護師の役割をどのように認識していますか。

対象：認定動物看護師



		(N)	獣医療の発展に貢献する	動物の健康維持に貢献する	動物の福祉向上に貢献する	動物の行動観察に貢献する	動物の飼育管理に貢献する	動物の繁殖管理に貢献する	動物の保護に貢献する
全体		(458)	55.5	38.6	36.0	21.4	5.7	2.6	16.4
性別	男性	(17)	64.7	29.4	41.2	23.5	17.6	11.8	23.5
	女性	(438)	55.0	39.0	36.1	21.5	5.3	2.3	16.0
年代	20代	(162)	41.4	39.5	26.5	14.8	3.7	1.2	24.7
	30代	(174)	58.6	41.4	33.3	19.0	6.3	2.9	15.5
	40代	(85)	68.2	28.2	54.1	31.8	8.2	3.5	8.2
	50代	(29)	75.9	51.7	51.7	37.9	6.9	3.4	3.4
	60代	(7)	57.1	28.6	42.9	42.9	-	14.3	-
居住地	北海道	(21)	71.4	38.1	38.1	19.0	4.8	-	9.5
	東北	(29)	65.5	27.6	27.6	17.2	6.9	3.4	17.2
	関東	(168)	53.6	38.1	34.5	23.2	6.0	3.0	15.5
	中部	(72)	48.6	44.4	27.8	19.4	1.4	1.4	22.2
	近畿	(79)	51.9	48.1	45.6	20.3	10.1	2.5	16.5
	中国	(20)	60.0	35.0	45.0	15.0	-	5.0	10.0
	四国	(13)	53.8	30.8	23.1	23.1	7.7	-	23.1
九州	(47)	61.7	29.8	42.6	27.7	6.4	4.3	14.9	
獣医師数	5人未満	(405)	54.6	37.0	34.8	20.2	4.7	2.2	16.8
	5人以上	(42)	54.8	50.0	42.9	26.2	7.1	4.8	16.7
認定動物看護師数	5人未満	(394)	54.8	37.3	34.5	20.8	4.8	2.8	16.2
	5人以上	(48)	56.3	47.9	43.8	25.0	8.3	-	20.8
動物看護師	5人未満	(283)	52.3	39.2	34.6	20.1	5.3	1.8	19.4
	5人以上	(7)	42.9	42.9	57.1	-	-	14.3	28.6

・認定動物看護師の有効回答数458（全回答数487、うち無回答29）



自由記述のまとめ

自由記述のまとめ

問1 認定動物看護師と動物看護師(認定資格未取得者)間で任せる業務の内容に違いはありますか
ある ない どちらともいえない わからない
※ある場合、具体的内容をお書きください。()

【獣医師】 手術助手、飼育者への説明、資格未取得者への指導など、幅広い業務が
回答34件 挙げられた。また、勤務は認定動物看護師のみ雇用との回答も数件あった。

【認定動物看護師】 手術助手などが挙げられた。しかし一方で、勤続年数や経験によって
回答40件 業務内容が変わるとの記述も見られた。

問2 認定動物看護師と動物看護師(認定資格未取得者)間で賃金の違いはありますか

問3 問2で「ある」とお答えの方にお伺いします。違いはどのようなものですか。

基本給が違う 資格手当がある その他()

【獣医師】 勤務形態や職務経験によって差をつけるとの回答があった。
回答2件

【認定動物看護師】 具体的にはわからないとの回答があった。
回答3件

問4 認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されていますか

問5 問4で「はい」とお答えの方にお伺いします。表示は以下のどれですか (複数回答可)

認定動物看護師資格登録証の掲示 認定動物看護師が勤務していると紹介文書の掲示
名札などへの記載 勤務病院ホームページでの記載 その他()

【獣医師】 ユニフォームの色の違いが挙げられた。
回答1件

【認定動物看護師】 名札の色、院内の掲示物との回答があった。
回答4件

問6 入院動物の看護に、動物看護師はどのような業務を行っていますか

バイタルチェック 食餌管理(経鼻カテーテルを含む) 環境整備
投薬管理(モニタリング) 痛みのチェック 散歩 衛生管理
輸液管理(モニタリング) 尿道カテーテル管理(モニタリング) 摘便
口腔衛生管理 看護記録 リハビリテーション
飼育者への説明や面会対応 その他()

【獣医師】 手術助手、各種検査補助、会計管理などが挙げられた。
回答9件

【認定動物看護師】 手術助手、各種補助、掃除、飼育者対応などが挙げられた。
回答28件

自由記述のまとめ

問7 次の各項目のうち、勤務病院において認定動物看護師は行うことができ、認定資格を保持していない動物看護師等を行うことができない業務がありますか

- | | | | |
|---------------------------------------|--|------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> バイタルチェック | <input type="checkbox"/> 食餌管理(経鼻カテーテルを含む) | <input type="checkbox"/> 環境整備 | |
| <input type="checkbox"/> 投薬管理(モニタリング) | <input type="checkbox"/> 痛みのチェック | <input type="checkbox"/> 散歩 | <input type="checkbox"/> 衛生管理 |
| <input type="checkbox"/> 輸液管理(モニタリング) | <input type="checkbox"/> 尿道カテーテル管理(モニタリング) | <input type="checkbox"/> 摘便 | |
| <input type="checkbox"/> 口腔衛生管理 | <input type="checkbox"/> 看護記録 | <input type="checkbox"/> リハビリテーション | |
| <input type="checkbox"/> 飼育者への説明や面会対応 | <input type="checkbox"/> その他() | | |

【獣医師】 できない業務はないとの回答が多かった。

回答26件

【認定動物看護師】 できない業務はないとの回答が多かった。

回答72件

問9 動物看護料が設定されていますか?

- はい(問10へ) いいえ(問11へ) わからない

問10 問9で「はい」とお答えの方にお伺いします。1日の動物看護料の金額とその動物種をご記入ください

【獣医師】 300円～3,000円。動物種や体重別による設定が挙げられた。

回答14件

【認定動物看護師】 300円～10,000円。生後間もない動物に対する看護や、深夜の看護など、状況や時間による設定が挙げられた。

回答24件

問9 動物看護料が設定されていますか?

- はい(問10へ) いいえ(問11へ) わからない

問11 問9で「いいえ」とお答えの方にお伺いします。

勤務病院での動物看護に関連した料金はどの料金に含まれていますか

- 診察料 入院料 処置料 その他の科目() わからない

【獣医師】 入院治療代との回答があった。

回答7件

【認定動物看護師】 入院治療費、食事管理料、強制給餌指導料などが挙げられた。

回答9件

問14 スタッフ間の情報共有を行う機会は以下のどれですか(複数回答可)

- | | | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 朝の朝礼 | <input type="checkbox"/> カンファレンス | <input type="checkbox"/> 昼休み | <input type="checkbox"/> 文章による伝達 |
| <input type="checkbox"/> 動物看護記録閲覧 | <input type="checkbox"/> 紙カルテ閲覧 | <input type="checkbox"/> 電子カルテ閲覧 | |
| <input type="checkbox"/> 診察終了後のミーティング | <input type="checkbox"/> その他() | | |
| <input type="checkbox"/> 情報共有は行っていない | | | |

【獣医師】 都度、随時、口頭、LINEなどが挙げられた。

回答56件

【認定動物看護師】 都度口頭が最も多く挙げられた。

回答152件

自由記述のまとめ

- 問15 スタッフ間での情報伝達や共有の頻度は以下のどれですか
1日3回以上 1日2回 1日1回 2～3日に1回
4～6日に1回 1週間に1回以下 その他（ ）

【獣医師】 必要に応じて都度行うが多い。

回答30件

【認定動物看護師】 必要に応じて都度行うが多い。

回答70件

- 問17 貴院では動物看護師のスキルアップのための環境が整っていますか
問18 問17で「はい」とお答えの方にお伺いします。その内容で以下に当てはまるものはどれですか（複数回答可）

- 参考書籍、動物看護雑誌などの購入 院内セミナー・勉強会の開催
学会などの外部のセミナーへの参加援助 動物看護研究や発表の指導や援助
職能団体・学術団体への所属会費などの援助 専門分野認定資格取得の援助
その他（ ）

【獣医師】 資料作成のアドバイス、業務の継続、獣医師からの指導が挙げられた。

回答3件

【認定動物看護師】 直接的な指導が多く挙げられた。

回答8件

- 問19 貴院の動物看護師が認定動物看護師資格を取得してよかったですか？
問20 問19で「はい」とお答えの方にお伺いします、なぜよかったのかお答えください（自由記述）

【獣医師】 知識・意欲・自信・飼育者からの信頼度の向上が多く挙げられた。

回答125件

【認定動物看護師】 知識・意欲・自信・待遇・飼育者からの信頼度の向上が多く挙げられた。

回答218件

- 問21 認定動物看護師資格の取得により変化したことは以下のどれですか(複数回答可)
任される業務が広がる 知識・技術が認められる
獣医師に信頼される 飼育者に信頼される
仕事に責任を感じる 生涯学習の必要性を感じる
仕事に対するモチベーションが上がる 昇給
賞与の支給 昇進・昇格 その他（ ） 特にない

【獣医師】 今まで通りとの回答があった。

回答4件

【認定動物看護師】 自信の向上が挙げられた。

回答8件

自由記述のまとめ

問22 認定動物看護師の役割をどのように認識していますか（複数回答可）

- 資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている
- 獣医療を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する
- 獣医療補助職を代表する資格者として職域の発展に貢献する
- 災害時の動物に対するボランティア活動、地域の動物愛護活動など社会に貢献する
- 産業動物診療分野で診療の補助を行うことができる
- その他（ ）
- あてはまるものはない

【獣医師】 「専門学校卒業の最低条件」「現在の獣医療での差別化ははかれていないと感じる」「認識というより願望です。」「資格上、大動物も扱える様にするなら少なくとも知識の上又は、育成のカリキュラムの中でも、5を実践すべきと考えます」「特に差別化はしていない。」「資格を持たない人もしっかり覚えて、仕事をしています。」（すべて原文ママ）との回答があった。

【認定動物看護師】 より飼育者に近い位置でアドバイスできる、就職に有利との回答があった。
回答12件

問23 認定動物看護師の将来に何を望みますか（自由記述）

【獣医師】 認定動物看護師の国家資格化を望む回答が多く見られた。また、認定動物
回答144件 看護師の地位向上や、スキルアップに伴う業務レベルの向上、知識の向上を望む回答も多く見られた。

【認定動物看護師】 認定動物看護師の国家資格化と認知・地位向上を望む回答が多く見
回答363件 れた。また、給与・労働条件の向上、知識・技術の向上を望む回答も多く見られた。

問24 現在、日本では犬猫の飼育頭数が減少しています。将来に向けて犬猫の飼育が拡大するために、何が必要だと思いますか。あなたのお考えをお書きください。（自由記述）

【獣医師】 少子高齢化改善や飼育環境の整備、ペット飼育メリットの認知向上や
回答141件 飼育者のモラル・マナーの向上といった回答が見られた。
また一方で、飼育環境や世情から、飼育拡大に積極的でない回答が一定数見られた。

【認定動物看護師】 社会経済状況の改善、飼育環境の整備や、飼育者のモラル・マナーの
回答341件 向上といった回答が見られた。
また一方で、飼育環境や世情から、飼育拡大に積極的でない回答が一定数見られた。

自由記述のまとめ 問23テキストマイニング結果

問23 認定動物看護師の将来に何を望みますか（自由記述）

【獣医師】 回答144件 【認定動物看護師】 回答363件

自由記述された回答について、文章の中の文字列を対象にテキストデータを抽出・解析する手法である「テキストマイニング」を行った。この方法では、コンピューターにより機械的に単語を抽出することから、膨大かつランダムな回答の文章について、大まかな傾向をつかむことができる。

まず、出現頻度の高さによって単語を抽出したところ、獣医師の回答、認定動物看護師の回答ともに、特徴的なワードとして「国家資格」「看護師」「望む」「ほしい」などが共通して上位にランキングされており、認定動物看護師の国家資格化が意識された回答内容であることがうかがえた(下表及び図23)。また、二つの単語が同時に使用される頻度をカウントした「共起回数」のランキングを見ると、獣医師の回答では技術・知識がトップであり、また、「動物看護師」と「国家資格」、「ほしい」と「国家資格」が5位と6位に出現している。一方、認定動物看護師の回答では、技術・知識は第7位であり、国家資格に関する記載は第10位である。

一方、認定動物看護師の回答の特徴として、名詞の頻出ランキング第7位に「向上」が出現している。個別の回答における出現例は、知識や技術の向上、就業環境の向上、認定動物看護師の資格の認知度の向上等、多様であるが、認定動物看護師の制度がまだ発展途上にあることをうかがわせる結果となった。

■問23 自由記述のテキストマイニング結果の抜粋

【獣医師】 TOP10ワード				(参考) ワード共起回数TOP10		
名詞		動詞		形容詞		
国家資格	43件	できる	31件	ほしい	24件	技術 知識 15件
資格	27件	思う	27件	欲しい	7件	動物看護師 思う 11件
知識	27件	持つ	15件	良い	7件	持つ 資格 9件
動物看護師	26件	考える	12件	多い	6件	思う 看護師 8件
看護師	26件	望む	12件	高い	6件	動物看護師 国家資格 8件
医療	21件	増える	8件	早い	4件	ほしい 国家資格 8件
仕事	20件	いく	8件	長い	4件	向上 知識 7件
獣医師	18件	もらう	7件	いい	3件	思う 獣医師 7件
認定	18件	働く	7件	よい	3件	動物看護師 認定 7件
技術	18件	つける	4件	広い	2件	できる 思う 6件

【認定動物看護師】 TOP10ワード				(参考) ワード共起回数TOP10		
名詞		動詞		形容詞		
国家資格	158件	思う	109件	ほしい	24件	思う 資格 31件
動物看護師	86件	できる	80件	良い	7件	動物看護師 認定 29件
資格	79件	望む	31件	多い	6件	できる 仕事 29件
仕事	75件	知る	27件	欲しい	7件	動物看護師 思う 28件
看護師	73件	持つ	25件	いい	6件	できる 思う 27件
認定	49件	もらう	25件	低い	4件	動物看護師 資格 27件
獣医師	44件	増える	22件	長い	4件	技術 知識 26件
向上	38件	上がる	21件	高い	3件	仕事 思う 25件
動物	32件	感じる	20件	広い	3件	思う 看護師 23件
知識	31件	いく	19件	安い	2件	ほしい 国家資格 21件

自由記述のまとめ 問23テキストマイニング結果

図23 問23自由記述のテキストマイニング結果

対象：獣医師

■名詞	スコア	出現頻度
国家資格	30.10	43
資格	21.34	27
知識	13.36	27
動物看護師	18.20	26
看護師	41.21	26
医療	25.40	21
仕事	0.82	20
獣医師	12.60	18
認定	18.00	18
技術	5.04	18
向上	15.01	18
採血	9.10	13
看護	21.15	10
動物	1.64	9
業務	2.83	9
地位	11.90	9
必要	0.31	8
職業	3.32	8
獣医	18.58	8
医療行為	4.90	7
意識	0.81	7
職域	4.90	7
処置	7.00	7
社会	0.47	6
モチベーション	5.36	6
責任	0.81	6
専門職	4.20	6
認知	5.36	6
人材	1.11	5
病院	0.39	5

■動詞	スコア	出現頻度
できる	0.90	31
思う	0.42	27
持つ	0.67	15
考える	0.37	12
望む	7.27	12
増える	0.39	8
いく	0.11	8
もらう	0.21	7
働く	0.56	7
つける	0.10	4
もつ	0.16	4
続ける	0.10	4
出来る	0.05	4
伴う	1.45	4
広げる	0.89	4
感じる	0.10	4
まかせる	1.54	3
おる	0.03	3
任せる	0.33	3
認める	0.16	3
くれる	0.01	3
高める	0.74	3
やれる	0.44	3
含める	0.41	3
欠ける	0.58	2
変わる	0.02	2
だせる	0.83	2
与える	0.09	2
上がる	0.04	2
困る	0.05	2

■形容詞	スコア	出現頻度
ほしい	2.94	24
欲しい	0.15	7
良い	0.08	7
多い	0.11	6
高い	0.15	6
早い	0.05	4
長い	0.15	4
いい	0.01	3
よい	0.02	3
広い	0.15	2
近い	0.06	2
低い	0.07	2
少ない	0.01	1
無い	0.00	1
嬉しい	0.01	1
深い	0.02	1
むずかしい	0.42	1
危うい	0.19	1
難しい	0.01	1
ありがたい	0.03	1
そぐわない	0.70	1
望ましい	0.42	1
新しい	0.01	1
心強い	0.42	1
幅広い	0.42	1
---	---	---
---	---	---
---	---	---
---	---	---
---	---	---

対象：認定動物看護師

■名詞	スコア	出現頻度
国家資格	110.60	158
動物看護師	60.20	86
資格	130.23	79
仕事	11.16	75
看護師	198.99	73
認定	92.91	49
獣医師	30.80	44
向上	53.47	38
動物	18.02	32
知識	17.22	31
職業	35.10	30
病院	12.33	30
技術	13.22	30
認知	61.56	27
給料	23.64	25
業務	17.31	24
給与	48.00	24
看護	58.77	20
医療	23.40	20
安定	6.42	19
確立	33.06	18
飼い主	23.79	18
社会	3.62	17
責任	6.03	17
内容	2.57	16
公的資格	11.20	16
将来	6.19	16
環境	4.00	14
地位	24.32	14
取得	5.47	14

■動詞	スコア	出現頻度
思う	6.70	109
できる	5.88	80
望む	38.17	31
知る	2.04	27
持つ	1.83	25
もらう	2.59	25
増える	2.88	22
上がる	4.35	21
感じる	2.31	20
いく	0.60	19
働く	3.97	19
認める	5.33	18
出来る	0.80	17
もつ	2.48	16
働ける	20.73	16
続ける	0.84	12
もらえる	1.98	12
違う	0.52	11
考える	0.31	11
くれる	0.15	11
広がる	2.58	10
しまう	0.14	9
化す	4.24	8
つける	0.31	7
上げる	0.66	7
行う	0.23	7
出る	0.05	6
行える	4.20	6
なれる	0.36	6
学ぶ	0.75	6

■形容詞	スコア	出現頻度
ほしい	35.70	88
良い	1.29	28
多い	1.43	22
欲しい	0.60	14
いい	0.08	11
低い	1.68	10
長い	0.90	10
高い	0.34	9
広い	2.21	8
やすい	0.41	8
早い	0.22	8
よい	0.17	8
少ない	0.51	7
安い	0.25	5
嬉しい	0.09	4
きつい	0.44	3
難しい	0.08	3
にくい	0.17	3
厳しい	0.18	3
うれしい	0.23	3
若い	0.14	3
近い	0.15	3
きやすい	1.40	2
重い	0.07	2
新しい	0.02	2
大きい	0.04	2
あつい	0.05	1
手厚い	0.58	1
薄い	0.05	1
甘い	0.02	1

自由記述のまとめ 問24テキストマイニング結果

問24 現在、日本では犬猫の飼育頭数が減少しています。将来に向けて犬猫の飼育が拡大するために、何が必要だと思いますか。あなたのお考えをお書きください。（自由記述）

【獣医師】 回答141件 【認定動物看護師】 回答341件

問23同様、データマイニングにより傾向を分析した（下表及び図24）。獣医師、認定動物看護師ともに、「飼育」「動物」が頻出していた。また、認定動物看護師の回答からは、名詞の第7位に「環境」があり、ペットとともに暮らせる住居や高齢の飼育者への支援など、飼育環境の整備が必要とされていることがうかがえた。

一方、個別の意見を確認すると、犬猫の飼育拡大について、疑問を提示したり否定的見解を示す意見も少数であるが見られた（P87参照）。

■問24自由記述のテキストマイニング結果の抜粋

【獣医師】 TOP10ワード				(参考) ワード共起回数TOP10			
名詞		動詞		形容詞			
飼育	130件	思う	68件	良い	11件	思う 飼育	42件
動物	91件	飼う	48件	高い	9件	動物 飼育	39件
必要	42件	できる	34件	やすい	8件	頭数 飼育	29件
頭数	32件	増える	30件	いい	8件	動物 飼う	27件
犬猫	31件	いく	26件	多い	8件	必要 飼育	26件
拡大	24件	考える	25件	よい	5件	拡大 飼育	24件
現象	23件	増やす	12件	難しい	4件	環境 飼育	23件
飼い主	19件	飼える	14件	新しい	3件	飼う 飼育	21件
ペット	18件	もつ	9件	少ない	3件	犬猫 飼育	21件
増加	17件	持つ	7件	ほしい	3件	できる 動物	20件

【認定動物看護師】 TOP10ワード				(参考) ワード共起回数TOP10			
名詞		動詞		形容詞			
飼育	412件	思う	361件	良い	70件	思う 飼育	207件
動物	226件	飼う	197件	多い	60件	思う 飼う	113件
犬猫	149件	できる	117件	やすい	37件	拡大 飼育	113件
拡大	110件	増える	95件	いい	36件	動物 飼育	108件
必要	110件	いく	85件	ほしい	30件	犬猫 飼育	101件
ペット	97件	考える	76件	正しい	24件	動物 思う	95件
環境	84件	増やす	54件	高い	13件	頭数 飼育	91件
頭数	79件	もらう	42件	少ない	13件	できる 飼育	88件
飼い主	58件	伝える	34件	よい	13件	思う 犬猫	81件
ペットショップ	47件	飼える	32件	難しい	11件	環境 飼育	81件

自由記述のまとめ 問24テキストマイニング結果

図24 問24自由記述のテキストマイニング結果

対象：獣医師

■名詞	スコア	出現頻度
飼育	513.37	130
動物	112.63	91
必要	8.07	42
頭数	130.80	32
犬猫	21.70	31
拡大	19.85	24
環境	10.19	23
減少	26.02	19
飼い主	23.79	18
ペット	6.82	17
増加	12.19	16
人口	9.95	14
向上	9.60	14
医療	12.70	14
整備	13.00	13
大切	2.41	13
ペットショップ	21.19	12
充実	4.26	12
日本	0.28	12
販売	1.17	12
教育	2.85	11
子供	0.70	10
社会	1.29	10
高齢者	6.10	9
高齢	13.37	9
獣医師	6.30	9
責任	1.42	8
機会	1.57	8
ブリーダー	5.60	8
高額	5.36	7

■動詞	スコア	出現頻度
思う	2.63	68
飼う	74.21	48
できる	1.08	34
増える	5.26	30
いく	1.13	26
考える	1.58	25
増やす	2.46	14
飼える	27.86	12
もつ	0.80	9
持つ	0.15	7
伝える	0.77	7
感じる	0.29	7
もらう	0.15	6
行う	0.17	6
減る	0.31	5
望む	1.42	5
暮らす	1.61	5
伴う	2.20	5
しつける	6.34	4
しれる	0.11	4
亡くなる	0.77	4
得る	0.20	4
しまう	0.03	4
入れる	0.07	4
ふれあう	2.80	4
おる	0.05	4
すぎる	0.02	4
向ける	0.16	3
進む	0.14	3
与える	0.20	3

■形容詞	スコア	出現頻度
良い	0.20	11
高い	0.34	9
やすい	0.41	8
いい	0.04	8
多い	0.19	8
よい	0.07	5
難しい	0.15	4
新しい	0.05	3
少ない	0.10	3
ほしい	0.05	3
若い	0.14	3
強い	0.02	2
うまい	0.04	2
正しい	0.11	2
無い	0.02	2
広い	0.15	2
づらい	0.21	2
素晴らしい	0.05	2
すごい	0.01	2
易い	0.12	1
重い	0.02	1
大きい	0.01	1
遠い	0.03	1
詳しい	0.01	1
安い	0.01	1
幼い	0.12	1
長い	0.01	1
優しい	0.01	1
辛い	0.01	1
固い	0.17	1

対象：認定動物看護師

■名詞	スコア	出現頻度
飼育	2285.67	412
動物	481.08	226
犬猫	104.30	149
拡大	240.39	110
必要	50.29	110
ペット	145.59	97
環境	101.59	84
頭数	421.85	79
飼い主	147.57	58
ペットショップ	158.79	47
大切	26.21	46
減少	91.14	42
知識	29.84	42
医療	78.04	42
殺処分	27.30	39
病院	18.21	37
家族	15.97	36
日本	2.37	35
施設	25.75	33
生活	8.30	30
販売	6.55	29
問題	3.70	28
動物病院	19.60	28
ブリーダー	18.90	27
余裕	11.85	26
飼主	17.50	25
責任	11.49	24
増加	24.74	24
機会	12.54	24
社会	5.43	21

■動詞	スコア	出現頻度
思う	70.12	361
飼う	620.66	197
できる	12.43	117
増える	47.04	95
いく	11.66	85
考える	14.00	76
増やす	31.59	54
もらう	7.14	42
伝える	16.02	34
飼える	113.42	32
感じる	4.15	27
しまう	0.98	24
すぎる	0.83	24
作る	1.38	24
知る	1.36	22
捨てる	6.37	22
かかる	3.86	22
減る	5.12	21
もらえる	5.31	20
言う	0.27	20
持つ	1.06	19
もつ	3.12	18
いける	1.30	17
しつける	55.21	17
望む	12.19	16
行う	1.16	16
暮らす	12.11	15
減らす	8.77	15
入れる	0.79	14
くれる	0.24	14

■形容詞	スコア	出現頻度
良い	7.88	70
多い	10.28	60
やすい	8.30	37
いい	0.83	36
ほしい	4.54	30
正しい	12.93	24
高い	0.71	13
少ない	1.74	13
よい	0.45	13
難しい	1.09	11
新しい	0.69	11
悪い	0.35	10
大きい	0.70	9
楽しい	0.25	8
安い	0.63	8
小さい	0.76	7
長い	0.44	7
欲しい	0.11	6
厳しい	0.49	5
深い	0.24	4
幼い	0.97	3
づらい	0.46	3
むずかしい	3.00	3
強い	0.05	3
にくい	0.07	2
悲しい	0.10	2
きびしい	1.17	2
素晴らしい	0.05	2
近い	0.06	2
嬉しい	0.02	2

自由記述のまとめ 問24疑問提示や否定的な意見の具体例（抜粋）

●疑問提示や否定的な意見の具体例（抜粋）

【獣医師】（原文ママ）

- ・頭数より、質。責任ある飼い方をする人が増えれば頭数減は関係ないかもしれません。
- ・適正に飼育される動物が残ったのであれば飼育頭数の減少はいたしかたないのでは？高齢者や子育ての忙しい世代などに無理に飼ってもらおうようなことがあってはならないと思います。
- ・人口の減少、年齢相の高齢化、人口分布の偏在化により飼育頭数増加するのは無理と思われる。
- ・飼育頭数を増加するのではなく、飼い主それぞれに家族としての意識を持ってもらいそのための予防や治療を心がけてもらうことが大切ではないかと思います。実際にmix犬よりも絶血種は増えており、室外犬よりも室内犬が増えています。量よりも質を向上させることが肝要と思われます。
- ・飼育頭数を増やすためには人口増加社会であることが必須。但し、現在の頭数より増やす必要性は感じていない。
- ・飼育頭数を拡大するよりも、動物の健康をしっかりと考えて飼育するように啓発すべきだと思う。
- ・飼育頭数の拡大は、あえて行うことではない。少なくとも私どもの仕事ではないと考える。
- ・国民がペットを必要としないのであれば、犬猫の飼育頭数がへっても何ら問題ではありません。むしろペットを飼い続けることができない程の貧困やひとりぐらしの高令者の急増が大きな問題だと考えます。また、ペットは高額を出してペットショップやネットで購入するものではなく、シェルターから里子としてゆずりうけるものであるという認識を広く国民に知らせてゆかないといづれ日本は動物愛護の後進国となると思います。
- ・マスコミのブームに乗った頭数の増減に意味はない。少子高齢化で人口が減っているのに飼育頭数が増えることはありえない。頭数を増やして食べていくことより質の向上を測り、診療の質を高めてより高度医療に特化あるいは病気の予防啓蒙に務めていくことの方がより現実的に残っていく道と思っている。日本の獣医療の質が上がればいずれは海外への獣医療技術の輸出もできるのでは？

【認定動物看護師】（原文ママ）

- ・無責任な飼い主が増えるだけなので、私は無闇に飼育頭数が増えてほしいとは思いません。
- ・日本経済が低迷し、賃金が上がらない現状で飼育頭数が減少するのは当然のことだと思います。現状のまま飼育頭数を増やしても飼育放棄や保健所行きになる動物が増えるだけだと思うので、この状況で飼育を拡大することは必要ないと思います。拡大するとしたら、生活に余裕のある水準まで持っていくことが先決だと思います。それよりも動物に対する正しい知識の普及、飼育方法、病気について、お金がかかること、などの知識の普及の方が大切だと思います。
- ・世の中の世相により飼育頭数は変化するもので、飼育拡大を、というよりも生涯飼育の意識の拡大が大事だと思います。
- ・動物の流通に日本は大きな問題があり、業界が改善して頭数が減るなら最良に思います。通院や治療以外にも動物看護師としての仕事は多岐にわたり、病院外でのV Tの活動が飼主さん達の生活の質を良くし、公衆衛生を良くしていくのであれば、求められるサービス量、質が増えて、業界全体のエナジーになると思います。頭数が減っても、求められるサービスに対応できる人材が育ち、増えれば、既存のシステムだけではない利益が見込めると思います。
- ・飼育頭数より、殺処分する数とブリーダーのあり方について考えてほしい。増やしたところで、日本では捨てられる数も多い。生き場がなければ殺処分など、海外では里親など、国が行っているところもあるので、日本も見ならって生き場のない犬、猫をどうするか考えていきたいです。
- ・飼育頭数の増加よりも1頭ごとのQ O Lを上げることを考えたほうが良いと思います。年間どれだけの犬猫が殺処分されてるのか…その頭数が減少していけばおのずと飼育頭数が増えることにつながるのではないのでしょうか。
- ・飼育が拡大することが、必ずしも良いことだとは思えない。

資料

調査票

獣医師用・認定動物看護師用

平成 28 年度農林水産省補助事業「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」

「認定動物看護師の役割と業務に関する実態調査」調査票
(獣医師用)

本調査は、動物看護師統一認定機構が認定する認定動物看護師資格保持者、及び認定動物看護師を雇用し、ともにチーム獣医療に携わる獣医師を対象に実施する、認定動物看護師の業務や位置づけ等に関するアンケート調査です。

認定動物看護師の役割等について、正確に実態を把握することは、将来の獣医療における獣医師と獣医療補助者の連携・協力の在り方を検討する上で貴重な資料となります。皆様には要務ご繁忙の中誠にお手数ですが、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

回答は、本調査票に直接ご記入ください。選択式の問いについては、あてはまる回答の番号を○で囲んで下さい。自由記述欄及び内容記入欄は枠内又は()内にご記入ください。

【属性】

- 性別： 1. 男性 2. 女性
- 年代： 1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代以上
- 地域： 1. 北海道 2. 東北 3. 関東 4. 中部 5. 近畿
6. 中国 7. 四国 8. 九州
- 勤務先の動物病院のスタッフ数を()内にご記入してください。
1. 獣医師()名
2. 一般財団法人動物看護師統一認定機構の認定動物看護師()名
3. その他の動物看護師()名 4. その他スタッフ()名

【動物診療施設における動物看護業務の位置づけに関する事項】

問1 認定動物看護師と動物看護師(認定資格未取得者)間で任せる業務の内容に違いはありますか。

1. ある 2. ない 3. どちらともいえない 4. わからない

※「1. ある」とお答えの方は、具体的内容をお書きください。(自由記述)

問2 認定動物看護師と動物看護師(認定資格未取得者)間で賃金の違いはありますか。

1. ある(問3へ) 2. なし 3. わからない

問3 問2で「1. ある」とお答えの方にお伺いします。違いはどのようなものですか。

1. 基本給が違う
2. 資格手当がある
3. その他 ()

問4 認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されていますか。

1. はい (問5へ)
2. いいえ
3. わからない

問5 問4で「1. はい」とお答えの方にお伺いします。表示は以下のどれですか。(複数回答可)

1. 認定動物看護師資格登録証の掲示
2. 認定動物看護師が勤務していると紹介文書の掲示
3. 名札などへの記載
4. 勤務病院ホームページでの記載
5. その他 ()

問6 入院動物の看護に、動物看護師はどのような業務を行っていますか。(複数回答可)

1. バイタルチェック
2. 食餌管理(経鼻カテーテルを含む)
3. 環境整備
4. 投薬管理(モニタリング)
5. 痛みのチェック
6. 散歩
7. 衛生管理
8. 輸液管理(モニタリング)
9. 尿道カテーテル管理(モニタリング)
10. 排便
11. 口腔衛生管理
12. 看護記録
13. リハビリテーション
14. 飼育者への説明や面会対応
15. その他 ()

問7 次の各項目のうち、勤務病院において認定動物看護師は行うことができ、認定資格を保持していない動物看護師等は行うことができない業務がありますか。(複数回答可)

1. バイタルチェック
2. 食餌管理(経鼻カテーテルを含む)
3. 環境整備
4. 投薬管理(モニタリング)
5. 痛みのチェック
6. 散歩
7. 衛生管理
8. 輸液管理(モニタリング)
9. 尿道カテーテル管理(モニタリング)
10. 排便
11. 口腔衛生管理
12. 看護記録
13. リハビリテーション
14. 飼育者への説明や面会対応
15. その他 ()

問8 飼育者に動物入院時の動物看護の内容について十分な説明をしていますか。

1. はい
2. いいえ
3. どちらともいえない
4. わからない

問9 動物看護料が設定されていますか。

1. はい(問10へ) 2. いいえ(問11へ) 3. わからない

問10 問9で「1. はい」とお答えの方にお伺いします。1日の動物看護料の金額とその動物種をご記入ください。

()

問11 問9で「2. いいえ」とお答えの方にお伺いします。

勤務病院での動物看護に関連した料金はどの料金に含まれていますか。

1. 診察料 2. 入院料 3. 処置料
4. その他の科目()
5. わからない

問12 認定動物看護師の業務が診療施設の収入に反映していると思いますか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない 4. わからない

【チーム獣医療における認定動物看護師の位置づけに関する項目】

問13 業務を行う上で、動物看護師への情報伝達や共有が行われていますか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない 4. わからない

問14 スタッフ間の情報共有を行う機会は以下のどれですか。(複数回答可)

1. 朝の朝礼 2. カンファレンス 3. 昼休み 4. 文章による伝達
5. 動物看護記録閲覧 6. 紙カルテ閲覧 7. 電子カルテ閲覧
8. 診察終了後のミーティング
9. その他()
10. 情報共有は行っていない

問15 スタッフ間での情報伝達や共有の頻度は以下のどれですか。

1. 1日3回以上 2. 1日2回 3. 1日1回 4. 2~3日に1回
5. 4~6日に1回 6. 1週間に1回以下
7. その他()

問 22 認定動物看護師の役割をどのように認識していますか。(複数回答可)

1. 資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている
2. 獣医療を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する
3. 獣医療補助職を代表する資格者として職域の発展に貢献する
4. 災害時の動物に対するボランティア活動、地域の動物愛護活動など社会に貢献する
5. 産業動物診療分野で診療の補助を行うことができる
6. その他
()
7. あてはまるものはない

問 23 認定動物看護師の将来に何を望みますか。(自由記述)

問 24 現在、日本では犬猫の飼育頭数が減少しています。将来に向けて犬猫の飼育が拡大するために、何が必要だと思いますか。あなたのお考えをお書きください。(自由記述)

ご協力ありがとうございました。

平成 28 年度農林水産省補助事業「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」

「認定動物看護師の役割と業務に関する実態調査」調査票
(認定動物看護師用)

本調査は、動物看護師統一認定機構が認定する認定動物看護師資格保持者、及び認定動物看護師を雇用し、ともにチーム獣医療に携わる獣医師を対象に実施する、認定動物看護師の業務や位置づけ等に関するアンケート調査です。

認定動物看護師の役割等について、正確に実態を把握することは、将来の獣医療における獣医師と獣医療補助者の連携・協力の在り方を検討する上で貴重な資料となります。皆様には要務ご繁忙の中誠にお手数ですが、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

回答は、本調査票に直接ご記入ください。選択式の問いについては、あてはまる回答の番号を○で囲んで下さい。自由記述欄及び内容記入欄は枠内又は()内にご記入ください。

【属性】

- 性別： 1. 男性 2. 女性
- 年代： 1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代以上
- 地域： 1. 北海道 2. 東北 3. 関東 4. 中部 5. 近畿
6. 中国 7. 四国 8. 九州
- 勤務先の動物病院のスタッフ数を()内にご記入してください。
1. 獣医師()名
2. 一般財団法人動物看護師統一認定機構の認定動物看護師()名
3. その他の動物看護師()名 4. その他スタッフ()名

【動物診療施設における動物看護業務の位置づけに関する事項】

問1 認定動物看護師と認定資格未取得者間で任せる業務の内容に違いはありますか。

1. ある 2. ない 3. どちらともいえない 4. わからない

※「1. ある」とお答えの方は、具体的内容をお書きください。(自由記述)

問2 認定動物看護師と認定資格未取得者間で賃金の違いはありますか。

1. ある(問3へ) 2. なし 3. わからない

問3 問2で「1. ある」とお答えの方にお伺いします。違いはどのようなものですか。

1. 基本給が違う
2. 資格手当がある
3. その他 ()

問4 認定動物看護師資格保持者であることが飼育者にわかるように示されていますか。

1. はい (問5へ)
2. いいえ
3. わからない

問5 問4で「1. はい」とお答えの方にお伺いします。表示は以下のどれですか。(複数回答可)

1. 認定動物看護師資格登録証の掲示
2. 認定動物看護師が勤務していると紹介文書の掲示
3. 名札などへの記載
4. 勤務病院ホームページでの記載
5. その他 ()

問6 入院動物の看護に、動物看護師はどのような業務を行っていますか。(複数回答可)

1. バイタルチェック
2. 食餌管理 (経鼻カテーテルを含む)
3. 環境整備
4. 投薬管理 (モニタリング)
5. 痛みのチェック
6. 散歩
7. 衛生管理
8. 輸液管理 (モニタリング)
9. 尿道カテーテル管理 (モニタリング)
10. 排便
11. 口腔衛生管理
12. 看護記録
13. リハビリテーション
14. 飼育者への説明や面会対応
15. その他 ()

問7 次の各項目のうち、勤務病院において認定動物看護師は行うことができ、認定資格を保持していない動物看護師等は行うことができない業務がありますか。(複数回答可)

1. バイタルチェック
2. 食餌管理 (経鼻カテーテルを含む)
3. 環境整備
4. 投薬管理 (モニタリング)
5. 痛みのチェック
6. 散歩
7. 衛生管理
8. 輸液管理 (モニタリング)
9. 尿道カテーテル管理 (モニタリング)
10. 排便
11. 口腔衛生管理
12. 看護記録
13. リハビリテーション
14. 飼育者への説明や面会対応
15. その他 ()

問8 飼育者に動物入院時の動物看護の内容について十分な説明をしていますか。

1. はい
2. いいえ
3. どちらともいえない
4. わからない

問9 動物看護料が設定されていますか？

1. はい（問10へ） 2. いいえ（問11へ） 3. わからない

問10 問9で「1. はい」とお答えの方にお伺いします。1日の動物看護料の金額とその動物種をご記入ください。

()

問11 問9で「2. いいえ」とお答えの方にお伺いします。

勤務病院での動物看護に関連した料金はどの料金に含まれていますか

1. 診察料 2. 入院料 3. 処置料
4. その他の科目 ()
5. わからない

問12 認定動物看護師の業務が診療施設の収入に反映していると思いますか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない 4. わからない

【チーム獣医療における認定動物看護師の位置づけに関する項目】

問13 業務を行う上で、獣医師への情報伝達や共有が行われていますか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない 4. わからない

問14 スタッフ間の情報共有を行う機会は以下のどれですか。（複数回答可）

1. 朝の朝礼 2. カンファレンス 3. 昼休み 4. 文章による伝達
5. 動物看護記録閲覧 6. 紙カルテ閲覧 7. 電子カルテ閲覧
8. 診察終了後のミーティング
9. その他 ()
10. 情報共有は行っていない

問15 スタッフ間での情報伝達や共有の頻度は以下のどれですか。

1. 1日3回以上 2. 1日2回 3. 1日1回 4. 2~3日に1回
5. 4~6日に1回 6. 1週間に1回以下
7. その他 ()

問 16 あなたが勤務されている時に、チーム獣医療を意識して業務を行っていますか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない 4. わからない

問 17 勤務病院では動物看護のスキルアップのための環境が整っていますか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない 4. わからない

問 18 問 17 で「1. はい」とお答えの方にお伺いします。その内容で以下に当てはまるものはどれですか。(複数回答可)

1. 参考書籍、動物看護雑誌などの購入 2. 院内セミナー・勉強会の開催
3. 学会などの外部のセミナーへの参加援助 4. 動物看護研究や発表の指導や援助
5. 職能団体・学術団体への所属会費などの援助 6. 専門分野認定資格取得の援助
7. その他 ()

【認定動物看護師の意識・役割に関する事項】

問 19 認定動物看護師資格を取得してよかったですか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない 4. わからない

問 20 問 19 で「1. はい」とお答えの方にお伺いします、なぜよかったのかお答えください。
(自由記述)

問 21 認定動物看護師資格を取得して変化したことは以下のどれですか。(複数回答可)

1. 任される業務が広がる 2. 知識・技術が認められる
3. 獣医師に信頼される 4. 飼育者に信頼される
5. 仕事に責任を感じる 6. 生涯学習の必要性を感じる
7. 仕事に対するモチベーションが上がる
8. 昇給 9. 賞与の支給 10. 昇進・昇格
11. その他 ()
12. 特にない

問 22 認定動物看護師の役割をどのように認識していますか。(複数回答可)

1. 資格を持たない動物看護師等の獣医療補助職に比べ、より高度な知識・技術を持っている
2. 獣医療を補佐するスペシャリストとして獣医療の発展に貢献する
3. 獣医療補助職を代表する資格者として職域の発展に貢献する
4. 災害時の動物に対するボランティア活動、地域の動物愛護活動など社会に貢献する
5. 産業動物診療分野で診療の補助を行うことができる
6. その他
()
7. あてはまるものはない

問 23 認定動物看護師の将来に何を望みますか。(自由記述)

問 24 現在、日本では犬猫の飼育頭数が減少しています。将来に向けて犬猫の飼育が拡大するために、何が必要だと思いますか。あなたのお考えをお書きください。(自由記述)

ご協力ありがとうございました。

論 説

伴侶動物飼育数減少とその課題 ～高齢者の動物飼育支援～

村中志朗[†] (公社)日本獣医師会副会長)



1 緒 言

マハトマ・ガンディーは「国の偉大さ、道徳的発展は、その国における動物の扱い方で判る」(The greatness of a nation and its moral progress can be judged by the way its animals are treated.)との格言を残している。

わが国においては、昭和48年に「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、平成11年には「動物の愛護及び管理に関する法律(動愛法)」と名称変更された。本法では基本原則として、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めている。本法は平成17年及び平成24年に改正が行われてきたが、その間環境省の動物愛護推進計画が進められるなか、家庭伴侶動物は「家族の一員」としての確固たる地位が確立されたと思われる。

しかしながら、近年高齢化社会が進むにつれ、ペットの飼育頭数が激減している。2008年の犬飼育頭数は13,068千頭であったものが2014年には11,534千頭に減少し、同様に猫においては10,890千頭が9,748千頭に減少している(図1)。犬猫合わせると約24,000千頭であったものが、わずか6年でおよそ3,000千頭減少したことになる。さらに飼育願望率も減少の一途をたどっており、JKC(ジャパンケンネルクラブ)の年間新規登録数は2004年をピークにおおむね半数まで落ち込み、小動物獣医師界は危機的状况になりつつある。このような背景から、One World One Healthの理念を基軸とし、小動物臨床家は第1フェーズ「動物との共生社会を目指す」から第2フェーズ「飼育頭数増進」に目を向けるべき段階に入ったものと認識している。

2 高齢者の動物飼育支援

昨今の伴侶動物飼育頭数減少は経済的理由、住環境の問題、ペットロスなどさまざまな要因が考えられるが、最も大きな要因は高齢化社会の急進と思われる。厚生労働省の調査によると65歳以上のいわゆる高齢者はすでに人口の25%を超えており、2025年には30%を超える(3,657万人)勢いであり、2042年には40%に達すると結論付けている。

臨床の現場にいると高齢者が伴侶動物を亡くした時、自身の寿命を考慮し、新たな動物を飼育しないという現実が多々直面する。高齢者が動物を飼育することで心身ともに健康が維持できるというエビデンスは世界中に数多く存在する。そういう意味においても高齢者が安心して動物を飼育できるシステムづくりは急務である。

3 伴侶動物を飼うことの効用

ペットフード協会の『子供(16歳未満)のペット飼育の効用』調査によると、心の豊かさ、生命の大切さへの理解、家族とのコミュニケーション、他者への思いやりなどさまざまな効用が示されている。一方、同協会の調査結果では高齢者のペット飼育は以下の効果について言及されている。

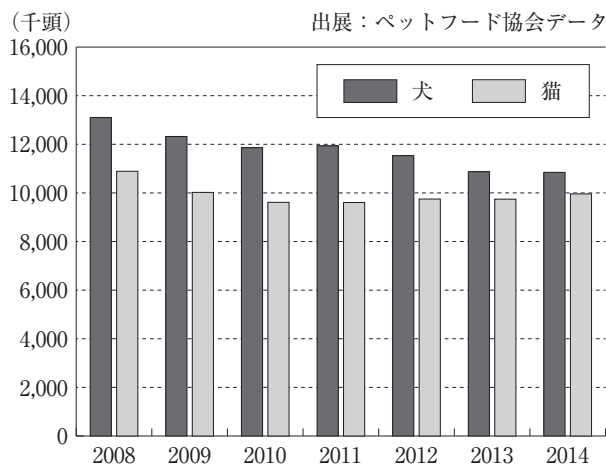


図1 犬・猫飼育頭数

[†] 連絡責任者：村中志朗 (公社)日本獣医師会)

〒107-0062 港区南青山1-1-1 ☎03-3475-1601 FAX 03-3475-1604 E-mail: info@nichiju.lin.gr.jp

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年をめぐり、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで 75 歳以上人口が急増する大都市部、75 歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

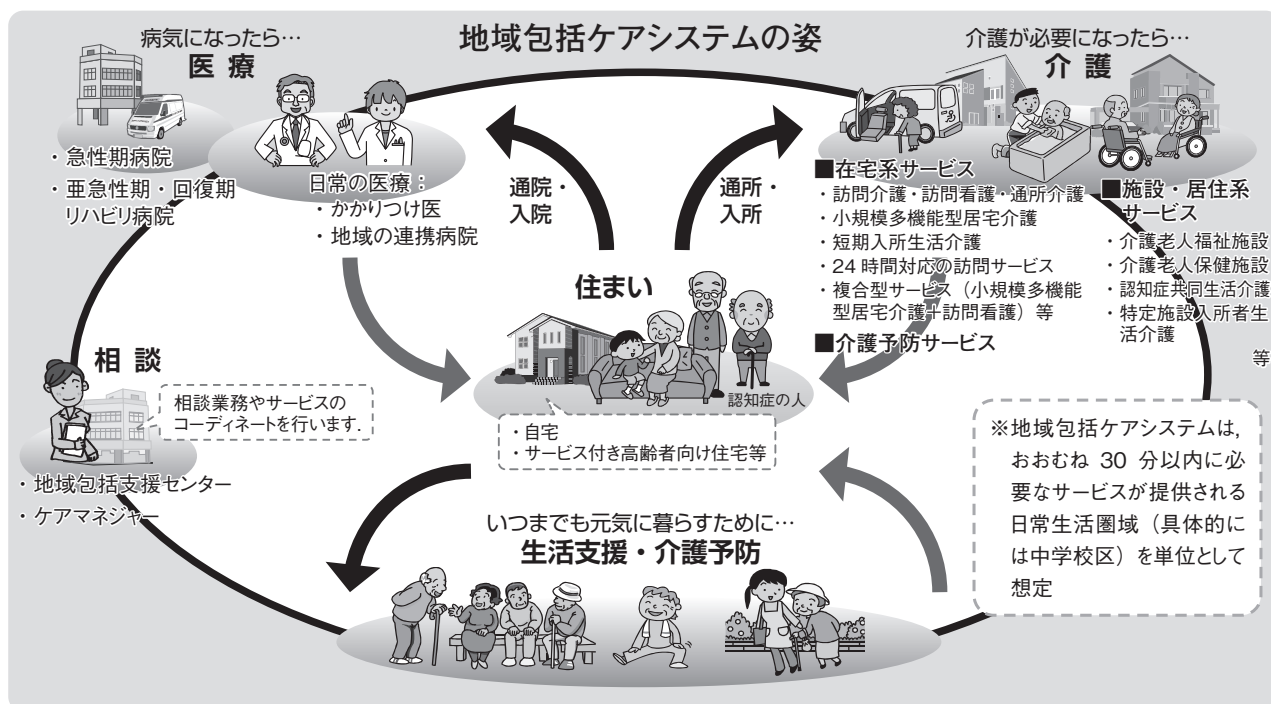


図2 地域包括ケアシステム（厚生労働省ホームページより引用・改変）

- ・ 血圧や脈拍が安定する
- ・ 病気の治癒的効果を上げる
- ・ 延命効果をもたらす
- ・ 寝たきり老人が改善（40%→3%）
- ・ 認知症予防
- ・ 笑顔が増える
- ・ 疎外感をなくす
- ・ 生活にメリハリがつきリズムが生まれる
- ・ 以前よりよく話し合う
- ・ 安心感が得られる

海外に目を向けると、ドイツの社会経済調査とオーストラリア国際社会科学調査に基づいて行われた調査は、ペット飼育が飼い主の健康状態に長期的に良い影響をもたらすということを明らかにした。この調査で、ペット所有者は非所有者より健康的であり、さらに病院への通院回数が少ないという結果が得られた。さらに、この調査結果を基に医療費削減額を算出したところ 2000 年にはドイツで年間 50.59 億ユーロ、オーストラリアで年間

38.6 億ドルの医療費が削減できるという推定額が算出された。

わが国において、このような大規模な国家的調査は行っていないが、高齢化社会から超高齢化社会へと確実に移行する日本の医療・介護の諸問題解決の糸口がここに隠されていると思われる。

4 地域包括ケアシステムへの動物介在

現在、日本人の平均寿命は世界一を誇るが、健康寿命（入院・介護なしで生活できる）と平均寿命との差は 11 年と言われており、高齢者数が人口の 3 割を超える「2025 年問題」に対応すべく喫緊の課題は「健康寿命の延伸」と考えられている。本年 3 月にわが国の要介護高齢者数は 600 万人を超えた。これは国民のおよそ 20 人に 1 人に相当し、介護給付費は約 10 兆円（社会保障費の半分）である。さらに 2025 年には 21 兆円になると予測されており、現在のシステムでは破綻することは容易に推測できる。したがって、健康寿命の延伸を精力的

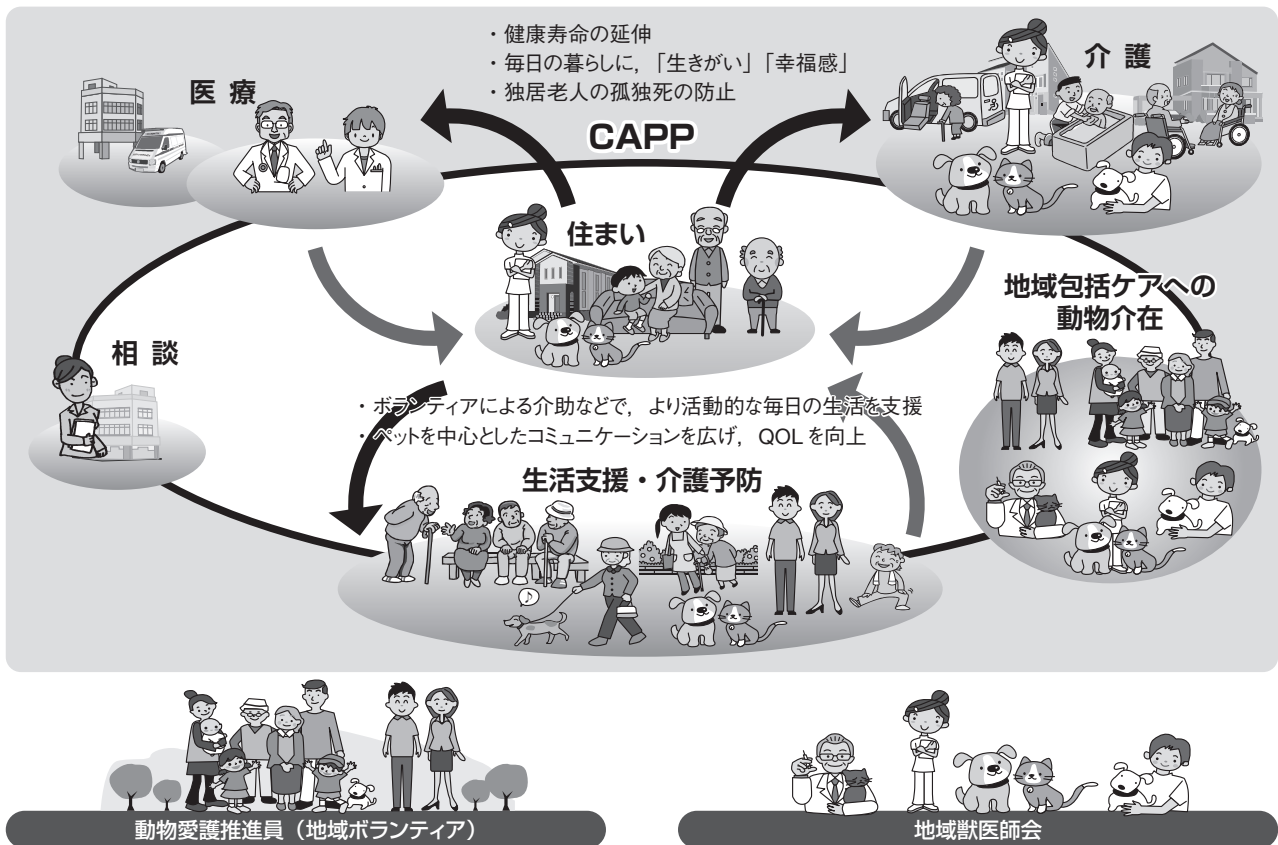


図3 高齢者動物飼育支援システム（地域包括ケア）

に推し進めることが不可欠である。

従来の人は病院・施設で亡くなるという病院完結型の医療・介護は2025年には自宅療養・介護という自宅完結型に変遷することが予想され、これを支えるため、国（厚生労働省）は「地域包括ケアシステム」を提唱している（図2）。そこで、健康寿命の延伸を図る目的で高齢者動物飼育支援システム（図3）を地域包括ケアの中に組み込むことがわれわれ獣医師の使命と考えている。すなわち、地域の獣医師、動物看護師及び動物愛護推進員を核とした地域ボランティアらが、定期的に単身高齢者世帯や施設に出向き、動物飼育支援（散歩の同行や代行、フードの配達、健康管理、適正飼育指導など）を行う。このことにより、ペットを中心としたコミュニケーションを広げ、高齢者のQOLを向上させ、毎日の暮らしに生きがいや幸福感をもたらす。これは、いわゆる「見守り」にも通じることであり、独居高齢者の孤独死も未然に防ぐことができる。さらには、高齢者の医療・介護に費やす国費を軽減させることが可能となり、伴侶動物の激減に歯止めをかけることにもつながるものと思われる。

5 One World One Health

動物福祉先進国と言われている欧米では、アメリカのタイガープレイスやドイツのティアハイムの例にみられ

るように、ひとつの命として人も動物も幸せに暮らす権利が擁護されている。

近年、日本国内においても各行政が地域の獣医師会や動物愛護団体と連携して、さまざまな形の動物愛護センターを設置してきている。しかしながら、その運営は、いわゆる動物行政に主眼を置くものが多く、真の意味でのOne World One Healthには程遠い感がある。これらの施設を高齢者の動物飼育支援という視点から、地域包括ケアシステムの拠点となるよう働きかけたいものである。幸いにも日本医師会と日本獣医師会が学術に関する協定を交わし（2013年11月）、現在約半数の各地方獣医師会もそれぞれの都道府県医師会と同協定を締結している。このことを追い風とし、One World One Healthの理念を日本の高齢化社会対策に注入すべきである。

6 まとめ

ペットブームが下支えとなり右肩上がりの発展を遂げてきたわが国の小動物医療業界であるが、高齢化社会を背景とする諸問題が負の影響を及ぼしつつある。小動物開業医にとって、個人の経営努力など従来の手法では太刀打ちできない局面を迎えており、国家的施策の中に動物との暮らしをはめ込むことで獣医師の権利を主張する時代に入すべきと考えている。

(JVM2015; Vol. 68, No. 7 筆者投稿文書一部抜粋)

[参考資料 4 (2)]

公益社団法人大阪市獣医師会「子猫リレー事業」

【概要】

大阪市獣医師会と大阪市動物管理センターが協力し、平成 29 年度からの本格稼働に先立ち事業をスタートさせている。まず、動物管理センターに持ち込まれた飼い主のいないネコのうち、動物管理センターの獣医師が健康であると判断した幼齢ネコを、事業に賛同する会員動物病院が引き取り、約 3 ヶ月齢までは会員動物病院で、さらに約 3 ヶ月齢から 6 ヶ月齢まではキトンシッター（ボランティア）の協力を得て育て、その後に新たな飼い主に譲渡する。幼齢ネコの飼育にあたっては、会員動物病院は各種感染症の検査やワクチン接種、離乳までに必要な治療や世話をし、キトンシッターは、健康診断及び赴任・去勢手術を受けさせながら飼育を継続する。平成 27 年 10 月に事業が開始されて以降、平成 28 年度末までに 98 頭を獣医師会会員動物病院が引き取っている。

キトンシッター（ボランティア）は、60 歳以上の方とし、動物が好きだが、高齢を理由に新たなペット飼育を躊躇している方々を主に想定している。一方、最終飼養者は、責任を持って飼育できることを条件に、原則 40 歳代までの方に引き渡している。これにより、幼齢ネコ殺処分頭数の低減に寄与するとともに、高齢者の動物飼育ニーズに応え、若い世代のペットとの出会いの機会増加につながることを期待している。

【平成 28 年度事業実績】

大阪市獣医師会による引き取り総頭数	58 頭
キトンシッター（ボランティア）への引き渡し頭数	34 頭
最終飼養者への引き渡し頭数	38 頭

※平成 29 年 6 月 4 日開催、公益社団法人大阪市獣医師会第 60 回定時総会報告より。数字は平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに引き取り又は引き渡しが行われた頭数である。

キトンシッター
ボランティア
募集のご案内



公益社団法人 大阪市獣医師会

「子猫リレー事業」に あなたも参加して みませんか？

大阪市獣医師会では、飼い主のいない幼齢猫を約6ヵ月齢まで元気に育て、その後、その猫を一生大切に飼育して頂ける方にお渡しする「子猫リレー事業」をスタートしました。猫は15年から20年も長い間、人と暮らしを共にする大切なパートナーです。近年では20年以上元気で長生きする猫も珍しくありません。そんな猫にとって生まれてからの6ヵ月間は将来健康で過ごすためにも、人間社会で幸せに暮らせるよう「社会化」を身につけるためにも一番大切な時期です。その6ヵ月間の前半の約3ヵ月は動物病院で育てますが、後半の約3ヵ月は、一般のご家庭にお預けしたいと考えています。約3ヵ月の間、子猫を預かり大切に育てていただく「キトンシッター」を募集することになりました。ぜひ、ご協力をお願い致します。



[子猫リレー事業]についてご説明します。

預かっていただく子猫について



今回一時的にお世話をお願いする子猫は、まだ生まれて間もない幼い子猫を大阪市獣医師会の会員動物病院で約3カ月齢まで健康に細心の注意を払って育てた子猫たちです。その間、感染症の検査や検便、1回目のワクチン接種などのメディカルケアだけでなくトイレのしつけなども行います。

硬いカリカリのキャットフードが食べられるようになる約3カ月齢になりましたら、子猫を「キトンシッター」へお預けさせていただきます。

預かっていただく子猫は原則1頭ですが、兄弟の場合、2頭の子猫と一緒にお願いすることもあります。

預かっていただく期間

お預けした子猫が **生後6カ月齢になるまでの約3カ月間**、無償でお世話をお願いします。

毎日、お願いしたい子猫のお世話



- **食べ物を与える** 子猫用のキャットフードを支給しますので、決められた量と、回数を与えてください。飲み水もあわせて与えるようお願いします。
- **排泄物の処理** トイレはこまめに掃除し、清潔に保ってください。
- **健康状態の観察** 元気がない、下痢をした、吐いた等、もし普段と違う様子がみられたら、担当の会員病院へお知らせください。
- **提 供 物** 飼育に必要な最低限の物資(ケージ、トイレ、ペットシーツ、ベッド、子猫用キャットフード(※お水は除く)、食器、おもちゃ)は、大阪市獣医師会より貸出、及び無償で提供いたします。お世話にかかるご負担は無償のボランティアとなります。

子猫をお預けする「キトンシッター」の方にお願いすること



- ・原則60歳以上であること。
- ・ご自身で子猫のお世話を主となっていただける方。(一時的にでも他の方に預けたり、譲ったりすることはできません)
- ・子猫を適正に飼える環境にあること。
- ・ペット飼育が許可されている住宅にお住まいであること。
- ・他の猫や犬を過度に複数頭飼育していないこと。
- ・同居する家族の方に猫アレルギー等がないこと
- ・検診の為、月に1回、動物病院へ子猫を連れて来ててください。
- ・12週齢に達した時点で2回目のワクチン接種
- ・子猫の写真もしくは動画を大阪市獣医師会 事務局までお送りください。
- ・約3カ月のお預け期間が終了しましたら、子猫は担当の会員病院へ戻していただきます。

「3カ月間、せっかく大事に育てたのにもう会えないの…」と心配されていませんか？

成長した子猫と会うことのできる

「お里帰り会(飼い主さんとの交流会)」を開催します。

子猫を譲り受けた飼い主の皆さん、

6カ月齢まで子猫を元気に育ててくださったキトンシッターの皆さん、

そして大阪市獣医師会の獣医師が「猫」によって繋がり

一堂に会する機会を設けますのでぜひご参加ください。



【お問い合わせ先】



小さな命を未来につなぐ 子猫リレー事業

猫と一緒に暮らしてみませんか？



飼い主さま募集中

私たちが愛情込めて育てた、
元気で人が大好きな子猫をお譲りし、
生涯共に過ごしていただける**最終飼い主様**を募集しています。

子猫リレー事業とは？

(公社)大阪市獣医師会では、飼い主のいない幼齢猫を約6ヶ月齢まで元気に育て、その後、その猫を一生大切にさせていただける方にお渡しする「**子猫リレー事業**」をおこなっています。

(公社)大阪市獣医師会
会員動物病院



～3ヶ月齢

ワクチン接種など
メディカルケアから食事、
トイレのしつけを行います。

キトンシッター
ボランティアさん



～6ヶ月齢

人が大好きになれるよう、
やさしくお世話します。

新しい飼い主様へ



募集中!

新しい飼い主様へ
小さな命をつないでゆきます。



公益社団法人 大阪市獣医師会は、
子猫リレー事業を通して、子猫という幸福のバトンが、
ひとりでも多くの人たちに引き継がれることを願っています。

協賛企業
(PEPPY)から
飼い主さまへ
プレゼントが
あります!!
裏面へ

飼い主さま募集中の子猫たちを紹介しています!! 詳しくは裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】



「飼い主さま、になっていただいた方へ、
協賛企業 (PEPPY) からお得な特典をご用意しています!!

1 かわいい子猫とおそろい!
迷子札&チャームをプレゼント!

迷子札 チャーム

4 猫との暮らしに必要な商品最高¥70,000までを
特別価格50,000円で販売!
ペピィキャツカタログ最新号掲載商品の中から、
ご自由にお選びいただけます。

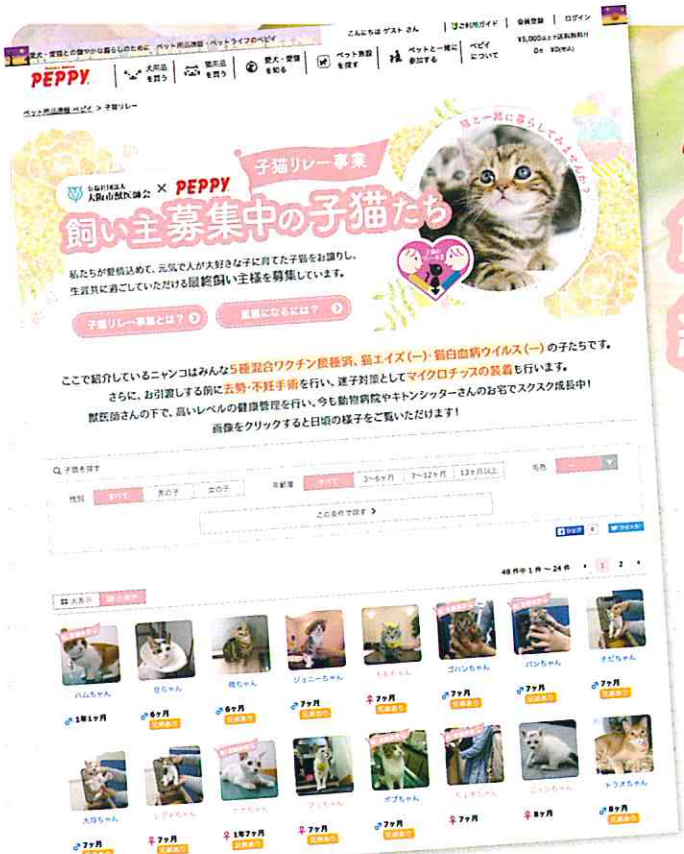
2 PEPPYでのお買い物にご利用いただける
ペピィわくわくポイント
30,000ポイントプレゼント!!
(30,000円相当)

飼い主さまスターター商品のご案内
「飼い主さま、になっていただいた方へプレゼントの…
ペピィわくわくポイントが使えます!!

3 初年度から
PEPPY「プラチナ会員」へご登録!
PEPPYでのお買物はいつでも5%ポイントバック (通常1%)

5 「ペピィ定期便サービス」をご利用いただきますと…
さらに**20,000ポイントプレゼント**
(20,000円相当)
「ペピィ定期便サービス」
フードやシーツなどの消耗品を、定期的にご自宅にお届けする
サービス。詳しくはペピィカタログ又はHPをご覧ください。

特典をご利用になるには「ペピィ」でのお手続きが必要です。
右記までご連絡ください。 **ペピィクラブ ☎ 0120-121-979**
受付時間：月～土曜日 9:00～19:00 日曜・祝日 9:00～17:00
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。) ※「子猫リレー事業について」とお伝えください。



**PEPPY WEBサイトにて
飼い主募集中の子猫たちを
紹介しています!!**

獣医師さん、ボランティアさんに見守られ、元気に成長
している様子をブログ形式でご紹介!
見ているだけで笑顔になれる日頃の様子を是非ご覧
ください。
あなたの楽しい家族に出会えるかもしれません。

このアドレス、QRコードから
アクセスしてください。



<https://www.peppynet.com/konekorelay/>

—地方行政における動物の福祉・愛護への取り組み (I)— 東京都動物愛護相談センターの役割

安藤言枝[†] (東京都動物愛護相談センター所長・全国動物管理関係事業所協議会会長)

1 はじめに

動物愛護相談センターは、全国の主な自治体に設置されており、狂犬病を初めとした動物由来感染症対策や、動物の愛護管理行政を担っている。自治体により、名称が異なり、また保健所などとの役割分担の中で、業務の内容などが若干異なるところもあるが、人と動物の共生社会の実現に向け、各々事業を展開している。

これら全国の動物管理関係事業所や保健所は、全国動物管理関係事業所協議会(全動協)を組織しており、平成21年12月7日現在、110機関をメンバーとしている。

全動協は、平成2年「全国動物管理関係事務所長会」を出発点とし、狂犬病予防及び人と動物の共通感染症の予防並びに動物の保護・管理行政に関し、情報の交換及び調査研究を行い、行政の円滑な運営と発展を図るため設立された。発足以来、全国を6ブロックに編成するなどの活動の活性化のための体制整備を行い、全国規模での人畜共通感染症や動物愛護に関する調査研究の充実を図るなど、様々な活動を展開している。

2 東京都の実情

今回、全国の動物愛護センターの事業などの紹介シリーズの初回として、東京都動物愛護相談センター(以下センター)の事業や課題を紹介する。

センターは、動物愛護精神と適正飼養の普及啓発、動物の保護の管理、人と動物の共通感染症の予防などを主な仕事の柱として、東京都の動物行政の中核として設置されている。

東京都には、センター本所(世田谷区)(図1)、多摩支所(日野市)(図2)及び本所の出張所として城南島出張所(大田区)(図3)の3箇所の事業所があり、連携しながら仕事を行っている。

センターにおける動物の取扱数は、平成20年度7,023頭であり、昭和55年度の62,815頭と比較すると、約1割程度に減少している。中でも、子犬は、9,683頭から

41頭と、取扱数は大幅に減少している。(表1, 図4)

これは、都内での犬の飼い方が、庭に犬小屋を置き、犬をつないで飼うスタイルから、大型犬であっても室内で飼うスタイルに変化したことが主な理由だと思われる。

このような犬の飼養形態の変化に伴い、捕獲数も680頭と減少しており、現状では都内でいわゆる野犬といわれるものは、特定の地区を除きほとんどいない状況となっている。また、収容犬のほとんどが、子犬であれば販売店で何十万もの値段で売られているような犬種であり、雑種は少数となっている。

その一方で猫については、昭和55年度成猫4,979頭、子猫34,745頭から平成20年度成猫1,080頭、子猫3,942頭と数値的には減少しているが、未だ5,000頭近くの収容がある。また、殺処分の9割を猫が占めるなど、大きな課題が存在している。

3 東京都動物愛護管理推進計画に基づくセンターの施策

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、平成19年4月に東京都動物愛護管理推進計画(以下推進計画)が策定された。推進計画において、「①動物の引き取り数を平成18年度実績(9,566頭)から半減させる。②致死処分数を平成18年度実績(6,921頭)に比較して55%削減させる。③犬の返還・譲渡率を85%以上に増加させる。④猫の返還・譲渡率を10%以上に増加させる。」などが数値目標としてあげられている。

(1) 引取り数減少のために

平成20年度、センターで捕獲・収容、引き取りした動物は7,023頭であり、そのうち子猫が3,942頭(56%)と殆どを占めている。(表2)

また殺処分になった動物5,099頭のうち、猫は4,718頭と約9割を占めている。(表3, 図5)特に、出生後間もない子猫を拾得した者からの引き取りが多く、育成困

[†] 連絡責任者：安藤言枝(東京都動物愛護相談センター所長)

〒156-0056 世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3567 FAX 03-3329-2647

E-mail : Kotoe_Andou@member.tokyo.jp



図1 動物愛護相談センター本所



図2 動物愛護相談センター多摩支所



図3 城南島出張所

難なため、譲渡もできず、殺処分となっている。

①適正飼養の普及啓発

猫の引き取り数を減少するには、飼い主に「不妊・去勢手術、室内飼養、身元表示」の3原則を徹底することがその第一歩である。センターでは、この3原則を普及啓発するとともに、センターで譲渡する猫については、これら3原則を義務付けている。

一方、犬に関しては、捕獲や拾得者からの飼い主

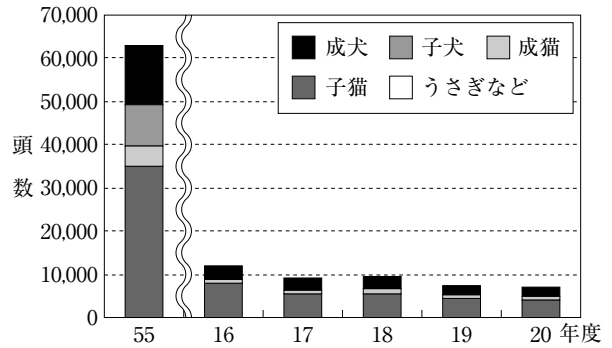


図4 動物取扱頭数の推移 (条例施行当初と最近5年)

表1 動物取扱頭数の推移 (条例施行当初と最近5年)

区分/年度	55	16	17	18	19	20
成犬	13,396	3,105	2,879	2,932	2,218	1,947
子犬	9,683	70	77	64	52	41
成猫	4,979	1,115	922	1,169	1,058	1,080
子猫	34,745	7,573	5,264	5,382	4,063	3,942
うさぎなど	12	13	10	19	6	13
総取扱数	62,815	11,876	9,152	9,566	7,397	7,023

表2 収容状況 (平成20年度)

	引取り			捕獲・収容	負傷動物収容	合計
	所有者から	拾得者から	小計			
犬						
成犬	337	882	1,219	677	51	1,947
子犬	19	19	38	3	0	41
小計	356	901	1,257	680	51	1,988
猫						
成猫	519	24	543	—	537	1,080
子猫	262	3,627	3,889	—	53	3,942
小計	781	3,651	4,432	—	590	5,022
うさぎなど	—	—	—	—	13	13
合計	1,137	4,552	5,689	680	654	7,023

不明犬などの収容が、平成20年度は1,559頭であったが、そのうち現地で指導返還した「現地返還」を除くと、返還率は5、6割程度に過ぎない。ほとんどのものが、鑑札も身元表示もなく、なかにはケージに入れられたまま放置されていたなど、遺棄されたと推定されるものもある。鑑札をつけないことが狂犬病予防法違反であるとの認識が多くの飼い主になく、平気で街中を散歩させており、またメディアで放映される犬についても同様であることは、大きな問題である。犬の登録、狂犬病予防注射が国内の狂犬病の防疫の一つの柱であることや、終生飼養をはじめとする動物愛護法令の遵守について、飼い

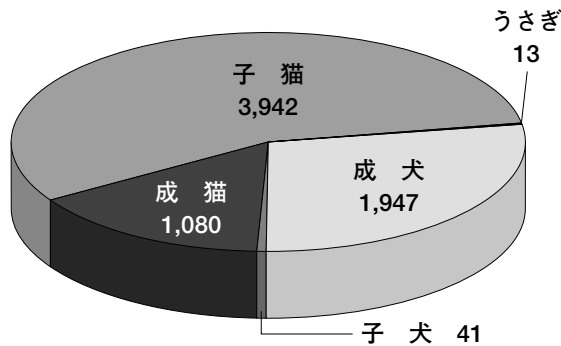


図5 収容頭数 (平成20年度)

表3 処分状況 (平成20年度)

	返 還			譲渡	殺処分	合計
	来所	現地	小計			
犬	613	499	1,112	520	371	2,003
猫	9	0	9	302	4,718	5,029
うさぎなど	0	0	0	3	10	13
合 計	622	499	1,121	825	5,099	7,045

主が動物を購入する時や動物病院を受診したとき、トリミングやしつけ教室など参加時など、あらゆる機会を通じてさらに啓発していく必要がある。

②飼い主のいない猫対策の推進

引取り数の減少対策として、地域の飼い主のいない猫対策の支援を実施している。

飼い主のいない猫対策とは、地域住民が主体となり、その地域の住民の合意の基に、限定された猫に対して、トイレの設置、清掃、餌の管理、不妊去勢手術などの管理を地域で適正にしていくものである。センターは、飼い主のいない猫問題への取り組みが緒に就いたばかりの地域や、効果的対策が見出せずに苦慮している地域などを抱える区市町村に対し、導入を支援し、不妊去勢手術などの協力を行ってきた。

また、飼い主のいない猫対策が、単なる餌やりと誤解されたりしないよう、商店街、町内会の連合会や関連部局に対して普及啓発を強化している。

さらに、公園や公共施設など、従来の住民主体の取り組み手法では解決できない地域で発生している猫の問題に対して、庁内関係局や施設の管理者、区市町村、ボランティアが協力して飼い主のいない猫対策が行えるよう検討を行っている。

③飼い主引取りへの対応

やむを得ない事情がある場合、飼い主からの犬・猫の引き取りを有料で実施している。主な理由として、引越し、飼い主の病気、入院、高齢などがある



図6 負傷動物の診療風景

が、まず動物を飼える人を自分で探してもらい、どうしても見つけれない人に限り、一回限りの約束で、引き取りをしている。センターに持ち込めば、新しい飼い主を探してもらえるとという安易な気持ちでの持ち込みを防ぐため、原則殺処分であることをはっきりと伝えている。

動物が若くて可愛い時代には、可愛がるが、年をとると手間がかかるので放棄する、引越しの際には動物を飼えない場所を選ぶなど、身勝手な飼い主もまだ多い。動物を飼い始める前に、飼い主責任について、正しい知識を付与することが大切である。

④子猫の拾得者への対応

猫の繁殖シーズンとなると、子猫を拾ったとの通報が多々センターに寄せられる。センターでは、自活している猫の引取りは原則として実施していない。子猫の引取り依頼があった際には、拾った時の状況などを聞き、猫の子育ての方法などについて説明し、命あるものは自然の中で生きていけることを説明している。それでも、親猫がそばにおらず、そのまま放置すると生命の危険があるような場合には、収容後に殺処分になることを説明し、納得してもらった上で引取りを実施している。

⑤負傷動物への対応

飼い主が不明な負傷動物については、センターに収容、治療を行い、公示期間を含めおおよそ7日間飼養管理している。期限後、飼い主への返還や譲渡のない場合、殺処分となる。(図6)

負傷動物は年間600頭程度の収容があり、9割以上が猫となっている。負傷猫については、交通事故や感染症などで瀕死の状態のものが多く、譲渡できる状態の猫はほとんどいない。また、マイクロチップなどの飼い主のわかるものの装着もほとんどな



図7 譲渡講習会

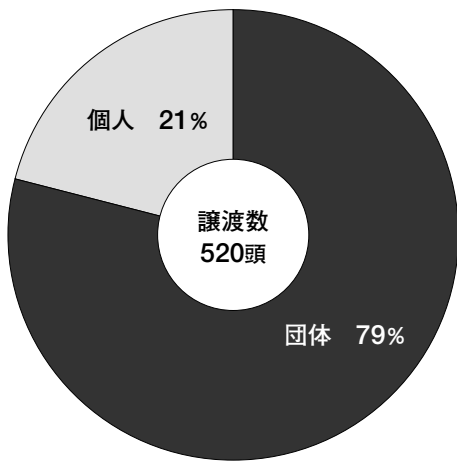


図8 犬の譲渡内訳（平成20年度）

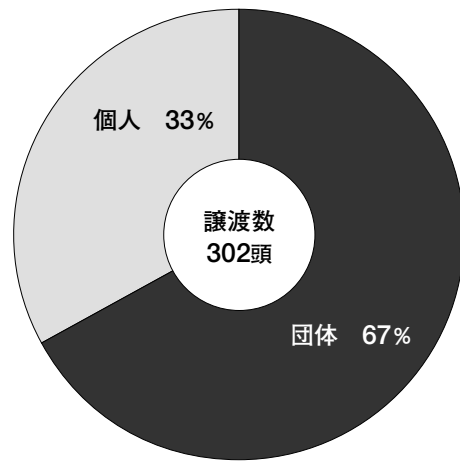


図9 猫の譲渡内訳（平成20年度）

く、飼い主への返還も年間数頭にすぎない。

負傷猫の数を減少させるためには、外飼いの猫を減らすとともに飼い主のいない猫対策を継続していくことが不可欠である。今後も、交通事故や感染症の予防など猫の室内飼育の利点を普及啓発し、室内飼育の一層の推進を図るとともに、名札、マイクロチップなどの身元表示についても、普及啓発を続ける必要がある。

(2) 譲渡の拡大

平成20年度、センターでは犬520頭、猫3,302頭の譲渡を行った。

譲渡制度には、センターから直接都民に譲渡する個人譲渡と、センターから譲渡団体を通じて個人に譲渡する団体譲渡がある。

個人譲渡は、センターで譲渡前の講習会を2時間受講した後、日を改めて譲渡講習会を1時間受講し、その後譲渡の流れとなっている。（表4）

譲渡を受けるためには、合計3時間の講習受講が必須となるが、動物を飼うこと責任を十分理解した上で、

表4 譲渡会など開催状況

事業所	事業の内容	所在地
本所	譲渡事前講習会 (第1, 第3木曜日) 譲渡会	世田谷区八幡山 2-9-11 ☎03-3302-3507
多摩支所	譲渡事前講習会 (第1, 第3木曜日) 譲渡会 しつけ方教室	日野市石田 1-192-33 ☎042-581-7435
城南島出張所	譲渡事前講習会 (毎週水曜日) 譲渡会 しつけ方教室	大田区城南島 3-2-1 ☎03-3790-0861

*開催日は、変更になることもある

二度と動物が不幸な目に合わないよう、また、地域とのトラブルがないよう飼育してもらうために欠かせないものである。（図7）

団体譲渡は、譲渡団体において、ある程度動物のしつけや治療などが行われるため、センターから個人には直接譲渡できない以下のような動物を譲渡している。

- ①疾病があるが、治療などにより予後良好と判断されるもの
- ②センターの観察中には攻撃性が多少認められても、一時飼養の過程で解決できると判断されるもの
- ③社交性、支配性、警戒心などに多少の問題が認められるが、一時飼養の過程で解決できると判断されるもの
- ④年齢、体格で個人譲渡が不可能と判断されるもの

個人譲渡対象の動物よりも、多くの動物が団体譲渡の対象となるため、現在センターでは犬で79%、猫で67%（平成20年度実績）と大多数を団体譲渡が占めている。（図8、9）

現在25の譲渡団体が、センターの譲渡実施細目に基づき登録されている。今後は、譲渡になりにくい中型犬



図10 解剖室

雑種や、犬に比べて譲渡率の低い猫についても、譲渡団体と連携するなどして、積極的に譲渡数を拡大していく予定である。

特に、離乳前の猫については、ボランティアに譲渡適応日齢まで育成を依頼することや、育成にかかる餌などの寄附を呼びかけていくなど、新たな試みを実施する予定である。

(3) 動物取扱業への指導

センターでは、動物取扱業の登録、監視指導、苦情対応を行っている。動物取扱業には、ペットショップ・ブリーダー(販売)、ペットホテル・トリミング(保管)、動物のレンタル(貸出)、しつけ教室・ドッグトレーナー(訓練)、動物園・サーカス(展示)などの種類がある。都内に約3,000軒(平成20年度末)あり、販売と保管の登録がそのほとんどを占めており、年々増加傾向にある。

動物取扱業の監視指導においては、動物の適正管理の徹底とともに、営業者責任について指導している。特に、動物販売業者については、動物の購入者などに対して、その動物の適正な飼養保管の方法について説明する責務がある。そのため、販売業者が、飼い主の育成という社会的な役割が的確に果たしていけるよう、適時適正な指導を実施していく必要がある。

センターでは、膨大な施設の監視指導を効率的に行うため、監視点検表を用いて、事業者をAからDまでのランクで評価し、評価結果の低い事業者に対して重点的な監視指導を実施している。また、全事業者に自主点検票をつけさせ、動物取扱責任者研修受講時に提出させるなどして、事業者の自主管理を推進させている。

動物取扱業に関する苦情は年間300件程度もあり、一度の指導では改善できないものも多い。今後も効果的な監視指導と、自主管理による業界の底上げが必要とされ

ている。

(4) 感染症対策

狂犬病を始めとする動物由来感染症発生時の対応として、城南島出張所にバイオハザードに配慮した解剖室などを整備した。動物由来感染症発生時の対応能力を一層向上させるため、この施設を活用した職員の研修・訓練を実施している。(図10)

(5) 教育現場での動物愛護管理の普及啓発

動物愛護や動物由来感染症の予防については、教育の現場で継続的に教えていくことが効果的である。センターでは、昭和58年から、小学校などに出向き、犬や猫、うさぎなどのふれあいを通して、人も動物も生きることや、犬に咬まれないための方法、動物に触った後の手洗いなどの衛生指導について、啓発している。近年では、東京都動物愛護推進員に講師として参加してもらうなどの協力を得て実施している。

4 おわりに

人口1,300万の東京に、猫99万匹(東京都における猫の飼育実態調査 平成18年)、犬65万頭以上(東京都における犬の飼育実態調査 平成18年)がいると推定されている。

人口の過密な都内での動物飼養数の増加により、地域の人々が動物を巡る様々な問題と係わるようになって来た。さらに、都市化の進展に伴い、隣人を知らないなど、トラブルの解決に地域コミュニティが係わらなくなってきている。しかし、動物の問題を好き嫌いのレベルではなく、地域の問題としてともに考えなければ、問題解決は困難である。

動物を通して地域のコミュニティの活性化を図ることで、人と動物の共生社会が実現する。また、飼養される動物が地域において受け入れられる存在となるためには、動物に関係する様々な人、機関との連携が欠かせない。今後も、センターは、関係機関などと連携しながら、さらに実効性のある施策を展開し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指していく所存である。

【略歴】

- 1990年 東京農工大学大学院卒
以後、東京都に勤務
- 2007年 東京都芝浦食肉衛生検査所検査課長
- 2009年 東京都動物愛護相談センター所長
全国動物関係事業所協議会会長

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み(Ⅱ)— 長野県動物愛護センターの現状と課題

小林文範[†] (前 長野県動物愛護センター所長)



1 はじめに

日本人独特の動物に対する文化すなわちアニミズムや不殺生戒に代表される仏教思想の影響下で、保健福祉事務所（以下「保健所」という。）の公衆衛生獣医師が管掌する動物行政は、狂犬病予防対策の一環として、犬の捕獲・処分を労務職員と共に住民からの冷やかな視線をあびながら長年繰り返してきた。昭和48年動物の保護及び管理に関する法律が制定されても、保健所の現場では犬の苦情処理に追われる中、新たに犬・猫の引取り業務が加わり、公衆衛生獣医師の動物行政への意欲が上がらず、暫くは停滞が続き、時代に取り残された分野であったこと

から、長野県では平成3年に公衆衛生獣医師会（保健所・食肉衛生検査所・衛生研究所・本庁に勤務する獣医師約90名で組織）にて「動物行政将来構想」の検討が始まり、キーワードとして ①「保健所に連れていけば殺されてしまう」と云う住民の考え方を払拭させる。②嫌な仕事から住民に喜ばれる仕事への事業転換を図り、職員のモチベーションを上げる。の2点について、全会員が共通認識を持ち、平成4年から新しい事業の開拓に取り組み、保健所と動物愛護会連携による地域特性を生かした犬のしつけ方教室等の事業を展開していった。この基盤の上に、平成12年長野県動物愛護センター（以下「ハローアニマル」という。）が動物愛護の拠点施設として設置され、保健所、ハローアニマル、県健康福祉部の3機関が連携をとる「長野県方式」が誕生した（図1）。

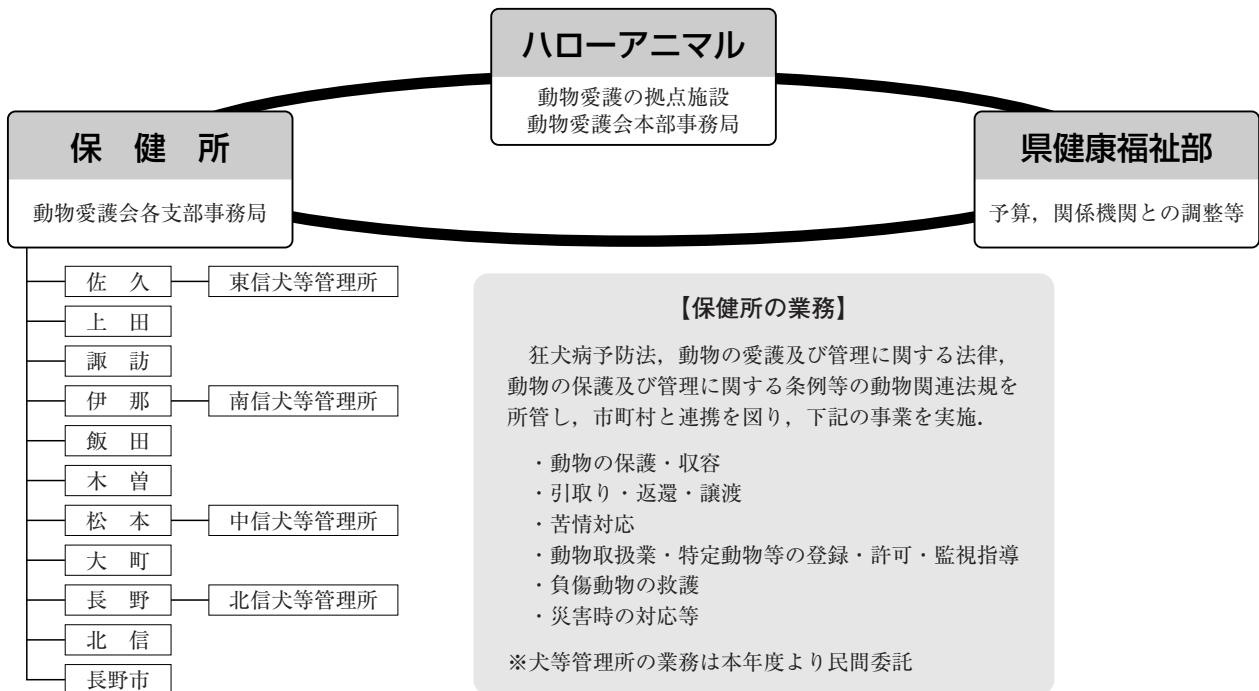


図1 三機関連携の“長野県方式”

[†] 連絡責任者：小林文範

〒381-2221 長野市川中島町御厨870-5 ☎・FAX 026-284-6117 E-mail : kw-koba@grn.janis.or.jp
 小木曾悦人（長野県動物愛護センターそうだん課）
 〒384-0041 小諸市大字菱平字前新田2725 ☎0267-24-5071 FAX 0267-26-3282
 E-mail : dobutsuaigo@pref.nagano.lg.jp

2 長野県の動物行政の現状と変遷

長野県内の犬の登録頭数は、134,629頭であり、人口割では16.19、世帯割では5.79の飼育頭数であり、都道府県別では第13位、第11位の順である。狂犬病予防注射については、市町村並びに社団法人長野県獣医師会（以下「獣医師会」という。）の積極的な取り組みにより95.52%と全国1位の接種率となっている（平成19年度厚生労働省統計数値）。

多くの地方自治体の動物愛護センターは、各保健所で実施していた動物行政を一元化した形を採っているが、本県では長野県動物愛護会（以下「動物愛護会」という。）支部事務局が保健所内にあり市町村、獣医師会各支部との連携を図りながら各種事業を展開していることから従来どおり保健所で実施している。また、犬・猫の処分・焼却を行っている犬等管理所については、県下4カ所に保健所の附置機関として設置している。現在では犬の返還・譲渡について、返還率54.13%・譲渡率41.7%であり、猫の譲渡率についても、9.7%と全国的に見ても高い水準であることから、犬等管理所の処分数は年々激減し、現在では、犬605頭、猫3,288匹となっている。（猫の場合は、生後間もない子猫が大半を占め、譲渡不可能なため）（平成20年度県衛生部統計数値）

長野県の動物愛護行政の変遷については、大きく3時期を乗り越え、進化してきた。

(1) 萌芽期（昭和48年から昭和63年）

長野県では、昭和48年「動物の保護及び管理に関する法律」制定の6年後、行政だけでは動物愛護の構築は難しいとの判断から、行政主導で動物愛護会を発足させ、本部を県庁内、支部を保健所内に設置して、行政と団体が強い絆の下に連携した各種事業に取り組んできた。

動物愛護会設立当時は、「野犬一掃週間」、「犬害防止月間」が示すとおり野犬捕獲、飼い犬管理対策などの「犬害防止対策事業」が中心の“取締り型行政”であり、動物愛護行政もパースコントロール等の啓蒙事業が中心の時代であった。

(2) 樹立期（平成元年から平成11年）

動物愛護会が設立されて10年後の平成元年から広く県民にPRする事業として「動物愛護フェスティバル」を動物愛護週間の行事として、長野県・動物愛護会・関係市町村・獣医師会で構成される実行委員会が主催し、毎年県下持ち回りで開催している。

動物愛護行政が大きく前進したのは、平成4年松本保健所公衆衛生獣医師グループの情熱・アイディアにより、“犬を捕まえて処分する保健所”のイメージを払拭し、苦情件数を減らし、住民に喜ばれる仕事に転換を図る「愛犬のしつけ方教室」事業を松本保健所と動物愛護会松塩筑支部が始めたことにある。大好評であったことから、翌年の平成5年に県衛生部は、県下全保健所に対

し「犬のしつけ方教室」を開催するよう要請した。この時期は、犬の飼育スタイルも「番犬」から「コンパニオンアニマル」に移行期であり、全県的な盛り上がりを見せていた時代背景から、同年、7名の有識者を交えて「長野県動物の愛護と適正飼養に関する懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し、長野県の動物保護管理の在り方について、6回にわたり検討を重ね、平成6年動物の愛護と適正飼養に関する施策を推進していくための総合的かつ専門的拠点施設の設置について知事に提言した。

さらに、平成7年には犬のしつけ方教室を修了した受講生を対象とした「家庭犬インストラクター」（以下「インストラクター」という。）制度が導入され、認定資格を取得したインストラクターが地域ごとに犬のしつけ方教室、福祉施設への訪問活動にボランティアとして従事する体制が整った。

(3) 促進期（平成12年から現在）

平成12年にハローアニマルがオープンし、動物愛護の普及啓発活動や動物の持つ癒し効果を活用した人の心を育み、人の心を癒す施設として、各種事業の展開が始まった。また、動物愛護会本部事務局を県庁より移し、長野県の動物愛護の拠点施設としての体制が完備された。

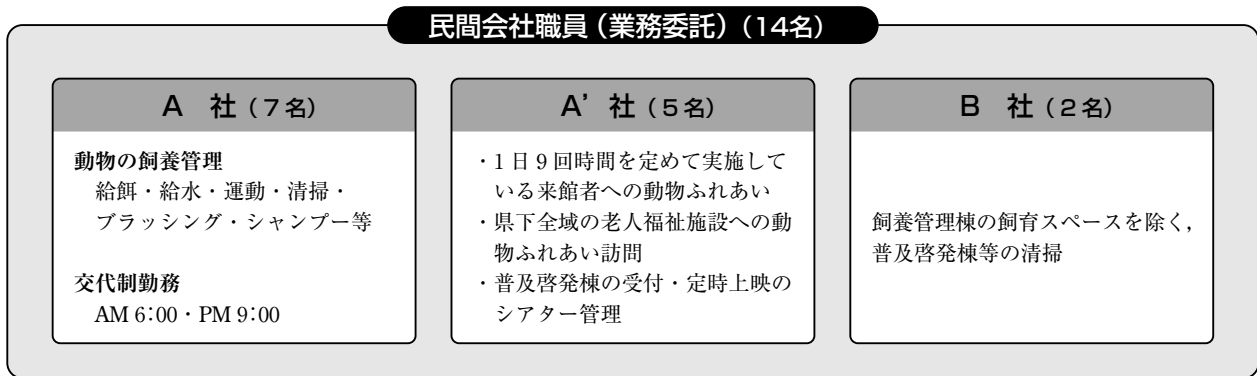
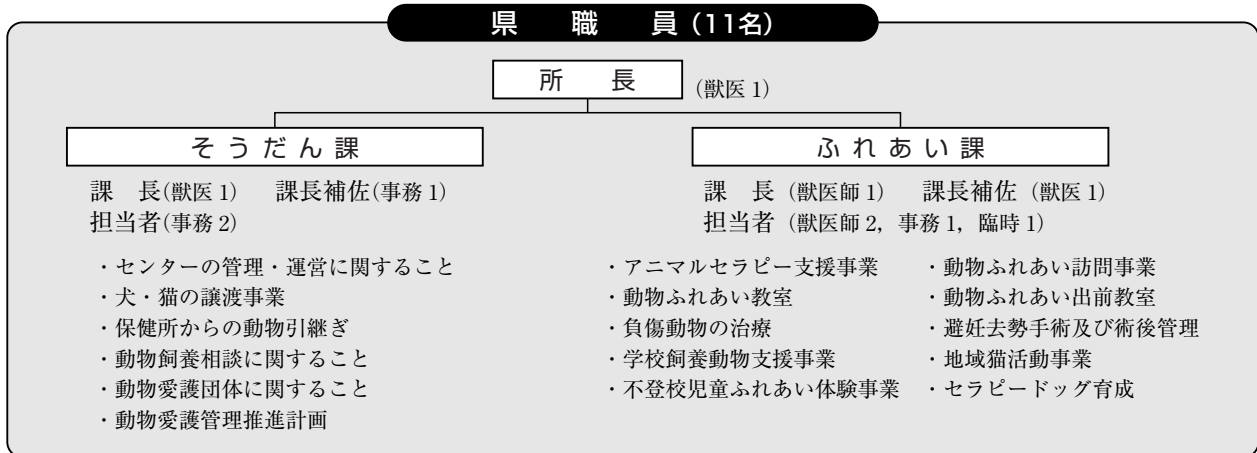
平成13年全国に先駆けて「動物の飼い主探しインフォメーション事業」を立上げ一頭でも一匹でも、処分される犬や猫を減らしたい、飼い主の元に返してあげたい、新しい飼い主に譲りたい、との発想で長野県公式ホームページのトップ画面に掲載した。

空前のペットブームの到来で、癒しを求めてペットを飼育する家庭が多くなる中、平成13年松本地区にて「地域猫」のボランティア組織「ねこの会」が結成され、平成14年に「ねこの会」を解散し、動物愛護会の中に「猫部会」として組み入れ、定時定点給餌や環境整備等の地域猫活動の組織が全県的に体系化された。同年長野県では、「地域猫活動支援事業」を動物愛護会に委託して公園ごとの「地域猫基本台帳」を作成し、またハローアニマルでは、避妊去勢手術・ワクチン接種・耳ピアスの装着を行うなど全面的に支援し、地域猫との共生を図っている。

平成20年3月環境省の指針に基づき、人と動物が共生する潤い豊かな社会をめざして、今後10年間の「長野県動物愛護管理推進計画」を策定し、平成21年には動物に対する責任をより明確にするために「動物の愛護及び管理に関する条例」が制定され長野県の動物愛護行政推進の法的基盤が整った。

3 ハローアニマルの役割と事業概況

動物について学び、ふれあいを通じて、人にも動物にもやさしい社会をつくることを目指し、長野県の東に位置する小諸市に設置して11年を迎えた。場所は、上信



ハローアニマルサポーター(ボランティア)(116名)

動物ふれあい訪問への参加, 動物ふれあい事業の補助, 年3回実施するイベントへの参加。
ボランティアの飼い犬は, ハローアニマルが実施するサポートドッグ適正評価を受けた犬が参加。

図2 組織体制

越自動車道小諸インター近くの飯縄山公園の一角に位置し、隣には小諸高原美術館があり、標高800mの高台からの眺めは、小諸市街地を眼下に、遠方には富士山、八ヶ岳連峰、北アルプス連峰、浅間山が眺望できる風光明媚な環境下にあり、来館者数は、昨年度約9万人で、オープン以来約100万人に及んでいる。

設置・運営は長野県直営であり、県職員は11名(うち獣医師6名)、業務委託の会社員14名、ハローアニマルサポーター(以下「サポーター」という。)116名の組織体制で運営している(図2)。

施設内には、ふれあい用の動物(犬10・猫10・兎15・モルモット各15・山羊2)、譲渡用の動物(犬20・猫20)、保健所職員が搬入する負傷動物、動物愛護会猫部会員が搬入する地域猫の約100頭の動物を飼育している。

事業体系は、図3のとおりであり、情操教育・社会教育の推進、動物の癒し効果活用、広報・啓発活動、動物の健康管理の徹底、情報発信の5つの柱により、各種事業を展開している。誌面の関係上、主要事業である4事業について紹介したい。なお、その他の事業並びに事業の詳細に



ハローアニマル

については、ハローアニマルホームページを閲覧願いたい。
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/xeisei/doubutu/animal.htm>)

(1) 動物ふれあい教室

今の子どもたちは、核家族化、少子化の中で、動物とのふれあいの希薄化、体感・体得の不足、人とのコミュニケーション能力の未発達の問題が生じていることから、教育機関と連携し、校外学習の一環として実施している。

本事業は、幼児・児童を対象とし、動物とのふれあい

人と動物が共生する潤い豊かな社会づくり

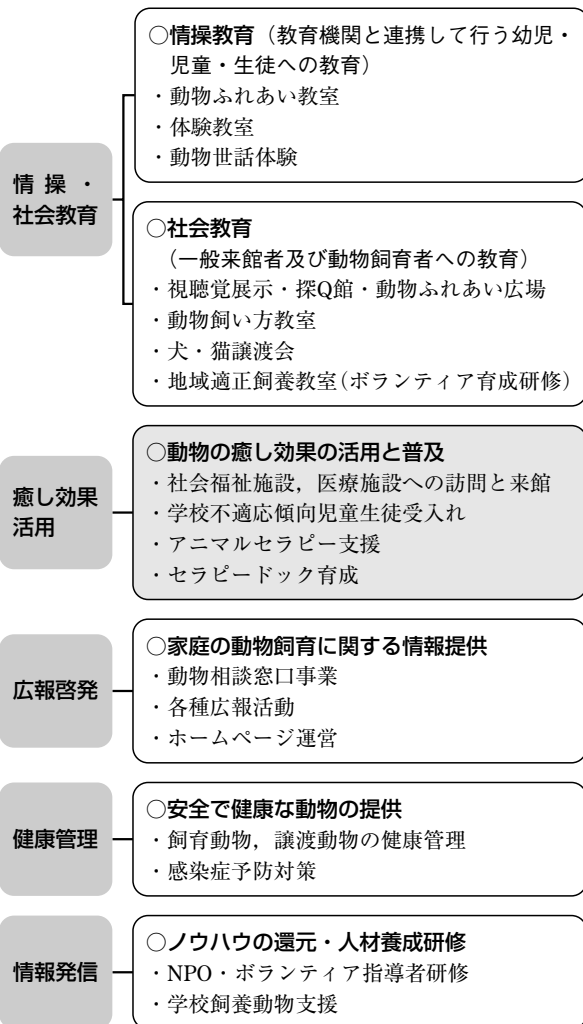


図3 事業体系

を通じて動物愛護意識の啓発を図ると共に、情緒的な発達を促し、命の大切さや相手を思いやる心を育むことを目的に行っており、動物との正しい接し方やふれあい方法をアニマルシアター・動物探Q館等で学習した後、実際に犬や兎・モルモットなどを使用して体験させている。昨年度は73回、3,545名の幼児・児童が参加した。

(2) 動物ふれあい訪問

高齢化社会の中で、お年寄りに生きがいを見つけてもらうために動物介在活動として、県内各地にある老人保健施設等へ犬や兎などを連れ、サポーターと共に訪問し、動物とのふれあいを実施している。訪問先の施設からは、表情が生き生きしてきたとか笑い顔が増えたなどの変化や手足が動くようになったなどの身体的な機能回復の声が寄せられ、訪問依頼が増加していることから、本年度よりこの事業を民間に委託し、サポーターと共に訪問する本事業を、よりきめ細かく実施できる体制づくりに取り組んでいる。昨年度は96回訪問し、参加者は2,552名であった。



アニマルシアター



動物探Q館ワンワンコーナー



動物探Q館ニャンニャンコーナー

(3) 学校不適応傾向児童生徒受入れ

教育関係機関やソーシャルワーカー等からの相談や紹介により、小学生から中学生の不登校児童生徒のうち、動物に興味を示す児童生徒を受け入れ、ハローアニマル内の動物の飼育管理やしつけ等の体験事業を実施している。平成17年度から19年度にかけて学校不適応傾向の児童・生徒を対象にした「ハローアニマルAATプログラム」(表1)を医療機関と連携して実施したところ、その効果が科学的に証明されたことから、希望者や相談が急増している。

昨年度は、新規受入れ16名を含めて118回、延べ128名を実施した。開館以来の実人員では、144名となった。対応できる人数は限られていることから、本年度は

表1 ハローアニマルAATプログラム (HAATP)

ステージ	テーマ	内 容	期待する効果
ステージⅠ	そのままの自分で	犬・猫・うさぎ・モルモット・ヤギのうち自分の希望する動物とのふれあい, 自分の好きな動物の絵を描く, 折紙を折る, 動物の話をする等	緊張緩和 無条件の受容 癒し, 自己肯定感 安心感, 満足感
ステージⅡ	必要とされている自分	子犬・子猫の給餌, 飼養室の清掃, うさぎ・モルモット・ヤギの世話, 犬のグルーミング・運動, 子犬・子猫の社会化補助等	充実感, 達成感 愛情の受け与え 感情の表出 セルフコントロール 運動不足解消
ステージⅢ	自分の役割	成犬のトレーニング, 特定の個体の世話を担当, 当施設管内展示物の作成・展示等	責任感 周囲への肯定感 現実感, 信頼感
ステージⅣ	社会参加	一般来館者と動物とのふれあい補助, 当施設でのボランティア活動, 動物介在訪問活動への参加等	他者とのコミュニケーション

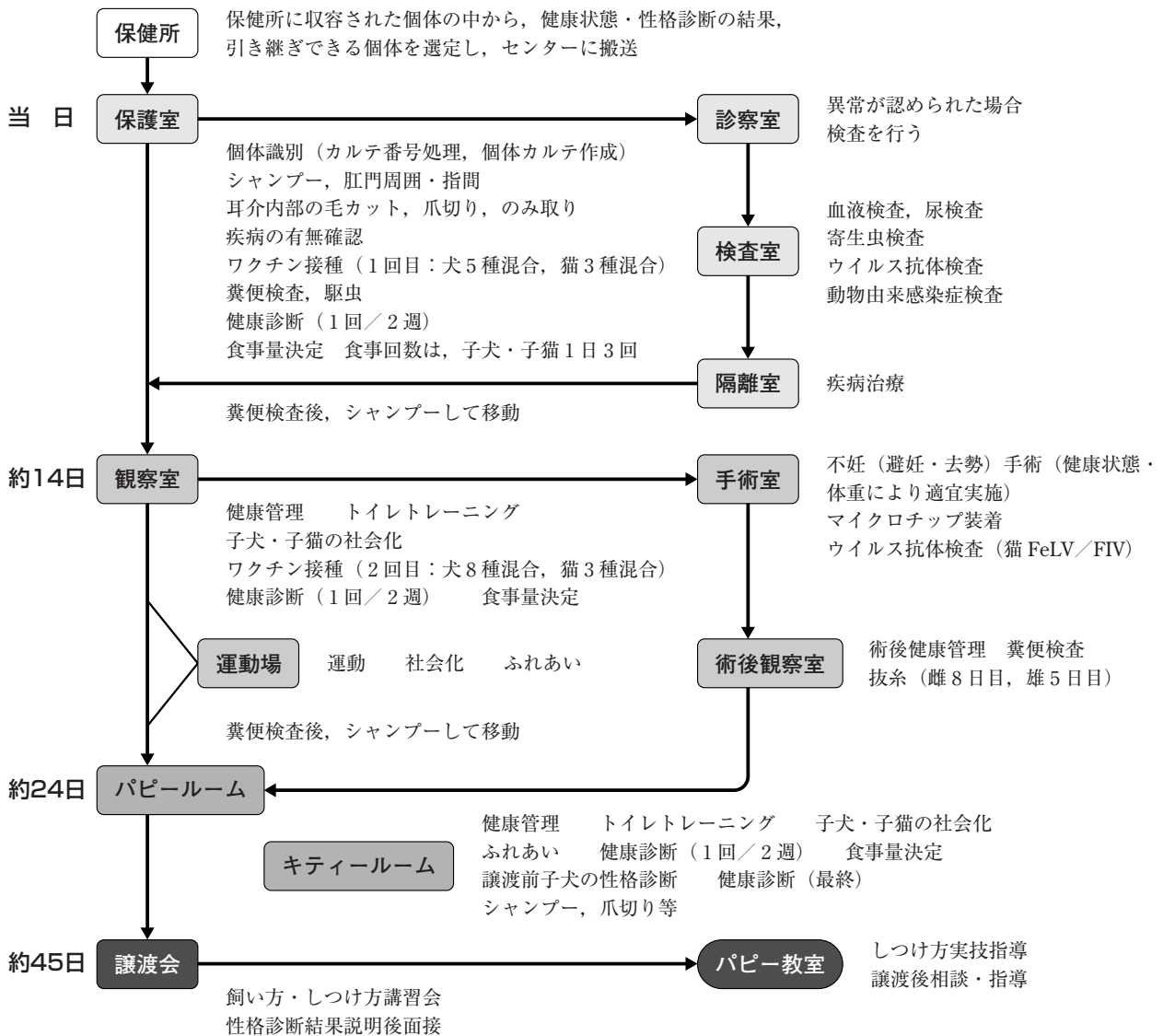


図4 飼養管理フローチャート (譲渡会用)

臨時職員1名を雇用して対応している。

(4) 犬・猫の譲渡事業

保健所における致死処分頭数を減少させる取り組みとして、県下11の保健所から子犬・子猫を中心に、ハローアニマルに搬入して避妊・去勢手術やワクチン接種・マイクロチップ装着等を実施し、月2回実施している譲渡会により、新たな飼育者に有料（犬13,000円・猫12,000円）にて譲渡している。

譲渡希望者は、5月20日現在犬で102名（23年1月譲渡予定）、猫で30名（22年8月譲渡予定）と盛況である。昨年度は、譲渡会を54回開催し、犬112頭・猫63匹を譲渡した。

譲渡会用の飼養管理フローチャートは、図4のとおりであり、健康管理面だけでなく、脳の発達に重要な時期である4カ月前の子犬・子猫の社会化にも力を入れている。

4 おわりに

動物愛護行政は、保健所・動物愛護センターだけでは

できない。かと言って民間組織だけでも難しい。動物愛護会、獣医師会、市町村と連携をとりながら目的を達成することが肝要と考える。

今後の課題として、飼い主の都合により、飼えなくなった動物の対策、独居老人が動物と一緒に暮らせるシステムづくり、小学校に犬が飼えるシステムづくり等が考えられるが、これらの課題を解決するには、まず、日本人のただ可愛い・可愛そう等の情緒的動物観から欧米人の動物は人間の為に存在し、人間が管理する動物であると云う科学する動物観への転換が日本人にも必要と考える。

【略歴】

- 1972年 麻布獣医科大学獣医学部卒業
以後、都内の動物病院、群馬県、長野県に勤務
- 2002年 長野県動物愛護センターふれあい課長
- 2005年 長野県松本食肉衛生検査所次長
- 2006年 長野県長野保健所食品・生活衛生課長
- 2008年 長野県動物愛護センター所長
- 2010年 長野県職員定年退職

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み(Ⅲ)— 青森県動物愛護センターの事業の概要

大西良雄[†] (青森県動物愛護センター所長)



1 はじめに

青森県動物愛護センター(以下「センター」という.)は、以前は県内6保健所で実施してきた動物管理行政を集中合理化し、新たに動物愛護の普及啓発を加えた総合的な動物愛護管理行政の推進拠点

として、平成18年4月に開設し、同年9月から施設を一般に公開した。公開後3年半が経過し、来場者は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層にわたり、動物とのふれあい、相談、図書・掲示コーナー、ドッグランの利用など、平成22年3月末までに13万人を超え、特に日曜祝日は家族連れなど大勢の来場者で賑わっている。

この度、本誌への投稿の機会を得たので当センターの概要及び取り組み等について紹介する。

2 センターの概要

平成11年12月に将来の動物愛護管理行政の方向性を定めた「動物愛護センター(仮称)基本構想」を策定後、設置に向けた作業が進められる中、建設用地に埋蔵文化財が出土し発掘調査が行われたり、県財政改革プランにおける予算の大幅な見直しが行われるなど様々な問題を乗り越えながら、平成18年4月、開設された。

センターは、本体施設(図1)と管理施設(図2)からなり、青森市宮田地区に本体施設として約25,000m²の土地に約13,000m²の建物を設置し、事務の窓口となつて、動物とのふれあい事業や譲渡事業、動物由来感染症に関する調査研究等を行っている。また、同市滝沢地区(本体施設から約5km)に約8,600m²の土地に400m²の建物を有する管理施設を設置し、犬猫等の殺処分、焼却を行っている。

また、県民からの動物に関する相談、苦情に対して利便性を図るため、センターと同所在地の東地方保健所を



図1 センター本体施設



図2 センター管理施設

除き県内5カ所の保健所に駐在職員(2~3名)を配置し、さらに保健所生活衛生課職員(生活衛生課長及び獣医師職1~2名)に対して兼務職員の辞令を発令している(図3)。

3 動物管理関係事業

(1) 狂犬病予防対策

狂犬病予防対策の推進を図るため、毎年、県獣医師会及び全市町村担当者を参集した対策会議を開催している。秋の臨時集合注射実施以降は、各支部獣医師会単位で関係市町村を参集して各地域における狂犬病予防対策

[†] 連絡責任者：大西良雄(青森県動物愛護センター)
〒039-3505 青森市大字宮田字玉水119-1

☎017-726-6100 FAX 017-726-6101
E-mail: yoshio_oonishi@pref.aomori.lg.jp

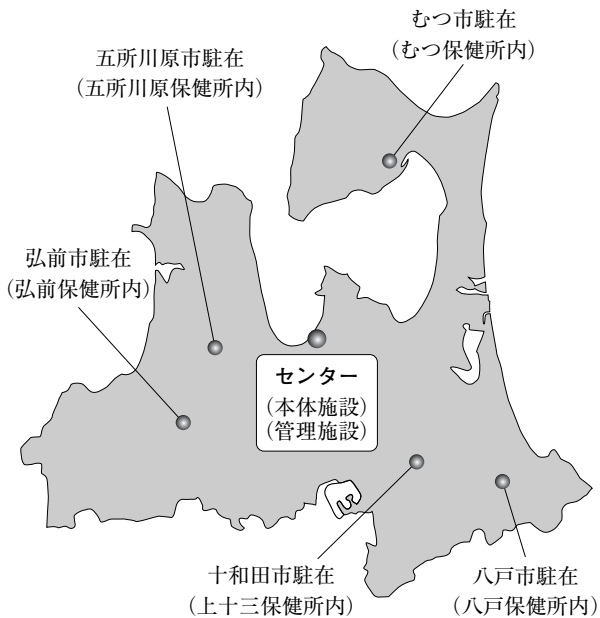


図3 駐在の配置

表1 犬の登録・予防注射実施状況

	登録実頭数	狂犬病予防注射頭数	狂犬病予防注射接種率
18年度	82,736	60,476	73.10%
19年度	81,901	62,620	76.50%
20年度	79,937	62,052	77.60%
21年度	78,376	61,243	78.10%

表2 苦情件数 (平成21年度)

犬							計	猫
野犬	吠え声	放し飼い	係留不適	汚損	その他			
706	105	235	64	26	101	1,237	295	

会議を開催しており、狂犬病予防に関する情報交換や、犬の登録及び予防注射の推進に係る協議を行っている。また、注射実施率の低い市町村に対しては県と獣医師会がリーフレットの作成や獣医師派遣等の支援を行い、注射実施率向上に向けた強化事業を行っている(表1)。

なお、会議においては、狂犬病の危険性に対する国民の意識が低下しつつある中、狂犬病は恐ろしい病気であり、犬の予防注射の実施は、人の命を守るために行われていることを認識してもらうため、人の症例記録等を取めたDVDを上映するなどして市町村担当者等の意識の高揚を図っている。

(2) 苦情処理業務

所有者不明犬(野犬)、放し飼い、吠え声・鳴き声、公有地及び私有地等の汚損、猫に関する苦情に対応し、適正飼養についての指導を行っている(表2)。

表3 捕獲・引取り・収容等の状況(平成21年度)

	捕獲	引取り	負傷動物収容	返還	譲渡	致死処分
成犬	754	399	52	255	51	899
子犬	53	77	145	1	61	213
小計	807	476	197	256	112	1,112
成猫	—	557	189	3	5	738
子猫	—	1,128	347	6	21	1,448
小計	—	1,685	536	9	26	2,186
合計	807	2,161	733	265	138	3,298

表4 青森県動物愛護管理推進計画(目標値)

項目	犬		猫	
	引取頭数	致死処分頭数	引取頭数	致死処分頭数
基準値(平成18年度)	752	1,752	1,186	1,596
目標	50%減少	30%減少	50%減少	40%減少
目標値(平成29年度)	376	1,227	593	958
平成21年度実績	476	1,112	1,685	2,186

表5 譲渡事業(平成21年度)

譲渡前講習会		譲渡頭数	
開催回数	受講者数	犬	猫
20回	470名	112頭	26頭

苦情の原因として、飼い主の適正飼養に関する知識不足や社会的マナーの欠如等によるものが依然として多くみられることから、センターの施策として「飼い主のマナーアップ」をテーマに掲げ、①犬の飼い主には鑑札等の装着、散歩時の糞の持ち帰り等、②猫の飼い主には迷子札の装着、不妊手術、屋内飼育等について、チラシ配布や市町村の広報媒体を活用するなどして普及啓発に努めている。

(3) 捕獲、引取り、収容等業務

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、所有者不明犬の捕獲、引取り、負傷動物の収容等を行っている。捕獲された犬は、保健所及び市町村の掲示板やインターネットを利用して公開している。なお、環境省が運営する「収容動物データ検索サイト」に参加し、環境省のウェブサイトからも検索可能となっている。捕獲した犬のうち返還されるのは約3割、また、殺処分された動物の約7割が猫であり、そのうちの約7割を子猫が占めている(表3)。

(4) 猫の引取・処分頭数減少に向けた対策

平成20年3月に策定された「青森県動物愛護管理推進計画」では、平成18年度の実績を基準値として、犬及び猫の引取頭数を半減、犬の致死処分頭数を30%減少、猫の致死処分頭数を40%減少することとしている。犬については順調に減少し、平成21年度では引取頭数約37%の減少、処分頭数36%の減少となっている。しかし、猫にあっては引取頭数及び処分頭数のいずれも基準値を超える状況にある(表4)。

このことから、猫の引取・処分頭数減少に向けた対策をセンターの重要施策と位置づけ、特に、センターに持ち込まれる猫の約7割が子猫であることから、不妊・去勢手術の推進を対策の柱とし、①繰り返し引取りを求めてくる住民、多頭飼育をしている住民及び「エサやりさん」に対する個別の調査指導の実施、②引取頭数の多い地域を重点地域に選定し、啓発チラシ(図4)の每户配布又は回覧板による周知、③マスコミや広報誌等の積極的活用、④市町村及び獣医師会等との協力体制の構築など対策強化に取り組んでいる。今後、実施の効果について評価を行い、必要な見直しを検討しながら対策を進めることとしている。

(5) 犬・猫譲渡事業

捕獲、引取りした犬・猫の中から、譲渡選定基準に適合したものを選定し、一定期間観察した後、飼育希望者に有料(1頭につき3,000円)で譲渡を行っている。譲渡に当たっては、譲渡前講習会、譲渡した後の犬の登録、狂犬病予防注射、去勢・不妊手術を義務づけし、追跡調査を行っている。

なお、所有者明示推進の一環として、譲渡犬・猫にはマイクロチップを挿入しており、その費用(登録料を含

め)は、犬は(社)青森県獣医師会、猫は青森県動物愛護協会(財)日本動物愛護協会の青森県支部を兼ねる)の助成により実施している(表5)。

4 動物愛護関係事業

(1) 動物とのふれあい活動事業

学校や社会福祉施設等を対象に、動物の持つ特性を活かし、正しい飼い方や命の大切さを学ぶ機会として「動物ふれあい活動」を実施している他、教育機関と連携した取り組みとして、中学生及び高校生によるインターシップを受け入れている。

また、教育委員会が取り組んでいる「適応指導教室」

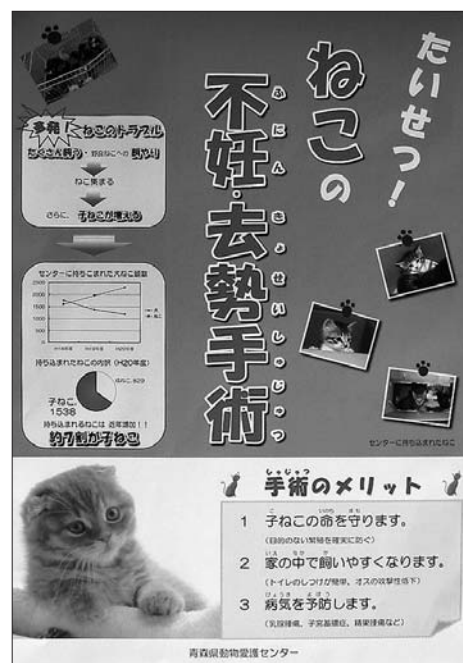


図4 ねこの不妊・去勢手術啓発ポスター



図5 動物ボランティア体験の様子



図6 動物ふれあいフェスティバル

に協力し、不登校や学校不適応傾向の児童生徒を対象に、社会体験活動として動物の世話、餌やり、犬の散歩、センターに訪れる保育園児や高齢者等をサポートするボランティア活動を体験させるなどして、子ども達の自立を支援している。

センターとしては、今後とも関係機関等と連携を図り、動物介在活動の推進に取り組んでいきたい(図5)。

(2) ボランティア育成事業

県では、行政が実施する施策への県民の参加を求めていることから、センターにおいても動物ふれあい活動、譲渡会、イベント等の実施に当たり、ボランティアを募り、それらへの参加について協力を求めている。現在47人が登録されており、平成21年度は延べ447人のボランティアが参加した。

(3) 動物由来感染症に関する調査研究

狂犬病予防対策のみならず、サルモネラや病原大腸菌等の動物由来感染症について、実態を調査研究し、県民に対して正しい知識と予防方法等の情報提供に努めている。なお、エキノコックスの本州への浸淫状況調査のため、平成18年度から平成20年度まで、国立感染症研究所と共同で譲渡犬を対象に虫卵検査を実施した(224検体全て陰性)。今年度は、犬の糞便からエキノコックス抗原を検出する簡易キット「エキット」を用いて捕獲地域の明らかな犬を対象とした検査を実施している。

(4) 動物ふれあいイベント事業

5月のゴールデンウィーク期間中に「動物ふれあいウィーク」、9月に動物愛護週間関連事業として、「動物ふれあいフェスティバル」などのイベントを開催し、広く県民に動物の適正飼養や動物愛護思想の普及啓発を図っている(図6)。



図7 動物愛護ポスター

(5) 動物愛護ポスター

動物の適正飼育や動物愛護思想の普及啓発を図るため、毎年、動物愛護に関するテーマを定め、県内の小学校及び中学校を対象にポスターを募集している。応募作品の中から青森県知事賞、青森県獣医師会長賞、青森県動物愛護協会会長賞、入選を決定し、優秀作品をポスターとして印刷し、各市町村や各小中学校に展示を依頼している(図7)。

(6) 災害時における動物救護活動

平成22年2月、青森県動物愛護管理推進計画に基づき、地震等の災害時に動物愛護の観点から必要な救護活動を行うことを目的として、青森県動物愛護救護本部設置要綱及び青森県動物救護活動実施要領を策定し、県と(社)青森県獣医師会との協定が締結された。

5 おわりに

平成20年3月に、本県の動物愛護管理行政の目指す目標等を明らかにした「青森県動物愛護管理推進計画」が策定され、同計画に基づいた施策に鋭意取り組んでいるが、それら施策を展開していくためには、市町村、関係行政機関、関係団体等との連携が不可欠である。今後、関係機関等との連携をより密にしながら、一層、動物の管理及び愛護の普及啓発を積極的かつ効果的に進め、人と動物が共生し健やかで安心して暮らせる社会の実現を目指していきたい。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み(Ⅳ)— 広島県動物愛護センターの30年

松本 修† (広島県動物愛護センター所長)



1 はじめに

広島県動物愛護センター（以下「センター」という。）は、昭和48年「動物の保護及び管理に関する法律」の公布を受け、昭和49年から県庁内14課のプロジェクトチームを編成し検討を重ねられ、昭和55年4月、「動物愛護センター」の名称を全国で初めて用い、動物収容棟のほかに、当時としては珍しい、動物とふれあいのできる愛護広場、講習会等ができる動物愛護館をそなえた施設として開所した（図1、図2）。

それまで県内13カ所の保健所で行っていた「狂犬病予防法」による犬の捕獲・抑留・処分も所管することとなり、センターは、保健所を設置する政令市等を除く県内全域（当時85市町村）を所管し、動物愛護思想の普及啓発の拠点となるとともに、狂犬病予防業務についても、一体的に運用していくこととなった。

その後、30年が経過し、これまでの業務内容を沿革も含め紹介する。

2 所管法令

- ・狂犬病予防法（昭和25年8月26日法律第247号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
- ・広島県動物愛護管理条例（昭和55年3月28日広島県条例第2号）

3 職員構成

平成16年度から、現業業務の見直しにより、センターでも現業職員に代わって動物愛護専門スタッフ（非常勤特別職）の動物愛護専門スタッフ制を導入し、12名の専門スタッフを任命している。任命期間は、1年を超えない範囲で、更新は通算して5年を超えることはできないこととなっている（平成22年4月1日現在の職員構成は表1を参照）。



図1 動物愛護センター本館・動物収容棟



図2 愛護広場と愛護館

表1 職員構成 (単位：人)

職 種	職 員		非常勤職員		計
	事 務	獣医師	動物愛護 相談員 (獣医師)	動物愛護 専門 スタッフ	
組 織					
所 長		1			1
総務課	3				3
指導課		6	3	12	21
合 計	3	7	3	12	25

(22.4.1現在)

† 連絡責任者：松本 修 (広島県動物愛護センター)

〒729-0413 三原市本郷町南方8915-2

☎0848-86-6511 FAX 0848-86-3720

E-mail : dacshidou@pref.hiroshima.lg.jp

4 業務概要

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律関係

ア 動物愛護業務

- ・動物愛護教室
 - ふれあい動物愛護教室
 - 「命」を考える動物愛護教室
- ・動物愛護週間行事
 - どうぶつ愛護のつどい、動物慰霊祭
- ・愛護館・ふれあい広場活動
 - 第3日曜日（動物愛護の日）開館
- ・飼育講習会
- ・犬・猫の譲渡
- ・犬のしつけ方講習、しつけ相談
- ・負傷犬・猫等の収容措置

イ 動物管理業務

- ・特定動物（危険動物）の飼養許可・指導
- ・動物取扱業の登録・指導
- ・適正飼育相談・指導
- ・咬傷事故等の調査・指導
- ・犬・猫の引取り
- ・人と動物の共通感染症等の調査研究

(2) 狂犬病予防法関係

- ・野犬等の保護

5 広島県動物愛護管理推進計画

平成17年「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されたのを受け、広島県でも平成20年3月、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、「広島県動物愛護管理推進計画」を策定し、10年後の動物の致死処分数50%減少、犬・猫等の苦情件数25%減少を目指している。

平成22年6月には、犬・猫の適正飼養に関する助言や、動物愛護思想の普及啓発等、地域における動物愛護の中心的な役割を果たしてもらおう動物愛護推進員22名を委嘱した。

今後ともこの計画の諸施策の推進を図ることとしている。

6 主要業務とその沿革

(1) 動物愛護業務

ア 動物愛護教室

(ア) ふれあい動物愛護教室

全国に先がけて昭和55年から、動物愛護思想の普及啓発事業の一環として、子ども達に「動物とのふれあいの場」を通し、豊かな感受性や慈しみの心を育むことを目的に、県内の保育所、幼稚園、小学校等の幼児、児童を対象に、学校等を訪問し、動物愛護教室を実施してきた。

これまでの参加者は、延べ10万人を超え、当初の幼児も今や30歳代後半となり、参加者の中には、



図3 愛護教室風景

この教室がきっかけで獣医師になった青年もいる。

この教室は、犬等とのふれあいを行うほか、犬との接し方（犬に咬まれないために）、動物映画の上映、動物と人とぬいぐるみの心音聴取、動物と接した後の手洗い指導等を行っており、毎年約70回開催しているが、希望施設が多く毎年抽選となっている状況である（図3）。

教室経験者の22歳女性（当時4歳）からは、「動物がやってきたことを鮮明に覚えています。特に子犬のことが非常に印象に残っています。身近な犬の赤ちゃん、自分より小さな命に対し、とにかく自分が護ってやりたいと強く感じました。」との声をいただいた。

このように、身近な命に素直に目を向ける体験の提供ができたと思っている。これからも、多くの意見を聞き内容を検討しながら継続していく予定である。

(イ) 「命」を考える動物愛護教室

この教室は、小学校高学年以上を対象に放棄された犬・猫の収容理由、致死処分の実態、犬のしつけの重要性（モデル犬による実演）、終生飼養及び適正飼養等を啓発するもので、今年度は15回の開催を目指している。

処分される犬・猫、処分ボックスの写真等を示し、弱い立場の犬や猫に対し自分たちに何ができるかを考えてもらいたいとの思いで取り組んでいる。

また、教室実施前にはその学校等を訪問し、受け入れやすい環境作りと、実施後の児童生徒のフォローについて担当教諭等との話し合いの場を設け実施している。

イ 動物愛護週間行事

昭和55年から毎年9月、県内各地において、開催地の市町と「どうぶつ愛護のつどい」を共催し、開催地域の動物愛護や適正飼養の普及啓発に努めている。

小学生を対象に、動物をテーマとした絵画「どうぶつとわたし」を募集し、優れた作品を表彰するとともに、各種団体の協力により、「動物ふれあい広場」「警察犬・家庭犬模範演技」「動物なんでも相談」「犬のし



図4 しつけ方講習風景

つけ方教室」「愛犬のためのお手入れ教室」「パネル展」等多彩な行事を行っている。来場者は、延べ12万人を越えている。

また、センターにおいて、動物の慰霊と動物の命の尊さを啓発することを目的に、関係者が集まり、動物慰霊祭を開催している。

ウ 犬・猫の譲渡

センターに収容した犬・猫のうち譲渡用に適していると判断した犬・猫を健康や性格をチェックし、必要なワクチンを接種する等の健康管理をしながら譲渡している。

平成6年からは、動物を飼うこと責任を理解してもらうために、犬の譲渡希望者には、飼育講習会の受講を義務付けた。

譲渡後には、犬の登録・狂犬病予防注射の実施状況、不妊手術の実施状況及びその他の飼育管理状況について、自宅訪問等により追跡調査を行っている。

この業務は、致死処分数を単に減らすだけでなく、譲渡した犬・猫の飼育者が、動物とのよりよい関係をその地域に広めてもらいたいとの思いで取り組んでいる。

現在、譲渡先のほとんどが個人であるが、譲渡を推進する団体等にも譲渡を開始し、また、センターホームページに譲渡用の犬・猫の情報を掲載し、譲渡頭数の増加に努めている。

エ 犬のしつけ方講習、しつけ相談

平成6年から、犬のしつけの重要性を知ってもらうために基本的な動機付けの講習を職員が行っており、平成21年度には、1,178名が参加している（図4）。

平成7年からは、陽性強化法でトレーニングしたモデル犬を飼育しており、現在、第6、7代のモデル犬が、しつけ方講習会、動物愛護教室及び社会福祉施設訪問等に活躍している（図5、6）。

また、平成22年度からは、センターから譲渡した子犬の飼育者やその他の希望者を対象に、子犬の社会化を目的にしたトレーニング（パピーパーティー）を開始した。

さらに、飼い犬の問題行動等について困っている飼



図5 モデル犬 あんこ&きなこ



図6 社会福祉施設訪問

育者からの電話での問い合わせや来所による相談を受け、しつけの方法について指導を行っている。

オ 負傷犬・猫等の収容措置

昭和55年から、道路、公園等公共の場所において所有者が不明の負傷疾病等の犬・猫を発見したとの通報があった場合には、センターが収容するほか、広島県獣医師会に委託し、指定された獣医師が収容するシステムを導入している。平成21年度は、犬24頭、猫60頭を収容し、必要な治療を行った。

(3) 動物管理業務

ア 犬・猫の引取り業務

所有権放棄された犬・猫及び所有者が不明の犬・猫の引取りを行っている（表2）。

引取り場所は、センター及び定時定点引取場所である。

(ア) 定時定点引取り

センターは、県内全域（政令市等を除く）を所管していることから、当初から、犬・猫の引取りを引取り日時や場所を指定する定時定点引取り方式を業者委託で導入してきた。

現在の定点数は、98定点と当初に比べ半減しているが、飼い主が安易に犬・猫を手放すことを助長していると考えられることから、更なる規模縮小

(定点数80%削減, 引取り回数半減)に取り組むこととしている。

(イ) 所有権放棄された犬・猫

平成21年度に所有権放棄された犬は、417頭、そのうち約20%は3カ月以下の幼犬で、猫では643頭のうち約50%が3カ月以下の幼猫であった。

猫の所有権放棄について調査したところ、「子を出産したから」「多頭飼育」が理由で所有権放棄された猫が全体の45%を占めていた。

特に生まれて間もない育成困難な幼獣が多いため、譲渡することもできず、致死処分となっている。

幼獣が占める割合は毎年減少はしているが、更なる不妊手術の啓発の必要性がある。

イ 犬・猫の致死処分

昭和55年度の21,306頭(犬15,114頭, 猫6,192頭)に対し, 平成21年度は5,321頭(犬2,110頭, 猫3,211頭)と約25%に減少したとはいえ, 依然5,000頭以上を致死処分している状況である。

致死処分時には, 処分機搬入までの動物の適正な取り扱いの確認及び処分後の死亡確認を獣医師が厳正に行っている。

ウ 咬傷事故等の調査, 指導

「広島県動物愛護管理条例」では, 飼い犬または特定動物が人に害を与えたときには, 動物の所有者はその事実を知った時から24時間以内にその旨を知事に届け出ることを義務付けている。

平成21年度は97件の届出があり, そのうち87件は飼い犬による咬傷事案であった。

届出のあった事案について, 咬傷事故の発生原因の聞き取り, 再発防止及び飼育管理の指導を行っている。

また, 動物愛護教室に「かみつき事故防止」のプログラムを組み込んで予防に努めている。

エ 動物取扱業の監視指導

動物取扱業の登録, 監視指導等を効率的に行うために, 事業者評価を行い, 評価結果の低い事業者に対し重点的な監視を行っている。(平成22年3月末の施設数: 287施設)

オ 特定動物(危険動物)飼養施設の監視指導

特定動物飼養許可施設について, 年1回以上監視を実施し, 動物の適正飼養や危害発生の防止に努めている。(平成22年3月末の許可施設数: 15施設)

カ 人と動物の共通感染症等の調査研究

県市町の施策に反映させるため, 動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して, 県の研究機関とも連携し幅広く調査研究を行っている。

これまで, 55題を学会で発表している。

(4) 狂犬病予防業務

センターには多くの苦情相談が寄せられるが, 野犬の

表2 犬・猫の収容状況

	年度	11	17	18	19	20	21
犬	保護	466	312	303	157	173	170
	引渡	4,092	2,028	1,801	2,020	1,989	1,693
	所有権放棄	1,572	679	758	465	457	417
	計	6,130	3,019	2,862	2,642	2,619	2,280
猫	引渡	3,998	3,518	3,325	3,130	2,921	2,610
	所有権放棄	1,847	1,148	1,006	792	796	643
	計	5,845	4,666	4,331	3,922	3,717	3,253

保護及び引取りに関するものが全体の約20%を占めている。(開所当初は苦情相談件数の約90%を占めていた。)

住民への危険性がある等, 市町及び住民から寄せられた野犬, 放し飼い犬等の苦情に基づき, 犬の保護業務を行っている。

平成21年度は170頭の野犬等を保護したが, 野犬等は徘徊するのが早朝, 夜間であったり, 田畑, 山間部等で地理的に保護することが困難なケースが多いため, 町内会単位等に保護機(捕獲用檻)の設置を行う等, 地域住民の理解と協力を得ながら対応している(表2)。

また, 狂犬病発生時に備え, 「広島県狂犬病対応マニュアル」(平成18年4月制定), 「広島県動物愛護センター狂犬病対応マニュアル」(平成20年3月制定)に従い, 県民の安全確保に努めている。特に, センターマニュアルには脳出しも規定し, 実地研修も行っている。

7 おわりに

全国の行政機関に収容される, 犬・猫は, 年間約315,000頭(平成20年度)にものほり, 殆どを致死処分しなければならないという現状がある。

当センターにおける致死処分頭数も, 開所当初の20,000頭台から5,000頭台へ減少したとはいえ, まだまだ大きな数である。

このような現状の中で, 動物愛護及び適正飼養の啓発は, センターだけではできないことは皆の一致する意見である。

行政独自の活動には限界があり, 飼い主, 地域住民, 関係団体・ボランティア, 市町, 県等の連携, 協働による取り組みの推進が必要であるため, 「広島県動物愛護管理推進計画」に沿って諸施策に取り組むこととしている。

開所当初は, 野犬等の保護業務に忙殺され, 大変苦労した中で, 全国に先がけて「動物愛護教室」を開始する等, 動物愛護思想の普及啓発を推進してきた先輩諸氏に敬意を表するとともに, 先輩諸氏がセンターのあるべき姿を模索したように, 私たちもこの30年を振り返り, 文字どおり動物愛護思想の普及啓発の拠点となるよう, 職員一丸となって人と動物のよりよい未来を想像しながら地道に取り組んでいきたい。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (V)— 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業

小山田善治郎[†] (宮城県動物愛護センター所長)



1 はじめに

宮城県動物愛護センター(以下、センター)の生い立ちは、昭和47年宮城県長期総合計画及び昭和53年新長期総合計画において、狂犬病予防対策の確立及び動物愛護思想の普及啓発を図る施設として、動物管理センターの設置構想がうちだされた。それまでは、県内各保健所の犬抑留施設で処分された犬猫は市町村に委託焼却されていたことから、収容・殺処分及び焼却の一貫性を備える必要性が課題となっていた。昭和58年名称を変え動物愛護センターとして基本計画が策定され、平成元年に管理施設(事務所及び収容棟)が完成した。平成2年には愛護施設(愛護館及び小動物舎)が完成し現在に至っている。近年私たちの周りでは、少子・高齢化が進み家族構成が変化の中で動物を家族の一員と考える人が増えたり、ペットブームなどで動物への関心が高まっていることなどから、動物を飼う人が増えている。それに伴い、人と動物にかかわる問題も数多く発生している。このようなことから、宮城県では飼い主が動物の習性や生態を十分に理解し適正に飼育することや、県民が動物の命を大切にすることをもち、人と動物のかかわりを理解できるような取り組みを推進していくため、平成19年12月に「宮城県動物愛護管理推進計画」を策定している。この計画は三つの基本理念からなる。一つ目は動物愛護を通じた生命を大切にすることを育成。そのために動物とのふれあいなどを通して命の大切さや他者へのいたわりの心をはぐくむと共に不妊措置の啓発・犬猫の引取りの有料化により引取頭数の削減を目指す。二つ目は動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成。そのために飼い主に対して動物の習性や生態を理解し、鳴き声や臭い、糞の始末など周囲の環境に配慮した飼育を促す講習会の開催や盲導犬・介助犬の役割や動物の介在活動の理解が深まるよう普及啓発を行う。三つ目は動物の愛護

と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築。そのために動物愛護推進員を各地域に配置し、飼い主・各種団体とのネットワークを作り、地域における動物愛護の普及啓発を行う。当センターもこの三つの基本理念に基づき事業内容の見直し・改善を実施している。展開している事業は管理事業(収容・殺処分・焼却)と愛護事業(ふれあい広場)になっている。管理事業は、各県・各市の動物愛護(管理)センターとも同じため割愛し、ここでは愛護事業について紹介する。

2 ふれあい広場

県民が自由に動物とふれあえるように、平日の午前10時から午後3時までふれあい広場(以下、広場)(図1)を開放している。広場にはふれあいコーナー(図2)の他、馬場、鳥小屋、動物舎、愛護館等がある。ふれあいコーナーでは譲渡前の成犬(図3)・子犬のほかウサギ・モルモット(図4)・成猫(図5)・ヤギとふれあうことができる。センターで飼養しているふれあい動物には譲渡会で模範を見せる犬のシロ、ふれあい用に猫のタマ・クロ、ヤギのあい、ポニーのみどり・花子などがいる(表1、図6)。

広場への来場者数は表2のとおりである。

3 ふれあい教室

保育園児から小学校低学年児童の団体を対象にふれあい教室を実施している。ふれあい教室には、広場を利用した所内ふれあい教室と、センターへの来所が困難な遠方の団体へ赴き行う移動ふれあい教室がある。所内ふれあい教室の流れは図7のとおりである。移動ふれあい教室ではこれから馬車を除いた流れとなる。

オリエンテーションでは動物とのふれあいの仕方のほか、咬傷事故防止のために放浪犬がいた場合の対処方法を説明している。また、動物由来感染症予防のため動物とのふれあい後は手洗いをするよう手指洗浄方法の指導も行っている。

[†] 連絡責任者：小山田善治郎 (宮城県動物愛護センター)

〒981-3326 黒川郡富谷町明石字下向田69-4

☎022-358-7888 FAX 022-358-9424

E-mail : aigo-s@pref.miyagi.jp



図1 ふれあい広場



図4 モルモットとのふれあい



図2 動物ふれあいコーナー



図5 成猫とのふれあい



図3 成犬とのふれあい



図6 飼育動物

4 訪問ふれあい広場

冬期間にはふれあい教室が無いいため、近隣の老人保健施設、障害者介護施設等を対象に、子犬、ウサギ、モルモット、成猫による訪問ふれあい広場を平成22年度から実施している。平成21年度は試行として3回実施し、191人の参加があった。

5 夏休み一日飼育体験

夏休み期間に県内在住の小学5・6年生を対象に、セ

ンターで飼育している動物の飼育管理体験をおこなっている。飼育体験では飼育管理を体験することにより、動物の習性や適切な飼育管理についての理解を深めてもらうこと、この体験を通して動物愛護の心を育むことを目的としている。平成22年度は4日間実施し57名が参加した。

表1 飼養動物

目的	種類(数)
ふれあい	犬*, 猫(2), モルモット(26), ヤギ(1), ウサギ(18)
馬車	ポニー(2)
展示	クジャク(3), オカメインコ(4), 烏骨鶏(3), 尾長鶏(1), チャボ(3), ウズラ(5), オカメインコ(4), セキセイインコ(11)

*犬は譲渡前の成犬と子犬を使用

表2 広場の利用者数

	開場日数	利用者数	一日あたり利用者数
21年度	241	7,274	30.2
20年度	244	9,222	37.8

表3 ふれあい教室の実績

	①所内		②移動	
	件数	参加者数	件数	参加者数
21年度	43	1,956	5	326
20年度	49	2,701	3	227

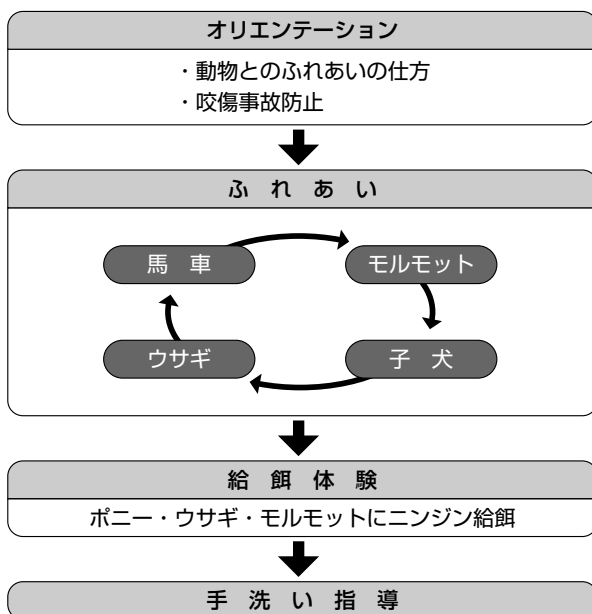


図7 ふれあい教室

飼育体験の内容は朝夕の給餌(図8)・掃除(図9), センターの仕事についての講話, 馬車運転(図10)などのほか, 日本愛玩動物協会宮城県支部の協力のもと子犬のシャンプーを実施している。

参加者の感想では, 子犬の世話と馬車の運転が好評だった半面で, 馬の世話が大変だったようであるが, 動物を飼うことは簡単ではないことが理解されたのではないかとされる。



図8 1日飼育体験・給餌



図9 1日飼育体験・掃除



図10 1日飼育体験・馬車運転

6 犬の譲渡会

県内各保健所(仙台市を除く)から搬入された犬について, 検疫後希望者に譲渡している。搬入から譲渡の流れを成犬は図11, 子犬は図12に示す。

譲渡方法は毎月1回譲渡会を実施している。譲渡会の流れは図13のとおりである。

事前適正飼養講習会の受講は6カ月間有効とし, 多数の希望者のため譲渡されなかった場合や希望の犬がいなかった場合に次回の講習会は免除される。また, 平成元

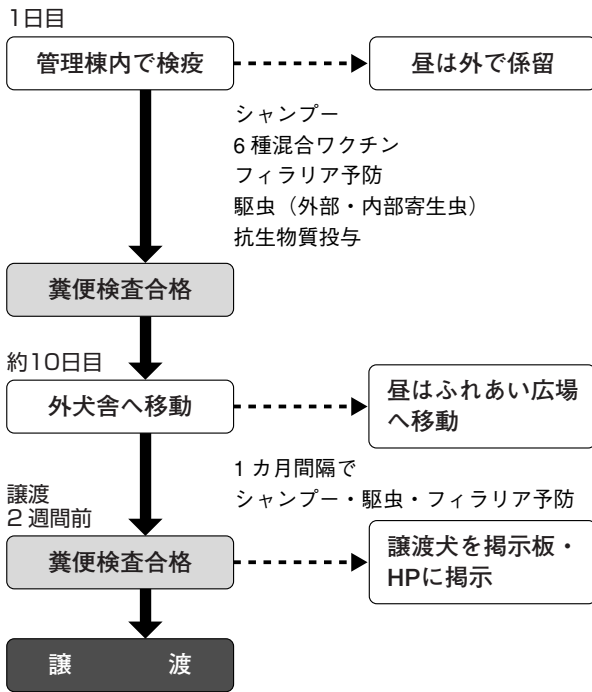


図11 譲渡の流れ（成犬）

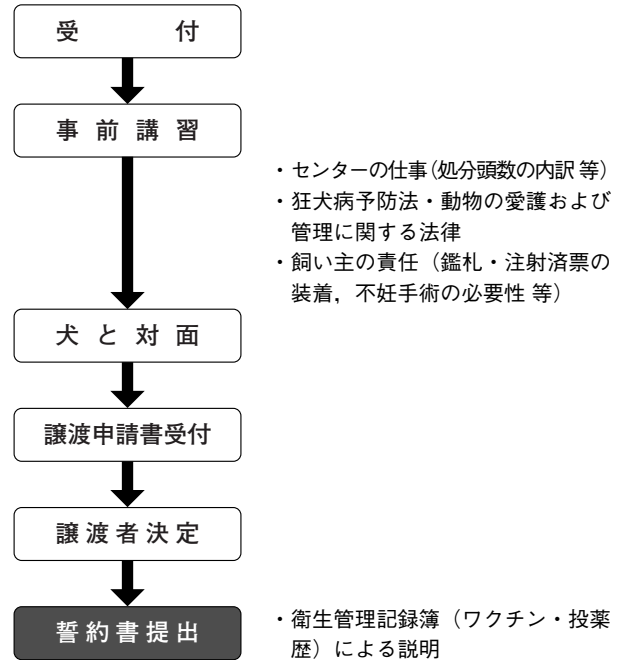


図13 譲渡会

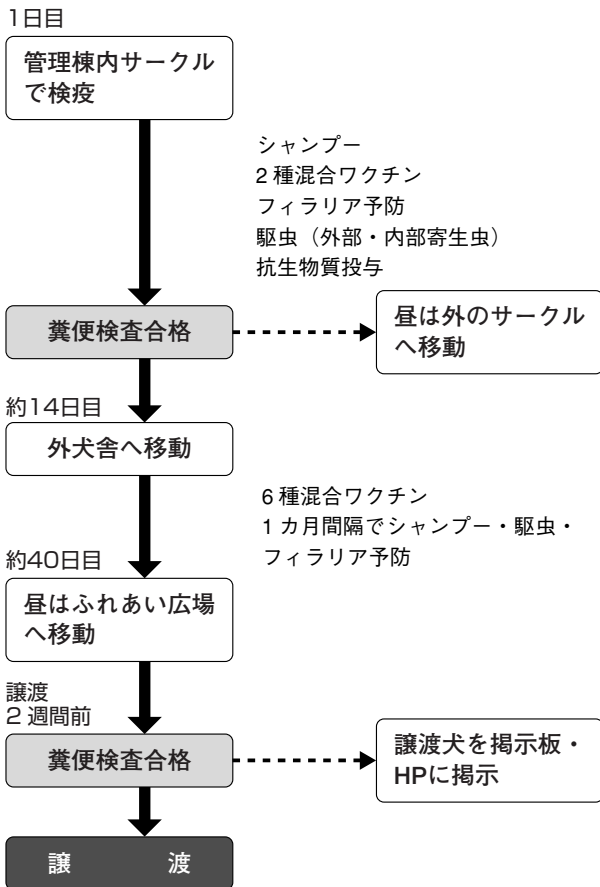


図12 譲渡の流れ（子犬）

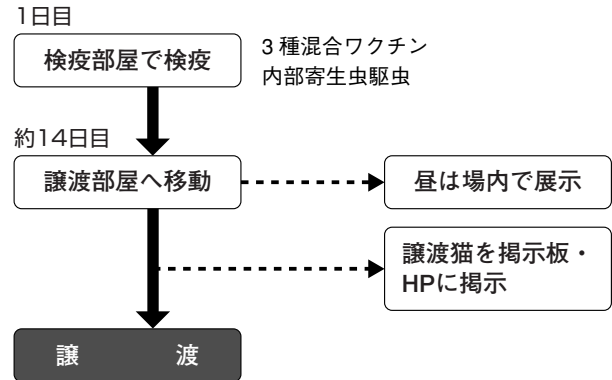


図14 譲渡の流れ（猫）

年にできた管理棟は譲渡を考慮した犬舎ではないため、管理できる犬の数に限りがある。そのため犬を譲渡されなかった事前適正飼養講習会受講者には犬の希望を聞き、検疫前の犬でも良いことを条件に優先的に譲渡している。平成21年度は子犬95頭、成犬32頭を譲渡した。

なお、譲渡後の飼養状況確認は1週間後実施し、しつけ方の相談を受けている。また、1年後にアンケート調査を実施し、不妊の推進に努めている。

7 猫の譲渡

県内各保健所（仙台市を除く）から搬入された猫について、検疫後希望者に譲渡している。搬入から譲渡の流れは図14に示す。譲渡できる猫は写真を掲示板及びホームページに掲載している。また、実際にふれあえるように場内に展示している（図15）。猫の譲渡は随時行っており、譲渡希望者には譲渡申請書と誓約書を提出して



図15 猫の譲渡

もらっている。また譲渡時にはセンターで作成したパンフレットを使用し譲渡前講習を実施し、譲渡者にワクチン接種証明書等を交付している。

8 愛護週間一日開場

動物愛護週間中の休日に午前10時から午後3時まで動物愛護週間一日開場（以下、一日開場）を実施してい

る。一日開場では広場を開放し動物とのふれあいや馬車、ポニーへの給餌を実施している。平成21年度は83組259名の入場者があった。

9 その他

ホームページには、譲渡犬猫の写真のほか卒業した犬猫の来所時の写真や手紙を掲載している。掲載前はセンターから連絡を取ることがほとんどであったが、掲載後はたくさんの方から近況報告や相談などを受けるようになった。中にはしついで困っていたが相談してはいけないと悩んでいる方もおり、これからも相談を受けやすい体制を整える必要がある。

10 おわりに

動物愛護行政は保健所・センター・市町村だけではなく、動物愛護推進員・各種団体及び県民の理解・協力を得ながら取り組んでいかなければ達成できるものではない。そのためには、次の世代につなげる事業内容を展開する必要があり、今後とも、人と動物が共生できる社会を目指していきたい。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (VI)—
徳島県動物愛護管理センターの概要
～人と動物がともに暮らせるうるおいと喜びのある地域づくりをめざして～

篠原 敬[†] (徳島県動物愛護管理センター所長)



1 はじめに

徳島県動物愛護管理センター(以下「センター」という.)は、人と動物の共生を目指して、広く県民に動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行うとともに、狂犬病をはじめとする動物由来感染症対策と動物愛護対策を一元化し、本県動物愛護管理行政の中核施設として平成15年4月に開設した(図1)。

この度、本誌「地方行政における動物の福祉・愛護への取り組み」と題するシリーズ企画により、本誌に掲載という貴重な機会をいただいたので、センターの事業概要、重点事業及び動物愛護管理推進計画等を含め本県動物愛護管理行政の概要について紹介する(図2)。

2 施設の概要

- (1) 敷地面積 14,400m²
- (2) 建物延べ床面積 1,436m²
 - ア 動物愛護管理棟 770m²
多目的ホール、展示コーナー、事務室、会議室、検査室、診察手術室等(図3)
 - イ 収容棟 475m²
成犬保護房、仔犬・猫保護室、健康管理室、病性鑑定室等(図4)
 - ウ その他 ふれあいサークル、屋外便所、ドッグラン等

3 事業の概要

- (1) 動物愛護事業
 - 動物愛護事業については、(社)徳島県獣医師会に業務委託している。
 - ア 動物ふれあい(移動)教室(図5)
動物とのふれあいを通じて、人と動物との係わりや



図1 動物愛護管理センター正門



図2 愛護管理棟、ふれあいサークルなど

犬や猫の正しい飼い方、命の大切さ等を学んでもらうため、ふれあい教室については、土日・祝日を中心に年間80回程度開催している。また、移動教室については、開催要請に応じて小学校等に出向き実施しており、年間10回程度実施している。

イ 動物ふれあい訪問

ふれあい動物とともに県内の福祉施設を訪問し、動物とのふれあいによる精神的な安定等に役立てている。

[†] 連絡責任者：篠原 敬 (徳島県動物愛護管理センター)

〒771-3201 名西郡神山町阿野字長谷333

☎088-636-6122 FAX 088-636-6123

E-mail : shinohara_takashi_1@pref.tokushima.lg.jp



図3 診察手術室



図4 成犬保護房



図5 動物ふれあい教室（訪問）



図6 夏休み一日飼育体験

ウ 犬のしつけ方教室

現在犬を飼っているまたはこれから飼い始める人を対象に、正しいしつけ方や問題行動への対処法などについて、犬によるデモンストレーションとともに獣医師や訓練士による講習を実施しており、日曜日を中心に月1回程度開催している。

エ 夏休み一日飼育体験（図6）

日ごろセンタースタッフがやっている業務の一部を実際に子ども達に体験してもらい、動物の正しい飼いや接し方を学んでもらうため、小学校高学年を対象

に実施している。

オ 動物愛護啓発イベントの開催

（ア）動物ふれあいフェスタ

春のイベントとして開所年から実施している。

（イ）動物愛護のつどい

昭和56年から動物愛護週間行事として実施している。

（ウ）BOWBOW CLEAN UPとくしま（図7）

吉野川河川敷公園での清掃活動を通じて散歩時のマナーアップ啓発事業として実施している。



図7 BOWBOW CLEAN UPとくしま

表1 犬猫の収容状況の推移

単位：頭

年度	犬						猫					殺処分 数計
	捕獲	引取	負傷	返還	譲渡	殺処分	引取	負傷	返還	譲渡	殺処分	
21	1,579	797	44	151	181	2,088	2,110	50	20	17	2,123	4,211
20	2,062	1,023	36	190	174	2,757	2,457	61	8	43	2,467	5,224
19	2,218	1,304	47	162	162	3,245	2,767	59	12	42	2,772	6,017
18	2,896	1,575	72	175	170	4,198	3,232	60	8	48	3,236	7,434
17	2,754	1,986	55	122	102	4,558	3,181	34	10	37	3,163	7,721
16	3,238	2,178	75	118	134	5,229	3,188	45	2	29	3,197	8,426
15	4,350	2,389	70	137	101	6,571	3,637	67	3	9	3,692	10,243

(エ) 動物愛護シンポジウム

これまでに、「避妊去勢手術について考える」(平成19年)、「崖っぶち犬リンリンとその背景」(平成20年)、「飼い猫・野良猫・地域猫～地域猫という考え方～」(平成21年)、「介助犬とともに歩む」(平成22年)などを実施している。

カ 負傷動物の治療

道路等公共の場所で負傷した飼い主不明の犬猫等負傷動物(年間100頭程度)の収容と治療を実施している。

キ 犬猫等動物の譲渡事業

収容された犬や猫にできる限り生存の機会を与え、殺処分数の削減を図るとともに、模範的な飼い主を創出するため、収容した犬や猫の中から健康で人との共同生活に順応する動物を譲渡している。

(ア) 飼い主をさがす会

毎月第2, 第4日曜日に開催している。譲渡会開催日の2週間前までに譲渡申請書を提出してもらい、譲渡の可否について審査の後、譲渡講習会受講、誓約書の提出等の手続を経て動物を譲渡している。

(イ) 団体譲渡制度

新たな飼い主を探す活動を行っている団体又は個人(以下「団体等」という。)であって一定の要件を満たした団体等は、センターに譲渡団体等として登録することができるもので、これら団体等を通じて新たな飼い主をさがす制度である。

(ウ) 譲渡動物の一時保管制度

譲渡対象動物の譲渡機会の増加を目的として実施するもので、飼い主をさがす会において2回以上譲渡動物として提供したにもかかわらず譲渡者が決定しなかった動物について譲渡されるまでの間、協力者に一時保管を依頼するものである。

(2) 動物管理事業

ア 放浪犬の保護・収容(表1)

県民からの捕獲・収容依頼や苦情相談等の実状にそって、保護・収容された犬は、センターで7日間収容している。これら収容動物の1頭でも多くの犬が飼い主の元へまたは、新しい飼い主が見つかるよう収容動物の情報をホームページに掲載している。

なお、ホームページには飼い主の元から行方不明と

表2 人口1万人あたりの殺処分頭数（ワースト）

年度	単位：頭						
	15	16	17	18	19	20	21
	125.5 (1位)	103.4 (3位)	95.4 (3位)	91.0 (3位)	74.2 (4位)	65.8 (4位)	53.4
	地球生物会議 ALIVE 調べ						

なった動物や一般家庭で保護されている動物についての情報についても掲載している。

イ 犬猫の引取り

飼い主のいない（不明）或いは、やむを得ない理由により飼えなくなった犬・猫の引取りを実施している。

ウ 引取り依頼者に対する指導

引取り依頼者に対しては、基本的にセンター等に引取りを求めることが、一部の譲渡対象動物を除き、その動物を殺処分することとほぼ同じことを意味するものであることを説明している。

特に、飼養動物の引取りを求める者に対しては、その理由を聴取した上で、飼養の継続や新たな飼い主をさがすこと、親犬・猫への不妊・去勢手術の実施、屋内飼養等について指導し、さらに引取りを求める場合にあっては、啓発ビデオ（収容、殺処分の様子）を視聴させた上で引取りの手続きを実施している。

また、飼い主のいない（不明）動物の引取り依頼者に対しては、新たな飼い主をさがす等の協力を求めた上で、引取りの手続きを実施している。

エ 犬猫の返還

センターに収容された犬や猫の内飼い主の判明したものについて、飼い主への返還を実施している。

オ 動物取扱業の登録・監視指導

県下には、300件以上の動物取扱業者が登録されており、そのうち250件以上がセンター管内において営業している。これら施設の監視指導を効率的かつ確実に実施するため、動物の飼養頭数別に6つカテゴリーに区分し、カテゴリーごと監視指導回数等を設定した動物取扱業監視指導計画を策定し、動物取扱業者の監視指導を実施している。

監視指導にあたっては、取り扱う動物の管理の方法等について飼養施設に立入調査し、監視指導票を交付するとともに、不適正な取扱いや法令違反またはそのおそれがある事実については、必要に応じて指導を行い適正な措置を講じさせることとしている。

なお、本年7月には、不適正な飼養を続ける動物取扱業者について、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき動物取扱業の登録を取り消した。

カ 特定動物の飼養及び保管の許可・監視指導

センター管内の特定動物の飼養及び保管の許可・監視指導を実施している。

表3 猫の収容状況（平成21年度）

	引取数 (%)	飼い主		負傷	返還	譲渡	殺処 分数
		あり	不明				
		(%)	(%)				
成猫	569 (27)	88	481	34	7	6	590
子猫	1,541 (73)	189	1,352	16	13	11	1,533
計	2,110	277 (13.1)	1,833 (86.9)	40	20	17	2,123

キ 適正飼養ガイドライン

飼い主のマナー欠如や多頭飼育による近隣への迷惑行為やみだりな繁殖に伴う動物の遺棄、野良犬や野良猫に対する無責任な餌やり行為などが動物愛護管理や地域住環境の面から社会問題となっていることから、事例に応じた助言指導や問題解決のための地域住民による取り組みを支援するため、課題ごとに適正飼養ガイドラインの作成を順次行っている。

平成20年度に猫の適正な飼養と飼い主のいない猫による問題などの対応の一助として「ねこ適正飼養ガイドライン」を策定した。

4 動物愛護管理に関する現状と課題（犬猫の収容・殺処分状況を中心として）

徳島県における人口1万人あたりの犬・猫の殺処分頭数は、平成15年度のセンター開所当初には、本県が全国1位で125.5頭、平成20年度は65.8頭とほぼ半減しているが、今なお全国4位に止まっている（表2）。

殺処分される猫のすべて及び犬の約4割が行政への引取りを依頼されたものであり、その他の犬猫も県民のモラル、知識の不足、愛護精神の欠如などに起因するみだりな繁殖、不適切な管理や遺棄、無責任な餌やり行為などが招いた結果、保健所やセンターに収容されたものである。

犬については、狂犬病予防法に基づく登録制度、抑留や県条例に基づく係留義務等法的な規制により、収容頭数（捕獲数、引取数）・殺処分頭数とも平成15年度当初の3分の1以下に減少しており、今後もこの減少傾向が期待できるものと推測している。

一方、猫については、犬と異なり法的な規制がなく、その飼養形態から適正な繁殖制限が困難なことからここ3年間は減少傾向がうかがえるものの、殺処分頭数に大きな変化はない（図7）。

県下の保健所やセンターに収容される猫は、その全てが住民からの引取依頼に基づき収容されるものであり、その内訳は、不妊手術をしていない等不適正飼養による飼い主の引取依頼によるもの（13.1%）と、飼い主不明

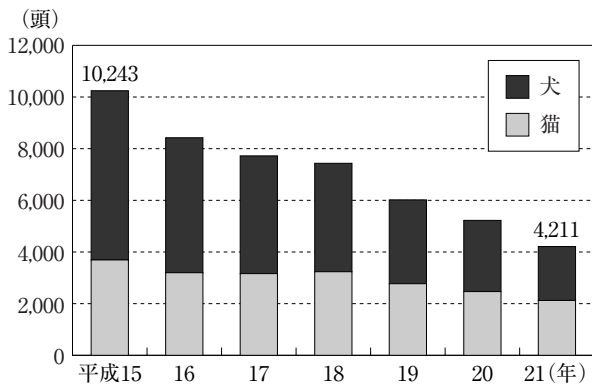


図8 犬猫の殺処分頭数

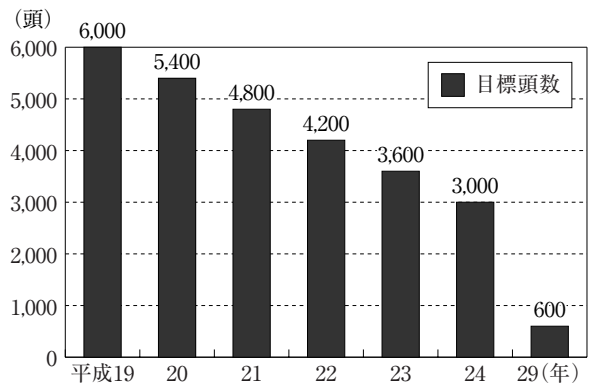


図9 収容動物の殺処分数(目標)

の猫(捨て猫、野良猫の産んだ子猫等)の住民の引取依頼によるもの(86.9%)で子猫がほとんどである(73.0%)(表3)。

このことから、殺処分頭数を削減するためには、猫の対策が重要であり、中でも飼い主のいない猫対策がことのほか重要となる。

5 徳島県動物愛護管理推進計画

動物愛護管理推進計画(以下「推進計画」という。)は、「人と動物がともに暮らせる、うるおいと喜びのある地域づくり」の実現に向けて、徳島県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としている。本計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間としているが、状況の変化に適切に対応するため、策定後概ね5年を目途にその見直しを行うものとしている。

推進計画の基本方針については、次のとおりである。

- (1) 連携、協働による施策の推進
- (2) 飼い主責任の徹底
- (3) 地域における取り組みに対する支援
- (4) 殺処分頭数減少の取り組み

動物の殺処分頭数の減少を図ることは、本県の最も重要な課題である。

飼い主責任の徹底、譲渡事業の推進、所有者明示措置の推進等とともに、その他の施策との相互効果により殺処分数の減少を図ることとしており、平成19年度(6,017頭)を基本として、平成24年度までの5年間で殺処分数の半減を、25年から29年までの後半の5年間でさらに削減し、10年後に10分の1(600頭)を目指している(図8)。

- (5) 学校飼育動物対策の推進
- (6) 動物取扱事業者等に対する啓発の推進
- (7) 災害時の動物救護対策の推進
- (8) 動物由来感染症に関する普及啓発・調査研究

6 重点事業

(1) 地域猫活動普及推進モデル事業

地域猫活動は、地域に生息する特定の飼い主のいない猫を地域住民が中心となったグループが不妊去勢手術を受けさせた上で飼養管理するもので、猫を殺すことなく、これら猫と共生しつつ、同時に猫による被害を軽減するもので、通常、特定の飼い主のいない猫の寿命は4～5年とされていることから、数年後に地域における飼い主のいない猫がいなくなることを目的としている。

センターでは、飼い主のいない猫対策として、猫に関する苦情のある地域に対して地域猫活動の導入を推奨している。

地域住民においては、地域住環境の改善と動物愛護精神の観点においてこれを両立するとのできる地域猫活動について一定の理解を示すものの、これに係る経費特に不妊・去勢手術に係る経費負担について住民間で理解が深まらず地域猫活動計画が頓挫するケースが多い。

このことから、住民の理解と協力が得られる地域を動物愛護推進員等の支援のもとモデル地域として指定し、当該地域における地域猫の手術をセンターにおいて実施することにより、住民における経費負担を軽減しながら、まずは、地域猫活動の正確な理解と有用性について住民の理解と啓発を推進し、地域猫活動の普及推進を図ることとしている。

また、事業の前後でアンケート調査を実施し、その結果等含めた地域猫活動の内容を市町村広報誌に掲載するとともに、徳島県動物愛護推進協議会に協力を求め、普及広報を図ることとしている。

(2) 個体識別措置普及推進事業

迷子動物が速やかに飼い主に返還されるためには、所有者の明示を行うことが重要である。また、所有者を明示することにより、所有者としての自覚を促し、動物による迷惑行為、安易な動物の飼育放棄や遺棄の防止が期待される。

センターでは、迷子札の装着やマイクロチップ(以下「MC」という。)による個体識別措置の普及啓発に努め

ている。特にMCによる個体識別推進事業を実施しておりその概要は次のとおりである。

ア 譲渡動物及び返還動物へのMCの埋め込み事業

センターにおいて、動物の譲渡時にMCを埋め込み、譲渡者を通じて地域での一層の普及啓発を図り、MCによる個体識別措置の実施率の向上を図るものである。

イ 譲渡者へのアンケート調査

MCによる個体識別措置を実施した動物を譲渡する際に新たな飼い主に対するアンケート調査を実施し、MCの認知度や普及における問題点を把握するとともに、併せて飼い主への啓発を推進する。

ウ マイクロチップリーダーの実証試験

MCが埋め込まれている動物について、専用据置式リーダーで確実に読み取る方法について実証を行い、センターでの普及促進にあたり参考とする。

(3) 動物由来感染症対策事業

人と動物の共通感染症に対する正しい知識の普及啓発やその発生動向が適切に把握できる環境を整備することにより、人と動物がともに健康に暮らせる地域づくりを目指している。

このため、平成16年度に徳島県動物由来感染症対策検討会（以下「検討会」という。）を設置し、①医療、獣医療関係者及び地域住民に対し、人と動物の共通感染症に係る正しい知識の普及啓発、②人と動物の共通感染症の情報収集、分析、提供体制の整備、③医療、獣医療及び行政担当部局との連携強化等について検討を行っている。

また、動物愛護管理センターに収容された動物を中心とした、動物由来感染症に係るモニタリング調査などの取り組みを積極的に進めており、その結果を検討会に報告するとともに、学会等で発表している。近年の発表演題は次のとおりである。

「徳島県で収容した犬の日本紅斑熱の抗体調査について」（平成18年）、「間接ペルオキシダーゼ反応を用いた放浪犬等における日本紅斑熱及びつつがむし病抗体価測定状況」（平成19年）、「動物愛護管理センターに収容されたイヌの狂犬病抗体の保有状況について」、「徳島県下の犬の野兎病抗体保有状況」（平成22年）

また、検討会による審議を経て、平成18年には「徳島県狂犬病発生時の対応マニュアル」を策定し、その実行性等を検証するため、平成19年にセンターで、厚生労働省、国立感染症研究所、保健所、市町村等関係者出席のもとシミュレーションを実施するなど、関係機関の連携強化と危機管理対応に努めている。

7 崖っぶち犬

平成18年11月22日、徳島市内、眉山中腹の崩落防

止壁から一頭の野犬が救出された。後に「リンリン」と名付けられるこの犬の救出劇は、「崖っぶち」という言葉とコンクリート壁に取り残された犬の映像とともに一時期、全国的に過剰なまでの報道とともに、センターを巻き込んだ大騒動となった。

この一連の「リンリン」騒動の背景に私たちが垣間見たものは、動物の習性等を理解せず、十分な知識のないまま、一時の感情や気まぐれで動物を飼い始め、終生飼養することなく、捨てたり、行政機関に引き取らせるなど動物たちの命に責任を持つことのない人間の身勝手さと事象の表面だけを捉えて面白がり騒ぎ立てる軽薄さであった。

さて、リンリンは、紆余曲折を経て、今はセンターで元気に暮らしており、人間の身勝手さにより不幸な末路をたどる動物たちの象徴として、動物の適正な飼養管理の啓発に一役買っている。

なお、リンリンに対してセンターで行った社会化等行動矯正については、「社会化不足により人や場所等を恐れる成犬の薬物療法を併用した行動療法の一症例」として学会発表した。

8 おわりに

言うまでもなく、一般的に動物にとっての幸せとは、心やさしい飼い主のもとで、適切な社会化としつけ、食事と運動、病気の予防と治療といった精神的安定や健康と安全の確保のうえに暮らし、できるならご近所の人にも愛され、最期は、家族である飼い主に看取られてその一生を終えることであろう。

また、人にとっては、動物の命に対する責任と社会的責任を自覚しながら、日々の暮らしの中で心のうおいとやすらぎ、喜びや悲しみを共有する家族として、地域の構成員としてともに暮らす、そして動物とその生活環境に対する寛容さ持ち合わせる事なのではないだろうか？

動物を飼っている人も飼っていない人も、動物の好きな人も嫌いな人も、動物愛護団体の人も、獣医師も、動物取扱業にたずさわる人も、そして私たち動物行政にたずさわる者も、もう一度自らを見つめ直し、互いに理解し、譲り合いながら、人と動物がともに暮らせる喜びとうるおいのある地域づくりの実現のためにもっと努力しなければならない。

当センターは、全国のいわゆる動物愛護センターと称される施設としては後発の部類に属し、まだまだ先進自治体には及ばない部分も多々あるが、徳島の県民性や風土に根ざした徳島ならではの取り組みを進め、徳島スタイルの動物愛護管理行政を推進していくこととしたい。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (Ⅶ)—
さいたま市動物愛護ふれあいセンター5年間の取り組み

廣川 徹[†] (さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長)



1 はじめに

さいたま市は平成13年5月1日に旧大宮・与野・浦和の3市の合併により誕生した。

その後、平成15年4月1日に、全国13番目の政令指定都市となり、平成17年4月には岩槻市と合併し、現在に至っている。

さいたま市動物愛護ふれあいセンター（以下「センター」という）は、平成18年6月1日に、動物指導業務と動物愛護業務を行う独立した施設として開設された。

センターでは動物愛護精神の高揚を図るとともに、動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発、動物の保護・収容、人と動物の共通感染症の予防対策を推進し、人と動物との調和の取れた共生社会の実現を目指して業務を行っており、今年度で5年目を迎えた。

本稿ではセンター開設後から今日までの取り組みを紹介したい。

2 センターの概要

センターは、さいたま市の西部に位置し、浦和駅からバスで約30分の所にある。敷地は全体で約4,000m²あ

り、約1,300m²のふれあい広場と鉄骨2階建て延べ床面積約1,500m²（1階約1,000m²、2階約500m²）の施設を置く。建物は明るい外観色で1階には処置診察室、犬保護室、猫やウサギ等の動物舎の他、正面入り口のすぐ隣にはふれあい犬舎がある。2階には犬のしつけ方教室や譲渡会を行うレクチャールームや講習会室の他、犬と猫の習性や人とのつながり等、子供達が楽しみながら学べるよう映像やクイズ形式で紹介する展示ホールがある（図1）。

開館日は、火曜日から土曜日が通常業務、日曜日は動物とのふれあいのみを行っている。職員数は15名で、獣医師7名、業務職7名、事務職1名の職員構成である。

3 動物愛護事業

(1) 日常ふれあい事業

火曜日から日曜日の9時30分から16時まで犬、猫、ウサギ、モルモットとのふれあいを行っている他、犬はふれあい広場でのお散歩体験も実施している。動物とのふれあい事業は、ただ可愛がるだけではなく、飼養モラルの向上や正しい接し方の普及を目的としている。たとえば、ふれあい広場でのお散歩体験では、引き綱と糞取りセットを渡し、「必ずリードを付けて散歩する。」「糞



図1 左から、動物愛護ふれあいセンター、ふれあい広場、ふれあい犬舎とふれあい犬、展示ホール

[†] 連絡責任者：廣川 徹 (さいたま市動物愛護ふれあいセンター)

〒338-0812 さいたま市桜区神田950-1 ☎048-840-4150 FAX 048-840-4159

E-mail : dobutsu-aigo@city.saitama.lg.jp



図2 ふれあい猫室，ふれあい猫達，小動物（モルモット）



図3 団体ふれあい（心音聴取）



図4 左から，動物舎の清掃体験，グルーミング体験，討論会

は必ず持ち帰る。」を，猫ではふれあい室内にタワーや爪とぎなどをセットし，室内飼育の方法やメリット等を説明している（図2）。

（2）団体ふれあい事業

センターに来所された社会福祉施設等の団体に動物とのふれあい体験と，正しい接し方，飼い方の話をしている。参加された団体からは，ふれあい後の感想として，「ふわふわしていた。」「暖かかった。」「飼うなら最後まで責任をもつ」などの感想をいただき，「生きている」という実感を肌で体験し，「命」について考えていただいていると自負している。また，近くの小学校へ出向き，生活科の授業の一環として，犬との接し方（犬に咬まれない方法）や，心音を聴取しながら犬とぬいぐるみの違いの比較，動物と接した後の手洗い指導等を行い，命の大切さの他，咬傷事故の防止，衛生概念の理解と習慣等，体験を通じて学んでもらっている（図3）。

その他，市内の療育施設に通う幼稚園児を対象にふれあい教室を実施している。現在，障害のある子供達の発達に良い影響が与えられる「ふれあいの方法」を探っている。

（3）体験教室

夏休みに小学校5年生，6年生を対象にセンターの業務を体験してもらう「職場体験教室」と，大学と協働して小学生を対象に「犬との接し方教室」を実施している。体験教室は，動物好きの子供達から多数の応募があ

り，毎回抽選で参加者を決めるなど好評である。その他，中学生，高校生の職場体験の受け入れも実施している。体験教室では，動物舎の清掃や餌やり，グルーミングなどの他，中学生・高校生には苦情等の事例について討論会を実施し，命を大切にする心を育てる他，飼育モラルの向上も図っている（図4）。

（4）犬と猫の譲渡事業

センターに収容された犬や猫の中で，譲渡適性のあるものについては譲渡を行っている。譲渡希望者は，事前に譲渡前講習会に参加していただき，飼う事の大変さ，終生飼養，避妊・去勢のメリット等，適正な飼養管理の方法を十分に理解した後，譲渡会へ参加していただいている。講習会と別の日に譲渡会を行うことで，センターの譲渡会以外からもらった場合でも，適正管理の向上につながる知識の普及ができていると考えている。犬の譲渡会では，子犬の譲渡希望者の数に対して，譲渡する子犬の数が少ないのが現状である。

（5）しつけ方教室

鳴き声や糞の放置等の苦情対策と地域のモラル向上のため，犬のしつけ方教室を実施している。犬のしつけ方教室は，当初，飼い主だけ参加の「講義形式」であったが，平成19年度から飼い犬と一緒に参加する「実技形式」（図5）も合わせて実施している。現在では「実技形式」の方に人気があり，平成20年度は年間3回の開催だったが，平成21年度からは，年間6回の開催を行っ



図5 しつけ方教室（講義形式，実技形式）

表1 犬のしつけ方教室参加人数

(単位：人)

	20年度	21年度
講義形式	1回目	76
	2回目	65
	3回目	—
	小計	141
実技形式	1回目	16
	2回目	18
	3回目	21
	4回目	—
	5回目	—
	6回目	—
小計	55	
合計	196	245



図6 上から，動物ふれあいフェスティバル，災害救助犬デモンストレーション，警察犬デモンストレーション，乗馬体験

ている（表1）。

(6) 動物愛護週間事業

平成18年度のセンター開設時からセンターを会場として「動物ふれあいフェスティバル」を行っており，今年度で5回目を迎えた。毎回テーマを決めて，警察犬，災害救助犬，盲導犬等のデモンストレーションとふれあいを行ってきた。今年度は終生飼養をテーマに，引退した馬による乗馬体験（図6）や引退した盲導犬の話とふれあいを行った。その他，「動物と一緒に写真を撮ろう」，「動物折り紙教室」等のコーナーがあり，実際に参加して体験するコーナーに人気が集まっている。年々来場者も増え今年度は約900人の来場者があった。

4 動物管理関係事業

(1) 狂犬病予防対策

狂犬病予防対策推進のために，毎年，埼玉県獣医師会さいたま市支部と各区役所（10区）の担当者で対策会議を行い，市内に約100カ所の会場を設けて集合狂犬病予防注射を実施している。また，狂犬病予防注射未実施者には，毎年9月頃に注射を促す通知（再通知）を行う他，センター収容後，飼い主への返還時や苦情対応時に無登録・無注射であった場合には個別に指導を行い，登録及び接種率向上に努めている（表2）。

表2 畜犬登録数・予防注射接種数

(単位：頭)

	登録頭数	予防注射接種頭数
平成18年度	51,766	33,529
平成19年度	53,363	36,884
平成20年度	55,293	37,327
平成21年度	56,229	38,623

表3 犬と猫の主な苦情・相談内容（平成21年度）

(単位：件)

	犬	猫
所有者引取り依頼	169	106
拾得者引取り依頼	56	294
忌避・捕獲	86	166
鳴き声関係	111	—
登録・注射	377	—
遺体の引取	63	77
餌やり	—	55
糞尿関係	79	51
咬傷事故関係	78	—
放し飼い取締依頼	44	—
しつけ相談	24	—
その他	1,252	491
合計	2,339	1,240

表4 犬と猫の収容数及び処分数（平成21年度）
（単位：頭）

	保護	引取り	譲渡	飼い主 返還	収容後 死亡	引取申 請取下	致死 処分
犬	235 (12)	93	92 (26)	94	14	1	128
猫	810 (77)	99	95 (55)	7	361	0	444

※保護頭数中の（ ）内の数字は負傷動物数（再掲）
※譲渡頭数中の（ ）内の数字は登録団体譲渡数（再掲）

表5 動物取扱業種別登録数（平成21年度）
（単位：件）

販 売	171
保 管	177
訓 練	30
展 示	8
貸し出し	5
業種合計	391

※施設数：315施設

(2) 苦情対応業務

所有者不明犬の保護やノーリードでの散歩、糞の放置、鳴き声等、犬に関する苦情と、餌やりや公有地及び私有地等の汚損等、猫に関する苦情に対し、現地調査を行い、適正飼養についての指導を行っている。苦情の原因としては飼い主の適正な飼養管理に関する知識不足や社会的マナーの欠如によるものが多く見られる。これら知識・モラルの向上のため、現場指導の他、チラシや看板の配布、広報、各種教室を通じて、適正飼養の普及啓発に努めている（表3）。

(3) 保護、引取り、収容等の業務

所有権放棄された犬・猫及び所有者が不明の犬・猫の引取りを行っている。引取り数は、犬は年々減少傾向にあるが、猫は横ばいである。

保護された犬、引き渡された飼い主不明の猫や負傷動物は、各区役所の掲示板に5日間公示する他、センターホームページで画像を公開し、少しでも飼い主の元に帰せるよう努めている。公示期間が終了した犬や猫は、譲渡適性を審査し健康状態等を確認した後、新しい飼育希望者に譲渡している。ただ猫に関しては、収容匹数も多くまた、離乳前の子猫が多いため、犬に比べて譲渡率が低いのが現状である。これら致死処分削減のためには、「飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費の助成制度」について広く周知徹底を図る等、今まで以上の対策を考える事が急務である（表4）。

(4) 動物由来感染症の調査研究

ふれあい動物に関しては「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003」（厚生労働

表6 特定動物の飼養数（平成21年度）
（単位：頭）

中型ザル（ニホンザル、クロクモザル等）	17
ツキノワグマ	2
ブチハイエナ	2
爬虫類（インドニシキヘビ、ワニ、ワニガメ）	11
飼養動物数合計	32

※飼養施設数：11施設

省）も踏まえ、適宜検査を実施している。狂犬病については開頭から蛍光抗体法によるネグリ小体の検出までできるように、国立感染症研究所の協力の下、センター内で講習会を開き技術の向上と継承に努めている。また、今年度「凍結した犬頭部からの狂犬病検査部位の採材法の検討」を全国動物管理関係事業所協議会関東甲信越静ブロック会で発表した。

(5) 動物取扱業の登録及び監視指導

市内の動物取扱業の登録数は、315施設（平成21年度末）で、業種別では保管業（177件）と販売業（171件）が多くこの2施設で業種全体の89%をしめている。監視指導は、取扱頭数の多い施設を重点的に行っている（表5）。

(6) 特定動物の飼養保管許可

特定動物（クマ、サル、ワニ等）による人への危害の発生や、逸走の防止を徹底するため、飼う場合の飼養許可と監視・指導を行っている（表6）。

5 終わりに

犬や猫に対する飼い主の意識が、番犬、外猫から伴侶動物へと変わってきた。それを表すかのように、苦情内容も犬の捕獲依頼や農作物被害などの直接的な内容から、糞の放置やノーリードでの散歩、無責任な猫への餌やりによる排泄物による汚染等、飼い主のモラルやマナーの欠如が原因と思われる内容に変わってきている。当センターは開設から5年目を迎え、それぞれの事業も定着しつつあると考えているが、今後、更に苦情件数や収容・殺処分頭数を減らしていくには、このような社会の変化を敏感に捉え、マナーの向上や飼養管理、愛護思想の向上のためには何が必要かを今一度原点に戻って考える必要があると考えている。例えば猫の苦情を減らすため、センターでは今年度はじめて、室内飼い普及を目的に「猫の飼い方講習会」を実施した。このように各事業のどの部分をより充実していくのか、または事業全体を見直す必要があるのかを常に考えながら、飼養管理の向上や愛護思想の普及啓発のために、獣医師会をはじめ、関係団体と連携を取りながら、今後も職員一丸となって取り組んでいきたい。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (Ⅷ)— 下関市動物愛護管理センター（動物ふれ愛ランド下関）の紹介

山縣純次[†]（下関市動物愛護推進協議会長）



1 はじめに

山口県下関市は、本州の最西端に位置する人口30万人の中核市である。

瀬戸内海、東シナ海、日本海と三方を海に囲まれ豊かな自然と歴史に恵まれた海峡都市である。河豚、あんこう、鯨など水揚げ日本

一の水産都市でもある。

下関保健所は、都道府県、地方自治法に定める指定都市、中核市その他の政令で定める市または特別区が設置することとされており、下関市の場合は中核市として、保健所を設置している。

昭和19年10月、山口県の保健所拡充計画により、県立保健所が下関市に設置された。

昭和23年6月、保健所法施行令により、県立保健所が本市に移管され、下関保健所となり、昭和25年4月、A級保健所に昇格された。

平成21年4月、下関市動物愛護管理センターができるまでは、保健所総務課普及係が、狂犬病の予防・動物愛護・動物管理所の管理運営・野犬の捕獲並びに犬及び猫の引取り業務を行っていた。

2 下関市動物愛護管理センター「愛称：動物ふれ愛ランド下関」の概要

本センターは、豊かな自然に囲まれた下関市勝山地区の一角に位置する施設である。

(1) 設立の目的

近年、犬や猫などの動物を飼う家庭は年々増加し、人と動物との関わりはますます深くなっている。

家庭動物は単なるペットではなく、家族の一員、人生のパートナーとしてやすらぎや癒しを与えてくれている。

しかしながら、人との関係がより多様かつ密接になる一方で、動物虐待、人の生活環境侵害、動物由来感染症等の問題も多発している。

また、飼育知識や愛情のない一部の飼い主が無計画に繁殖させてしまったり、安易に飼育放棄したりすることで、数多くの動物が行き場をなくし、結果的に行政が収容せざるを得なくなるような例も後を絶たない状況である。

「動物愛護管理センター」は、これら種々の問題に的確に対応し、人と動物が共生できる明るい社会づくりを進めていくための拠点施設とし建設された（図1）。

(2) 経緯

狂犬病予防対策のために、昭和47年に建設された市保健所の犬抑留施設は老朽化が著しく進んでいたことや、引き取られた犬猫の殺処分等は山口県へ委託していたが、平成17年10月の中核市への移行に伴い、中核市の責務として、自らが直接、殺処分に携わることとなった。

これに伴い、抑留・殺処分・焼却の一貫性を備えた施設の必要性が課題となっていた。

また、併せて、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発の推進を図る目的で、平成18年下関市動物愛護施設（仮称）整備基本計画及び平成19年下関市総合計画において、市民のあいだに動物を愛護する意識を広め、生命尊重、友愛及び平和についての情操を育むとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図るため、動物愛護管理センターの整備構想がうちだされた。

(3) 施設の建設

ア 着工

事業期間：平成17年度～平成21年度

工 期：

（管理棟）平成20年3月27日～平成21年3月19日

（愛護棟）平成20年3月27日～平成21年3月19日

（特殊機械）平成20年6月16日～平成21年3月19日

イ 完 成：平成21年3月19日

ウ 総事業費：約9億6千万円（そのうち造成費を含む施設の建設費は、約8億2千万円）

(4) 施設概要（表1）

ア 敷地面積：5,796.28m²

イ 規模及び構造：

[†] 連絡責任者：山縣純次（山縣獣医科病院）

〒750-0014 下関市岬之町8-13 ☎083-231-5460 FAX 083-231-5462

藤永眞善美（下関市動物愛護管理センター）

〒751-0887 下関市大字井田 ☎083-263-1125 FAX 083-256-6950 E-mail: nkdoublet@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

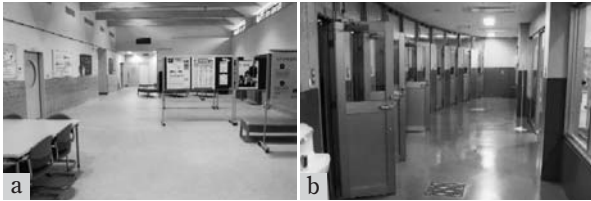


図1 下関市動物愛護管理センター(動物ふれ愛ランド下関)

- a 多目的ホール
- b 見合い室
- c 見合い室では、センターの譲渡犬(猫)と直接ふれあうことができる。
- d 治療室
- e 捕獲した犬は、冷暖房完備の個室に抑留される。

(ア) 動物愛護棟

愛護棟には、多目的ホール、図書コーナー、研修室、ふれあい動物サークル、グルーミング室、治療室、ボランティアスペース等が設置されている。

多目的ホール(図1a)、図書コーナー及び研修室では、市民が適正飼養をはじめとした動物愛護の情報を学ぶことができる資料の展示や学習会などを行う。

屋外のふれあい動物サークルでは、命の大切さを学ぶためのふれあい方教室や犬が家族の一員として幸せな暮らしを営むためのしつけ方教室などを行う。

また、殺処分数減少のために定期的な譲渡会の実施、保護期間の延長、ホームページの活用などを行い、さらに譲渡前講習会や飼い主への面接、譲渡後の飼養状況調査などを通じ適正な飼い主としての教育を行っている。



図2 動物慰霊碑

表1 施設の概要

	構造・規模	室名	用途
愛護棟	鉄工造 平屋 延床面積： 708.61m ² 建設費： 1億5千万円	多目的ホール・見合い室・譲渡猫舎・グルーミング室・処置室・研修室・ボランティア室	動物愛護と適正飼養の啓発・各種教室、譲渡犬猫の飼育
管理棟	地階 鉄筋コンクリート 1階 鉄骨造 延床面積： 592.04m ² 建設費： 1億6千万円	受入室・犬舎・猫舎・譲渡動物舎・隔離動物舎・処分室・麻酔剤回収室・コントロール室・焼却室	犬猫の保護・収容・処分・焼却
ふれあいサークル	鉄骨造 平屋 132.73m ² 建設費： 2千3百万	ふれあいサークル	動物とのふれあい等

譲渡用動物やふれあい動物に関しては、快適に生活できるように愛護棟内に専用の飼養施設(図1b, c)やグルーミング室を設置している。さらに治療等が必要な動物は治療室(図1d)において治療を行う。

ボランティアスペースは「下関市動物愛護推進員」「下関市動物愛護推進協議会」を中心としたボランティアとの市民協働の拠点として活用し、官民一体となって動物愛護の推進を行う。

また、動物の適正飼養啓発・研修会を、広く市民へ実施するほか特に、これからの社会を担う子供たちへ、教育の現場と連携し開催するなど予定し(年齢層に応じて)「命の教室」を実施している。

そのほか、「職場体験」などを幅広く受け入れ、動物と人との関係について実習を通じ経験していただき、市民の皆様が、動物の愛護啓発部隊となっていただけるような取り組みについて実施している。

(イ) 動物管理棟

管理棟は動物の保護、抑留、殺処分、焼却を行う

施設である（図1e）。

保護、抑留、殺処分のための設備は、動物にとって快適な環境となるように、特に、やむをえない殺処分については、動物にとって苦痛のない世界初の取り組み「吸入麻酔剤リサイクル手法」を導入した。

管理棟は、「命の教室」の生きた教材として、積極的に市民へその現場を見学してもらっている。

（ウ）動物慰霊碑

殺処分された犬猫や、家族の一員としてともに過ごした犬や猫などのペット、自己や災害などで亡くなった動物たちに対し、安らかに眠ってほしいと祈る場所として、動物慰霊碑を設置している（図2）。

例年、動物愛護週間中に行う動物ふれあいフェスティバルの中で行っている動物慰霊祭では、多くの参列者の方々が、それぞれの想いを胸に慰霊碑に献花をされている。

3 下関市動物愛護管理センターの主な事業

（1）「命の教室」開催

下関市動物愛護管理センターでは、今年度より、人の都合により奪われる犬や猫の命の現状を通して、「他者を思いやる心～あなたも私もたった一つの命～かけがえのない存在であることを醸成させる、「命の教室」を開催している。

ア 目的

現在のセンターでの業務や犬猫の引き取り・処分の現状を伝え、理解してもらうことにより、一人一人が、人と動物の共存について考えとともに、生命の大切さについて考える機会とする。

イ 内容

現在のセンター業務や猫の引き取り・処分の現状をスライドを用いて説明する。特に高学年（小学校6年以上）では、全国の動物愛護管理センター等で処分される犬・猫の実情についてのビデオ上映を加えて、現状の理解を深める。

また、副題材としてジム・ウイルス原作・石黒謙吾著「どうして」（人間の都合により殺処分される犬からの問いかけ本）の読み聞かせを実施し、一人一人が人と動物の共存や「命の重さ・大切さ」について考える契機としてアンケートによる問いかけを行う。

内容は、受講年齢に応じ、学校側の意見を聞きながら調整する。

ウ 時間

授業時間で、1時限分程度（時間については要望に応じて調整する。）

エ 場所

申し込まれた学校に出前授業を行う。また下関市動

物愛護管理センターでも受講も可能である。（60名程度まで）

オ 対象・人数

小学校低学年、中学生、高校生を対象とし、小学校低学年は30名（1クラス）程度、その他は3クラス程度。

カ 講師

下関市動物愛護管理センター職員（獣医師）

キ アンケートの内容

①「どうして」の読み聞かせに対する子供たちへの問いかけ

「あなたが飼い犬だったら、飼い主の子どもだったらどう考えますか」、「あなたが保健所の獣医師だったらどうしますか」、「あなたがこれからできることは何ですか」等

②アンケートの活用

学校の希望に応じて、学校への授業等で活用できるようコピーを渡している。

（2）下関市開業獣医師会との連携事業

ア 狂犬病予防注射と登録業務

センターでは、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、狂犬病予防法第4条、第5条に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射業務を円滑に推進する。

犬の登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付については、犬の所有者が動物愛護管理センターへ交付を受けに行く煩雑を避けるため、下関市開業獣医師会の協力により、各動物病院で交付を受けることができるようにしている。

また、市と下関市開業獣医師会は狂犬病予防注射の集合で行う注射の実施について協定を結び、狂犬病予防注射の集合注射を実施し、実施率の向上に努めている。

イ 動物の飼養相談及び負傷動物保護業務

動物を適正に飼養するための飼い主への助言、飼い主が不明な負傷動物の応急処置については、下関市開業獣医師会に委託している。

ウ 不妊手術推進

犬及び猫の不必要な繁殖による近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、市民による犬及び猫への避妊手術の実施を奨励し、その負担の軽減を図るため、市は犬・猫の避妊手術助成金を交付している。

（3）譲渡事業

センターでは、犬猫の殺処分頭数を減少させる取り組みとして、捕獲、引き取りした犬猫の中から、犬等の譲渡のための基準に適合したものを、市民等に譲渡している（図3）。

譲渡の際は、譲渡前講習会において、面接、審査を行

い、適当と認められた者に対して譲渡を受ける資格を有する譲渡前講習会修了証を交付している。

現在、犬猫の譲渡会及び譲渡前講習会は月3回実施している。

(4) 動物取扱業への指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」により、業として動物の販売、保管、貸出、訓練、展示を行う場合は、動物取扱業の登録が必要となる。

センターでは、動物取扱業の登録、監視指導、動物取扱責任者への研修を行っている。

市内には約50軒の動物取扱業の登録があり、センターでは適宜、動物の管理状況の調査、指導等を行っている。

(5) 動物ふれあいフェスティバル

センターでは、広く市民に動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、下関市開業獣医師会及び下関市動物愛護推進協議会と共催で、例年、動物愛護週間中の9月23日（秋分の日）に、下関動物ふれあいフェスティバルを開催している。

フェスティバルでは、犬の永年飼養者表彰（登録した犬を15年以上狂犬病予防注射を受けているもの）、児童絵画表彰、犬猫の譲渡会、動物慰霊祭、ミニ動物園、犬のしつけ教室（図4）、クイズラリー等、児童絵画展、下関開業獣医師会による動物なんでも相談、犬の血液検査（生化学検査など）を無料で希望者に実施している。

(6) 処分業務（吸入麻酔剤リサイクルシステム）

当施設では吸入麻酔剤による安楽殺処分を行っている。



図3 月に3回譲渡会を実施



図4 下関動物ふれあいフェスティバル2010

左から、犬猫の譲渡会、動物慰霊祭、ミニ動物園、犬のしつけ教室

やむをえない動物の処分方法については、現在国内の多くの施設で炭酸ガスによる方法をとっているが、致死過程の中で苦悶状況を呈することがあるとの見聞があることから、動物にとって、より安楽な方法について検討した。その結果、吸入麻酔剤による処分方法が炭酸ガスに比し動物に対する苦痛が大きく軽減され、かつコスト面についても麻酔剤を「再利用」する、「吸入麻酔剤リサイクルシステムによる手法」という、この世界で初めての方法を施設整備とともに導入した。

この手法の特徴は以下のとおりである。

ア 人への配慮

従事職員への高い安全性、精神面負担の軽減化、低コストセボフルランなどの麻酔剤は常温保存で危険性が無い。

また、致死行程において動物に苦痛がなく、精神的負担が軽減化される。かつ、再利用により、低コスト化が可能である。

イ 動物への配慮

動物は苦痛がない。人の医療上でもっとも使用される吸入麻酔剤（セボフルラン）を用いた、苦痛の無い手法である。

ウ 環境への配慮

地球温暖化物質を回収し再利用する。

なお、この「動物の処分方法および装置」について平成20年9月に特許が確定した。（特許番号4191726号）システムの概略は以下のとおりである（図5、6）。

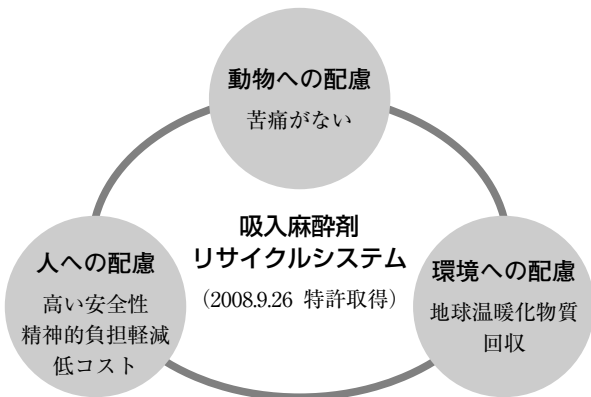
処分の対象となる動物に、動物用処分装置から液化回収された吸入麻酔剤（セボフルランを主とした）を吸入させ（図7～10）、収支、酸欠状態にならない酸素濃度を保ち、かつ、吸入麻酔剤濃度をコントロールしながら（苦悶苦痛のない状況において）麻酔下（体動の消失、意識の消失確認）におき、一定時間保留後心停止を確認する。

その後、余剰麻酔剤（ガス状）を液化回収する。

水封貯留した回収麻酔剤は、繰り返しこのシステムにおいて使用可能となる。

吸入麻酔剤の液化回収装置は実験室レベルでほぼ100%の回収率が確認された（現在国内5大学付属病院

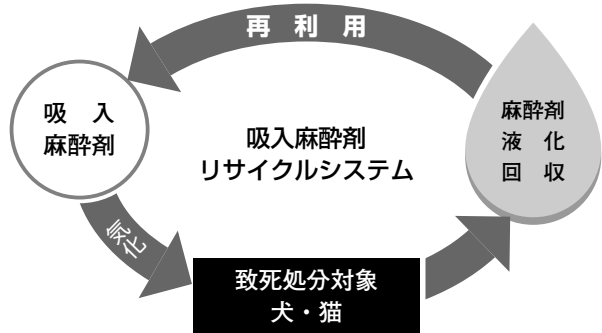
下関市では管理上やむをえない動物の致死方法として、**吸入麻酔剤（主成分：セボフルラン）再利用法**を取り入れます。



＜研究発表過程＞

- 1 平成20年全国動物管理関係事業所協議会（2008.2.30）
- 2 第44回中国地区連合獣医師大会（2007.10.08）
- 3 45回山口県獣学会（2007.8.26）
- 4 平成17年度日本獣医師会学会年次大会 公衆衛生部門（2006.3.18）

図5 下関市～世界初～新しい「動物致死処分方法」の開始「下関市動物愛護管理センター」（2009年4月稼働）



詳細

- ① 処分対象動物に、動物用処分装置から液化回収された吸入麻酔剤（主としてセボフルラン）をガス状で吸入させる。終始、酸欠状態にならない酸素濃度を保つ
- ② 動物が苦悶苦痛を呈しない状況下で麻酔下（体動消失、意識消失）におき一定時間後に心停止を確認する。
- ③ その後、余剰吸入麻酔剤（ガス状）を液化回収する。
- ④ 回収された吸入麻酔剤は水封で貯留し再利用する。
- ⑤ 吸入麻酔剤は液化回収装置から大気中に出さない（クロージドシステム）特許取得装置を用いる。
- ⑥ リサイクルシステム設備工事費：約1億円（処分装置を除く）

図6 吸入麻酔剤リサイクルシステム



図7

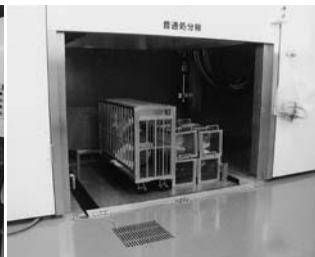


図8



図9



図10

図7 処分室では吸入麻酔剤による犬猫の殺処分を行う。処分機は大型犬用の大型処分機と中型犬用の普通処分機の2機を設置している。殺処分のための一連の操作は左奥のコントロール室で行われる。殺処分完了後、吸入麻酔剤は奥の麻酔回収装置で回収される。

図8 殺処分対象の犬猫は、シャトルと呼ばれるケージに入れた後、処分機内に移動する。

図9 吸入麻酔剤は麻酔剤急速気化装置で気化され、処分機に供給される。

図10 殺処分完了後、気体、吸入麻酔剤は麻酔回収装置で液化回収される。

にて稼働中）特許取得済み（地球温暖化物質回収）の装置を用いるため、低コスト化の実現につながった。

処分される動物を発生させないように取り組むことは当然のことであるが、やむをえず殺処分される動物数がゼロになるその日まで、可能な限り我々人間が動物や環境へ配慮できる努力は継続すべきであり、その一つの分野である。この下関市方式について、全世界へ情報発信したいと考えている。

(7) その他の事業

ア ふれあい教室—犬や猫と仲良くするために—

(ア) 開催日：毎週土・日曜日及び春・秋・冬休み期間

(イ) 時間：

① 午前（10：00～11：00）

② 午後（14：00～15：00）の1日2回（団体（幼稚園、保育園、小・中学校等）は事前に相談）

イ 犬のしつけ方教室—動物との楽しく幸せな生活を—

(ア) 講師：しつけ専門のインストラクターなど

(イ) 受講料：無料

(ウ) 申し込み：センターで電話受付

ウ 動物（ペット）に関する苦情・相談

獣医師会，動物愛護推進員，センターで受け付けている

エ 動物愛護管理法，狂犬病予防法に関する業務全般

4 その他の下関市の動物愛護活動等

(1) 下関市動物愛護推進協議会，設立，経緯，活動

市は，動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づき，「下関市動物愛護推進協議会」を設置している。

協議会の設置目的は，「市民が一体となって命について考え，人と動物が共生できる明るい社会づくり」であり，協議会として，動物愛護推進員の委嘱の推進，活動の支援，動物愛護精神の普及啓発等を行っている。

現在の協議会は平成19年度に設置した第1期下関市動物愛護推進協議会に引き続いて第2期目である。

委員は，下関市開業獣医師会，各動物愛護団体，下関市海洋科学アカデミー，市内幼稚園，小学校，中学校など学校関係者から推薦のあった9名の方々と教育委員会，保健部長を加えた11人が委嘱されている。

(2) 下関市動物愛護推進員の活動

市は，動物の愛護及び管理に課する法律第38条第1項の規定に基づき，地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るため「下関市動物愛護推進員」を委嘱している。

動物愛護推進員は，地域における犬猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する名の方々と，現在16名の方を委嘱している。来年度は20名～25名に増員予定である。

動物愛護推進員の活動は，以下のとおり

- ①犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ②住民に対し，その求めに応じて，犬猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- ③猫等の動物の所有者等に対し，その求めに応じて，これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- ④犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は本市が行う施策に必要な協力をすること。

(3) 下関市における犬猫処分の推移

「動物管理統計（表2）」のとおり

5 おわりに

「動物の致死処分ゼロを目指して」下関市は動物愛護の市（まち）として，行政，獣医師会，動物愛護団体，さらには下関市動物愛護推進協議会，動物愛護推進員が一致して，日夜その努力を続けている。特に動物愛護推進員のボランティア活動の熱心さには頭が下がる。稿を終えるにあたって，その労をねぎらい心から感謝を申し

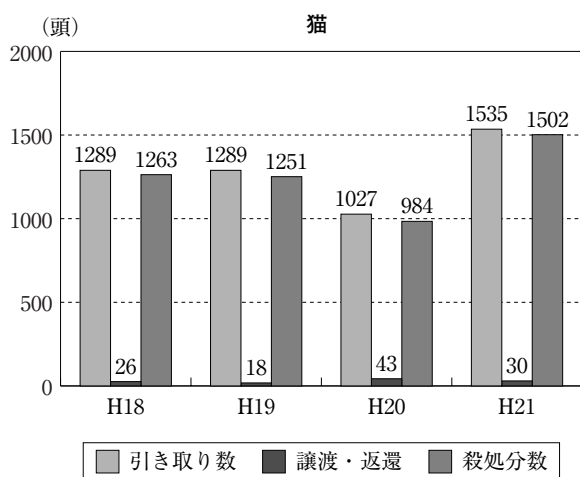
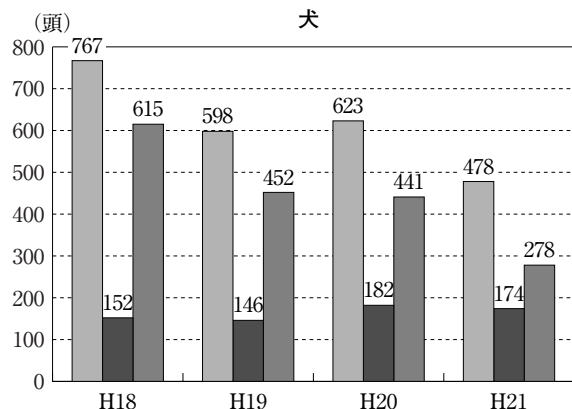


表2 犬猫の管理統計（グラフ）

- ・集合注射を施設外で実施
狂犬病予防注射の集合注射を獣医師会の協力で，毎年4月～5月に市内全域で実施。市内の登録犬数約1万6千頭の内，集合注射約7千頭，個人注射は約5千頭。
- ・犬猫の避妊手術助成：1件4,000円

上げたい。

地元獣医師会等関係団体は，常時，動物愛護活動や獣医療，関係協議会を通じて情報の共有と体験発表，意見の交換に心がけ努力を続けている。

これからは，その活動の拡大と後継者の養成が大切な任務であると思う。

最後に本稿執筆にあたり，ご協力をいただいた下関市動物愛護管理センター藤永眞善美センター長に御礼を申し上げたい。

【略 歴】

- 1952年 山口獣医畜産専門学校（現山口大学獣医学科）卒業
- 1953年 山縣獣医科病院開設開業，今日に至る
- 1970年 日本小動物獣医師会（当時全小協）設立発起人として参加し，理事，常任理事，獣医事部長，副会長を歴任，現在理事
- 1975年 山口大学医学部歯科口腔外科特別研究員（在籍5年）
- 1979年 麻布獣医科大学大学院（在籍3年）において獣医学博士を取得
- 2001年 社団法人日本獣医師会理事（1期）
- 2009年 下関市動物愛護推進協議会長，現在に至る

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み(区)—
静岡市の動物愛護行政のあゆみ

溝口善則[†] (静岡市動物指導センター所長)



1 はじめに

本市は、東に富士山を仰ぎ、西に安倍川の清流を望み、東京・名古屋の中間点に位置しており、平成15年に旧静岡市と旧清水市の合併により、現静岡市として発足した。平成17年に、政令指定都市の仲間入りを果たした(人口約

72万人)。

静岡市動物指導センター(以下「指導センター」という。)は、狂犬病予防・蔓延防止を目的として、昭和55年に現在の指導センターの姿として業務を始めた。開設当時、保健所政令市としての市保健所・公衆衛生部門の1係という位置付けで「畜犬管理センター」の名称で業務を開始した。この施設の建設コンセプトとしては、以

前からあった畜犬管理センターの機能を維持しつつ犬抑留所として最新の設備を有する施設をということで狂犬病予防を軸とした施設として業務を開始した。この当時、本市においては「動物の保護及び管理に関する法律」に関する所掌事務は、総務課という変則的な状況であった。今後、所管するであろう動管法に対応すべく昭和57年「動物指導センター」と名称変更し、現在に至る(図1)。その後、全国各地で管理センターを改築する際に、狂犬病予防関係と動物愛護を採り入れた施設が各地で建設されるようになった。本市でも動物愛護に向けた関心が高まり、動物愛護館建設の要望と動物愛護の啓発及び幼小児の情操教育を軸としたペット動物に関する情報発信基地が必要という判断で、「動物愛護館」(以下「愛護館」という。)を建設し、現在に至っている(図2)。この愛護館は、指導センターに附置する形で運営



図1 動物指導センター 事務棟

静岡市動物指導センター

〒421-1222 静岡市葵区産女953 ☎054-278-6409

敷地面積 1454.02m²

建築延面積(鉄筋コンクリート造2階建) 448.23m²

管理棟 243.00m² 1階:事務室・治療室・薬品庫

2階:会議室・倉庫・休憩室

抑留棟 205.23m² 成犬室4・子犬室2・猫室1・

飼料室1・安置室1・焼却炉2基

静岡市動物指導センター動物指導第2担当

〒424-0053 静岡市清水区洪川2-12-1

☎054-349-4570



図2 動物愛護館 全景

静岡市動物愛護館

〒421-1222 静岡市葵区産女954

☎054-278-4070

敷地面積 1566.31m²

建築延面積(鉄筋コンクリート造2階建) 286.91m²

1階:展示室・グルーミング室

2階:講義室

動物舎 13m²

ふれあい広場 215m²

屋外催事場 205m²

[†] 連絡責任者: 溝口善則(静岡市動物指導センター)

〒421-1222 静岡市葵区産女953 ☎054-278-6409 FAX 054-278-2987

E-mail: mizoguchil-awa@city.shizuoka.lg.jp



図3 上から、ワンワン教室，動物愛護館まつり

し，平成18年度より静岡県動物保護協会を受託者として指定管理により運営している。

2 動物愛護館

昭和62年頃より，前述のとおり市民の動物愛護への関心が高くなり，これに応える中核的な施設整備が求められるようになってきた。時あたかもバブル経済の真ただ中，愛護館建設に取り掛かることとなった。この時点で，犬に関する施策が90%以上を占める状況の中で，愛護館建設計画がスタートした。

仔犬と市民が自由に遊ぶふれあい広場・PCを通じゲームや動物に関する様々な情報を得るための展示，視聴覚教育・ワンワン教室の開催・グルーミングの実技指導等を常設として平成元年に開館した。そして，毎月第3日曜日には動物に関するイベントを実施することとし，ペット動物に関する様々な行事を採り入れている(図3)。

開館当時は，知名度が低く9,000人(平成元年)の来館者にとどまったが，翌年から12,000人から15,000人前後で推移していた。しかし，平成16年には11,000人台まで落ち込み，全職員が大きな危機感を持った時であった(表1，図4)。

平成10年頃より，フル稼働状態であった展示機器の消耗が激しく，取り換え時期にあった。この時，投入資金の費用対効果や愛護館に本当に必要なものは何かを議論した結果，機器の整備より動物とふれあうことや各種の情報を発信することの方が大事ではないかという結論

表1 来館者数

年	来館者数(人)	年	来館者数(人)
元年	9,000	11	15,625
2	12,145	12	14,326
3	12,732	13	17,367
4	13,928	14	14,267
5	14,397	15	13,707
6	12,986	16	11,975
7	13,784	17	15,285
8	13,462	18	15,459
9	12,132	19	17,534
10	14,125	20	16,510
		21	19,207

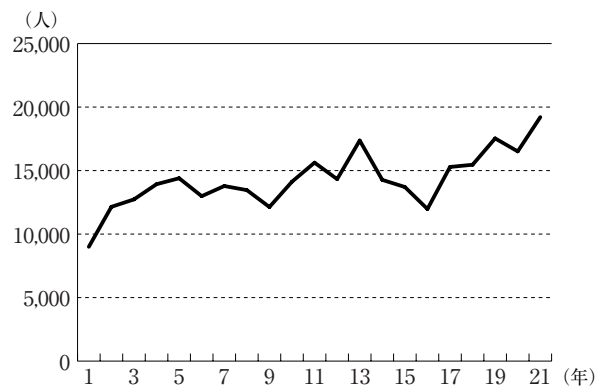


図4 動物愛護館来館者数の推移

を得た。これにより，イベント内容の見直しや来館者からのアンケートを実施し要求要望をまとめた結果を反映させることとした。

平成18年より指定管理者制度を導入し管理運営は，静岡県動物保護協会が行い，民間の発想による運営やイベントを導入することで来館者減少に歯止めをかけることができた。平成21年には19,207人の来館者があり，20,000人を視野に入れた中で事業計画を練るまでになった。

このように，幾多の苦難の末，犬猫をはじめとしたペット動物の情報発信基地としての動物愛護館が，市民にも認知されその存在は欠かせないものになっている。

3 仔犬のふれあい広場

愛護館の開館当初より目玉的な存在として，ふれあい広場がある(図5)。指導センターで引取った仔犬の健康状態をチェックした後，ふれあい広場に放ち，来館者が仔犬と自由に触れ合い，一定期間が過ぎると希望者に譲渡する事業である。最盛期には145頭(平成11年)の仔犬を譲渡したが，平成13年頃より行き詰まりを見せ始めた(表2，図6)。

仔犬が広場で来館者に愛嬌をふりまく姿は，愛護館のシンボルである。人も犬も大喜びで，これが目当てで来館する人が多くいる状況である。しかし，犬の飼い主が



図5 上から、ふれあい広場での様子、ふれあい広場での仔犬達

無用な繁殖に神経を使うようになり、仔犬の引取り等が少なくなった結果が仔犬の減少に繋がっている。以前は、生まれた仔犬のいく末を案じている飼い主と新たな飼育を希望する人との仲立ちする形で、譲渡会を年数回開催していた。この譲渡会も、平成13年を境に減少の一途を辿り、仔犬の提供が1頭も無い年があり、平成17年を最後に打ち切りとなった。

仔犬が減少し、新たに犬の飼育を希望する人達に仔犬を、思うように提供できない状況となり、ふれあい広場に入る仔犬も減少した。広場に犬がいない状況が長く続くこともあり、来館者からは、「仔犬がいない愛護館は魅力が無い」「なぜ、犬がいないの?」という意見が多く寄せられるようになった。しかし、この広場に仔犬が入るのは、行き場を失った犬達が最終手段として、ここにいる実態を説明すると大部分の人が納得する。最近では、ここに仔犬がいないことは全体からみればとても良いことだと理解してもらえるようになった。

4 成犬譲渡

平成14年頃より、仔犬に限っての譲渡事業に先行不安が生じてきた。仔犬が減少し、譲りたくとも仔犬がいない状況が現実となった。全国の各自治体でも同じような状況で苦慮していることや苦肉の策で行った「成犬譲渡事業」が予想以上に成果を挙げている等が、会議や研修会の場で報告されるようになった。本市でも早速、実施している自治体の視察や照会等で情報収集を行い、平

表2 犬譲渡の状況

年	ふれあい広場	譲渡会	成犬譲渡	譲渡会・成犬	合計
元年	131	139		139	270
2年	119	112		112	231
3年	89	79		79	168
4年	61	76		76	137
5年	84	89		89	173
6年	69	91		91	160
7年	70	62		62	132
8年	96	69		69	165
9年	95	49		49	144
10年	101	28		28	129
11年	145	40		40	185
12年	117	40		40	157
13年	126	19		19	145
14年	108	0		0	108
15年	81	23		23	104
16年	78	18	25	43	121
17年	105	10	15	25	130
18年	111		33	33	144
19年	82		37	37	119
20年	38		34	34	72
21年	40		37	37	77

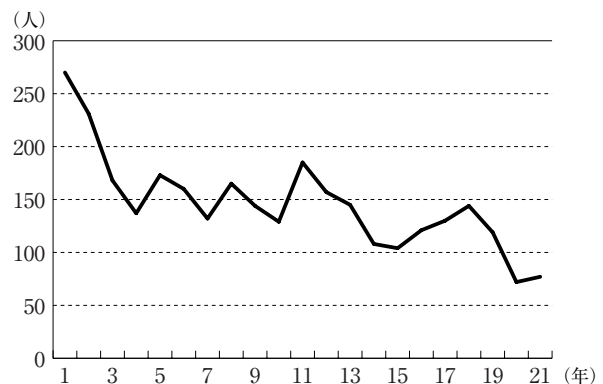


図6 犬譲渡の状況

成16年より実施することとした(図7)。

その実施方法について検討を繰り返す、譲渡対象犬については、健康状態、性格及び新たな飼い主に馴染めるか否かを総合的に判断する。また、譲渡希望者は事前登録制度により実施することとした。譲渡後にリスクが判明する場合があります、犬の健康チェック・性格把握及び希望者の事前審査は厳密にすることとした。

初年度は25頭を譲渡し、その後順調に推移している。実績は(表2)のとおりで平成18年以降は、30頭以上を譲渡している。

譲渡希望者の登録～譲渡犬候補の選定・決定～健康状態のチェック～飼養管理～譲渡希望者との対面～譲渡成立までの過程で、職員個々がそれぞれ研修を行った。抑留～譲渡対象までの間、特徴的な性格が現れたり罹患していたりと想定外の事態の連続で2年目くらいが大変な



図7 成犬譲渡で新しい飼い主の方と記念撮影



図8 しつけ教室

表3 犬の処分数・率の推移

	1年	5年	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
捕獲	311	408	297	227	216	158	157	162	184	137
引取り	1,375	657	263	158	207	234	198	195	111	87
譲渡	131	84	101	81	78	127	134	120	77	76
返還	56	86	73	96	95	95	68	75	112	75
処分	1,499	895	386	208	250	170	153	162	106	73
処分率(%)	88.9	84.0	68.9	54.0	40.9	43.4	43.1	45.4	35.9	32.6

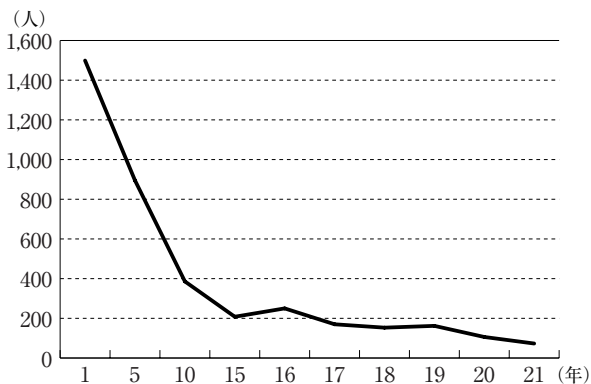


図9 犬処分数の推移

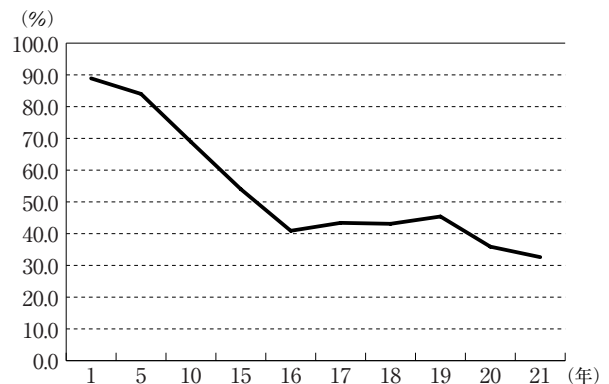


図10 犬処分率の推移

時期であった。担当職員の努力と、支える職員が一体となり、1頭でも多くの犬の命を救うという信念があっはじめて成果が上がる事業である。現在は、常時2～3頭の候補犬がおり、朝の散歩からしつけ、健康状態のチェック等を職員自らがを行い譲渡成立を願っている（図8）。本事業を継続・発展させるには、如何に職員を確保し、その質を向上させるかである。単に職員増と研修を実施すればよしではなく、その情熱をもった職員を如何に確保し育てるかが大きな鍵である。

指導センターには獣医師の資格をもつ職員が5名いるが、臨床経験は全員皆無である。現在は、犬に体調異変があり手に負えない時は、開業獣医師にサポートを仰ぎ、ヨチヨチ歩きをしながらの状態である。今後は、実務を体験しながら経験したことを次に活かせる体制作りが急務である。公務員獣医師・公衆衛生関係獣医師とい

う枠組みにとらわれることなく臨床を学ぶことも大切である。そのためには、開業獣医師の理解・支援・援助は、技術的、精神的に大きな支えである。

5 犬の処分数減少

平成10年まで大幅減の状況があり、その後徐々に減少している。平成元年の1,499頭が平成21年には73頭であり95.2%の減少率である。処分率は、抑留等の実頭数が大幅に減少しているため56.3%の減少に止まっている（表3、図9、図10）。

この状況は大変喜ばしいことであり、今後も続いてほしいと願うばかりである。市民の動物愛護に関する意識が向上した結果の現れである。振り返ると、昭和40年代頃までは、犬の放し飼いは当たり前のように市内各地で見受けられた（放し飼いを禁止する条例は存在してい

表4 猫引取り数の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
飼い猫	569	491	441	449	248	312	190	108	155	104
飼い主のいない猫	1,734	1,974	1,925	2,024	2,052	2,327	2,313	1,932	2,109	1,721
引取り合計	2,303	2,465	2,366	2,473	2,300	2,639	2,503	2,040	2,264	1,825
仔猫	2,094	2,133	2,064	2,269	2,073	2,248	2,209	1,817	1,994	1,618
割合 (%)	90.9	86.5	87.2	91.8	90.1	85.2	88.3	89.1	88.1	88.7
成猫	209	332	302	204	227	391	294	223	270	207
割合 (%)	9.1	13.5	12.8	8.2	9.9	14.8	11.7	10.9	11.9	11.3

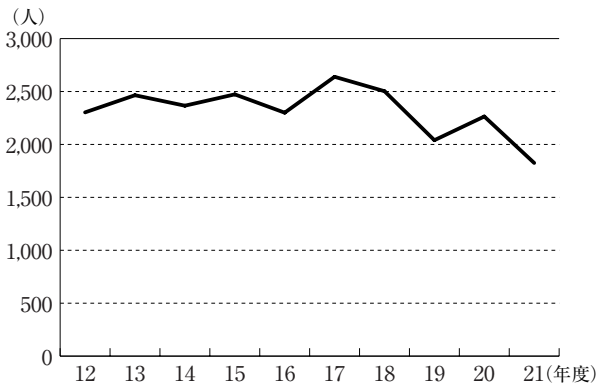


図11 猫の引取り数の推移

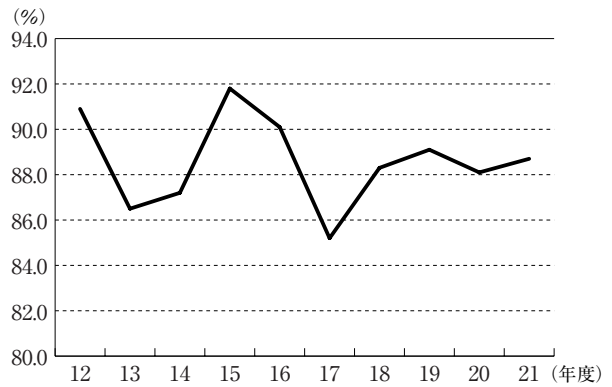


図12 猫引取りの仔猫が占める割合

た)。その結果、放し飼いにより不用な仔犬が生まれ、その処分に困った飼い主が不用犬として持ち込まれたり、そのまま野放図な飼育により野犬化した犬も多数いた。このような悪循環に変化が現れたのは昭和50年代である。

前述の「仔犬のふれあい広場」で記したが、飼い主責任を實踐する動きが加速し「産まれた仔犬を誰かに飼ってもらえないか？」という要望が多く寄せられるようになった。今後「不用な仔犬を産ませない努力をする」という飼い主との約束ができるものにより、「譲渡会」の場を提供した。最盛期には、2カ月毎の開催で1回60～100頭の仔犬が集合した記憶がある。このような状況なので、貰い手が見つらず、処分される仔犬が相当数いた。回を重ねるごと提供される仔犬の数が減少し、平成17年を最後に終了した。

望まれない仔犬が減少したことにより犬を取巻く環境は激変し、犬に関する様々な施策は一定の成果を挙げたと捉えている。今後は、熊本市のように、胸を張って「犬処分0」を目指す方針を掲げられるようすることが目標である。

6 猫に関すること

前述したように、犬に関する様々な問題が少しずつ解決する中、それに反比例するように猫に関する問題が平成10年頃より表面化してきた。今まさに犬の昭和40年代を思わせる状況である。

平成22年6月の市議会へ「飼い主のいない猫を増や

さないための陳情」が市民で組織する会より提出され全会派一致で採択された。その要旨は、猫に関する様々な問題が表面化しているが、猫に責任はなく市民と行政が解決すべきである。動物の命を尊重し飼い主のいない猫を増やさず、近隣トラブルを解消するため行政改善と愛法に基づく市条例の制定を求めたものである。

- (1) 飼い主責任の徹底
- (2) 不妊補助制度の改善
- (3) 猫の登録制度の確立
- (4) 殺処分の減少
- (5) 災害時に避難所へのペットゲージ設置
- (6) 市条例制定

以上を陳情項目の具体的な要望としている。

市民団体から市議会へ陳情するという本市にとっては画期的なことである。今後、これらについて市民・自治会組織・動物関係団体・学識経験者・行政等が平成23年度から同じテーブルについて、議論を進めるために準備中である。

人と密接な関係をもつ動物は、犬と猫であるが置かれている立場は大きな違いがある。犬は、狂犬病予防法や区市町の条例まで様々な法の中で順守事項を定めているが、猫にはこの類のものが皆無である。猫嫌いや被害を訴える人は、目の前に猫がいなくなればよいという派と、猫を擁護する派に分かれる。それぞれが強い主張をすることにより益々その溝が深まるという構図がある。しかし、お互いの主張の行きつく先は同じところにあるのである。猫には罪は無いとわかりつつ当事者である猫



図13 動物慰霊祭



図14 慰霊碑と休憩所

の排除を求めることと、猫に罪は無く悪さをさせた人間が悪いのであるということは、問題の提起の部分が違うだけで、あるべき姿は同じである。

顕在化していた猫の餌やりを中心に活動しているボランティアの人達の地域猫的活動が一般市民に認識され、少しずつ表舞台に出てきた。現在、このボランティアの人達の協力を得て愛護館まつりや猫に関する展示等の事業展開をしている。お互い協力できることを中心に協働事業を進めており、今後も継続し啓発活動の一翼を担ってもらうことに期待を寄せている。

7 猫の引取りについて

猫の引取りは、平成12年当時の動管法の改正により、犬猫の引取りを中核市に義務付けられた時から始めた。

表4に示したとおり、85～90%位が仔猫である。飼い主のいない猫が占める割合は、80%以上である。実頭数も常時2,000頭前後を引取り、ほとんどを殺処分している状況は、ひとつの市としては決して少ない数字ではない(図11, 12)。

以上のことから、引取り数の減少=殺処分減少となることは明白で、仔猫の引取り数を減少させることが絶対的な条件である。飼い主のいない猫が大部分を占める状況で、今後この猫達の絶対数を減少させるかが課題である。そのためには、地域住民の理解とボランティア等とに連携をとり協働できるかが大きな鍵である。

前述したとおり市民から殺処分を少なくという要望もあり今後は、これに応えることを念頭に進める予定である。

平成23年度に発足させる協議会に期待をし、多方面から意見や要望を出し合い、それぞれの場で協議検討を加え結論を出す。これを重ねながら、いわゆる猫派の人も反猫派の人も納得できるルールを作り「共生」できる町づくりを目指す。猫についての情報を共有し、問題解決に向けどのように取組むかであり、机上の空論を論ずるより実践しながら進むことが実効性はあると考える。

8 猫の不妊助成事業

静岡市獣医師会が実施している「猫対策」事業がある。この事業の一環としてノラ猫の不妊手術を希望する人に補助金を交付する制度を、獣医師会が独自に定めた制度である。

平成6年度より、市も公益性のある事業であるという判断をし、補助金を交付している。

当初は、ノラ猫を対象に年間100頭に不妊手術を行うということでスタートし、現在は800頭余の猫に不妊手術を施すまでになった。当初はノラ猫を対象にスタートしたが、平成13年度から飼い猫を含めた制度とし、本年度より再度ノラ猫のみを対象とした事業となった。本制度は、飼い主のいない猫の管理者が不妊手術を希望する場合、雄10,000円、雌20,000円の補助金を交付し手術料の負担を軽減する制度である。その結果、猫の無用繁殖を抑制させることを目的としている。当該年度の事業終了後に、実施頭数に応じ前記金額の半額を市から獣医師会に補助金を交付する制度である。

市が関わるようになった経緯は、猫に起因する問題は後を絶たず、現場職員をもってしても解決の見通しのないものばかりである。猫を排除すれば、それでよしとすることはできず、抜本的な対策が求められている。猫の絶対数を減らすことが重要であるという観点から、獣医師会の本事業に賛同しての補助金である。すでに、15年余を経過した現在でも猫に関する諸問題は厄介なものである。

振り返ると、行政が獣医師会と向き合いながらの取組みであった。この方向性は間違っていないと考えるが、より有効的な手段を検討する時期にきている。今後は、市民からの要求・要望に耳を傾け、補助金の在り方や不妊手術後の処置の仕方等についても獣医師会と検討を加え、より良い制度とすることが必要である。

9 動物慰霊

毎年、動物愛護週間行事として「静岡市動物慰霊祭」を実施している(図13)。市獣医師会・静岡動物愛護

会・市の3者が実行委員会を組織して開催している。平成22年度に第38回を数えるまでになった。市民文化会館で約1,200名が参加するまでになった大イベントである。ステージ中央に犬猫をデザインした祭壇を飾り、この1年の間に亡くなったペット動物の霊を慰める会である。会が進行するにつれ会場のあちらこちらから、すすり泣きが聞こえてくることは珍しくなく、その家庭で亡くなった動物がどんな存在であったか充分想像できる。今後も要望がある限り続けたいものである。

また、指導センター内に慰霊碑を設置している(図14)。一般家庭で亡くなった動物の火葬業務も当所の所掌事務に含まれている。慰霊碑は、指導センター建設時、市獣医師会より寄贈されたもので、当所で火葬した動物のお骨を一部納め、自由に参拝できるように開放している。この慰霊碑に30本の花瓶を用意し、自由に花を手向けることができるが、この花が途絶えることなく常に満杯状態である。土日曜日には参拝する人がひっきりなしに訪れ、在りし日の動物達に手を合わせる光景が頻繁に見られる。

自由に参拝でき何時までも忘れられることなくお参りしてもらえる動物たちは幸せである。昨今の社会の殺伐としたなかで、いろいろな事件や事故が報道されているが、この光景を見る限り無縁のような思いである。今後も市民のささやかな憩いの場として、たくさんの人達にお参りできたらと願うばかりである。

10 おわりに

動物愛護は一言でとても言い表せないくらい奥深いものである。

当市における動物行政は、狂犬病予防から始まり平成9年頃より動物愛護を云々が始まった。まだ、10年を少し経過したにすぎないが、その変わり様には目をみはるものがある。特に猫に関する諸問題には、対症療法で凌いでいたものが抜本的な対策を講じないと抜き差しならないところまできている。それだけ市民の関心や動物愛護に関する姿勢が当時と比べ物にならないくらい高まっているということである。今後は、行政のみならず獣医師会・市民団体・地域住民・動物取扱団体等と情報交換をし、各施策を展開することが重要である。そのためには、それぞれの立場を理解した上で、あるべき姿に向かう姿勢が大切である。

また、本市は動物愛護館という情報収集や発信機能を持った施設があり恵まれた環境にある。これを最大限活用し市民に動物愛護を啓発する身近な発信基地とすることが大切である。各種事業を充実させ、市民に深い理解を得るために、まだ努力が足りないと感じている。

最終目標は「動物共生できる社会づくり」である。そのために、次世代までを見つめた施策や事業展開が必要であり、今後私たちに課せられた課題であると考えている。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (X)— 栃木県動物愛護指導センターの概要 ～最近の取り組み状況～

新堀精一[†] (栃木県動物愛護指導センター所長)



1 はじめに

栃木県動物愛護指導センター(以下「センター」という。)は、低年齢層を中心とした多くの県民を対象に、動物とのふれあいをとおして、動物愛護思想の普及啓発を行い、人と動物の友愛と慈しみを育む地域社会の形成を目指して

いる。

これらの動物愛護啓発事業と共に、以前保健所業務として行っていた犬猫等に関する業務がセンターに集約され、栃木県動物愛護管理行政の中核施設として、平成6年4月1日に開設した(図1)。

2 施設の概要

センターは宇都宮市内にある栃木県動物愛護指導センターと日光市にある栃木県ドッグセンター、栃木市にある県南ドッグセンターの3カ所構成されている。

(1) 栃木県動物愛護指導センター (宇都宮市)

ア 敷地面積：13,458.90m²

イ 建物延べ床面積：2,211.69m²

(ア) 愛護館：779.12m²

レクチャールーム、展示室、図書コーナー、相談室、子犬飼育室、センター犬飼育室、シャンプール室等

(イ) ふれあいドーム：379.94m²

各種イベント開催

(ウ) 管理棟 (2階建て)：765.76m²

1F 診察室、レントゲン室、試験検査室、無菌安全室、手術室、動物観察室、保護室等

2F 事務室、会議室等

(エ) その他倉庫等：286.87m²

(2) 栃木県ドッグセンター (日光市)

ア 敷地面積：3,017.02m²

イ 建物延べ床面積：510.03m²

(平成3年3月全面改築)

ウ 設 備

犬抑留室5室、犬個室1室、子犬室1室、猫室1室、自動追い込み式炭酸ガス装置1基、炭酸ガス装置(猫用)1基、自動投入三次燃焼式焼却炉2基、監視用モニターカメラ2台

エ 処 理 能 力

(ア) 焼却量：1回30頭

(イ) 焼却時間：1回1.5～2.0時間

(3) 県南ドッグセンター (栃木市)

ア 敷地面積：837.51m²

イ 建物延べ床面積：223.68m²

管理棟：40.0m² 抑留棟：183.68m²

ウ 沿 革

昭和40年2月 県南犬抑留所新築

昭和60年3月 県南犬抑留所改築

昭和62年7月 県南ドッグセンターに改称

エ 設 備

抑留棟(無窓強制換気方式)

犬抑留室5室、子犬室1室、猫室1室、



図1 栃木県動物愛護指導センター全景

[†] 連絡責任者：新堀精一 (栃木県動物愛護指導センター)

〒321-0166 宇都宮市今宮4-7-8

☎028-684-5458 FAX 028-684-5926

E-mail : doubutsu-asc@pref.tochigi.lg.jp

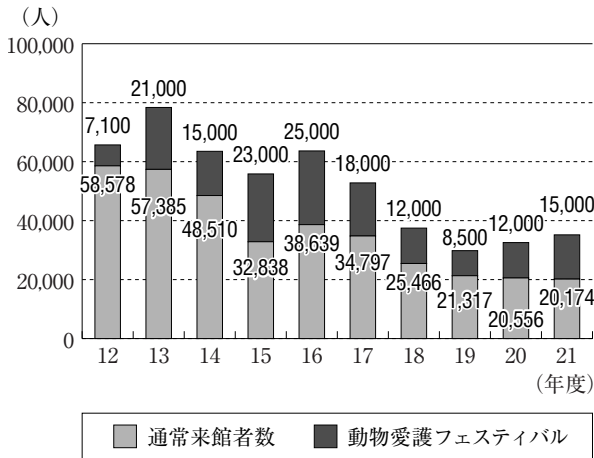


図2 年度別来館者数

負傷犬室3室、咬傷犬室2室

3 事業の概要

(1) 動物愛護啓発事業

当センターでは平成6年9月23日に一般県民向け施設としてオープンした「愛護館」を拠点に、以後継続して動物愛護啓発事業を実施している。

一般来館者は、ふれあいドームで譲渡用子犬とふれあい体験をしたり、動物関係の図書コーナーや展示室にて動物の歴史や習性などについて、映像や音声等展示設備により、動物の正しい飼い方や接し方、動物愛護のあり方などの知識を身につけることができる。

ア 来館者の状況

愛護館の来館者数は平成22年8月29日付で、100万人達成を成し遂げ、記念式典を盛大に行った。来館者数は平成11年度93,343名をピークに平成21年度は35,174名まで減少した。これは少子高齢化と低学年団体等の来館者が減少した結果で、対策としては広報活動強化と出張ふれあい教室、出張しつけ方教室に力を入れ、センターから遠い県北部・南部地域等に向いて啓発活動を行っている。

平成21年度の来館者の年齢構成は、大人61.3%、小中学生21.9%、幼児16.8%と子供の来館者減少が認められた(図2)。

イ 動物ふれあい教室及び動物愛護ふれあいサマースクール実施状況

主に保育所、幼稚園及び小学校低学年の児童等の団体を対象に、犬の習性や正しい接し方についての説明とビデオ観賞後、子犬とのふれあい等を内容とした動物ふれあい教室を実施している。

平成21年度センターでの動物ふれあい教室は16施設620名、5月・11月の「家庭の日ふれあい教室」は75名の参加者があった。

センターから獣医師とハンドラー(技術員)が出向



図3 動物ふれあい教室

いて行う出張ふれあい教室実施状況は、13回806名の参加者が得られた。依頼された小学校、保育園等において、犬のふれあい方の講話や、子供たちに子犬に直接触れてもらい、犬との接し方を指導した(図3)。

また夏休み特別企画として、動物ふれあいサマースクールを実施しており、平成21年度は応募が多く3回実施54名の参加者があった。内容としては、犬の生態についての講義や動物愛護に関するビデオ観賞後、子犬のシャンプー、寄生虫検査、子犬の世話、子犬のしつけ方を体験していただき、参加者から子犬と接し貴重な体験が出来たと好評を得ている。

ウ 犬も友達! わんわん教室(子犬譲渡の事前講習会)の実施状況

平成6年9月から実施しており、受講者は平成21年度までに3,368名に達し、動物の適正飼養普及啓発に役立っている。

子犬譲渡希望者を対象に実施しているもので、犬の習性、しつけ方、健康管理、動物由来感染症、法令等を含めた正しい犬の飼い方に関する基本的な講習である。平成16年5月から制度化し(毎月1回開催、受講者に対し「受講認定証」交付)、「子犬譲渡会」への参加希望者は、当教室を事前講習として受講が必要である。

エ 譲渡事業実施状況

(ア) 子犬譲渡事業

子犬の譲渡をとおして模範的な飼い主の育成をすることで、動物愛護思想と正しい犬の飼い方の普及啓発を目的に平成6年9月から実施している。譲渡会は毎月1回開催し、譲渡者には終生飼養と不妊去勢手術の実施、畜犬登録、狂犬病予防注射の実施など、愛情を持って適正飼育することを誓約してもらう。

平成20年12月から環境省補助事業でマイクロチップ装着(60頭)を、平成21年4月からは栃木県

表1 譲渡事業実績

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計
子犬譲渡頭数	49	165	144	140	147	154	137	157	168	162	133	122	88	122	142	143	2,173
しつけ方教室出席者数	29	126	134	138	139	146	130	142	161	156	131	120	82	112	139	133	2,018*
受講率 (%)	59	76	93	99	95	95	95	90	96	96	98	98	93	92	98	93	93

※2回のうち1回でも出席した人数

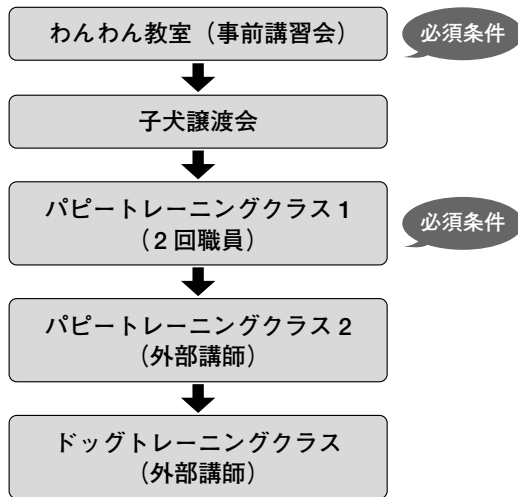


図4 子犬譲渡会としつけ教室



図5 動物愛護指導センターホームページ

獣医師会から費用補助を受け、平成22年3月末日で譲渡子犬全頭（141頭）にマイクロチップ装着をした。

更に2回シリーズで子犬のしつけ方教室（パピートレーニングクラス・レベル1）の受講を義務付け、しつけの基本を身に付けていただいている（図4、表1）。

(イ) 成犬譲渡事業

センターホームページ（以下HPと略す）に収容動物情報として、毎回捕獲された犬の写真を掲載して飼い犬を捜している方に情報提供している。また、その写真を見て（飼い主が現れなかった場合）、譲渡希望の旨をセンターに申し出があった犬に限り、適正診断（性格、健康審査等）を実施し、家庭犬としてふさわしいと診断された成犬を県内在住の人を対象に譲渡している。平成21年度は38頭が譲渡された（図5）。

(ウ) 子猫の譲渡

平成21年度から、猫の適正飼養（室内飼育、不妊去勢手術、所有明示、終生飼養等）の普及と模範的飼い主の育成を目的にスタートした事業である。

子猫は子犬と異なり、なかなか譲渡希望者が集まらないのが現実である。譲渡可能な子猫を用意して希望者を募るが、日数が経過し中猫になってしまうケースが多々あった。最近では、希望者が出た時に子猫を探すというシステムをとっており、平成21年

度は25匹の子猫譲渡がなされた。

オ 愛護館での犬のしつけ方教室実施状況

犬の飼い主に正しい飼い方及びしつけ方を普及することにより、犬による人等への危害防止することはもちろん、人と犬が共生して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的としている。犬の成長度合いにあわせてパピートレーニングクラス・レベル1（生後約3カ月、譲渡犬）、パピートレーニングクラス・レベル2（生後約3～6カ月）及びドッグトレーニングクラス（生後1年以上）の3クラスに分けて実施しており、平成21年度は189名の参加者があった。

レベル2とドッグトレーニングクラスは外部講師（ドッグトレーナー）に依頼して実施している（図6）。

カ 譲渡犬等飼い主の集いの会（DMSO : Dog and Man Social Organization）の活動状況

センターから子犬譲渡を受けた飼い主を中心に平成9年10月に設立され、動物を適正飼養管理することにより、人と動物の絆（ヒューマン・アニマル・ボンド）を尊重し、動物の適正な飼養管理の知識、技術の習得と広く動物愛護思想の普及啓発を図ることを目的として、当センターに事務局を置き、平成22年12月末日現在84名の会員がいる。

(ア) 主な活動内容

- ・犬の模範的飼育者を育成するための事業
- ・適正飼養に関する研修会等知識の交換に関する事業



図6 パピートレーニング



図8 動物愛護絵画コンクール最優秀作品



図7 動物愛護フェスティバル



図9 動物愛護ふれあい写真コンクール特賞作品

- ・動物愛護指導センターが実施する各事業への協力
- ・会報の発行
- ・その他の目的を達成するために必要な事業

(イ) 活動状況

「研修会」

- ・平成21年6月28日
演題：「愛犬・愛猫の健康をサポートするフード選びについて」
講師：齋田林俊氏
(日清ペットフード(株)那須研究所長)
- ・平成22年2月28日
演題：「高齢犬と楽しく暮らそう！」
講師：矢崎 潤氏
(JAHA公認家庭犬しつけインストラクター)

「2009とちぎ動物愛護フェスティバル」

内容：わんわんパレード参加, DMSO 広報活動

キ その他の動物愛護普及啓発事業実施状況

(ア) 「2009とちぎ動物愛護フェスティバル」

元気いっぱい 愛情いっぱい 動物と私！
命あるものである動物の愛護と動物の適正な飼養について一般県民の関心と理解を深めるため、動物愛護週間行事として、動物愛護フェスティバルを開

催した(図7)。

日時：平成21年9月23日(水)(秋分の日)

場所：栃木県動物愛護指導センター

来場者数：約15,000名(快晴)

関係者数：431人

催し物：

- ・マーチングバンド演奏&わんわんパレード
- ・動物愛護絵画コンクール表彰式
- ・その他15種目

主催：栃木県、宇都宮市、(社)栃木県獣医師会

(イ) 動物愛護絵画コンクールの実施

県内全小学校を対象に動物愛護と動物の適正飼養に関する啓発活動の一環として実施し、動物愛護フェスティバルにおいて、優秀作品75点を表彰した(図8)。

応募作品数：1,261点(県内55小学校)

入選作品数：75点

(最優秀3点・優秀12点・佳作60点)

審査会：平成21年7月30日(木)

(県立美術館学芸員他4名)

展示期間：平成21年9月15日～10月16日

展示場所：動物愛護指導センター愛護館ロビー



図10 職場体験学習

(上記期間の内、10月5日～9日は栃木県庁内15F展望ロビー)

表彰式：平成21年9月23日(祝)

動物愛護フェスティバル会場にて

(ウ) 動物愛護ふれあい写真コンクールの開催

一般県民から動物愛護精神の高揚と普及啓発を図るため、人と動物との心温まるふれあいをテーマにした写真を募集し、コンクールを開催した(図9)。

応募作品数：71点

入選作品数：18点(特賞1点・金賞2点・銀賞5点・銅賞10点)

審査会：平成22年2月4日(木)

(下野新聞社写真部長他4名)

展示期間：平成22年2月16日～3月末日

(全ての応募作品展示)

展示場所：動物愛護指導センター愛護館ロビー

表彰式：平成22年2月28日(日)

(エ) 動物の霊を慰める会

県内市町担当者、県関係者、栃木県獣医師会会員が一同に集い人間社会の犠牲となった動物の御霊に対して、黙とうをささげた後、全員で献花を行い供養を行った。

日時：平成21年11月6日(金)

場所：栃木県動物愛護指導センター

主催：栃木県、宇都宮市、(社)栃木県獣医師会

(オ) 各種行事への参加・協力状況

一般県民に当センターを幅広く認知いただくことと、センター業務の紹介の目的で、各種行事への参加、研修生等の受け入れに努めている。

出張しつけ方教室では市町等要望に応じ5カ所に出向いて、犬のしつけ方教室を実施した。

職場体験学習(中学生)受入状況は14校63名であった。

研修生受入状況(中学生・サマースクール除く)は高校生、専門学校、大学生、社会人等12団体、

266名であった(図10)。

その他出張講座、総合学習など県民要望に極力応じることに努めている。

また、職員研修も2回開催した。

(2) 犬猫等に関する業務

平成6年センター開設により、以前県内11保健所で実施していた「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」並びに「狂犬病予防法」に基づく、犬猫等の飼い主に対する適正飼養に関する指導助言、所有者等からの犬猫引き取り及び負傷動物の収容並びに放浪犬等の捕獲抑留を引き継いで行っている。

主に飼養管理課5名(獣医師)と技術員17名で対応し、電話等で苦情を受理し、県内を三班(県南班・県央班・県北班)体制で、パトロール班が対応する体制をとっている。

更に難解苦情に対しては、特別班(獣医師)を設置し、すみやかに現場対応に努めているが、1回の訪問で解決することは難しく、市町職員、自治会等に協力を仰ぎながら問題解決に向けて対応している。

犬猫等の相談・苦情対応を介して、人と動物の共生できる社会づくりのため普及啓発を行い、毎年10月の「正しい犬の飼い方強調月間」では、各健康福祉センター、市町、県獣医師会と連携し、飼い主の適正飼養、意識向上を図るための事業を実施し、普及啓発用パンフレット等を配布している。

平成21年度末栃木県の畜犬登録頭数は120,260頭(24,042頭)、狂犬防予防注射頭数89,048頭(19,463頭)であった(宇都宮市分)。

栃木県動物愛護管理推進計画が平成20年度から10年計画で「人と動物の共生できる社会をつくり、処分ゼロを目指すため、3つの重点施策を推進します」そのビジョンのもとでスタートし、重点施策は「①普及啓発の推進、②適正飼養の推進、③譲渡機会の拡大を実施する」の3項目で、それを50項目の施策に細分し、実行することとした。数値目標として、犬猫引き取り(処分)頭数を平成18年度の7,154(6,871)頭を基準に、10年後平成29年度計画目標を3,570頭(3,100頭)とした。

ア 犬捕獲状況

犬の捕獲頭数はここに来て減少し、平成21年度1,799頭となり、平成18年度2,781頭に比べ35.3%の減少を認めた(図11)。

イ 犬の返還状況

センターでは、毎回のパトロールで捕獲された犬は、ホームページに収容動物(迷子情報)として掲載し、4日間の抑留期間に飼い主が現れない場合、殺処分となる。

平成21年度1,799頭の内返還頭数は、241頭

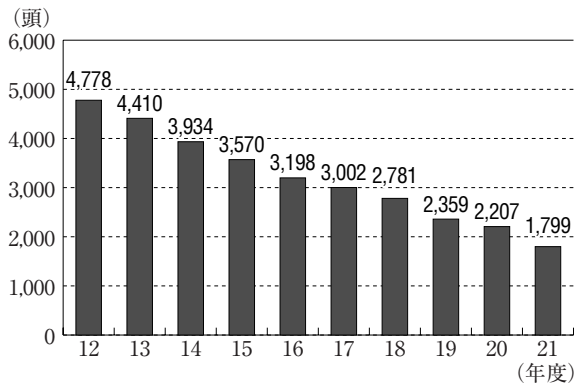


図11 犬の捕獲頭数の推移

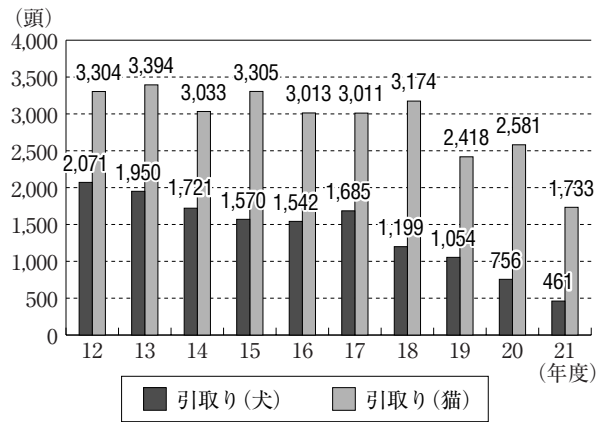


図13 犬猫引き取り頭数の推移

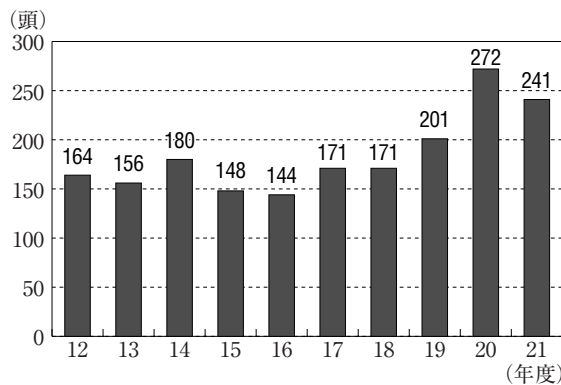


図12 犬の返還頭数の推移

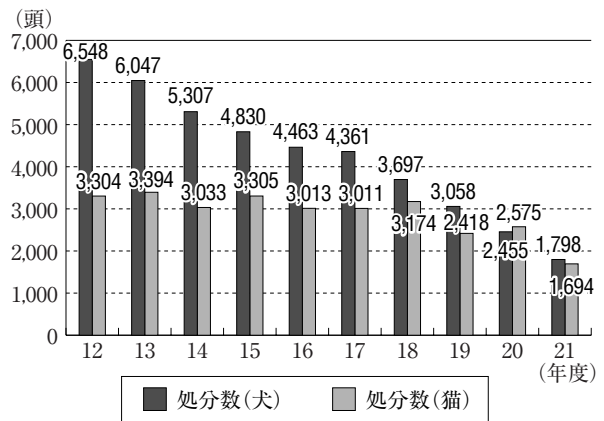


図14 犬猫の殺処分頭数の推移

13.4%であった。平成18年度に比べ、微増であるが返還頭数が増加している。狂犬病予防法に基づき、鑑札や注射済票が首輪等に付いていたなど飼い主の判明した場合、返還になる(図12)。

センターでは捕獲犬すべてにマイクロチップリーダーによるマイクロチップ装着確認を行っている。

ウ 犬や猫の引き取り頭数の推移

センターでは飼えなくなった犬・猫の引き取りを平成21年6月から有料化し、成犬・成猫3,000円/頭、子犬・子猫600円/頭(90日齢以内)で、すべて殺処分している。

センターでは有料化に伴い、市町、関係機関でも行っていた引き取り相談窓口業務をセンター窓口1本にし、依頼主に対して、引き取り理由や再検討を促したり、新しい飼い主を探すよう説得に努めた上で、犬猫の引き取り受理をしている。引き取り犬は平成18年度1,199頭が平成21年度461頭と61.6%減少し、引き取り猫は平成18年度3,174頭が平成21年度1,733頭と45.4%減少に達した(図13)。

これは引き取り有料化と窓口一本化でセンター対応により飼い主にねばり強く説得した結果の成果と考えられる。

エ 犬猫の殺処分頭数の推移

センターでは捕獲後に飼い主が見つからなかった犬、引き取りに出した犬や猫は殺処分される。

犬の処分頭数は平成18年度3,697頭が平成21年度1,798頭と51.4%減少した。猫の処分頭数は平成18年度3,174頭が平成21年度1,694頭と46.6%減少した(図14)。犬が減少した理由は放し飼いや捨て犬の減少が考えられる。犬に比べ、猫の処分数が減少しないのは、猫の飼い主からの引き取り依頼が減少しないため、依頼理由には計画外繁殖などがある。

オ 動物に関する相談件数の推移

センターに寄せられる動物に関する相談は犬は減少傾向にあるが、猫は微増傾向にある。

犬の相談内訳は、引き取り依頼(34%)、失踪犬捜索依頼(22%)、正しい飼い方(13%)等である。

猫の相談内訳は、捨て猫等(46%)、引き取り依頼(25%)が大部分を占めます。動物の相談件数は犬の捕獲頭数等と比べ大幅に減少しておらず、その理由としては未けい留犬の相談は減少しているが、犬の鳴き声や散歩中の糞放置などの相談が増加している(図15)。

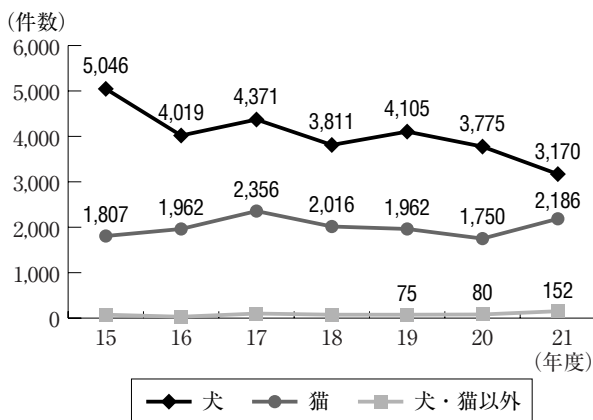


図15 動物に関する相談推移

4 現状の問題点と今後の課題

(1) 年々愛護館を訪れる来館者が減少傾向にあり、少子高齢化の影響と考えられ、来館者年齢層から見ても、大人61%、幼児16%と子供の来場が少ない。

動物愛護の普及啓発には、今後現状にとらわれない発想と積極的な事業展開が必要である。今までのようにセンターへの来館者を待っていたのでは、良い結果は得られない状況にある。

そこで最近では出張ふれあい、出張しつけ方教室と称して遠方の保育園、小学校、市町に出向く機会を増やしている。更に対象施設を特別養護老人施設、障害者施設等へと拡大し、子犬、センターモデル犬を使いアニマルセラピー的な活動にも取り組むなど、新たな事業も積極的に行っているが、スタッフ不足の問題がある。

(2) 栃木県動物愛護管理推進計画では、10年間で処分数半減の数値目標を立てている。平成18年度6,871頭を基準に平成21年度末3,492頭、平成24年度中間目標5,600頭を前倒しで達成したことから、平成24年度には計画最終目標3,100頭に達すると推察している。

今後更に引き取り処分頭数を減らすには、現在の子犬中心の譲渡会から、成犬・猫の譲渡機会を増やすことが必須であり、今年度中に団体譲渡の実施体制を整え、犬猫の譲渡機会拡大に向け取り組んでいる。特に猫については不必要な妊娠を止めさせること、不妊去勢手術啓発を更に普及させることが重要であると考え、県民への適正飼養の普及啓発活動によりいっそう力を入れる必要がある。

放浪犬、引き取り犬減少には、不妊去勢手術の啓発が

必要で、県北、県東、県西の中山間地域における正しい飼い方、普及啓発に力をいれ、捕獲犬や引き取り動物を減らすことが必要であると推察する。

(3) 動物に対する苦情対応について、平成20年、21年に2回調査を実施、調査期間は各年1カ月間で、当センター、県内27市町、9健康福祉センターにおいて同一期間に同一調査票を用いて実施した。

その結果、相談総数の57%は当センター、市町26%、宇都宮市(中核市)10%、各健康福祉センター(旧保健所)7%と、センター以外で約43%相談対応を受けていることがわかった。苦情としては犬が74%、猫21%、その他5%でその内訳は、捕獲依頼26%が最も多く、次いで捜索依頼18%、登録9%、引き取り8%、他12%であった。引き取り依頼相談の増加に関しては、飼い犬、飼い猫の引き取り有料化となり、相談窓口をセンター1カ所に集約したため、当センターへの相談件数が増加したと推測される。苦情相談調査結果から、センター、市町、各健康福祉センターとの連携した対応が必要であると認識した次第である。

5 おわりに

栃木県における人と動物(ペット)との係わりは、ここ10年で大きく変化して来たと感じている。

以前の番犬、猟犬等が減少し、愛玩動物に変わって来ており、愛玩犬の小型化、室内飼いが増加傾向にある。

しかし、自然環境に恵まれ、中山間地域も多く、昔ながらの飼い方をしている飼い主もおり、放浪犬の捕獲や苦情内容から、まだまだ県民に対して動物の適正飼養の普及啓発が行き届いていないと感じている。

人と動物が共生できる社会をつくるには、動物を飼っている人も飼っていない人も、動物の好きな人も嫌いな人も、お互いが理解し協調出来るコミュニケーションのとれた地域社会の形成が必要である。

栃木県は平成20年4月から「栃木県動物愛護管理推進計画」を10年計画でスタートし、「終生飼養の実現」、「動物愛護精神の涵養」を200万人県民に受け入れていただけるよう、動物愛護指導センターが中心となり、本庁、市町、中核市、県の各健康福祉センター、更に栃木県獣医師会、動物愛護推進員等と連携をとりながら、目標達成に向け取り組んでいくことがセンター職員の使命であり、県民への行政サービス向上につながると思う。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XI)— 千葉県動物愛護センターの取り組み

石原潤一[†] (前千葉県動物愛護センター所長)



1 はじめに

千葉県における動物愛護管理業務の体制は、地域により大きく3つに分かれている。

印旛・香取・海匝・山武地域については当センター，東葛飾地域については東葛飾支所，南総地域については各健康福祉センター（保健所）が業務を行っているが，致死処分施設は当センターのみが所有していることから，県内各地域から毎日多数の犬・猫が移送されてくる。

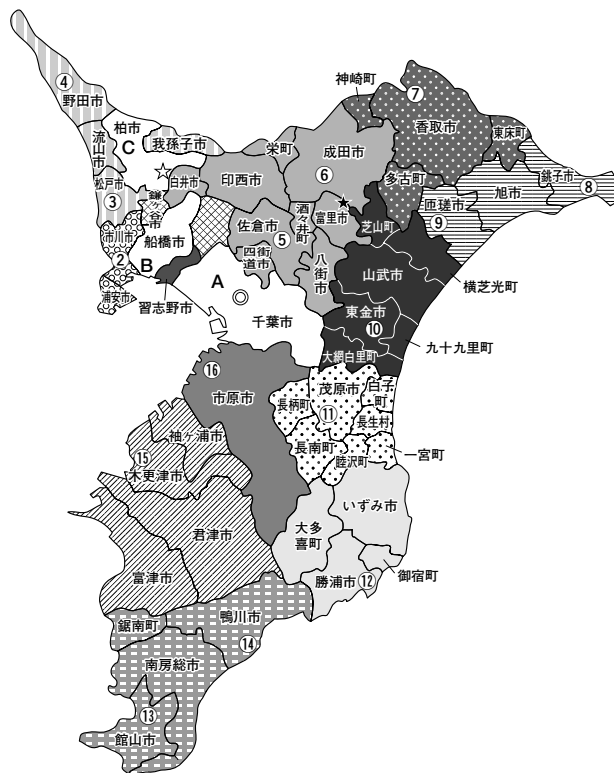
こうしたことから「処分施設」と取られがちではある

が，1頭でも多くの命を助けるため，各団体やボランティアの協力を得ながら，「人と動物が共生できる社会」の実現を目指して事業を実施しているところである。

2 沿革

(1) 昭和42年6月1日東葛飾郡沼南町に「千葉県東葛飾地区ドッグセンター」を開設し，犬に関する数々の社会問題等の解決処理にあたり，公衆衛生の向上を図る。東葛飾地区の6保健所管内（8市5町）の行政区域を所管。

(2) 昭和58年4月1日「千葉県ドッグセンター」に名称変更し，庶務課，業務課の2課が設置される。千葉市，



記号	施設の名称
☆	動物愛護センター 東葛飾支所
①	習志野健康福祉センター（保健所）
②	市川健康福祉センター（保健所）
③	松戸健康福祉センター（保健所）
④	野田健康福祉センター（保健所）
★	千葉県動物愛護センター
⑤	印旛健康福祉センター（保健所）
⑥	同成田支所
⑦	香取健康福祉センター（保健所）
⑧	海匝健康福祉センター（保健所）
⑨	同八日市場地域保健センター
⑩	山武健康福祉センター（保健所）
⑪	長生健康福祉センター（保健所）
⑫	夷隅健康福祉センター（保健所）
⑬	安房健康福祉センター（保健所）
⑭	同鴨川地域保健センター
⑮	君津健康福祉センター（保健所）
⑯	市原健康福祉センター（保健所）
A	千葉市動物保護指導センター
B	船橋市動物愛護指導センター
C	柏市保健所

図1 動物愛護関係業務施設の設置状況

[†] 連絡責任者：若菜正行（千葉県動物愛護センター所長）

〒286-6211 富里市御料709-1 ☎0476-93-5711 FAX 0476-93-5326

E-mail : m.wkn3@pref.chiba.lg.jp



図2 左上 モニュメント，左下 センター入口，右上 管理棟，右下 ふれあい公園

表1 職員構成

	事務職	獣医師	現業職
所長		1	
次長		1	
愛護管理課長	1		
課員	1	1	2
保護指導課長		次長兼務	
課員		2	12 (2)
支所長		1	
所員	1 (1)	2	7 (2)
合計	3 (1)	8	21 (2)

※他に、各健康福祉センターに兼務職員（獣医師）を配置、（ ）内は臨時職員の再掲。

印旛郡も所管することとなり、東葛飾地区とあわせて8保健所管内（15市8町2村）を所管することとなる。

(3) 昭和61年4月1日「千葉県動物愛護センター」が印旛郡富里町に新設され、庶務課、業務課の2課が設置される。

千葉県ドッグセンターは「動物愛護センター東葛飾支所」と名称変更し、課制は廃止される。管轄区域は、動物愛護センターが7保健所管内（9市26町3村）、東葛飾支所が6保健所管内（11市2町）となる。

動物行政の一元化により、環境部が所掌していた「動物の保護及び管理に関する法律」を衛生部が所掌することとなる。

(4) 昭和63年4月1日、千葉市が政令指定都市となる。これに伴い、本所の管轄が6保健所管内（8市26町3村）となる。

(5) 平成15年4月1日、船橋市が中核市となり船橋市保健所が業務を開始。これに伴い、支所の管轄が5保健所管内（10市2町）となる。

(6) 平成16年4月1日、所内組織が一部再編され、庶務課が「愛護管理課」、業務課が「保護指導課」となる。

(7) 平成20年4月1日、柏市が中核市となり、柏市保



図3 事務室

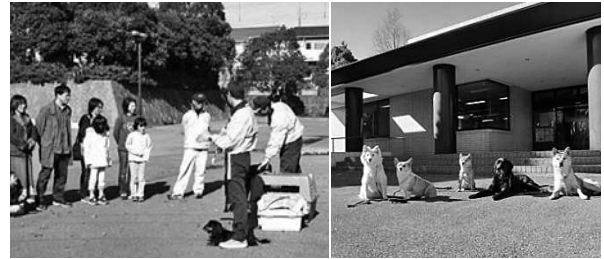


図4 しつけ方教室（左）、ハンドラー・モデル犬（右）

健所が業務を開始。これに伴い、東葛飾支所の管轄が4健康福祉センター（保健所）管内（9市）となる。

(8) 平成23年4月現在、市町村合併により動物愛護センターの管轄は13市9町である。

3 事業体制

(1) 職員構成（表1）

(2) 所掌事務（図3）

ア 狂犬病予防法

登録及び予防注射に係る事務は除く。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律

動物取扱業登録及び特定動物飼養許可に係る事務は除く。

ウ 千葉県犬取締条例

4 動物愛護普及事業

(1) 犬のしつけ方教室及びハンドラー・モデル犬（図4）の派遣

飼い主に犬の本能、習性を理解してもらい、基本的なしつけの方法を身につけてもらうため、本所及び支所で毎月各1回開催している。

また、(財)千葉県動物保護管理協会が県内各地で開催する「しつけ方教室」にセンターで飼育しているモデル犬とハンドラーを派遣している。

(2) 動物愛護教室

動物愛護及び適正飼養の普及・啓発を図るとともに、人間と動物が共生できる豊かな社会づくりを進めるために、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣している（図5）。

(3) 親子体験教室

夏休み期間中、小学生とその保護者を対象に動物の正



図5 上から、動物愛護教室での講義，体験学習



図7 上から、飼い主さがしの会，講義



図6 上から、親子体験教室での体験学習，接し方の講義



図8 上から、動物愛護週間行事のキャラクター，イベント

しい飼い方，安全な接し方，健康管理等について解説するとともに，愛護センターの施設を見学していただき，動物愛護について考えてもらう機会としている（図6）。

（4）犬・猫の譲渡

飼育希望者に対して，適正な飼養管理に関する講習を実施したのち，収容した犬・猫を譲渡している。

（5）飼い主さがしの会

飼育希望者と，もらい手をさがしている飼い主の出会いの場として，本所及び支所で毎月各1回開催している（図7）。

（6）動物に関する指導・助言

飼育管理に関する飼い主その他からの問い合わせに対し，指導・助言を行っている。

また，犬・猫の逸走・保護の問い合わせに対しては，

抑留犬等との照合により犬・猫が飼い主のもとに戻るよう努めている。

（7）負傷動物の保護・収容

動物の愛護及び管理に関する法律第36条に基づき，負傷動物の収容を実施している。

南総地区の負傷動物については，各健康福祉センターで収容後，センターに移送されている。

（8）動物愛護週間行事

動物愛護と適正飼養についての関心と理解を深めるため，関係団体等の協力により「なかがし動物フェスティバル」を実施している（図8）。行事内容については以下のとおりである。

- ・犬のさわり方実演
- ・犬のしつけ方デモンストレーション



図9 抑留施設

- ・救助犬、聴導犬の紹介
- ・体験乗馬
- ・アジリティの紹介
- ・動物相談
- ・動物愛護紙芝居
- ・地元特産品販売

5 動物による危害・被害防止事業

(1) 野犬等の捕獲・抑留及び返還

県民に対する野犬等による危害・被害を防止するため、住民等からの申し出等により迅速に対処している。飼い主が判明したものは適正飼養について指導したうえで返還している。

(2) 犬・猫の引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫等について引取りを実施している。

(3) 犬・猫に関する苦情処理

捕獲依頼を含む動物関連の苦情に対しては、健康福祉センター、市町村等と連携を図りながら、適切な処理に努めている。

6 管理・処分

収容した動物について、動物福祉の観点から適正な飼養管理を行っている。

抑留期限を過ぎても飼い主が判明しなかった犬及び新たな飼い主が見つからなかった犬・猫について炭酸ガスによる致死処分を行っている（図9）。

7 千葉県における現状

平成21年度に当センターで致死処分した犬は2,641頭、猫は5,915頭である（図10）。

千葉県は全国的にみて、犬の登録頭数だけでなく、捕獲数や引取り数、致死処分数が多い自治体である。

この背景として、本県では過去に犬による悲惨な咬殺事故が散発した経緯があり、危害防止対策を徹底するため、野犬等の捕獲及び飼えなくなった犬、猫の引取りを強力に推進してきたことが要因の一つとして考えられる。

また、本県が首都圏に位置しつつ、背後に広い県土を有していることから、捨て犬等があることも一因と考え



図10 犬・猫の致死処分数の推移

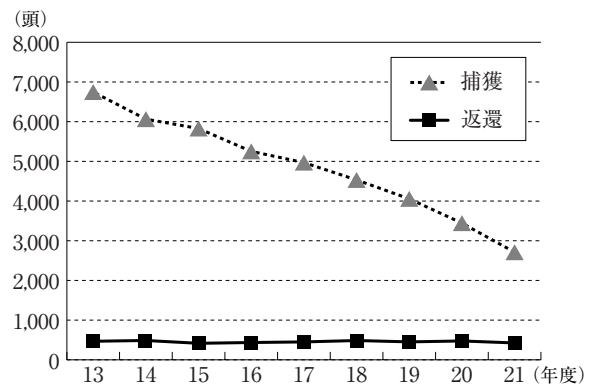


図11 捕獲・返還数の推移

られる。

近年では「猫」に関する問題も多く、室外飼育や所有者のいない「猫」による庭やゴミ荒らし、ふん尿、鳴き声などの迷惑問題が少なくない。

さらに、引取りを求められる犬及び猫のうち約8割が猫であり、その8割以上が子猫（91日齢未満）である。

現在、犬・猫の収容を実施している県の機関は当センターを含めて8カ所（収容施設は5カ所）あるが、致死処分については当センターで実施している。

(1) 収容される理由

ア 捕獲・保護

野犬等の捕獲の他、迷子犬や捨て犬、負傷犬の保護が含まれる。

猫の捕獲はしていないので、負傷猫の保護のみになる。

県内の犬の捕獲頭数は年々減少してきており、都市化の影響で放し飼いが減少したこと等が背景にあると思われる（図11）。

イ 引取り

さまざまな事情で、飼えなくなった犬・猫を引き取っている。保護された子犬・子猫の引取りも行っている。

犬の引取り頭数は年々減少しており、不妊・去勢手術が普及したこと等が背景にあると思われる。しかし

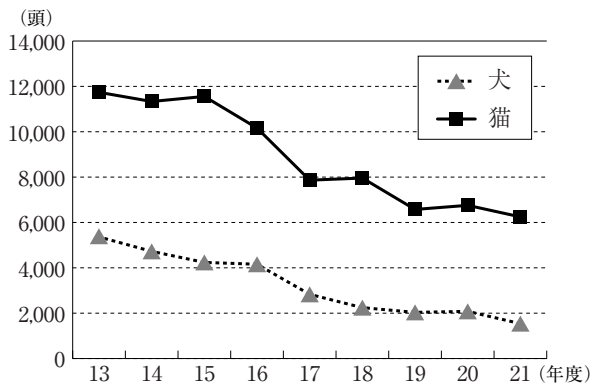


図12 犬・猫の引取りの推移

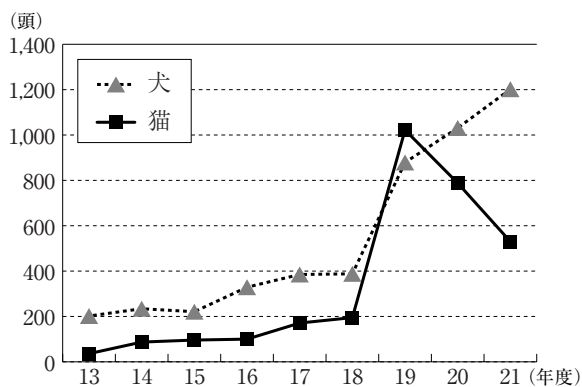


図13 犬・猫の譲渡の推移

ながら、猫の引取り頭数は犬の倍以上に上るうえに、横ばいの状態が続いている（図12）。

(2) 収容施設から出ていく場合

ア 返 還

捕獲・保護されても、定められた期限までに飼い主が迎えにできれば返還される。

しかし、返還される犬・猫は非常に少ないのが現実である。

飼い犬には所有者を明らかにする処置（鑑札注射済票、マイクロチップ、名札等の装着）をしておくことが必要である。

捕獲された犬の多くが、捨て犬や無責任な放し飼いであることが大きな要因と考えられる。

負傷猫は飼い主がいなくなるケースが多く、返還になることはまれである。

イ 譲 渡

収容された犬・猫の一部を希望者に譲渡している。

しかし、多数の犬・猫が収容されるため、感染症の制御が困難であると同時に、譲渡動物の飼育管理に必要な設備や人員にも限度があり、譲渡頭数を増やすことは簡単ではない（図13）。

8 取 り 組 み

(1) 犬及び猫の引取りについて

安易な飼育放棄を防止するため、平成17年度には県内80カ所あった引取り窓口を19カ所（現在は18カ所）に集約した。

さらに、平成18年度から受益者負担の原則に基づき、引取りを有料化した。

また、新たな飼い主探しやしつけ方等に関する助言を実行する時間を確保するため、平成23年から飼い主からの引取りを予約制とした。

(2) 譲渡について

平成19年度から再譲渡を目的としたボランティア団体等への譲渡を開始し、頭数が飛躍的に増加したが、同時に飼養管理する数も増えることとなり、動物たちの世話に追われる毎日となってしまった。

このため、施設の簡易な整備等による飼養管理作業の効率化を図るとともに、さらなる譲渡頭数の増加と感染症の制御について取り組んでいるところである。

(3) 返還について

逸走したペット探しの一助とするため、当センターで収容している動物と、一般の方が保護している動物の情報を平成19年度からホームページに掲載している。

毎日収容される動物を撮影し、ホームページを毎日更新している。

9 お わ り に

現在、平成19年度に策定された「千葉県動物愛護推進計画」に基づいて各施策を展開しているところである。

この計画は、連携協働による施策をうたっており、行政及び関係団体はもとより、地域住民の理解と協力、すなわち「地域の力」が重要であることから、地域における取組みに対して支援していくというものである。

ペットに関する問題は飼い主のモラルに起因する問題が少なくないことから、飼い主がペットの適正な飼養管理を最後まで責任を持って行うという飼い主責任を確実に果たすことが基本であり、家庭動物が社会に受け入れられるためには必要不可欠なことであると考えます。

モラル向上のため、当センターが開催する「しつけ方教室」や「動物愛護教室」だけでなく、県内各地で開催されるイベント等に積極的に協力し、地道な普及啓発活動を続けていくとともに、今後はボランティア等の協力を得て、更なる施策を展開することとしている。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XII)—
岡山県の動物愛護行政の現状

國近寛康[†] (岡山県動物愛護センター所長)



1 はじめに

岡山県動物愛護センター(以下、「動愛センター」という。)は、動物行政を総合的に推進するための拠点施設として整備された。そして、明日を担う子供たちをはじめとする多くの方に動物との「ふれあい体験」等を通じ、「慈しみ」や「命の尊さ」をはじめ「動物の愛護と適正な飼養」について学び、「人と動物が共存できる豊かな地域社会」の実現を目指しているもので、構想から開設までには約14年間の年月を経て平成17年4月1日から運用を開始した。

2 沿革

動愛センターの整備は平成3年の検討委員会設置から当初は平成9年オープンを目指し、開設当初から十分機能が発揮できるよう愛護組織として財団法人岡山県動物愛護財団(以下、「動愛財団」という。)を岡山県を始め全市町村、獣医師会、獣医畜産事業協同組合からの出捐で合計1億円の基本財産を得て、事務局を岡山環境保健所内に置き平成8年後半から活動を始めた。動愛財団設置の翌年には動物愛護の拠点となる動愛センターの整備を目指していたが、建設予定地での埋蔵文化財発掘又は架橋工事などで完成が遅れていった。

その様な中で動愛財団は動物愛護の啓発やしつけ方教室等を保健所の協力を得ながら実施していた。

動愛センター整備は遅れつつも平成12年完成を目指し、平成10年には造成工事をしていたが工事途中で、財政危機に陥った岡山県は大規模プロジェクトのほとんどが3年間の事業凍結ということになり動愛センターについても、仮造成の状況で事業がストップした。

平成12年に3年間の凍結期間が終了した段階で事業評価が行われ、一部事業を廃止、縮小したうえでの再開となった。

そのため、基本計画、基本設計・実施設計等の変更を行い平成15年工事着工し、平成17年4月に運用開始と

なった。

当初は、保護収容施設、処分施設、愛護施設、馬等大中動物飼養施設、小動物飼養施設、動物火葬施設、動物霊園、飼育体験宿泊施設、レストラン、鳩のフライングケージ、フィールドアスレチック、散歩できる広場、遊具などの公園的要素も多い施設を整備することで計画されていた。

結果的には保護棟、管理棟、愛護館、ふれあい飼育棟などの他は廃止され、当初の構想からはかなり縮小された施設になったものの、それまで保健所で行われていた「狂犬病予防法」に基づく犬の捕獲、抑留、処分業務の他に「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく動物愛護思想の普及啓発拠点としてイベント等に活用できる中央広場、北広場(ドッグラン)、遊具を配置した南広場、犬との散歩も出来る花木広場等各種広場を整備することが出来た。動愛財団の事務局も動愛センター完成と同時に動愛センター内に移された。

3 職員構成及び施設の概要

職員構成：

所長 (獣医師)	}	管理課長 課員 (獣医師) (獣医師2, 技術員8)
		愛護課長 課員 (獣医師) (事務2, 獣医師1, 技術員3)

職員数：19名

所在地：岡山県岡山市北区御津伊田2750番地

規模：敷地面積 約80,000m²

主要施設及び規模(表)

4 動愛センター整備後の状況

平成17年の動愛センターオープンで大きく変化したことは、それまで保健所で行われていた、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲、抑留といったことを動愛センターに一元化し、職員等を集約することで効率的に業務を行い、それまで保健所においては担当者の努力でしか行われていなかった、犬の譲渡や、しつけ方の講習が定期的

[†] 連絡責任者：國近寛康(岡山県動物愛護センター)

〒709-2105 岡山市北区御津伊田2750

☎0867-24-9512 FAX 0867-24-9513

E-mail : hiroyasu_kunichika@pref.okayama.lg.jp

表 主要施設及び規模

施設名	面積	内容	施設名	面積	内容
管理棟 (図1 a)	446 m ²	所長室, 事務室, 会議室, 資料室, 休憩室, 検査室, 病理解剖室, 診察処置室 他	車庫棟	168 m ²	
保護棟 (図1 b)	741 m ²	抑留成犬室1 (個室房23, 集合房 4), 子犬室1, 猫室1, 負傷動物室1, 咬傷犬室1, 洗浄室1, 飼料室1, 倉庫1, 処分室1, 火葬炉2, バグフィルター1	中央広場 (図2 a)	13,000 m ²	ステージ1
愛護館 (図1 c)	404 m ²	事務室1, 展示コーナー1, 図書コーナー1, 研修室1, 準備室1	北広場 (図2 b) (ドッグラン)	4,700 m ²	アジリティ器具 (Aタイプ, トンネル, タイヤ, スラローム, ドッグウォーク 他)
ふれあい 飼育棟 (図1 d)	160 m ²	観察室1, 飼育室1, 猫室1, トリミング室1	南広場 (図2 c)	5,800 m ²	ゾウの遊び台1, キリンの滑り台1
			花木広場 (図2 d)	11,500 m ²	銀杏, 桜, カエデ, つつじ, レンギョウ, コデマリ 他
			樹木林	約 30,000 m ²	
			駐車場	4 箇所	合計 200 台 (大型バス 3 台含む)



図1 a 管理棟, b 保護棟, c 愛護館, d ふれあい飼育棟と愛護館



図2 a 中央広場しつけフォローアップ, b 北広場 (ドッグラン), c 南広場, d 花木広場

に通常業務の中で出来るようになったことである。

それまで飼い主からの犬・猫の引き取りは各保健所以外にも各市町村内に多く設けられていた会場においても出張引取りをしていたが、飼い主に安易に放棄の機会を与えるべきでなく、出来るだけ終生飼養を働きかけるこ

ととし、市町村への出張引取りは動愛センター整備後廃止し、動愛センターでは毎日 (年末年始以外) 13時から15時の2時間のみの引取りを行い、保健所では動愛センターから出張し、月2回～4回 (1時間のみの引取り窓口を設けることとして対応することとなった。

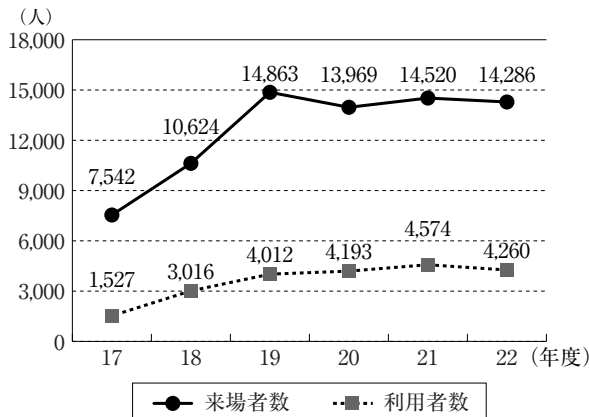


図3 センター来場者数・北広場（ドックラン）利用者数

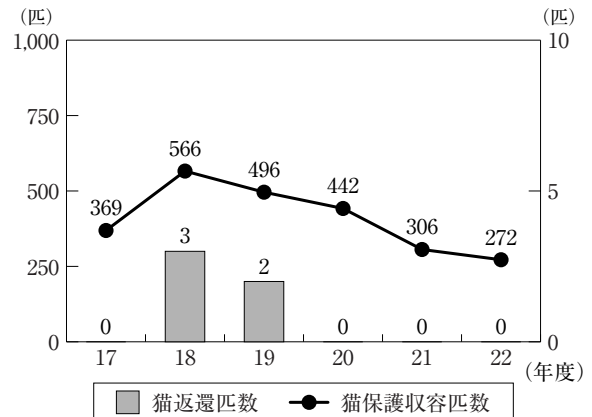


図6 猫保護収容数・返還数

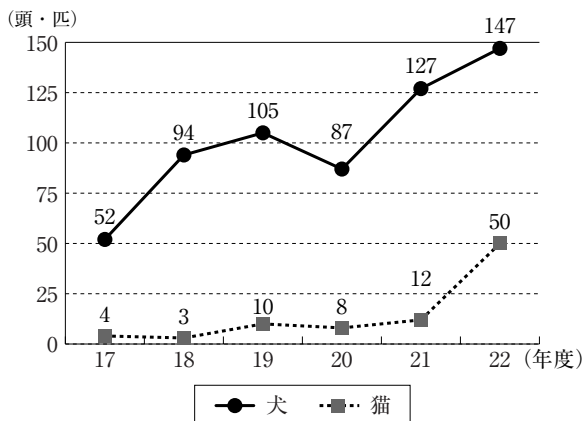


図4 犬・猫の譲渡頭（匹）数実績

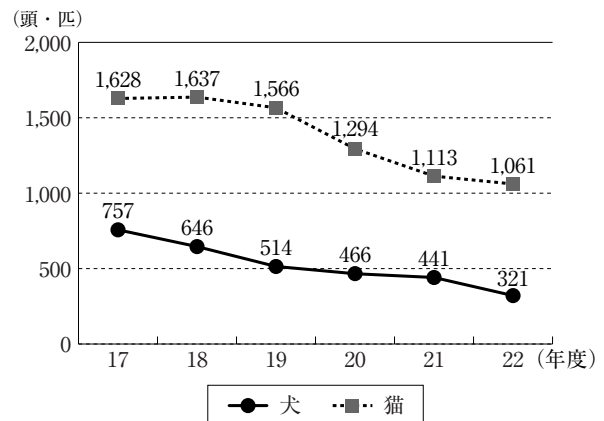


図7 飼えなくなった犬・猫引取数

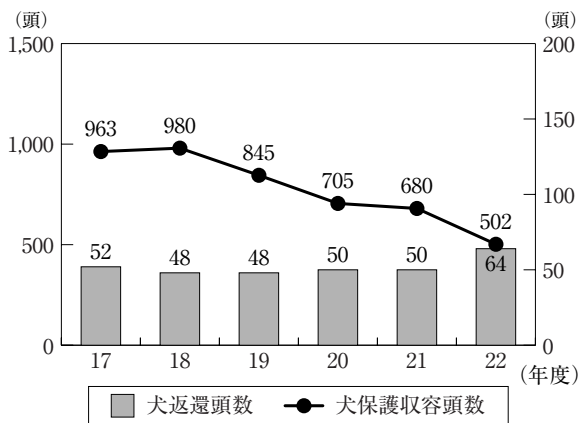


図5 犬保護収容数・返還数

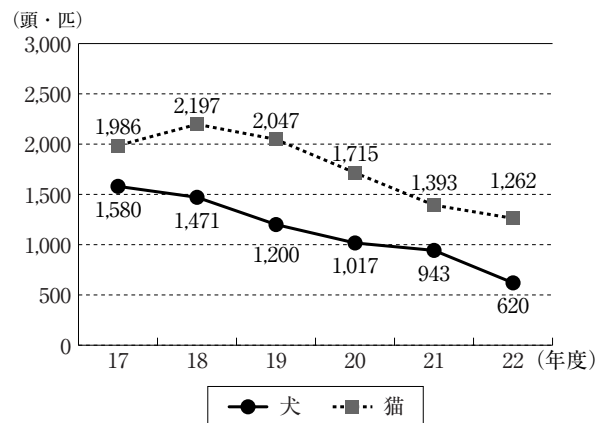


図8 犬・猫処分数

動愛センター開設後は愛護業務を充実させることに尽力し、動物ふれあい教室、犬のしつけ方教室、犬・猫の譲渡、動物愛護フェスティバル等の事業を動愛財団とともに発展させていったのである。

動愛センター整備後の来場者数等の推移（H22年度数値は速報値）は図3～図8のとおりである。

5 主な愛護事業

動物ふれあい教室、犬・猫の譲渡、街頭キャンペー

ン、動物愛護フェスティバル等を始め、ほとんどの事業はボランティアの協力はなくてはならないものとなっており、動物愛護については色々な考え方のある中で今後とも連携を密にし、行政に協力できるボランティアの継続的育成が重要となっている。

(1) 動物ふれあい教室（図9上）

動物とふれあうことで、動物の温かさや命の大切さを学んでもらうことを目的として開催している。幼稚園、小学校低学年の子供たちを中心に、手洗いの大切さ、適



図9 上から、ふれあい教室、しつけ方教室（実技）



図10 愛犬里帰り交流会



図11 街頭キャンペーン



図12 動物愛護フェスティバル

切な犬との接し方・抱き方，触ってはいけないとき・触って欲しくない場所の説明，聴診器による心臓の鼓動の確認などを行い，実際に犬等とのふれあいを行っている。

ふれあう動物種：犬，猫，ウサギ，ハムスター（成犬についてはボランティア犬に飼い主とともに出席し活躍してもらっている。）

ボランティア犬：動愛センターで行う適正審査に合格し登録された犬（平成22年度26頭）

(2) 犬のしつけ方教室（図9下）

犬のしつけ方について学び実践することにより，社会の中で愛される飼い主と愛犬となってもらうことを目的に，犬と共に基本的なしつけのトレーニング方法を学習する場を提供している。関係法令や飼い犬との接し方，しつけ方を説明するしつけ方講習と，飼い犬と共に参加して学ぶ，しつけ方実技を開催している。

講習1回，実技1回の2回のコースで実施していたが，再度参加したいとの要望から実技は2回まで参加できるコースとして実施している。

(3) しつけフォローアップ教室（図2a）

しつけ方講習会に参加した飼い犬のフォローアップを年1回開催し，その中ではしつけに関連したゲームなどを通して，飼い主と愛犬のコミュニケーションの状態が

見られる良い機会になっている。

(4) 犬・猫の譲渡（図4）

処分される運命になった犬・猫の中から社会性，健康状態などの審査を経て合格した犬・猫たちに新しい飼い主を見つける事業として関係法令，適切な飼育方法，譲渡手続きなどを説明する譲渡講習会を事前に開催し，譲渡講習会受講者を対象に犬・猫の譲り渡しを無償で行っている。

動愛センターで直接譲渡するだけでなく，一時預かり飼い主を見つけるボランティア譲渡を試行的に実施し，成果を得ているところであり，今後はボランティア譲渡制度の確立が望まれている。

(5) 譲渡犬及び飼い主の里帰り交流会（図10）

動愛センターから譲渡を受けた犬及び飼い主たちの年1回の交流の場を設けている。譲渡犬の紹介，しつけについての質問，兄弟犬との再会等，にぎやかなイベントとなり，動愛センター職員は，苦勞して社会化に努めていた犬たちのその後の成長が見られる楽しいイベントとなっている。

(6) 動物愛護週間街頭キャンペーン（図11）

9月20日～26日の動物愛護週間にあわせ，ボランティアとともに動物愛護を呼び掛ける街頭キャンペーンを

行っている。

(7) 動物愛護フェスティバル (図12)

毎年開催している動愛センター最大の動物愛護啓発イベントであり、愛玩動物飼養管理士会、獣医師会、警察署、消防署、地元町内会、商工会、動物専門学校等多くの団体及び動物愛護推進員の参加を得て、2,000人近い方が来場されるイベントとなっており現在では、ボランティア(平成22年度120名ボランティア参加)の協力がなくては実施できない事業規模となっている。

6 岡山県動物愛護管理推進計画

平成20年に岡山県動物愛護推進計画を策定し、岡山県における動物愛護及び管理に関する現状と課題を洗い出し、10年後の目標を掲げた推進計画を策定している。主な目標は犬・猫の引取り数50%削減をはじめとした処分率の削減、しつけ方教室の参加者倍増などを目指して努力しているところである。

7 将来の岡山県の動物業務執行体制

現在、岡山県においては犬の引取り、収容犬・猫の飼育管理、処分、動物愛護の啓発及び譲渡会などの愛護事業の受付等を委託し実施しているところであるが、更に業務を委託し1~2年の後には職員の職種構成を非現業職員のみで業務運営を行えるよう改革に取り組んでいるところである。

8 おわりに

岡山県においては幸いにも動物管理事業とともに動物愛護事業の展開拠点となる動愛センターが整備されたが県内の認知度は十分とはいえない。今後はハードとなる動愛センターを更にうまく活用し、ソフト面においては動愛財団及びボランティア等の協力を得て各種事業をとおして動物愛護精神の普及啓発をますます推進してゆくことが望まれている。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XIII)—
大阪市動物管理センターの業務について
 —「大阪府動物愛護管理推進計画」実現にむけての取り組み—

木村吉秀[†] (大阪市動物管理センター所長)



1 はじめに (「大阪市の動物愛護管理への取り組み」について)

本市では従前より法律の規定に沿って、「動物愛護行政」に取り組んできたが、「基本指針」(平成18年度10月31日環境省告示第140号)を受け、動物愛護管理施策を大阪府域で総合的統一的に推進するための基本方針となる、平成20年の「大阪府動物愛護管理推進計画」(以下、府計画)の策定に関係自治体として参画し、平成30年3月31日までの期間内での同計画の数値目標を含む各種事業の大阪市域での実現に向け、中長期的に取り組んでいるところである。この「府計画」には10項目の具体的な施策が挙げられているが、本稿では「致死処分の減少」に向けた「返還及び譲渡等の業務改善」と「動物による危害や迷惑問題の防止」の2項目を中心として、それに関する大阪市動物管理センターの業務を紹介する(図1)。

(参考：大阪府動物愛護管理推進計画 <http://www.pref.osaka.jp/doubutu/pet/keikaku.html>)

2 大阪市動物管理センターの組織及び施設の概要について

当センターは大阪市住之江区の本所と東成区の分室(別称：動物愛護相談室)の2つの事業所で構成されており、平成20年に設置された分室には動物飼養設備は無く、「動物取扱業関係」、「所有者不明猫適正管理推進事業」並びに大阪府より権限委譲を受けている「鳥獣保護法関係」及び「動物診療所関係」の業務等を所管している。また昭和25年の「狂犬病予防法」の公布を端緒として順次整備されてきた本所は、動物の捕獲収容から譲渡、処分のいわゆる基本的な動物管理関係業務を所管している。本所は敷地約4,000m²に事務所、檻房、処置室を備えた保護舎、子犬舎、特定動物舎、ふれあい広場



図1 大阪市動物管理センター(本所)外観

等の施設が置かれている。職員構成としては、本所20名(獣医師5名、事務職1名、技能職14名)、分室13名(獣医師5名、技能職8名)の33名よりなっている。

3 犬・猫の収容及び処分数の推移

当センターでの犬・猫の収容及び処分数の推移については、(図2, 3)のとおりである。市内では住宅及び交通事情などにより野良犬の生息が困難であることから、河川敷や港湾地域を除いて見られなくなり、犬の捕獲数は減少してきた。犬の引取り数も減少傾向であることから、当センターで収容される犬は毎年少なくなってきた。一方、返還、譲渡への取り組みを進めたことにより、平成21年度で捕獲、引取りした犬550頭のうち231頭(42.0%)が返還、譲渡により命を繋ぐことができ、この「致死処分率」の減少傾向は、近年ますます明らかになってきている。反面、野良犬が市内から少なくなったことにより、野良猫に関わる苦情が増加したように思われる(図4)。猫の収容数については、所有者あり、なしともにほぼ一定の数、比率(1:9)で推移しており、そのほとんどが致死処分されている。所有者なしとして引取っている猫の約9割が生まれたての子猫であることから、致死処分の約8割が野良の子猫となっている。

[†] 連絡責任者：木村吉秀 (大阪市動物管理センター)

〒559-0021 大阪市住之江区柴谷2-5-74

☎06-6685-3700 FAX 06-6686-4507

E-mail : fa0062@city.osaka.lg.jp

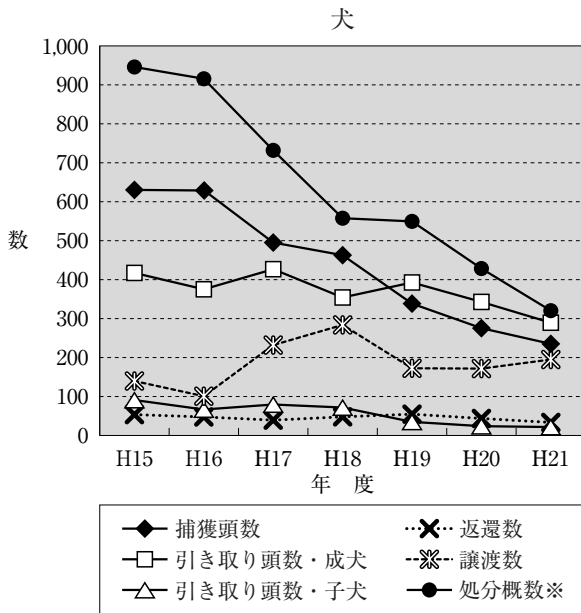


図2 犬の収容数と処分数の推移 (H15～H21)
 (※処分概数については搬送中や抑留中に死亡したのも含む)

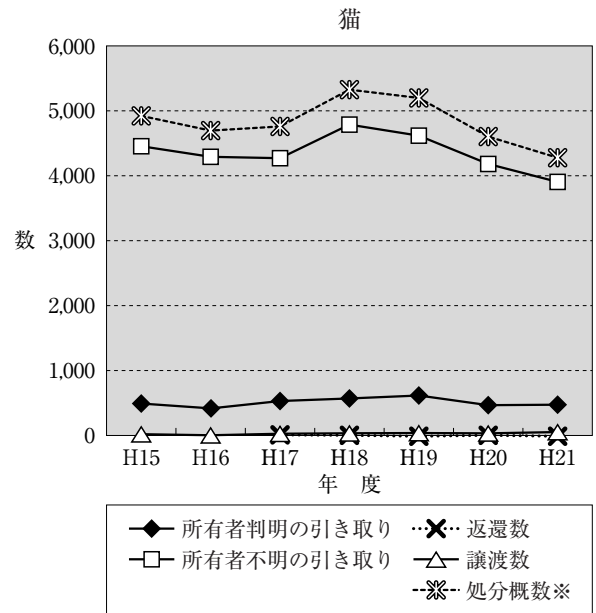


図3 猫の収容数と処分数の推移 (H15～H21)
 (※処分概数については搬送中や抑留中に死亡したのも含む)

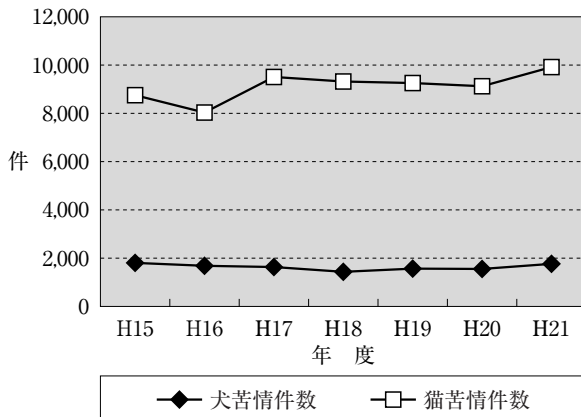


図4 犬と猫に起因する苦情件数の推移 (H15～H21)



図5 月に2回、犬と猫の譲渡会『愛犬教室』を実施

4 「動物愛護精神の涵養」に向けたアプローチについて

大阪市での「動物愛護精神の涵養」についての取り組みを進めるうえで、大きな契機となったのはやはり昭和48年の「動物の保護及び管理に関する法律」の公布であった。法の目的である「動物を愛護する気風の招来」について、市民により明確な意識を持っていただくために、大阪市では毎年4、10月を「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間として、広報と市内全戸への啓発リーフレットの回覧を実施し、飼い主のモラル、マナー向上について訴え、また、9月の動物愛護週間の時期に「大阪動物愛護フェスティバル」を大阪城公園で(公社)大阪市獣医師会、(社)大阪府獣医師会と共催し、また市民からの動物に関わる相談、苦情の際には、動物ほか環境の様々な問題の窓口として各区の区役所の保健福祉課生活環境グル

ープに配置されている生活環境指導員が現場対応を通じて、動物の愛護及び管理に関して啓発に努めるなどの事業を継続して行ってきた。当センターはそれらの事業の推進に主体的に取り組むとともに、センター独自の事業として次の施策、事業を順次実施してきた。

- 昭和55年 名称「大阪市狂犬病予防事務所」を「大阪市動物管理センター」に変更
- 〳 57年 犬と猫の譲渡会「愛犬教室」を月2回、第2、4水曜日開催 (図5)
- 〳 59年 夏休みに当センターで子犬とふれあう「子犬の広場」4日間開催 (その後、「子犬の広場」の開催前に「子犬の世話をしよう」3日間、譲渡会「ワンちゃんの飼い主になってください」を日曜日開催) (図6)



図6 夏には『子犬の広場』、『子犬の世話をしよう』や『ワンちゃんの飼い主になってください』を実施



図7 左から、出張型、来所型子犬の広場

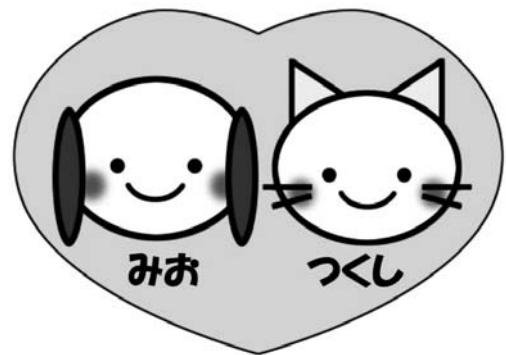


図8 新しい愛称『おおさかワンニャンセンター』の看板とロゴマーク

- 平成 3 年 ふれあい広場を整備，来所による「ふれあい教室」随時開催
 保育所，幼稚園へ出張しての「ふれあい教室」随時開催（図7）
- 13 年 「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」制定
- 17 年 モデル犬による「しつけ教室」随時開催
- 18 年 団体等への成犬・猫譲渡の開始
- 22 年 愛称を公募「おおさかワンニャンセンター」と決定（図8）

5 「府計画」の目標

平成20年度から同29年度までの10カ年を実施期間とする「府計画」における，致死処分の減少に関する数値目標（平成18年度に比較して）と大阪市の状況は次のとおりである。

- 犬の引取り数
 目標：概ね半減 429頭⇒215頭 以下
- 猫の引取り数
 - ・所有者あり 目標：概ね半減
 583頭⇒292頭 以下
 - ・所有者なし 目標：概ね3割減
 4,777頭⇒3,344頭 以下

○犬・猫の返還，譲渡率の向上 目標：概ね倍増

・犬

返還率 0.75% ⇒ 1.5% 譲渡率 32.0% ⇒ 60%

・猫

返還・譲渡率 0.75% ⇒ 1.5%

6 「府計画」実現に向けた取り組み

「動物愛護法」理念の実現に向けた各地の行政の施策は、それぞれの地域の特性などを反映して多様な取り組みがなされているが、その成果を押し量る基本的な物指しの一つとしては「致死処分数の減少」があり、更に日々、動物管理関係業務を担っている我々がまず求めているのが「致死処分率の減少」ではないだろうか。次に「府計画」で挙げられている10の施策のなかから、特に「致死処分の減少」という、具体的な課題の解決に向けての取り組みに関わる2項目について述べてみる。

(1) 「返還及び譲渡等の業務改善」について

本市では捕獲した犬及び収容した所有者不明猫の返還への働きかけとしては、長い間、捕獲、収容した区の区役所で公示することしかできず、区域を超えた場合には限界があったが、平成11年より「大阪市保健衛生管理システム」稼働に伴い、コンピュータで管理した当該動物の情報を市内全域の関係機関で共有することができるようになり、捜している飼い主への便宜が一層図れるようになった。現在、当センターでは返還を促進するために、収容している犬・猫の情報を大阪市のホームページに掲載することを年度内に実施していく予定である。

譲渡については当センターでは昭和57年より毎月第2、4の水曜日に「愛犬教室」と呼ぶ、犬と猫の譲渡会を開催してきた。これは大阪市内に在住、在勤する方を対象に、病気や転居などの理由で犬・猫を手放さなければならない人が午前中にセンターに来所され、午後新たに飼養を考えておられる方が犬・猫と出会うために来所される事業で、この新しい飼い主と出会えるチャンスは捕獲や引取りなどでセンターで収容している犬・猫から選定基準をクリアできた個体へもできるだけ与えるようにしている。

この「愛犬教室」には二つの機能と、実施していることによる効果があると考えている。一つの機能は現在各区役所で期日を決め、当センターでは毎日、手数料を徴して実施している犬・猫の引取り事業において、窓口で飼い主に対して飼養継続の勧奨を行い、そして新たな飼い主を捜す手段の一つとして、この「愛犬教室」を紹介することができるということ、もう一つの機能は、新たに飼い主になろうとしている方に対して犬・猫の習性や接し方、更に飼い主としての責任や義務について講習を行うという、まさに「愛犬教室」という機能である。そして効果としては安易な引取りをできるだけ防ぐための事業を、また飼い主になろうとしている方に、動物を飼うと

いうことの大切な心構えを促すための講習を実施するという、まさに「動物愛護管理」についての具体的な啓発事業を大阪市が施策として取り組んでいる事実によって、一般市民が動物愛護管理について啓発される効果が期待できていると考えている。平成21年度の「愛犬教室」については、電話でのセンターあての問い合わせが1,061件、参加申し込みが227組、参加者が399名となっている。

夏の「子犬の広場」開催が難しくなっているほどに、子犬の確保が困難となってきていることも遠因としてはあるが、犬・猫を飼おうとされている方の多くが「飼うなら子どもから」という漠然とした強い希望を持っておられ、次回の「愛犬教室」を期待して手ぶらで帰られる残念なケースが多くある。この「子犬・子猫至上」意識には、老、病の犬・猫についての「安易な飼養放棄の容認」が暗に含まれているように思われ、この意識の修正あるいは払拭が、動物愛護精神の涵養に向けた一里塚ではないだろうかと考えている。そのためにも「愛犬教室」などを通じて成犬・猫と暮らし始めることのメリットや喜びを積極的に伝えることに努め、成犬・猫の譲渡推進に取り組んでいきたいと考えている。

その他譲渡に関しては、平成18年度より愛護団体への成犬・猫の譲渡を開始し、2年後の平成20年に「犬・猫の譲渡事務取扱要領」を整備した。また、現在センターで保護収容された後に、譲渡可となった犬・猫はセンター職員により全頭避妊、去勢を行っている。先の収容及び処分数の推移の項で述べたとおり、犬の譲渡は順調に増加してきているが、猫はほとんど増えていないのが現状である。

(2) 「動物による危害や迷惑問題の防止」について

大阪市内の動物による危害や迷惑問題は、各区役所の保健福祉課生活環境グループで受け付けており、そこに寄せられている犬と猫についての苦情・相談件数は図4のとおりで、状況は多くの他都市と同様に、解決が困難な野良猫を原因とする生活環境汚損の迷惑問題がほとんどとなっている。この問題については、各区の生活環境指導員が猫の飼い主に対しては「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に依って「屋内飼育」の指導を行ってきたが、いわゆる“エサやり”さんには「止めるよう」にと、お願いする程度のことしかできない状況が長く続いてきた。動物の管理に関する業務に携わっている我々、そして多くの市民は“エサやり”さんは占有者または飼い主に準じる者と思われ、その猫の適正管理の履行を強く求めていきたいのであるが、「はいそうですか」と聞いてくれる“エサやり”さんは市内にはもちろん居られないようで、その結果、住民と“エサやり”さんの騒動、住民の行政への不満の声は、時には大きく、過酷なものとなるという、この手のケースではよくある経験をしているところである。

このような状況の中、他都市の所有者不明猫への動向

も踏まえるとともに、先に述べた「基本指針」のなかで、同様の取り組みへの行政主導の関与についての言及がなされていたことも考慮し、本市の野良猫問題の解決のため、また、先に述べた大阪市の猫致死処分の約8割が野良猫の子猫であることから「猫の致死処分の減少」に向けた施策として、大阪市では平成20年からの2年間のモデル実施を経て、平成22年から「大阪市所有者不明猫の適正管理推進事業」の本格実施を開始した。これは野良猫を地域住民がルールを決め主体的に管理していく、いわゆる“地域猫”（本市では“街ねこ”）事業で、動物愛護相談室が解決に向けた取り組みを提言、調整を行い、（公社）大阪市獣医師会が避妊去勢手術を行い、不妊処置の経費を地域住民、獣医師会、大阪市の三者が分担していくこととなっている。結果として平成20年度から3年間で27地域、554頭の不妊処置を行った。この事業の成果については苦情件数、引取り子猫の数などを見ていく必要があるが、地域住民に対して行っている検証アンケートでは概ね良好な評価をいただいている。

7 終わりに

昨年実施した「動物の愛護と管理」に関する市政モニター（回答：528/600 88.0%）で、72.6%の方がペットが好きと答え、嫌いな方は15.5%であった。また、59.3%の方がペットを飼っている、又は飼ってみたいと回答されている。近年の少子高齢化に伴う核家族や単身世帯の増加を反映してか、ペットとの共生に安らぎを求めようとする市民が多くおられる。しかし同モニターでも犬・猫による臭いや鳴き声で迷惑を感じていると回答された方が回答者の半数近くおられたように、犬・猫に関わる市民からの苦情が相談窓口となる各区役所の保健福祉課生活環境グループに数多く寄せられているのは、ペット

が飼い主へ安らぎを与える反面、一部の問題のある飼い主により周囲の方が苦痛や迷惑を強いられていると感じているという、大阪市という都市で“動物を飼養する人と隣人”の共生することの困難さを象徴しているものと思われる。その様相は動物問題にすり替わった個人的な軋轢から、深刻な環境汚損などの地域の問題まで多様で、更に解決・改善に向けた取り組みを要請された行政がその手段を持ち得ていなかった結果であると考えられる。そして、これらの問題の解決を困難としている要因は、都市での人と人との関係が以前よりも希薄となったことで、“動物を飼養する人と隣人”が短絡的に相対する関係に固定されがちとなり、相手の立場や思いを考慮することなく、先ず拒否するということとなり、そのことがこの問題を唯一解決できるかもしれない当事者同士による解決への歩みの第一歩から阻止してきたのではないだろうか。

今回、準備万端、前途洋々とは程遠い船出ではあったが、地域住民を中心に獣医師会の協力のもと「大阪市所有者不明ねこの適正管理推進事業」はその航海を始めることができた。この事業の主人公は“エサやり”さんも含めた地域住民、市民であり、そして動物愛護管理事業への一般市民の主体的な参入である。

当センターでは前述した処分数の削減の達成が短期的な目標ではあるが、本稿の最終項で述べた「動物による危害や迷惑問題の防止」についての住民参加である「大阪市所有者不明ねこの適正管理推進事業」を、市民が主体となる動物愛護管理推進運動への胎動となるものであると捉え、関係組織、愛護団体、そして市民と共に「人と動物が健康で豊かな日々を過ごせることができる都市、大阪」の実現をゴールとして地道に取り組んでいきたいと考えている。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XIV)—
愛媛県動物愛護センターの概要
 ～人と動物が共生する豊かな地域社会をめざして～

渡邊清一[†] (愛媛県動物愛護センター所長)



1 はじめに

21世紀を迎えた今日、人と動物の関係が深まり、多くの人々が動物を「家族の一員」として位置づけ、動物との関わりの中で、心の豊かさや癒し、生きがいを求めるようになってきている。しかしながら、一方では飼い主の理解や知識の不足が原因となって、不適切な飼育や身勝手な遺棄など、動物をめぐるさまざまなトラブルも発生している。こうした状況の中、平成14年12月当県における総合的な動物愛護管理行政の拠点施設として、「愛媛県動物愛護センター」(以下「センター」という。)が開設された(図1)。開設と同時に、従来から実施していた犬の引取りや処分等の動物管理業務に加え、新規事業として、「人と動物が共生する豊かな地域社会づくり」をめざした動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、子犬、子猫の譲渡事業、犬のしつけ方教室、動物愛護・ふれあい教室等の動物愛護啓発事業及び負傷動物の収容・治療事業を開始した。平成18年度には県内における動物由来感染症対策の中核施設として位置付け、狂犬病を含む動物由来感染症の調査研究並びに感染予防のための啓発を行うとともに動物取扱業の登録及び特定動物飼養許可業務を加え、総合的な動物行政の施設として機能の強化を図っている。

2 施設の概要

センターは、松山市東部標高約350mの山間部に位置しており、冬には雪に覆われることもしばしばである。

(1) 敷地面積：約10,630m²

(2) 建物延床面積：約1,667m²

ア 愛護棟 (床面積626m²)

事務室、ホール、展示図書コーナー、
 研修室(約80名収容)、治療室等

イ 管理棟 (床面積487m²)

成犬房(6房)、子犬室(1室)、猫室(1室)、



図1 愛媛県動物愛護センター正門より

負傷動物室(1室)、観察室(1室)、飼料室(1室)、
 焼却炉(2基)

ウ ふれあい動物舎(床面積80m²)
 動物飼育室(5室)、屋外コート(5室)、
 グルーミング室(1室)

エ ふれあいサークル(床面積83m²)

オ その他施設設備

相談棟、休憩棟、屋外便所、車庫棟、芝生広場、
 プレイロット等

3 事業の概要

(1) 動物愛護啓発事業

愛護棟内ホールでは、月ごとにテーマに沿った動物愛護や動物由来感染症等の情報をパネル展示し、犬猫等の適正飼育につながる各種情報を提供しているほか、「あい」と「愛太郎」がふれあい猫として活躍し来所者の人気を集めている(図2)。

また、展示図書コーナーでは約1,000冊の児童書や動物に関する書籍を自由に閲覧することができる。

来所者の多い週末等には、譲渡子犬の社会化訓練を兼ね、子犬やその他小動物との「ふれあい」の時間を設け、動物に触れあいながら子供たちに動物との接し方な

[†] 連絡責任者：渡邊清一 (愛媛県動物愛護センター)

〒791-0133 松山市東川町乙44-7

☎089-977-9200 FAX 089-914-5415

E-mail : doubutsuaigo@pref.ehime.jp



図2 センター猫の「あい(雌8歳)」と「愛太郎(雄1歳)」



図4 譲渡子犬のしつけ方教室



図3 動物愛護教室 (小学校にて)



図5 家庭犬のしつけ方教室 (5回コース)

などを伝えている。

ア 動物愛護教室及び動物ふれあい教室 (訪問)

小中学校及び保育所等児童福祉施設などの団体を対象に、命の大切さや犬の危害防止対策、その他動物愛護啓発など、年齢や目的に応じた内容で動物ふれあい教室等を実施している (図3)。センターが山間僻地に位置することもあり学校・保育所等に向向いの「移動教室」が現在この事業の中心となっている。

・平成22年度実績

動物愛護教室(センター内)	4回	(92名)
移動動物愛護教室(学校等)	6回	(1,127名)
移動ふれあい教室(保育所, 高齢者施設訪問等)	17回	(1,329名)

イ 犬のしつけ方教室

本県での飼い主からの犬の引き取りの理由の上位に、噛みぐせ, 無駄吠え, 飼い主を威嚇するなど, しつけ不足が原因と考えられる要因が多く見られるため, 飼い主自らが愛犬のしつけをするための「犬のしつけ方教室」を実施している。譲渡犬を対象とした「譲渡子犬のしつけ方教室」(月1回) (図4), 一般県民を対象とした「犬のしつけ方講座」を実施しているほか, 外部講師による「家庭犬のしつけ方教室 (5回コース)」(図5), 「問題行動のある犬のしつけ方教室 (3回コース)」, また, 平成22年度からは, ドッグス

ポーツを取り入れた「犬と楽しむためのしつけ方教室 (3回コース)」を実施している。受講者には, しつけの重要性と正しい飼い方のメッセージになって地域で活躍してもらえることを期待している。

・平成22年度実績

譲渡子犬のしつけ方教室	12回	(294名)
犬のしつけ方講座	15回	(119名)
家庭犬のしつけ方教室(5回コース)	2回	(573名)
問題行動のある犬のしつけ方教室(3回コース)	2回	(108名)
犬と楽しむためのしつけ方教室(3回コース)	1回	(29名)

ウ 犬及び猫の譲渡事業

センターで収容した犬猫のうち, 一般家庭での飼育に適した犬猫を健康管理したうえで, 適正飼育できる県内在住者へ譲渡している。譲渡会は毎月第2土曜日に実施し, 譲渡に際しては譲渡前講習会の受講を義務付けるとともに, 終生飼育や不妊去勢手術の実施等9項目について誓約書の提出を求めている。子犬の譲渡者に対してはしつけ方教室への参加を義務付け, 家庭で終生大切に飼っていただくとともに, 地域の模範飼い主として県民の手本となっただき県民に広く犬猫の適正飼養の普及啓発を図ることにより, 犬猫の処分頭数を削減することを目標にしている (図6)。



図6 犬猫譲渡会（毎月第2土曜日開催）



図9 小学生の獣医師体験教室

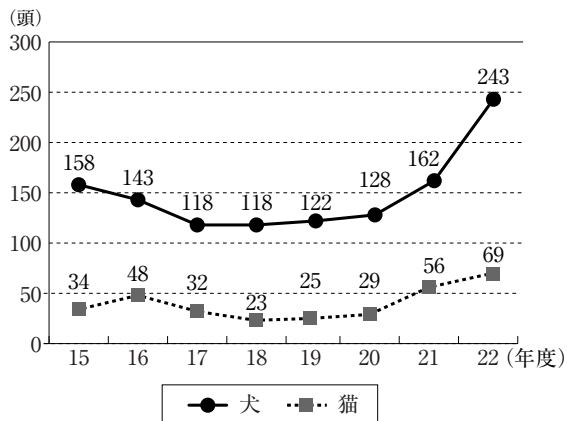


図7 犬・猫の譲渡数推移



図10 小学生の獣医師体験教室



図8 動物愛護フェスティバルえひめ2010(ポニー乗馬体験)



図11 愛犬と一緒に大運動会(ゴールデンウイークイベント)

全収容数に対する譲渡数の割合は、平成22年度実績で犬では13.3%であったが、猫は2.2%に留まっている。猫の収容頭数を削減させるためには、譲渡頭数のより一層の増加に取り組んでいくことはもとより、室内飼いや繁殖制限の重要性を普及啓発することにより子猫の収容数を削減することが重要事項であると考え（図7）。

エ 特別事業

動物愛護啓発のための各種イベントを年間を通じ、実施している。

(ア) 動物愛護フェスティバル

毎年、動物愛護週間にあわせ愛媛県、松山市及び県獣医師会の共催により「動物愛護フェスティバルえひめ」を実施している。優良飼育者の表彰、子供たちの動物愛護宣言等の式典に続き、しつけ方教室やアジリティー体験、動物写真展などの各種アトラクションを実施し毎年約1,200名の来場者を集めるイベントとして定着している（図8）。

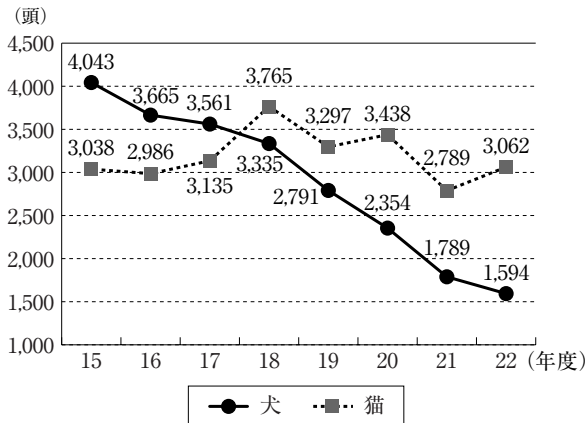


図12 犬・猫の処分数推移

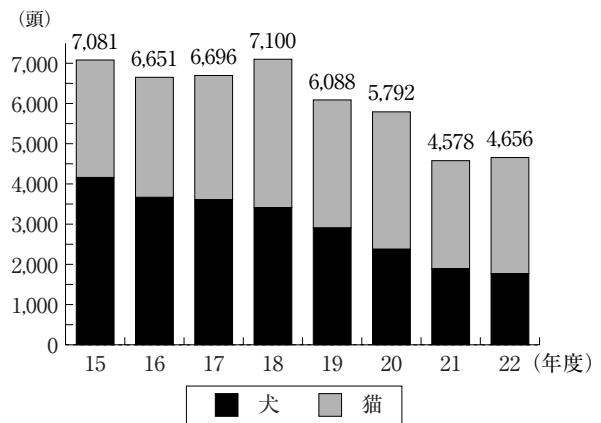


図13 犬・猫の収容数推移

(イ) 小中学生の獣医師体験教室

春休み及び夏休み期間中に、「小中学生の獣医師体験教室」を開催している。子犬の健康診断や、ぬいぐるみを使った模擬治療体験、シャンプーや爪切りなどのグルーミングや犬や猫の飼育体験、犬のしつけ方教室など、年齢に応じた内容で例年実施しているが、私たち職員にとっても毎年聴診器を持つ子供たちの好奇心に満ちた笑顔が楽しいイベントである(図9, 10)。

(ウ) その他

羊の毛刈り体験、犬と同伴の運動会(図11)、迷子札作り教室、犬猫慰霊祭などを開催しており、参加者に動物愛護に関する情報を提供する大切な機会となっている。

(2) 動物管理業務

ア 犬及び猫の収容・処分等に関する事

県内の市町(松山市を除く)で引取った犬や猫、捕獲した所有者不明の犬、負傷動物の収容を行っている。収容動物の情報については、市町の掲示板やインターネットで公開している。その後の抑留期間を経ても、飼い主が判明しなかった動物や新たな飼い主が見つからなかった動物については、炭酸ガスによる処分を行っている。

愛媛県内における犬の処分頭数は年々減少傾向にあり、センター開設当初の平成14年の4,997頭から平成22年には1,897頭に62%の減少をみている。これに対して、猫の処分頭数はセンター開設以来顕著な減少は見られず、計画的な繁殖コントロールの欠如した現状が窺われる(図12, 13)。

終生飼育するという飼い主の責任を明確化するとともに、安易な所有者放棄を抑制するため、所有者からの引取りについては平成20年10月から有料化された。
・手数料(犬猫共通)

- 生後91日以上もの 1頭(匹)につき 2,000円
- 生後91日未満のもの 1頭(匹)につき 400円

(所有者の判明しない場合に限り無料)

飼い主の判明した犬猫は、適正な飼い方について指導した後に返還している。

また、希望者を対象にセンターの処分施設を公開しており、講習会等における処分施設に関する解説とともに、動物行政に対する正しい理解と動物の終生飼育に対する啓発に役立っている。

イ 動物取扱業、特定動物に関する事

県内には平成23年3月末現在596件の動物取扱業者が登録されている。これらの施設に対して、管理方法及び飼養状況等を確認するための立入検査を実施するとともに、動物取扱責任者研修会(平成22年度は7会場9回)を実施している。研修会では、法令の解説をはじめ動物の取扱い及び施設等の基準遵守の徹底、動物に関する最新の情報を提供するなど研修内容の充実を図っている。

また、特定動物が人の生命や身体等に危害を及ぼさないよう、飼養・保管施設の立入り検査及び適正な飼養管理の指導を行っている。

ウ 動物由来感染症に関する事

平成18年度に開始した「愛媛県動物由来感染症予防体制整備事業」の一環として、病原体保有状況調査による情報収集と分析を行い、その成果について学術研究会等で報告するとともに、各種研修会やホームページ、啓発用パンフレットを通じて動物取扱業者や県民への情報提供を行っている。回収された犬、猫を対象として、平成18～19年度にはカンピロバクター、サルモネラ、腸管出血性大腸菌を、平成20年度にはトキソプラズマ、平成21～22年度には、コリネバクテリウム・ウルセランスの保有状況を調査した。

エ 動物管理施設の公開について

センターでは、管理施設(保管処分)を一般に公開しているため、県内はもちろん県外からもマスコミ関係者やフリージャーナリストなどが取材に訪れる。

平成21年度には、ノンフィクション作家の今西



図14 今西乃子氏著「犬たちをおくる日」

乃子氏によるセンター職員たちの日常を綴った児童書「犬たちをおくる日」が出版された(図14)。発刊と同時に多くの反響があり、平成22年度の課題図書にもなり小中学生をはじめ多くの方々に読まれている。

これは、全国の動物管理施設で日々行われていることであり、そこで働く方々の思いや意気込みを当センター職員が代弁させていただいたと思っている。

この著書により、全国の動物管理業務事務所の果たす役割に一定の理解が得られたものと感じている。

4 おわりに

当センターは全国の同様な施設の中では比較的小規模で、一般に迷惑施設と呼ばれる動物管理施設を併設しているため、山間部に立地し、県民が気軽に足を運ぶには不便な場所となっている。

開設して今年で8年が経過するが、県内には愛護センターの存在を知らない県民も多い。たとえ知っていても、ごみの最終処分場と同程度にしか考えていない方もいることも否めない。このため、センターの存在や役割を知ってもらうため様々なイベントを企画するとともに、動物管理業務のうち特に動物の処分の現状についてはマスコミ等の協力も得ながら積極的に伝えるよう努力しているところである。

また、職員たちは一頭でも多くの命を救うため、「命」をテーマとした様々な事業を展開しており、その甲斐もあって、最近では徐々にではあるが終生飼育の重要性や不妊去勢の必要性が理解されるようになってきたと感じている。

今後も獣医師会をはじめ関係市町や動物愛護団体と連携を密にし、愛護啓発事業の充実を図るとともに管理業務の現状を通じて「命の大切さ」を感じてもらい「相手を思いやる心」を育むため、学校教育活動にも積極的に参加していきたいと考える。

そして、将来、これらの取り組みが動物愛護のみならず、豊かな人間社会の形成に役立つことを願っている。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XV)— 横浜市動物愛護センターの取り組み

泉 俊明[†] (横浜市動物愛護センター長)



1 はじめに

横浜市動物愛護センター（以下「センター」という。）は、動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行い、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点として、平成23年5月に神奈川県菅田町にオープンしたばかりの

施設である（図1、2）。

センターの運営にあたっては、(社)横浜市獣医師会を中心とする動物関係団体や市民ボランティア等との協働を基本に運営を進め、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指している。

また、犬や猫の飼い主やこれから飼い主になろうとしている市民に対し、適正飼育の普及啓発を推進していくとともに、地域の方々など幅広い市民の地域交流の場としての役割も持たせている。

2 沿革

昭和44年に中区かもめ町に犬の保護収容施設として設置された畜犬センターは、40有余年の年月を経て老朽化が進んでいた。また、畜犬センターは犬の収容施設であるため、猫の引取業務については(社)横浜市獣医師会に委託していた。

(1) 設置の目的

犬や猫をはじめとする、人の生活に潤いを与えてくれる動物は、いわゆるコンパニオン・アニマルとして、人との関わりの中で重要な役割を果たしてきており、今後は動物愛護の考えに基づいて人と動物とが共生できる、豊かな生活環境を築き上げていく必要がある。

また、市民の間にも、動物愛護の普及啓発活動を活発に行うとともに、市民が日常的に利用することができる、幅広い機能をもった施設の整備が望まれていた。

そこで、動物愛護の精神を大切にしながら楽しいふれあいを作り出すことのできる施設として、動物愛護と適

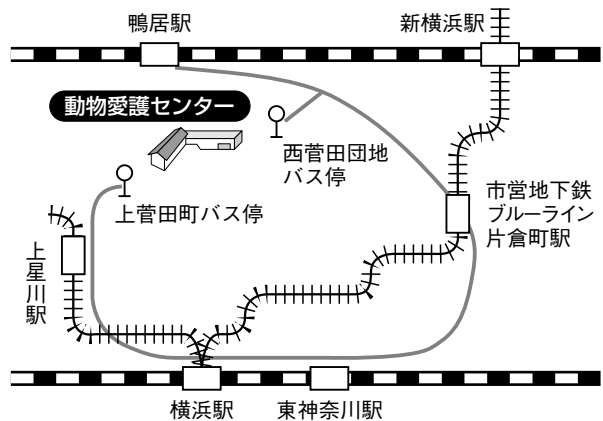


図1 横浜市動物愛護センター案内図



図2 動物愛護センター外観

切な飼育の普及啓発及び保護動物を可能な限り譲渡するなど、横浜市の動物行政を推進する拠点となる「動物愛護センター」を整備することとなった。

(2) 整備経過

- 平成2年 「横浜市動物保護のあり方懇談会」(市民・動物関係団体代表等16名)が動物愛護・普及啓発の中心的施設の必要性を答申
- 平成4年 建設予定地購入
- 平成6年 横浜市総合計画「ゆめはま2010プラン」

[†] 連絡責任者：泉 俊明 (横浜市動物愛護センター)

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4

☎045-471-2111 FAX 045-471-2133

E-mail : kf-douai@city.yokohama.jp



図3 開所式



図4 開所式補助犬デモンストレーション

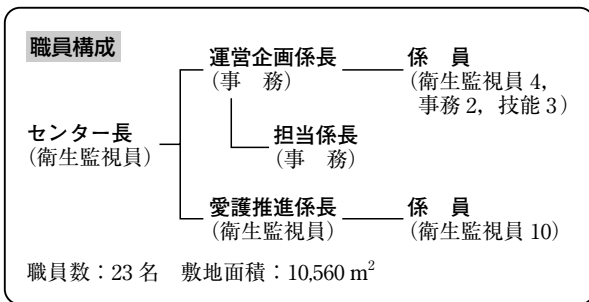


図5 職員構成

にセンター基本計画を盛り込む

- 平成7年 土地取得交渉開始
- 平成19年 進入道路工事開始
- 平成20年 センター建設開始
- 平成23年3月 竣工
- 5月22日 開所式

3 開所式

センターは、平成23年5月22日に開所式を行った。

開所式は、林 文子横浜市長の挨拶の後、横浜市会議長、横浜市町内会連合会代表、(社)横浜市獣医師会会長、(社)横浜市獣医師会顧問様からご祝辞をいただくなど、横浜市あげてのイベントとして、横浜市議員、動物との共生を考える横浜市議員連盟幹事長、関係行政機関、地域・福祉関係者など多数のご来賓のご列席を賜って挙行された(図3)。

開所式終了後は、センター施設見学会及び公益財団法人 日本補助犬協会の協力を得て、補助犬のデモンストレーション(図4)を実施した。デモンストレーション観覧者からは、好評をいただいた。

表1 主要施設

施設名	内容
交流棟	事務室、市民交流プラザ、市民活動室、健康チェック室、グルーミング体験室、飼育体験実習室、視聴覚室兼研修室、研修室、犬猫生態学習室
動物ふれあい棟	プラットホーム、処置室、手術室、犬保護室・飼育室、飼料室、観察室、猫保護室、犬ふれあい室、猫ふれあい室
ふれあい広場	芝生、ハナミズキ、ハナモモ、モミジ、ケヤキ、サルスベリ、サクラ、ハナカイドウ、レンギョウ、コデマリ、シバザクラ 他
猫の家	生態観察室

4 事業体制

(1) 職員構成(図5)

本市では獣医師採用としてではなく、衛生監視員として獣医師資格者の採用を行っている。

(2) 主要施設(表1, 図6)

(3) 分掌事務

センターは横浜市の動物保護管理行政の拠点であり、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に係る事務を主管している。

また、市民利用施設として、センター各諸室の貸出及び市民利用イベントの企画立案・実行を行っている。

(4) 保護・収容対象動物

犬、猫(自活不能もしくは遺棄されたのもの)、その他傷病動物等

5 動物愛護普及事業

センターでは、飼い主、動物関係団体、地域住民など、動物に関わるすべての人々の立場や役割等を踏ま



図6 主要施設

え、「人と動物の調和のとれた共生」の実現に向けて、国や他の自治体及び市関係部署（18区役所等）と連携しながら、市全体の施策、地域の実情に即した取り組みを本市動物行政の拠点として展開している。

(1) 動物愛護意識の普及啓発

市民を対象とした普及啓発や動物の習性・飼育方法の情報提供等を行っていかほか、小学生等を対象とした「出張動物ふれあい教室」などを実施していく予定である。

(2) 適正飼育の普及啓発

飼い主やこれから飼い主となる方を対象に、犬を飼育するに当たって知っておくべき基礎的知識を習得するための「犬のしつけ方教室」を開催している。

また、センター外で行う「出張しつけ相談」や犬の問題行動に対処する「講習会」等を開催し、動物の適正飼育に関する知識や情報を得る機会を設けている（図7）。



図7 出張しつけ教室

(3) 譲渡事業の充実

犬や猫の処分頭数の減少を目指し、收容した犬や猫について、健康状態や社会への適合性等を見て、市民や動物関係団体等へ可能な限り譲渡を推進している（図8）。

また、一般市民への譲渡を促進するための施設として、犬・猫それぞれのふれあい室や、図9にあるよう



図8 上から譲渡前講習会，猫譲渡会



図9 猫の家

に、猫の生態や愛らしさなどが身近で観察できる、猫専用のスペースである猫の家などを設置している。

(4) 飼い主不明の犬や猫の対策

本市では、昭和63年から、犬及び猫の収容頭数を減らすことなどを目的として、犬及び猫を対象として、(社)横浜市獣医師会との協働で、不妊去勢手術費用の助成を行っていた(表2)。

平成21年度は、1頭につき、飼い犬・飼い猫には横浜市が3,000円、(社)横浜市獣医師会が2,000円の計5,000円、野良猫については横浜市が5,000円、(社)横浜市獣医師会が2,000円の計7,000円を助成した。犬・猫合わせて3,628頭の申請があり、うち2,985頭について不妊去勢手術を実施した。

なお、平成22年度からは、犬については一定の効果を果たしたとして、猫のみを対象としている。

また、平成21年度から、迷子や災害、盗難や事故等があった場合も飼い主の元に戻れるよう、また逸走や遺

表2 不妊去勢助成事業

	18年度	19年度	20年度	21年度
実施方法	ハガキによる応募後抽選		先着順(窓口は各区)	
1頭あたりの助成額	横浜市 3,000円 獣医師会 2,000円	横浜市 3,000円 獣医師会 2,000円	横浜市 3,000円 獣医師会 2,000円	(飼い犬、飼い猫) 横浜市 3,000円 獣医師会 2,000円 (野良猫) 横浜市 5,000円 獣医師会 2,000円
応募総数	2,612	2,892	3,427	3,628
実施頭数	2,000	2,000	2,864	2,985
猫・雌(%)	1,099(55.0)	1,189(59.5)	472(16.5)	315(10.6)
雄(%)	549(27.5)	482(24.1)	415(14.5)	256(8.6)
ノラ・雌(%)	—	—	778(27.2)	998(33.4)
雄(%)	—	—	317(11.1)	608(20.4)
犬・雌(%)	185(9.3)	152(7.6)	455(15.9)	394(13.2)
雄(%)	167(8.4)	177(8.9)	427(14.9)	414(13.9)

(%)は、実施頭数に対する割合

棄の防止を目的として、マイクロチップの装着推進を(社)横浜市獣医師会と協働で行っている。

平成21年度は、横浜市1,500円、(社)横浜市獣医師会が500円の計2,000円の助成を行った。募集1,000頭に対し、犬568頭、猫189頭、計757頭の応募があり、マイクロチップを装着した。

(5) 市民交流の場

センターは、市民や地域の団体等を対象として、「市民活動室」や「視聴覚室兼研修室」等の貸出し等を行っている。センターを利用することにより、動物との接点生まれ、動物愛護の気持ちが自然に醸成される効果も期待できる。

(6) 傷病動物への応急措置

交通事故等で動けなくなっている、飼い主が不明な傷病動物(犬や猫等)への対応は、一義的に(社)横浜市獣医師会の動物病院が救急的な治療等を行い、その後センターで継続した治療を行い、可能な限り譲渡を行っている。

(7) 収容動物の保護管理業務

収容された犬、猫等の健康状態についての診察を行い、異常を認めた場合には、観察室で必要な措置を行う。

なお、負傷・病気等で回復の見込みがたたず、やむを得ず処分する場合には、一頭ずつ鎮静・麻酔薬を使用している。

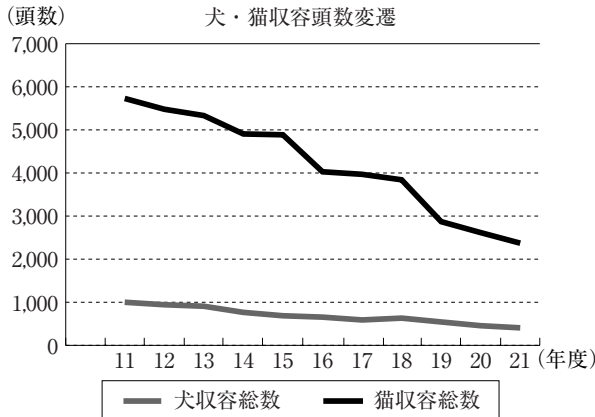


図10 犬・猫収容頭数の推移

(8) 犬の捕獲業務

「狂犬病予防法」や「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、犬による咬傷事故や放し飼い、糞尿による迷惑行為など、地域住民への被害を防止するために、放されている犬を捕獲している。

(9) 収容動物の返還率向上のための方策

収容した動物を可能な限り、元の飼い主へ返還するために、収容した犬や猫等の情報を市ホームページに掲載するほか、犬の鑑札や名札、犬・猫のマイクロチップ等の装着を推進している。

(10) 動物取扱業の登録等

動物取扱業の登録等を行うほか、動物取扱業者に対して、動物の適正な取扱いに関する必要な監視指導を18区役所と連携して行っている。

(11) 特定動物の飼養・保管の許可等

特定動物の飼養・保管の許可等を行い、定期的な監視指導を行っている。

6 横浜市の動物行政の現状

平成21年度に、当センターの前身である、畜犬センターで飼い主不明により保護した犬は290頭、捕獲した犬は20頭、飼い主の申し出により引取を行った犬は79頭で、計389頭の犬を保護・収容した。飼い主不明犬のうち、70.3%にあたる、218頭が飼い主のもとに返還された。収容した飼い主不明犬のうち、飼い主が返還に現れなかった犬については、一般市民への譲渡を行っており、21年度は67頭を新しい飼い主の元に送り出した。また、21年度中に致死処分を行った犬は78頭であった。(なお、収容頭数と返還・譲渡・処分頭数は、それ以前の年度内収容分や、自然死、収容中に出産をした例があるため、一致しない。) (表3)

21年度の猫の収容頭数は、2,372頭であり、うち1頭が飼い主に返還され、465頭が社横浜市獣医師会を通じて、新しい飼い主へ譲渡された。この実績は、(社)横浜市獣医師会の広報活動及び所属獣医師の方々一人ひとりの

表3 犬関係業務実績 (単位:頭)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度
収容頭数	645	556	491	389
返還数	297	265	238	218
譲渡数	114	85	65	67
安楽死処分	234	206	188	78
老衰・病死等	—	—	—	26
予防注射件数	98	93	76	67

※平成20年度までは、安楽死処分数に老衰・病死等を含む

表4 猫関係業務実績 (単位:頭)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	
猫等引取総数	3,816	2,852	2,614	2,372	
内訳	飼い主不明猫	3,337	2,460	2,194	1,975
	飼えなくなった猫	174	150	174	138
	負傷猫等	305	242	246	259
収容後	飼育用譲渡	438	402	509	465
	安楽死処分	3,378	2,450	2,102	1,906
	返還	—	—	3	1

啓発活動により成し遂げられたものであり、本市としてその結束力と力強さには心から感謝している (表4)。

犬、猫ともに10年前と比較して収容頭数は半分以下に減少している。また、猫については、処分頭数は約1/3となっている (図10)。

本市では、平成29年度末の引取数・処分数が平成18年度実績と比べ半減することを目標としている。今後とも安易な動物の飼育防止や、終生飼育の徹底等について、動物愛護週間など機会をとらえて啓発を行い、人と動物の調和のとれた共生を目指して取り組んでいきたい。

7 ボランティアとの協働

より良い飼養環境の整備、より多くの譲渡実現等を積極的に推進するためには、ボランティアとの協働が必要不可欠であり、協働による施設運営、事業展開等の体制づくりを進めている。

ボランティアの募集については、まず第1段階として、後述する、協力団体である「人と動物の共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方をボランティアとして登録し、協働体制を整えたのち、秋以降一般公募によりボランティアを募集し、体制を拡充していく予定である。

8 市民利用施設として

センターは動物愛護意識の啓発など、横浜市の動物行政の拠点としてばかりではなく、地域交流の場として機

表5 貸出施設概要

名称	利用定員	面積(m ²)	付帯設備	想定される利用目的
貸切利用施設	視聴覚室兼研修室 最大150人程度 (イス席のみの場合は300人) 分割利用可 (100人+50人)	257.57	パソコン プロジェクター スクリーン 音響設備	講演会、会議、研修、趣味サークル(社交ダンス、ヨガ等)、映画等上映会、音楽会(大音響除く)
	研修室	19.66	囲碁等	会議、研修、趣味サークル
	飼育体験実習室 (犬猫生態学習室含)	188.41		犬猫のしつけ教室 生態学習
	ふれあい広場		芝生広場	
市民交流プラザ			展示ボード、テーブル	作品の発表・展示など

能を併せ持っており、市民の各種活動の場として利用していただいている。

開所以来、6月25日までのセンター利用者数は1,026名で、1日平均約34名が来所し、センターの見学、会議等にご利用いただいている。

施設利用予約の申し込みは3カ月前(横浜市民以外の方のみの場合は1カ月前)から受け付けている(使用料は無料)。

貸出施設は表5のとおりである。

9 人と動物との共生推進よこま協議会

動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づく協議会として、公募市民、動物関係団体及び横浜市獣医師会から組織する「人と動物との共生推進よこま協議会」(以下、「協議会」という)を設置している。

協議会は、本市動物行政の適正な推進に向け、情報交換及び意見交換を行い、日頃から市内における動物に関する問題解決や、適正飼育の推進を図っている。

平成22年度は、動物愛護週間である9月26日(日)に、協議会と本市の共催で、「動物愛護フェスタ〜どうぶつのいる楽しいくらし〜」を横浜市西区みなとみらい3丁目にある、グランモール公園・美術の広場(横浜美術館前)にて開催した。

同フェスタでは、動物健康相談、動物に関するクイズ、スタンプラリー、畜犬センター啓発犬によるデモンストレーション、消防局音楽隊によるドリル・演奏などを催し、天候に恵まれたこともあり、およそ1万人の方にご参加いただき、好評を得た(図11)。



図11 動物愛護フェスタ

10 最後 に

設立の構想から長い年月を要し、センターは開所した。しかし、市民の認知度は十分とは言えない。今後はあらゆる機会をとらえて広報を行い、センターの事業内容等の周知を図り、施設の十分な活用を推進していきたい。また、ボランティア等の協力を得て、各種事業を通して動物愛護精神の普及啓発にますます邁進していく所存である。

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XVI)— 奈良県動物愛護センターの概要 ～動物と楽しく暮らせるみんなの街～

伏見 誠† (奈良県桜井保健所動物愛護センター所長)



1 はじめに

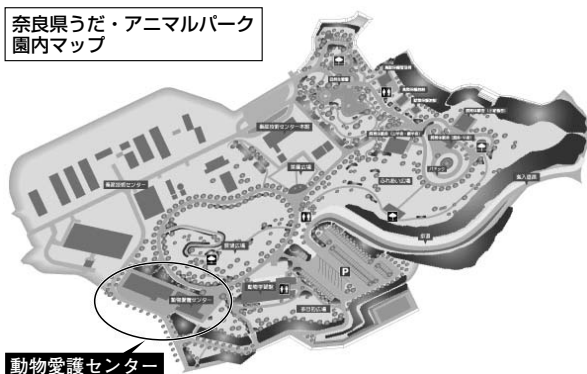
近年、犬や猫などの飼育動物が人にもたらす心の安らぎや、補助犬・介助犬の役割が注目されるなど、人と動物との関係が多様かつ密接になっている一方で、動物虐待や不適正多頭飼育、或いは人の生活環境侵害、動物由来感染症等の問題も多発している。飼育知識や責任感の欠如した飼い主による、無計画な繁殖や安易な飼育放棄により、行政が収容、殺処分した数は全国で約23万頭(平成21年度)にのぼる。この数値を人と動物の共生社会の負のバロメータであると指摘する声も多く、全国の自治体にと

って共通の課題としての認識と取り組みが広がっている。

「奈良県動物愛護センター(以下「センター」)」(図1)は、「動物と楽しく暮らせるみんなの街」をスローガンに、人と動物の共生社会をめざす拠点施設として、平成20年4月に「奈良県うだ・アニマルパーク(以下「パーク」)内に開設された。平成22年度より土・日・祝日も開所、各種の動物愛護啓発イベントを実施しており、来場者、特に小学生を対象とした「命の学習」等の動物愛護教育にも取り組んでいる。

また、平成23年度からは県内一部の保健所管内の動物取扱業関連業務及び特定動物の飼養許可業務等に加え、奈良県の動物行政を総合的な推進を目指している。

奈良県うだ・アニマルパーク
園内マップ



動物愛護センター



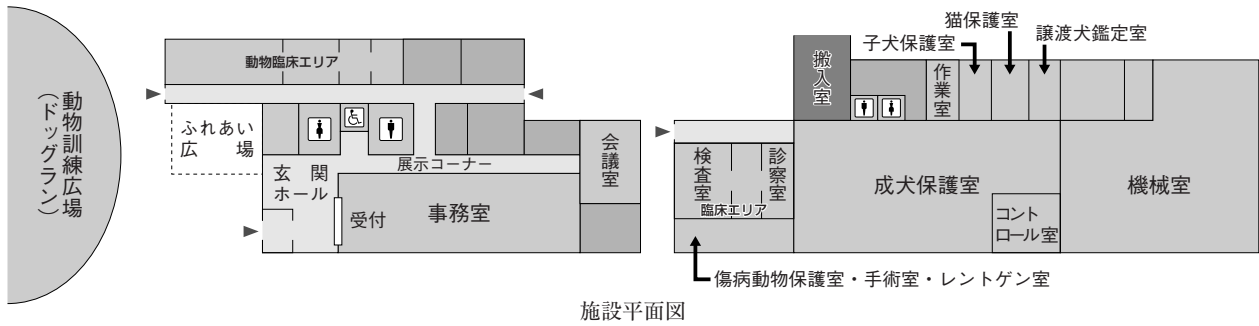
図1 奈良県桜井保健所動物愛護センター外観

† 連絡責任者：伏見 誠 (奈良県桜井保健所動物愛護センター)

〒633-2112 宇陀市大宇陀小附89

☎0745-83-2631 FAX 0745-83-2573

E-mail : dobutsu-pc@office.pref.nara.lg.jp



にゃん友ルーム



動物訓練広場



ふれあいリビング



臨床エリア



管理棟



飼養棟

図2 施設の概要

2 施設及び組織の概要

パークは、県畜産技術センターの敷地再整備事業により、万葉人が愛した葉狼の地“かぎろひの里”として、また古くから城下町として有名な宇陀市大宇陀の地に平成20年に建設され、その敷地内にセンターは前施設より移転した。

パークには、牛の乳搾り体験やポニーの乗馬体験など、県民の憩いの場となる都市公園ゾーンと、畜産技術センターの中小家畜部門、野生鳥獣保護部門、動物愛護センターが併設され、畜産動物・野生動物・伴侶動物を同時に目にすることができる、全国でも珍しい施設である。

当センターの立地が県中心部から離れた県東部山間地に位置していることもあり、当初は来場者が少なかったが、平成21年度のドッグラン開設、平成22年度からの土日祝日開所、また、パーク来場者へのPR、パークとの共同イベントの実施などにより、順調に来場者数が伸びている現状にある。

【施設の概要】(図2)

敷地面積：約8,806m²

建物延床面積：約1,322m²

事務・飼養棟：事務室、会議室、動物飼養エリアなど
 臨床・管理棟：臨床エリア、収容動物の保護室、動物の安楽死・焼却設備など

屋外施設：

動物の運動やしつけを行う動物訓練広場（ドッグラン）など

また、パーク動物学習館内には、犬、猫の室内飼育のモデルルームを設けている

ふれあいリビング：約30m²

ここでは、動物が快適に室内で暮らすための様々な工夫を展示しており、室内飼育のメリットを訴えながら、動物愛護啓発イベントを実施している。

【組織の概要】(図3)

【職員構成】(図4)

【業務・事業】(表1, 表2, 図5)

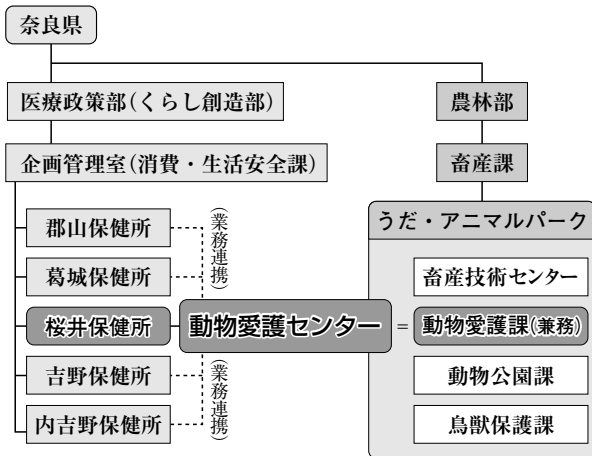


図3 組織の概要

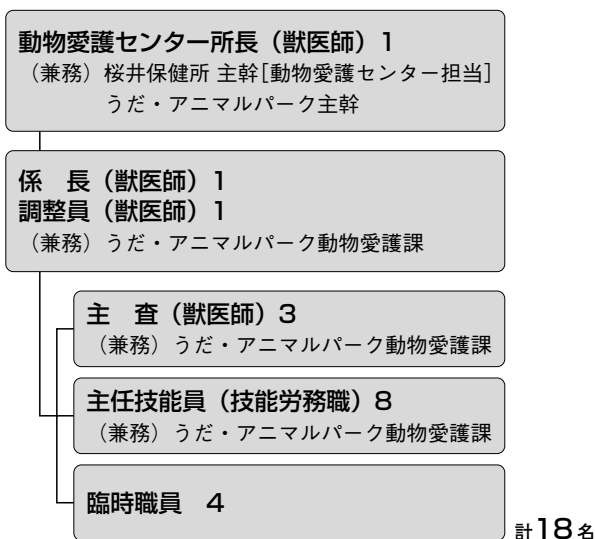


図4 職員構成

3 事業の概要

(1) 動物管理事業

ア 保管動物のQOLの向上

センター開所に伴う保管環境の改善と取扱頭数の減少（特に犬）により、保管動物へのケアは格段に向上した。そこから更に、“動物への適正な対処と管理”をすべての啓発事業の基礎とした、もう一段上の管理を目指している。

朝、夕の給餌の他、複数の職員が声を掛けてご褒美のオヤツを与え、これに対応して清掃も3回実施し保管動物との良い関係づくりと共に、「どうせ処分する動物だから……」という考えをなくし、“ウンチで体を汚さない管理”を合い言葉として適正な保管に努めている。また、そこから一歩踏み込み、「動物のニーズに気づき、動物福祉を考え、動物への責任を果たすことを学ぶ。」ことを目標としている。これは様々な啓発事業で、くり返し県民にお伝えしていることであり、我々自らが管理する動物の取扱いを適正に維持し

表1 事業概要

業務	内容
動物の保護及び収容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放浪犬などの保護 ■ 動物に係る苦情・相談対応 ■ 飼えなくなった犬・猫の引取 ■ 傷病犬・猫の保護
収容動物の措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飼い主への返還 ■ 希望者への譲渡 ■ 安楽死処置
啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飼育相談事業 ■ 各種講習会 ■ 啓発イベント
動物取扱業及び特定動物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登録及び飼養許可 ■ 監視指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動物由来感染症対策 ■ 関連機関との連携

表2 平成22年度 取扱頭数 (単位:頭)

		収容頭数			処分頭数		
		捕獲	引取り	計	返還	譲渡	安楽死
犬	成犬	226	261	487	76	23	448
	子犬	60	100	160	1	42	57
	小計	286	361	647	77	65	505
猫	成猫		365	365	1	0	364
	子猫		1,130	1,130	0	12	1,118
	小計		1,495	1,495	1	12	1,482
計		286	1,856	2,142	78	77	1,987

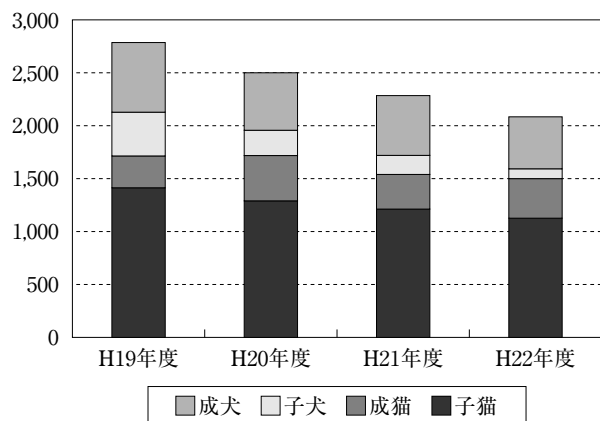


図5 犬猫取扱総数

ていくことが重要と考えている。

イ 健康管理と一次審査

随時、獣医師が保管動物の健康状態と人への反応をチェックし、保管期間の終了日に、複数の職員による行動等の一次審査を実施している。合格した個体は、検便、血液検査を実施、処分保留とする。この検査結果が良好であれば、2次審査へと進むことになる。



図6 収容犬情報



図7 譲渡

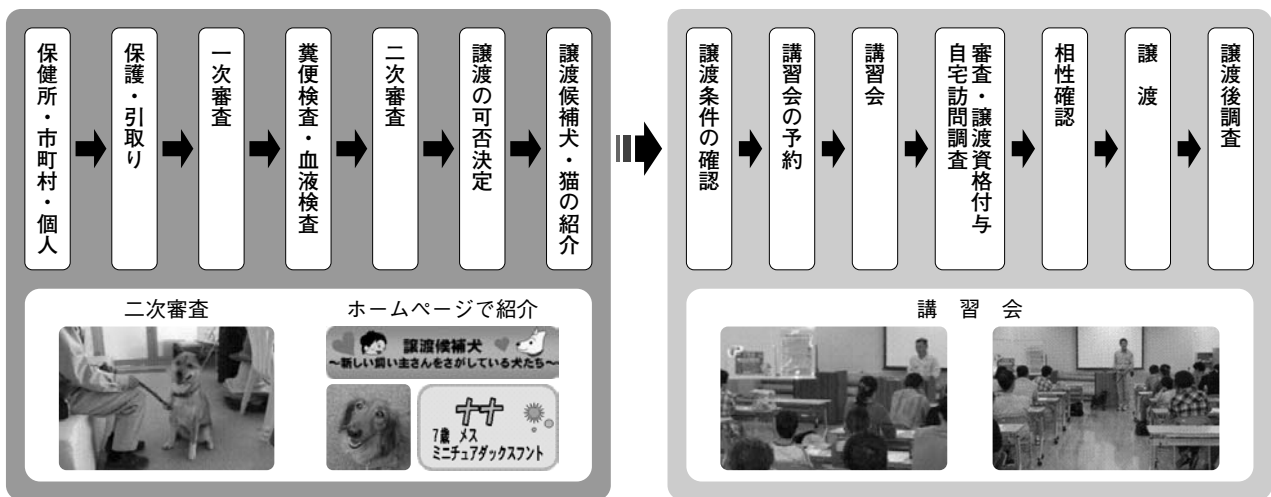


図8 譲渡の流れ・講習会

ウ 処分方法の改善

殺処分の方法についても、可能な限り個体の尊厳を守り、負担を軽減する方向で改善に取り組んでいる。すでに、猫では大半をソムノペンチルを用いて麻酔死処置しており、犬については体格や性格、状態に応じて、麻酔死と炭酸ガスを選択、実施している。近い将来には、すべての個体を麻酔死に移行させることを目標としている。

(2) 動物の社会復帰事業

ア 収容動物の返還 (図6)

所有者への返還率の向上には、どの自治体でも力を入れているところであるが、我々も保護犬の画像をセンターのホームページに掲載している。これにはアクセスされる方からの相当数の反応があり、今後一層のパソコンの普及を考えれば、極めて有力な情報提供手段といえる。併せて、各保健所との不明・保護情報の共有により、返還率の向上を図っている。

マイクロチップの読み取りによる飼い主判明は、開所3年余りで僅か4例ではあるが、今後この普及によって、逸走動物発見のより有効な手段となっていくものと思われる。

イ 動物の譲渡事業

「適性のある動物を適正な飼い主へ」を合い言葉に、平成20年夏に動物の譲渡事業を開始した。初年度には成犬7頭、子犬12頭、平成22年度には成犬23頭、子犬42頭、猫12頭を、新しい飼い主のもとに送り出している (図7)。

この事業は、一つには動物の命を救うこと (処分頭数の削減) と、もう一つは奈良県内に適正な飼い主を増やすこと (適正飼養の普及) の二つを目的に実施している。譲渡後、不適正な飼養によって周囲に迷惑をかけたたり、飼い主との関係が崩れかみつき事故を起こす等の問題が生じ、飼育放棄の事態に追い込まれたりしたのでは、譲渡事業そのものが問われることになるかもしれない。

そこで、譲渡希望者に対しては、年齢制限を初め多数の条件を設け、これを満たす方を対象に譲渡前講習会の受講を義務付け、ここで飼い主の果たすべき責任、動物の飼育のポイントなどを伝えている。更に自宅訪問調査を実施し、実際の動物の飼養環境等を確認している。「動物の譲渡」に向け意識的に高く設定したハードルと数次の確認作業にリタイヤされる方も相



図9 譲渡候補犬及び猫（左から、パドック、ドッグラン、にゃん友ルーム）



ワンだふるパートナー



ワンだふるクラス



獣医さんになろう



子犬のようちえん

図10 動物愛護啓発事業

当数あるが、それは、あらかじめ不安定要素を持つ方を出来る限り排除したいという意図からであり、この譲渡事業の質を高く保つための安全弁であると考えている（図8）。

前述の動物管理棟での一次審査（健康チェックを含む）合格動物は、混合ワクチンを接種後、動物飼養棟に移し、社会適正を見きわめる二次審査（環境省適正譲渡マニュアルに準拠）を実施している。この審査に合格して初めて譲渡候補動物として一般公開されることとなる。これらの個体は譲渡に向けて、スタッフが社会化等のリハビリトレーニングを日常的に行っている。

譲渡候補動物の情報はセンターのHPに掲載し、また、センターにおいては譲渡候補犬とは柵越しに、譲渡候補猫とは猫観察室（にゃん友ルーム）において、

直接ふれあえるようにしている（図9）。

（3）動物愛護啓発事業（図10）

「動物と楽しく暮らせるみんなの街」づくり

ア 動物愛護啓発イベントーワンだふるタイムー

平成22年より、動物愛護啓発事業の展開を目的として、土日祝日開場に踏み切った。職員の勤務ローテーション的な負担は大きいですが、数多くの来場者が期待できることから、事業展開には格好の舞台といえる。以下のイベントをつうじ、来場者に動物の適正な飼養について学んでもらい、併せて我々の動物譲渡事業のPRも実施している。

（ア）ワンだふるパートナー（いわゆる「しつけ教室」）

しつけインストラクター、及びセンタースタッフの指導の下、成犬は全4回コース、子犬は全2回コ



図12 サマースクール



図11 学習シート

猫の安全を確保した上で、参加者（5歳以上）に猫と遊んでもらうことで、猫の社会化に役立たせながら、猫との楽しい時間を体験してもらう。同時に、繁殖制限手術と室内飼育のメリットを体感してもらう。

イ 遠足・校外学習対応

遠足や校外学習で訪れた児童生徒に対して、パーク内6カ所に動物に関連したクイズポイントを設置。それらを解いて回るスタンプラリーを実施している。これにより、ゲーム感覚で楽しみながらパーク内の動物への関心を高め、学習効果を向上させる。

また、学年や学級の学習目的に応じ、10種類の学習シート（図11）からテーマを選び、30分程度のワークショップを実施している。

ウ 職場体験

平成22年度より、中学生の職場体験を積極的に受け入れている。施設見学、譲渡候補犬の飼育体験を通じて、センター業務について知ってもらうと共に、適正飼養や人が果たすべき責任について、学ぶ機会を提供している。

エ サマー（ウインター・スプリング）スクール（1日飼育体験）

平成22年度より、小学生を対象として長期休暇に対応して実施している。譲渡候補犬の飼育体験やトレーニング体験、パートナードッグとのゲーム、譲渡候補猫とのふれあい等により、子どもたちが楽しみながら適正な飼養や動物との暮らしの楽しさを体感できるプログラムを実施、好評を得ている（図12）。

オ 各種研修会

動物愛護週間事業の一環として、人と動物に関わる研修会を不定期に開催している。

平成23年度は教育委員会との連携により、教師を対象とした「動物と人との関わり」についての研修会を開催した。

カ 動物愛護週間行事（図13）

・県下の小学生からの動物愛護の絵の募集と優秀作品

ースのしつけ教室を実施。センターからの譲渡犬については、受講されることを推奨している。

(イ) ワンだふるクラス（いわゆる「ふれあい教室」）

センターが設ける基準（人と犬の双方）に適合した、飼育者とその飼い犬（パートナードッグ）によりセンターの譲渡基準、犬との正しい接し方、犬からの危害防止の方法を学ぶと共に、適性の高い犬と暮らすことの楽しさを体験してもらう教室を実施している。

(ウ) こんにちワン（お楽しみイベント）

「適正飼養」や「命の大切さ」を楽しみながら学んでもらうことと、センターの譲渡候補犬や譲渡候補猫の社会化の補助を目的に、以下のイベントを実施している。

- ・獣医さんになろう：白衣と聴診器で獣医さんに変身
マイクロチップや鑑札による所有の明示の重要性を学ぶ。また、参加者やパートナードッグ、ぬいぐるみの心音の聞き分けにより、命を感じてもらう。
- ・子犬のようちえん：譲渡候補の子犬と子どものふれあい
子犬の安全を確保した上で、子どもとふれあわせることで、子犬の社会化に役立たせながら、子どもにも動物の扱いやしつけについて学ばせる。
- ・にゃん友タイム：譲渡候補猫とのふれあい



図13 動物愛護週間行事



図14 オリジナルわんこを作ろう

表彰

- ・譲渡犬の里帰りイベント—お帰りオンリーわんこ—
- ・ミニしつけ教室—ハッピーウォークキャンペーン—
- ・動物の慰霊の集い—Remember you—
- ・その他、動物クラフト、スタンプラリー、透明犬の散歩—散歩のマナー啓発など多彩な催しを実施、楽しみながら適正飼養の普及啓発、動物愛護精神の高揚を図っている。

キ 命 の 教 育

センターでは、うだ・アニマルパーク学習館と協力して、動物に対する気付き、共感、責任をキーワードに「ふれあい」から「責任」まで、段階を踏んだプログラムの実施を進めている。その一環として、適正飼養を学ぶと共に、センターの譲渡事業をサポートするグッズづくりの出前授業「オリジナルわんこを作ろう」(図14)を地元の小学校2校で実施した。

4 これからの取り組み

平成20年2月に策定した奈良県動物愛護管理推進計画に基づき、「所有者の動物及び社会に対する責任の徹底」、「センターにおける動物の適正な取扱い」及び「教育機関との連携」等を中心に事業を推進していく。これには、行政のみならず獣医師会、地域住民及び動物愛護団体等と連携、情報交換、事業展開が必要不可欠と考えている。

また、当センターは「うだ・アニマルパーク」という畜産動物の育成、野生動物の保護を所轄する総合的な動物公園内に位置し、パークには「動物学習館」という高い集客力を持ち、情報の発信、収集に最適な施設を有している。これらの部局とは「動物のニーズに気付き、動物福祉を考え、動物への責任を果たすことを学ぶ」を共通のコンセプトとして連携を深めながら、この施設を最大限に活用、事業を推進していきたいと考えている。

5 お わ り に

平成22年度のセンター収容頭数は、2,142頭(処分は1,987頭)。昭和60年代のピーク時には1万頭を超える収容があり、ほぼすべてを殺処分していた頃から見ると、正に昔日の感がある。当時は、『狂犬病予防、野犬捕獲が業務のすべて』という時代で、動物行政とは狂犬病予防法によって、これらの脅威から市民生活を守るという意味合いが強かった。

国内の犬からの狂犬病発症を半世紀以上押さえ込み、今や日常生活でも野犬の姿を見ることもめったになくなった。しかし、公衆衛生的観点からのコントロールを維持することは当然としても、すでに伴侶動物としての位置付けが固まりつつある、犬や猫をどう処遇するのが問われる時代になってきたと考える。

前述の2,142頭は、奈良県内の飼養者がその伴侶動物に対する責任を果たせなかった総数と考えられるが、それをゼロにすることは当面不可能であり、そこに公衆衛生獣医師がもう少し深く関わることで、センターに持ち込まれる頭数が減少すればと考えている。

これと並行して、動物の社会復帰を目指す取り組みについて、動物愛護センターで学び、参加できる啓発事業、或いはプログラムを更に提供していきたいと考えている。基本的コンセプトは“動物福祉と人の責任”であり、キーワードは『繁殖制限』と『室内飼育』ではないだろうか。

こうした積み重ねによって、動物に対する責任を放棄する人を減らしていくことで処分頭数の半減化を、更にもう一歩踏み込んで「動物と楽しく暮らせるみんなの街」の実現を目指していきたい。